

社会保障審議会児童部会  
ひとり親家庭への支援施策の在り方に関する専門委員会  
(第11回)

平成30年1月10日(水)  
10:00~12:00  
専用第21会議室(17階)

議事次第

○議事

1. 開会
2. 議題

ひとり親家庭への支援施策の在り方について

3. 閉会

[配布資料]

- 資料1 社会保障審議会児童部会「ひとり親家庭への支援施策の在り方に関する専門委員会」について
- 資料2 ひとり親家庭への支援施策等について
- 資料3-1 平成28年度全国ひとり親世帯等調査結果の概要について
- 資料3-2 平成28年度全国ひとり親世帯等調査結果
- 資料4 平成28年度母子家庭の母及び父子家庭の父の自立支援策の実施状況
- 資料5 児童扶養手当制度等の見直しについて(案)
- 資料6 平成30年度ひとり親家庭等自立支援関係予算案の概要

## 社会保障審議会児童部会 「ひとり親家庭への支援施策の在り方に関する専門委員会」について

- 社会保障審議会児童部会に設置された「ひとり親家庭への支援施策の在り方に関する専門委員会」について、幅広くひとり親家庭への支援施策の在り方を検討する専門委員会として位置付けることとする。

(平成29年12月19日)

見直し後の設置要綱	見直し前の設置要綱
<p>社会保障審議会児童部会ひとり親家庭への支援施策の在り方に関する専門委員会の設置について</p>	<p>社会保障審議会児童部会ひとり親家庭への支援施策の在り方に関する専門委員会の設置について</p>
<p>1. 設置の趣旨</p> <p>ひとり親家庭への支援施策の在り方を検討するため、社会保障審議会児童部会に「ひとり親家庭への支援施策の在り方に関する専門委員会」（以下「専門委員会」という。）を設置する。</p> <p>2. 構成等</p> <p>(1) 専門委員会の委員は、別紙のとおりとする。</p> <p>(2) 専門委員会には、委員長を置く。</p> <p>(3) <b>専門委員会には委員長代理を置く。委員長代理は、委員長の指名とする。</b></p> <p>(4) 専門委員会は、委員長が必要であると認めるときは、関係者の参加を求めることができる。</p> <p>(5) 専門委員会の庶務は、厚生労働省<b>子ども家庭局</b>家庭福祉課において処理する。</p> <p>3. 主な検討事項</p> <p>(1) ひとり親家庭への支援施策の実施体制について</p> <p>(2) ひとり親家庭への就業支援の在り方について</p> <p>(3) ひとり親家庭への子育て・生活支援の在り方について</p> <p>(4) ひとり親家庭への養育費確保支援の在り方について</p> <p>(5) ひとり親家庭への経済的支援の在り方について</p> <p>(6) その他</p> <p>4. その他</p> <p>(1) 委員会は、原則公開とする。</p>	<p>1. 設置の趣旨</p> <p><b>改正児童扶養手当法（平成22年8月施行）の施行3年後検討規定に基づき、</b>ひとり親家庭への支援施策の在り方を検討するため、社会保障審議会児童部会に「ひとり親家庭への支援施策の在り方に関する専門委員会」（以下「専門委員会」という。）を設置する。</p> <p>2. 構成等</p> <p>(1) 専門委員会の委員は、別紙のとおりとする。</p> <p>(2) 専門委員会には、委員長を置く。</p> <p>(3) 専門委員会は、委員長が必要であると認めるときは、関係者の参加を求めることができる。</p> <p>(4) 専門委員会の庶務は、厚生労働省<b>雇用均等・児童家庭局</b>家庭福祉課において処理する。</p> <p>3. 主な検討事項</p> <p>(1) ひとり親家庭への支援施策の実施体制について</p> <p>(2) ひとり親家庭への就業支援の在り方について</p> <p>(3) ひとり親家庭への子育て・生活支援の在り方について</p> <p>(4) ひとり親家庭への養育費確保支援の在り方について</p> <p>(5) ひとり親家庭への経済的支援の在り方について</p> <p>(6) その他</p> <p>4. その他</p> <p>(1) 委員会は、原則公開とする。</p>

社会保障審議会児童部会  
ひとり親家庭への支援施策の在り方に関する専門委員会の設置について

1. 設置の趣旨

ひとり親家庭への支援施策の在り方を検討するため、社会保障審議会児童部会に「ひとり親家庭への支援施策の在り方に関する専門委員会」（以下「専門委員会」という。）を設置する。

2. 構成等

- (1) 専門委員会の委員は、別紙のとおりとする。
- (2) 専門委員会には、委員長を置く。
- (3) 専門委員会には委員長代理を置く。委員長代理は、委員長の指名とする。
- (4) 専門委員会は、委員長が必要があると認めるときは、関係者の参加を求めることができる。
- (5) 専門委員会の庶務は、厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課において処理する。

3. 主な検討事項

- (1) ひとり親家庭への支援施策の実施体制について
- (2) ひとり親家庭への就業支援の在り方について
- (3) ひとり親家庭への子育て・生活支援の在り方について
- (4) ひとり親家庭への養育費確保支援の在り方について
- (5) ひとり親家庭への経済的支援の在り方について
- (6) その他

4. その他

- (1) 委員会は、原則公開とする。

別紙

社会保障審議会児童部会  
ひとり親家庭への支援施策の在り方に関する専門委員会 委員名簿

氏名	所属
今村 華代	全国母子・父子自立支援員連絡協議会会長
乙部 公裕	全国母子生活支援施設協議会副会長
合原 佳登理	全国母子寡婦福祉団体協議会母子部長
小杉 礼子	労働政策研究・研修機構特任フェロー
島崎 謙治	政策研究大学院大学教授
新保 幸男	神奈川県立保健福祉大学教授
高山 厚志	浜松市こども家庭部子育て支援課長
永澤 隆志	山形県子育て推進部子ども家庭課長
町山 貴子	松戸市こども部長

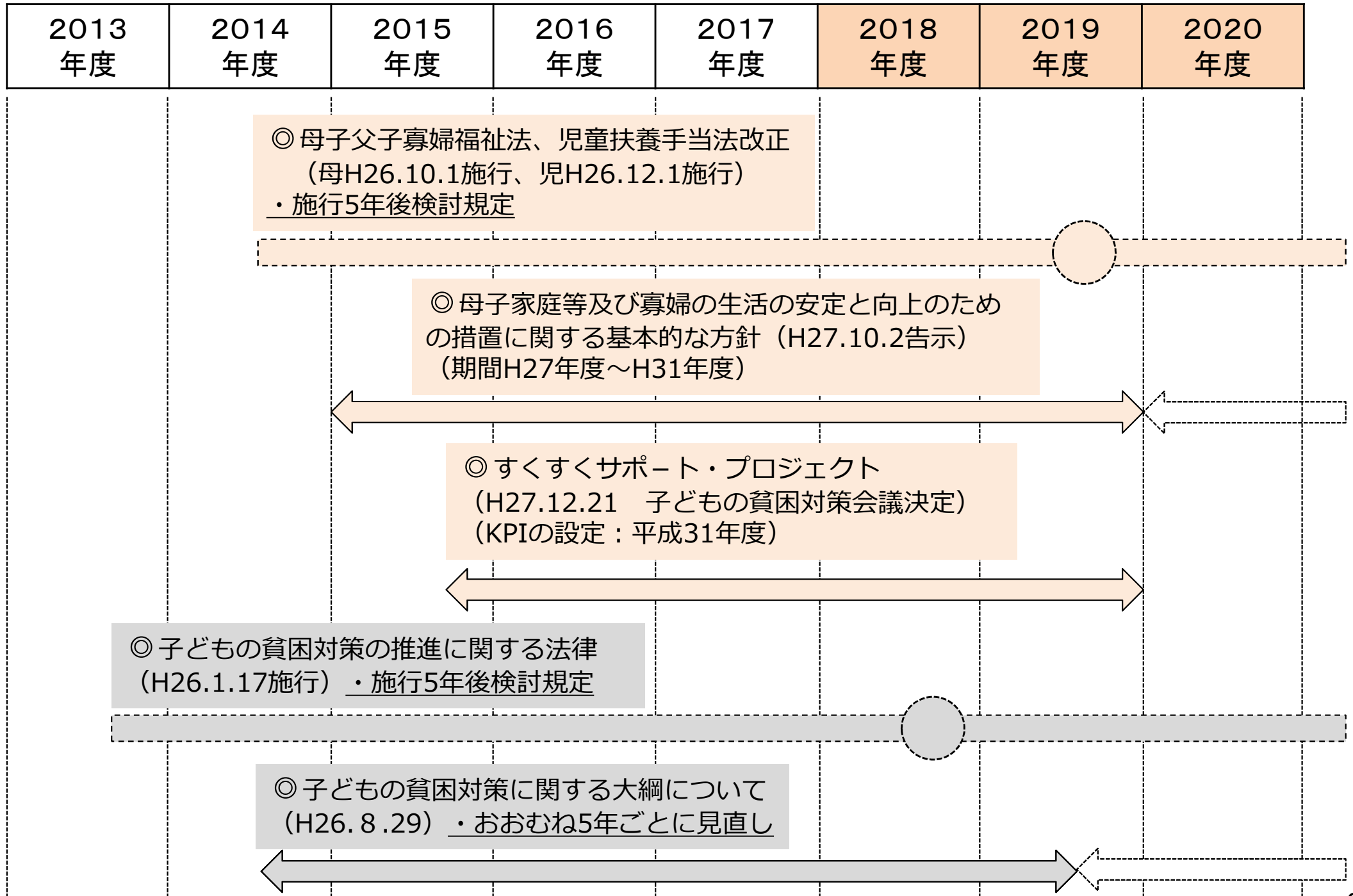
(敬称略、五十音順)

# ひとり親家庭への支援施策等について

# ひとり親家庭への支援施策等に係る近年の状況

平成 26年	<ul style="list-style-type: none"><li>○ <b>子どもの貧困対策の推進に関する法律（平成25年法律第64号）の成立（平成26年1月17日施行）</b><ul style="list-style-type: none"><li>・ 子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るため、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的とする。</li><li>・ 法の附則に施行5年後の見直し検討規定が設けられる。</li></ul></li> <li>○ <b>子供の貧困対策に関する大綱について（平成26年8月29日閣議決定）</b><ul style="list-style-type: none"><li>・ 子どもの貧困対策の推進に関する法律第8条の規定に基づき定められる。</li><li>・ おおむね5年ごとを目途に見直しを検討する。</li></ul></li> <li>○ <b>母子及び寡婦福祉法、児童扶養手当法の改正（平成26年10月1日、平成26年12月1日施行）〈別添1参照〉</b><ul style="list-style-type: none"><li>・ 平成25年8月の「中間まとめ※」の課題への対応や子どもの貧困対策にも資するよう、ひとり親家庭への支援策を強化。 ※社会保障審議会児童部会ひとり親家庭への支援施策の在り方に関する専門委員会「中間まとめ」</li><li>・ 母子及び寡婦福祉法の改正（平成26年10月1日施行） ひとり親家庭への支援体制の充実、支援施策・周知の強化、父子家庭への支援の拡大を行い、法律名を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改称。</li><li>・ 児童扶養手当法の改正（平成26年12月1日施行） 公的年金等を受給できる場合の併給制限を見直し、年金額が手当額を下回るときはその差額分の手当を支給。</li><li>・ 改正法の附則に施行5年後の見直し検討規定が設けられる。</li></ul></li></ul>
27年	<ul style="list-style-type: none"><li>○ <b>母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針</b><ul style="list-style-type: none"><li>・ 母子及び父子並びに寡婦福祉法第11条第1項の規定に基づく基本方針を定める。（平成27年10月2日、厚労告417）</li><li>・ 基本方針の対象期間は、平成27年度から平成31年度までの5年間。</li></ul></li> <li>○ <b>すくすくサポート・プロジェクト（すべての子どもの安心と希望の実現プロジェクト）〈別添2参照〉</b><ul style="list-style-type: none"><li>・ 平成27年12月21日子どもの貧困対策会議決定</li><li>・ 就業による自立に向けた就業支援を基本としつつ、子育て・生活支援、学習支援などの総合的な支援の充実を実施。</li></ul></li></ul>
28年	<ul style="list-style-type: none"><li>○ <b>児童扶養手当法の改正（児童扶養手当の機能の拡充）（平成28年8月1日施行）〈別添3参照〉</b><ul style="list-style-type: none"><li>・ 第2子加算額を5,000円から最大10,000円に、第3子以降加算額を3,000円から最大6,000円に増額。</li><li>・ 加算額についても、物価スライドを適用するとともに、年収に応じて支給額を逡減させる。（※） ※支給額の逡減については政令改正。物価スライドは平成29年4月分から適用。</li></ul></li></ul>

# ひとり親家庭等への支援施策について(今後の検討課題等)







## 「中間まとめ※」で指摘された現状と課題

## 具体的な対応

### 支援施策全体の現状と課題

- ✓ 各家庭の課題を把握・整理し、適切な支援メニューにつなげる相談支援体制が不十分。
- ✓ 地域により支援メニューに、ばらつきあり。
- ✓ 支援施策が知られず、利用が低調。
- ✓ 経済的に厳しい父子家庭も存在。

### I. 相談支援体制の構築

#### 《支援を必要とする家庭に必要な支援が届くよう相談支援体制を構築》

- 支援メニューを組み合わせる総合的・包括的な支援を行うワンストップの相談窓口の構築【予】
- 支援施策の広報啓発活動の強化【予・法】
- ニーズを踏まえた自治体での支援メニューの計画的整備【予・法】
- 父子家庭への支援の推進、施策の周知徹底【予・法】

### 個別の支援分野の現状と課題

### II. 支援メニューの充実

#### ① 就業支援

- ✓ 非正規雇用の者が多く、稼働所得が低い。
- ✓ 就業を希望しても就職できない者も多数。
- ✓ 就業・転職には資格取得が有効。  
他方で、訓練と子育てとの両立が困難。

#### 《安定した雇用による就労自立を実現》

- ワンストップの相談窓口による関係機関と連携した就業支援【予】
- 就業支援関連事業等（就業支援講習会、相談関係職員の研修、自立支援プログラム策定等の拡充）の充実強化【予】
- 資格取得のための給付金の非課税化【税・法】

#### ② 子育て・生活支援、子どもへの支援

- ✓ 就業・訓練と子育てとの両立が困難。
- ✓ 子どもへの影響（貧困の連鎖など）も懸念。

#### 《就業等と子育ての両立及び子どもの健全育成を実現》

- 就職活動等の際の保育サービス（日常生活支援事業）の拡充等【予・法】
- 児童訪問援助員の派遣、学習支援ボランティア事業の拡充【予・法】

#### ③ 養育費確保、④経済的支援

- ✓ 養育費等の取決め・履行は十分に進まず。
- ✓ 児童扶養手当の公的年金との併給制限の見直しや、母子福祉資金貸付の父子家庭への対象拡大が検討課題。

#### 《養育費確保支援を推進、経済的支援の機能を強化》

- 養育費、面会交流に関する周知啓発、連携した相談体制【予】
- 児童扶養手当の公的年金との差額支給【予・法】
- 母子福祉資金貸付の父子家庭への対象拡大【予・法】

ひとり親家庭における子育て・就業の両立による就業自立、子どもの健全育成を実現。

※1 社会保障審議会児童部会ひとり親家庭への支援施策の在り方に関する専門委員会 中間まとめ(平成25年8月)

※2 【 】内の「予」は平成26年度予算で確保したもの、「税」は平成26年度税制改正が認められたもの、「法」は法律改正事項となるもの。

# 平成26年度のひとり親家庭支援施策の見直しについて

ひとり親が就業し、仕事と子育てを両立しながら経済的に自立するとともに、子どもが心身ともに健やかに成長できるよう、また、「子どもの貧困」対策にも資するよう、ひとり親家庭への支援施策を強化。

※ 平成22年の児童扶養手当法改正法附則の施行3年後の検討規定に基づく見直し。

## 母子及び寡婦福祉法の改正

### 1. ひとり親家庭への支援体制の充実

- 母子家庭等が地域の実情に応じた最も適切な支援を総合的に受けられるよう、①都道府県・市等による支援措置の計画的・積極的実施、周知、支援者の連携・調整、②母子・父子自立支援員（\*3(2)参照）等の人材確保・資質向上、③関係機関による相互協力について規定。

### 2. ひとり親家庭への支援施策・周知の強化

- (1) 就業支援の強化  
高等職業訓練促進給付金等を法定化し、非課税化。 ※母子家庭の母等が就職に有利な資格を取得するために養成機関で修業する期間の生活を支援するための給付金。
- (2) 子育て・生活支援の強化  
保育所入所に加え、放課後児童健全育成事業等の利用に関する配慮規定を追加。  
子どもへの相談・学習支援、ひとり親同士の情報交換支援等に係る予算事業を「生活向上事業」として法定化。
- (3) 施策の周知の強化  
就業支援事業、生活向上事業に支援施策に関する情報提供の業務を規定。

### 3. 父子家庭への支援の拡大

- (1) 法律名を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改称。父子家庭への福祉の措置に関する章を創設。
- (2) 母子福祉資金貸付等の支援施策の対象を父子家庭にも拡大するほか、母子自立支援員、母子福祉団体等や基本方針、自立促進計画の規定に父子家庭も対象として追加し、名称を「母子・父子自立支援員」、「母子・父子福祉団体」等に改称。

## 児童扶養手当法の改正

### 4. 児童扶養手当と公的年金等との併給制限の見直し

- 公的年金等を受給できる場合の併給制限を見直し、年金額が手当額を下回るときはその差額分の手当を支給。

### 施行期日

- (1) 1～3については、平成26年10月1日に施行。
- (2) 4については、平成26年12月1日に施行（平成27年4月から支払い）。

**「すくすくサポート・プロジェクト」  
(すべての子どもの安心と希望の実現プロジェクト)**

**「I ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクト」について**

# 「すくすくサポート・プロジェクト」(すべての子どもの安心と希望の実現プロジェクト) (注)

(平成27年12月21日「子どもの貧困対策会議」決定)

- 経済的に厳しい状況に置かれたひとり親家庭や多子世帯が増加傾向にあり、自立支援の充実が課題。
- 児童虐待の相談対応件数は増加の一途。複雑・困難なケースも増加。



平成27年8月28日 ひとり親家庭・多子世帯等自立支援策及び児童虐待防止対策の「施策の方向性」をとりまとめ  
→年末を目途に財源確保も含めた政策パッケージを策定



## すくすくサポート・プロジェクト

### I ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクト

- 就業による自立**に向けた支援を基本にしつつ、子育て・生活支援、学習支援などの総合的な取組を充実
- 具体的には、ひとり親家庭が孤立せず**支援につながる仕組みを整えつつ、生活、学び、仕事、住まいを支援**するとともに、ひとり親家庭を**社会全体で応援**する仕組みを構築

#### 【主な内容】

- ◇自治体の窓口のワンストップ化の推進
- ◇子どもの居場所づくりや学習支援の充実
- ◇親の資格取得の支援の充実
- ◇児童扶養手当の機能の充実 など

### II 児童虐待防止対策強化プロジェクト

- 児童虐待について、**発生予防から発生時の迅速・的確な対応、自立支援まで、一連の対策を更に強化。**

#### 【主な内容】

- ◇子育て世代包括支援センターの全国展開
- ◇児童相談所体制強化プラン（仮称）の策定
- ◇里親委託等の家庭的養護の推進
- ◇退所児童等のアフターケア など



平成28年通常国会において、児童扶養手当法改正法及び児童福祉法等改正法が成立。

引き続き、「すくすくサポート・プロジェクト」に基づき、ひとり親家庭の支援策を着実に実施する。

※施策の実施に当たっては、官・民のパートナーシップを構築し民間の創意工夫を積極的に活用。

※行政が未だ実施していない事業を民間投資によって行い、行政がその成果に対する対価を支払うといった手法等の先駆的な取組も幅広く参考。

(注) 「すべての子どもの安心と希望の実現プロジェクト」の愛称を「すくすくサポート・プロジェクト」と決定(平成28年2月23日)

# I ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクト（課題と対応）

## 現状・課題

- 経済的に厳しい状況に置かれたひとり親家庭や多子世帯が増加傾向
- これらの方の自立のためには、
  - ・ 支援が必要な方に行政のサービスを十分に行き届けること
  - ・ 複数の困難な事情を抱えている方が多いため一人一人に寄り添った支援の実施
  - ・ ひとりで過ごす時間が多い子供達に対し、学習支援も含めた温かい支援の実施
  - ・ 安定した就労による自立の実現が必要。

- 昭和63年から平成23年の25年間で母子世帯は1.5倍、父子世帯は1.3倍（母子世帯84.9万世帯→123.8万世帯、父子世帯17.3万世帯→22.3万世帯）
- 母子世帯の80.6%が就業しており、そのうち47.4%はパート、アルバイト等
- 母子世帯の平均年間就労収入（母自身の就労収入）は181万円、平均年間収入（母自身の収入）は223万円

## 対応

就業による自立に向けた就業支援を基本としつつ、子育て・生活支援、学習支援などの総合的な支援を充実。

### ① 支援につながる

- ◆ 自治体窓口のワンストップ化の推進

### ② 生活を応援

- ◆ 子どもの居場所づくり
- ◆ 児童扶養手当の機能の充実
- ◆ 養育費の確保支援
- ◆ 母子父子寡婦福祉資金の見直し
- ◆ 多子世帯・ひとり親世帯の保育所等利用における負担軽減

### ③ 学びを応援

- ◆ 教育費負担の軽減
- ◆ 子供の学習支援の充実
- ◆ 学校をプラットフォームとした子供やその家庭が抱える問題への対応

### ④ 仕事を応援

- ◆ 就職に有利な資格の取得促進
- ◆ ひとり親家庭の親の就労支援
- ◆ ひとり親が利用しやすい能力開発施策の推進
- ◆ 非正規雇用労働者の育児休業取得促進

### ⑤ 住まいを応援

- ◆ ひとり親家庭等に対する住居確保の支援

### ⑥ 社会全体で応援

- ◆ 「子供の未来応援国民運動」の推進
- ◆ 子供の未来応援地域ネットワーク形成支援

児童扶養手当法改正法が成立  
平成28年通常国会において

# I ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクト（全体像）

## 支援につながる

### 自治体窓口ワンストップ化の推進

- ワンストップ相談体制整備
- 窓口の愛称・ロゴマークの設定
- 相談窓口への誘導強化
- 携帯メールによる双方型支援
- 集中相談体制の整備 等

## 生活を応援

### 1 子どもの居場所づくり

- 放課後児童クラブ等の終了後に生活習慣の習得・学習支援等を行う居場所づくりの実施

### 2 児童扶養手当の機能の充実

- 第2子・第3子加算額を倍増

### 3 養育費の確保支援

- 地方自治体での弁護士による養育費相談
- 離婚届書等の交付時に養育費の合意書ひな形も同時交付
- 財産開示制度等に係る所要の民事執行法の改正の検討 等

### 4 母子父子寡婦福祉資金貸付金の見直し

- 利率の引き下げ

### 5 保育所等利用における負担軽減

- 年収約360万円未満の世帯の保育料負担軽減

## 学びを応援

### 1 教育費の負担軽減の推進

- 幼児教育無償化へ向けた取組の段階的推進
- 高校生等奨学給付金事業の充実
- 大学等奨学金事業の充実 等

### 2 子供の学習支援の充実

- 高等学校卒業認定試験合格事業の対象追加
- 生活困窮世帯等の子どもの学習支援の充実
- 地域未来塾の拡充
- 官民協働学習支援プラットフォームの構築 等

### 3 学校をプラットフォームとした子供やその家族が抱える問題への対応

- SSWの配置拡充
- 訪問型家庭教育支援の推進 等

## 社会全体で応援

### 1 子供の未来応援国民運動の推進

- 支援情報ポータルサイトの準備 等

### 2 子供の未来応援地域ネットワーク形成支援

- 「地域応援子供の未来応援交付金」創設

## 仕事を応援

### 1 就職に有利な資格の取得の促進

- 高等職業訓練促進給付金の充実
- 高等職業訓練促進資金貸付事業創設
- 自立支援教育訓練給付金の充実 等

### 2 ひとり親家庭の就労支援

- 出張ハローワークの実施
- マザーズハローワークでの支援
- 企業への助成金の活用・拡充 等

### 3 ひとり親が利用しやすい能力開発施策の推進

- 求職者支援訓練における託児サービス支援付き訓練コース等の創設
- 職業訓練におけるeラーニング
- ジョブ・カードを活用した雇用型訓練の推進 等

## 住まいを応援

### ひとり親家庭等に対する住居確保支援

- 公的賃貸住宅等における居住の安定の確保
- ひとり親家庭向け賃貸住宅としての空き家の活用の促進
- 生活困窮者に対する住居確保給付金の支給
- 新たな生活場所を求めるひとり親家庭等に対する支援 等

# ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクト①

支援につながる

## 自治体の窓口のワンストップ化の推進

⇒平成31年度までに、母子・父子自立支援員の相談件数を年間150万件

- ひとり親家庭の相談窓口において、子育て・教育・生活に関する内容から就業に関する内容まで、ワンストップで相談に応じることができる体制を整備。
- ひとり親家庭の相談窓口の認知度を高めるため、**窓口の愛称・ロゴマークを設定**。
- 自治体内の各窓口における連携、支援ナビの活用、スマホ等で検索できる支援情報ポータルサイトの活用により、ひとり親支援の**相談窓口への誘導を強化**。
- ひとり親の携帯メールアドレスを登録し、自治体からの定期的なメール配信により支援情報を提供するとともに、ひとり親からの相談予約を受け付ける**携帯メールを活用した双方向型の支援**を実施。
- 児童扶養手当の現況届の時期（毎年8月）**等に、子育て・生活、就業、養育費の確保など、ひとり親が抱える様々な課題をまとめて相談できる**集中相談体制の整備**を支援。

## 【その他】

- 自治体の窓口における相談の水準の向上（アセスメントシートの開発、研修の充実等）
- ひとり親家庭が必要な支援につながるよう、関係する支援機関（子育て世代包括支援センター、母子生活支援施設、婦人相談所、ハローワーク等）と連携した支援の強化
- 生活困窮者自立支援制度の着実な実施とひとり親施策との連携の推進

### 子どもの居場所づくり

- 放課後児童クラブ等の終了後に生活習慣の習得・学習支援や食事の提供等を行うことが可能な居場所づくりの実施。  
⇒可能な限り早期に、ひとり親家庭の子どもたちの生活・学習支援を年間延べ50万人分提供

### 児童扶養手当の機能の充実

- 児童扶養手当の第2子加算額を現行の5,000円から10,000円へ、第3子以降加算額を現行の3,000円から6,000円へそれぞれ倍増する。
  - ※ 収入に応じて支給額を逓減し、低所得者に重点を置いた改善（第1子分と同じ取扱）
  - ※ 平成28年8月分から拡充（平成28年12月から支給）
- 上記と併せて、不正受給防止対策、養育費の確保や自立のための活動の促進などの取組を行う。

### 養育費の確保支援

- **地方自治体での弁護士による養育費相談の実施**  
⇒平成31年度までにすべての都道府県・政令市・中核市で実施
- **離婚届書の交付時に養育費の合意書ひな形も同時に交付**  
⇒離婚届書のチェック欄「取決めをしている」の割合を70%にする
- **財産開示制度等に係る所要の民事執行法の改正の検討**



### 母子父子寡婦福祉資金貸付金の見直し

○ひとり親に保証人がいない場合でも借りやすい仕組みとするため、保証人なしの場合に有利子となる資金の利率を引き下げ。（注）保証人ありの場合は無利子（現行）

年利1.5%（現行） → 1.0%

### 多子世帯・ひとり親世帯の保育所等利用における負担軽減

○年収約360万円未満世帯の保育料について、子どもの人数に係る年齢制限を撤廃し、第2子半額、第3子以降無償化を実施する。

○年収約360万円未満のひとり親世帯等の保育料について、第1子半額、第2子以降無償化を実施する。

### 【その他】

○日常生活支援事業の充実

⇒平成31年度までにひとり親家庭等日常生活支援事業の利用者数を年間1万人（平成25年度4608人）

○ショートステイ・トワイライトステイの充実

⇒平成31年度までにショートステイの利用人数を年間延べ16万人（平成26年度見込7万人）、トワイライトステイの利用人数を年間延べ14万人（平成26年度見込5万人）

○母子生活支援施設のひとり親家庭支援拠点としての活用

⇒平成31年度までにひとり親支援拠点として活用されている施設を100施設

○児童家庭支援センターの相談機能の強化

⇒平成31年度までに340箇所（平成26年度104箇所）

○生活困窮世帯の子どもに対する教育支援資金（生活福祉資金）の拡充

○沖縄における居場所づくりと支援員の配置

### 教育費負担の軽減

- **幼児教育の無償化へ向けた取組の段階的推進**  
多子世帯・低所得世帯への負担軽減
- **フリースクール等で学ぶ不登校児童生徒への支援**（モデル事業の実施）
- **高校生等奨学給付金事業の充実**  
非課税世帯への給付額増額
- **大学等奨学金事業（無利子奨学金事業）の充実**  
無利子奨学金の貸与人員増員、ひとり親家庭・多子世帯への重点支援
- **大学等の授業料減免の充実等**

### 子供の学習支援の充実

- **高等学校卒業程度認定試験合格支援事業※の対象追加** ※合格のための講座の受講費用の6割（上限15万円）を支給  
ひとり親家庭の親→ひとり親家庭の親及び子ども
- **生活困窮世帯等の子どもの学習支援の充実**（高校中退防止の取組強化、家庭訪問の強化）  
⇒平成31年度までに年間3万人（実人数）に提供
- **地域住民の協力やICTの活用等による、中学生等に対する原則無料の学習支援（地域未来塾）を拡充**  
するとともに、**新たに高校生へ対象を広げる**  
⇒可能な限り早期に5,000中学校区で実施
- **地域における子供の学習活動へのICT活用を支援する「官民協働学習支援プラットフォーム」の構築**

# ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクト⑤

学びを応援

## 学校をプラットフォームとした子供やその家庭が抱える問題への対応

- スクールソーシャルワーカーの配置の拡充  
⇒平成31年度末までに1万人（全中学校区に1人）配置
- スクールカウンセラーの配置の拡充  
⇒平成31年度までに全公立小中学校（27,500校）に配置
- 家庭教育支援チーム等による、家庭に対する幅広い相談対応等の訪問型家庭教育支援の推進  
⇒平成31年度までに訪問型家庭教育支援を行う家庭教育支援チーム数等を増加させる（26年度283チーム）

### 【その他】

- 親の学び直し支援（家計管理等の講習会の開催、高等学校卒業程度認定試験を目指す親への学習支援）
- 生活保護受給世帯の子どもの学習塾等費用の収入認定除外（平成27年10月から実施）
- 家庭環境等に左右されず学校に通う子供の学力が保障されるよう、教職員等の指導体制を充実  
⇒貧困層の子供を多く抱える小中学校への教員等の追加配置などにより、きめ細かな指導を推進し、学校に通う子供の学力を保障する
- 青少年の「自立する」力応援プロジェクトの実施  
⇒アンケート調査により、8割以上の参加者から「満足」の評価を得る

### 就職に有利な資格の取得支援

- **高等職業訓練促進給付金※の充実**      ※資格取得のための養成訓練の受講期間に月額10万円を支給
  - ・支給期間の上限を延長（2年→3年）。（養成期間が3年間の資格（看護師等）も全期間支給可能に。）
  - ・対象資格の拡大（2年以上修学する資格→1年以上修学する資格）。（調理師や製菓衛生師も対象に。）
  - ・通信制の利用要件を緩和。
- **高等職業訓練促進資金貸付事業の創設**  
入学準備金（50万円）・就職準備金（20万円）を貸付。（5年間継続して就業した場合には返済免除）
- **自立支援教育訓練給付金の充実**  
訓練受講費用の2割（上限10万円）を助成 → 6割（上限20万円）を助成

### ひとり家庭の親の就労支援 ～ハローワークのひとり親全カサポートキャンペーン～

- **出張ハローワーク！の実施**  
8月の現況届提出時期に、自治体にハローワークの臨時相談窓口の設置、常設窓口へ誘導等。
- **マザーズハローワークでの支援**  
ひとり親の就職支援担当の専門相談員及び職業訓練担当の専門相談員を配置。
- **企業への助成金の活用・拡充**  
試行雇用から長期雇用につなげる道を拡大。（トライアル雇用奨励金と特定求職者雇用開発助成金の併用）

# ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクト⑦

仕事を応援

## ひとり親が利用しやすい能力開発施策の推進

- **求職者支援訓練における託児サービス支援付き訓練コースや短時間訓練コース（約4時間／1日）の創設**  
既に両コースを実施している公共職業訓練においても拡充。
- **職業訓練における eラーニングの活用促進**  
子育てをしながらキャリアアップを目指すひとり親の支援等を行うため、職業訓練におけるeラーニングの活用を促進。
- **ジョブ・カードを活用した雇用型訓練の推進**  
ひとり親を含む労働者のキャリアアップ等を促進するため、ジョブ・カードを活用し、雇い入れと実践的な訓練をセットにした雇用型訓練の倍増に向けた取組を推進。

## 非正規雇用労働者の育児休業取得促進

- 育児・介護休業法における非正規雇用労働者にかかる育児休業取得要件の見直し

## 【その他】

- 母子父子自立支援プログラム策定事業の充実（アフターケアの強化）  
⇒ 平成31年度までにプログラムの策定件数を1万件（25年度7175件）

### ひとり親家庭等に対する住居確保の支援

#### ○公的賃貸住宅等におけるひとり親家庭・多子世帯等の居住の安定の確保

- ・ 公営住宅における優先入居、入居者の収入算定上の寡婦（夫）控除適用対象の非婚の母（父）への拡大
- ・ 地域優良賃貸住宅におけるひとり親家庭・多子世帯等への支援の拡充 等

#### ○ひとり親家庭向け賃貸住宅としての空き家の活用の促進

民間賃貸事業者団体と連携して、子育て環境の整ったひとり親家庭向け賃貸住宅としての空き家の活用を促進。

#### ○生活困窮者に対する住居確保給付金の支給

#### ○新たな生活場所を求めるひとり親家庭等に対する支援を実施。

転居を希望するひとり親家庭等に、支援情報ポータルサイトにおいて、各自治体におけるひとり親家庭支援施策等を情報提供。

### 「子供の未来応援国民運動」の推進

- 各種支援情報を一元的に集約した上で、地域別、属性等別、支援の種類別に検索できる総合的な支援情報ポータルサイトの整備  
⇒既に公開している国、都道府県、政令市の支援情報に加え、平成28年度中には全市町村の支援情報についても提供する。
- 支援ニーズと支援活動のマッチング事業や地域における交流・連携事業による応援ネットワークの形成
- 寄付金をはじめとする企業や個人等からの提供リソースを「子供の未来応援基金」として結集し、草の根で支援を行っているNPO等に対して支援を行う「未来応援ネットワーク事業」等を実施

### 子供の未来応援地域ネットワーク形成支援（地域子供の未来応援交付金）

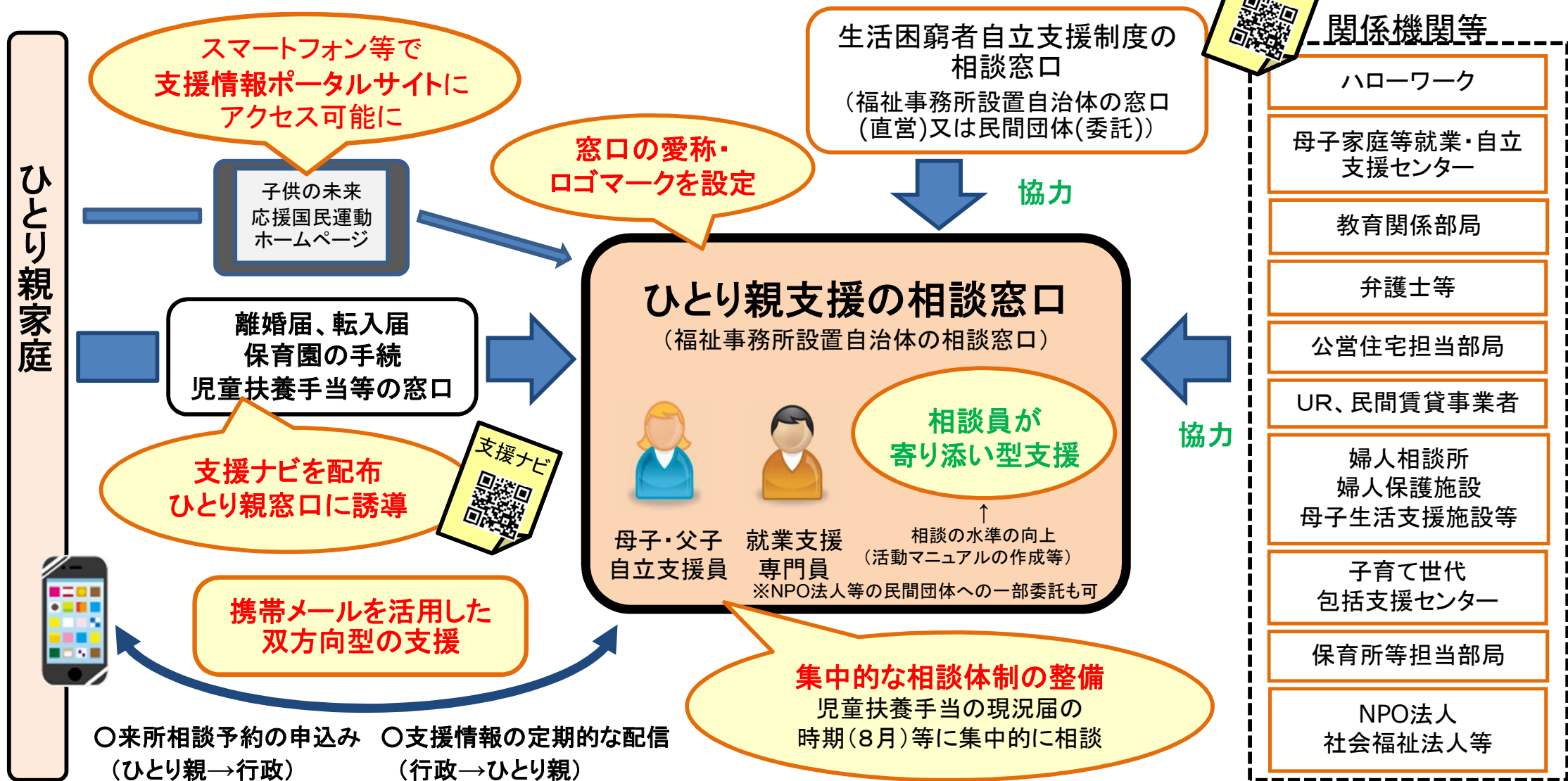
- 「ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクト」を効果あるものとするため、各地方自治体において、子供の発達・成長段階に応じて切れ目なく「つなぎ」、教育と福祉を「つなぎ」、関係行政機関、地域の企業、NPO、自治会などを「つなぐ」地域ネットワークの形成を支援するため、「地域子供の未来応援交付金」を創設

# 參考資料



# 自治体の窓口のワンストップ化の推進

支援を必要とするひとり親が行政の相談窓口確実につながるよう、分かりやすい情報提供や相談窓口への誘導の強化を行いつつ、ひとり親家庭の相談窓口において、ワンストップで寄り添い型支援を行うことができる体制を整備



# 「すべての子どもの安心と希望の実現プロジェクト」 愛称・ロゴマーク

困難な状況にある親を含め、誰から見てもわかりやすく、相談に行けば支援につながるという共通イメージにより、支援を必要とするひとり親家庭等に対する支援に確実につなげていくことができるよう、プロジェクトの愛称・ロゴマークを、以下のとおり定めた。

## 通称

親と子どもたち一人ひとりのための  
「**こどもの成長支援プロジェクト**」

## 愛称

親と子どもたち一人ひとりのための  
「**すくすくサポート・プロジェクト**」  
(略称：**すくサポ**)

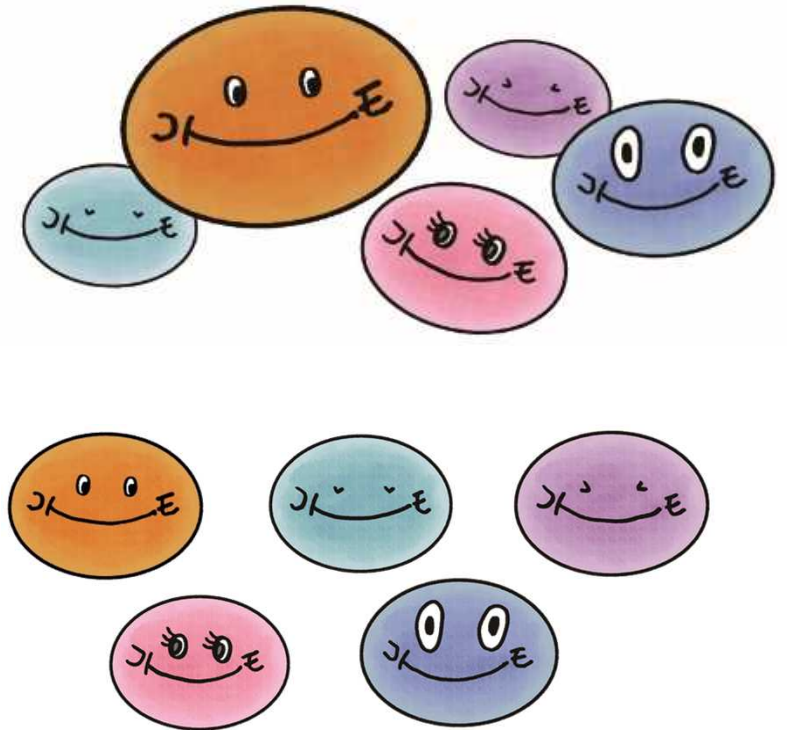
## 相談窓口名

親と子どもの住む 暮らす 学ぶ 働くを総合支援  
「**こどもすくすくスクエア**」

## 相談員名

気づく 寄りそう つなげていく  
「**こどもすくすくサポーター**」

## ロゴマーク



※複数のマークのうち、1つのマークを単独で使うことも可能。

# 児童扶養手当法の一部を改正する法律の概要

別添 3

(平成28年5月2日成立、5月13日公布)

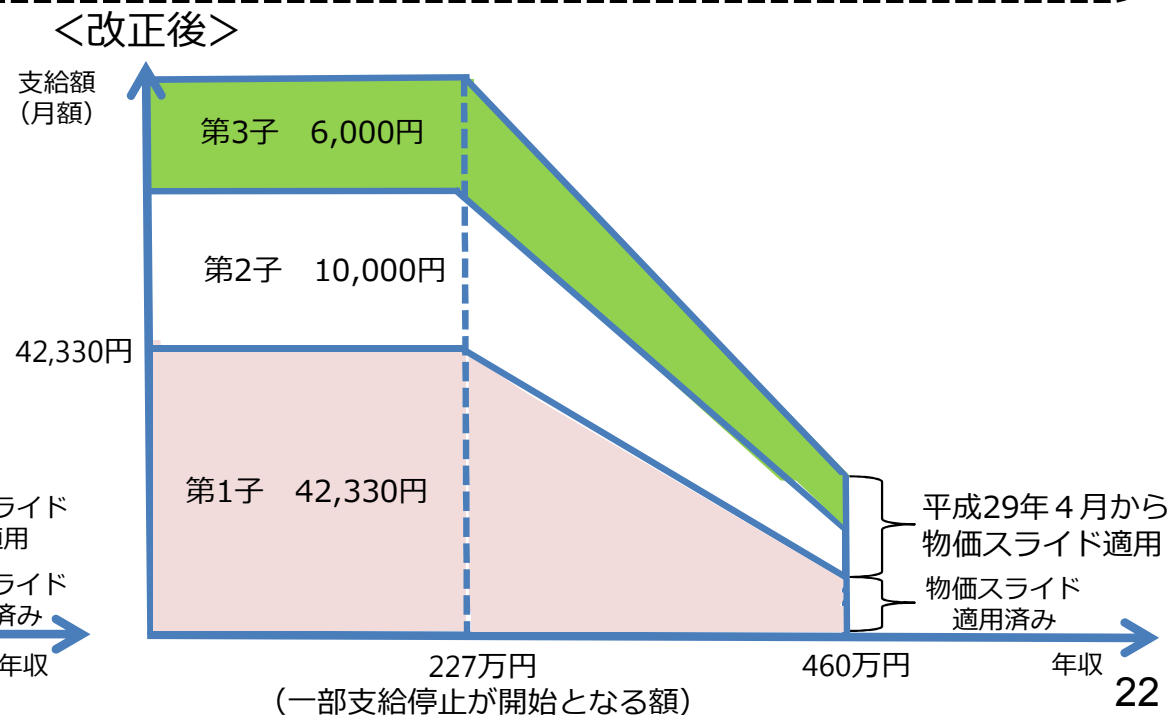
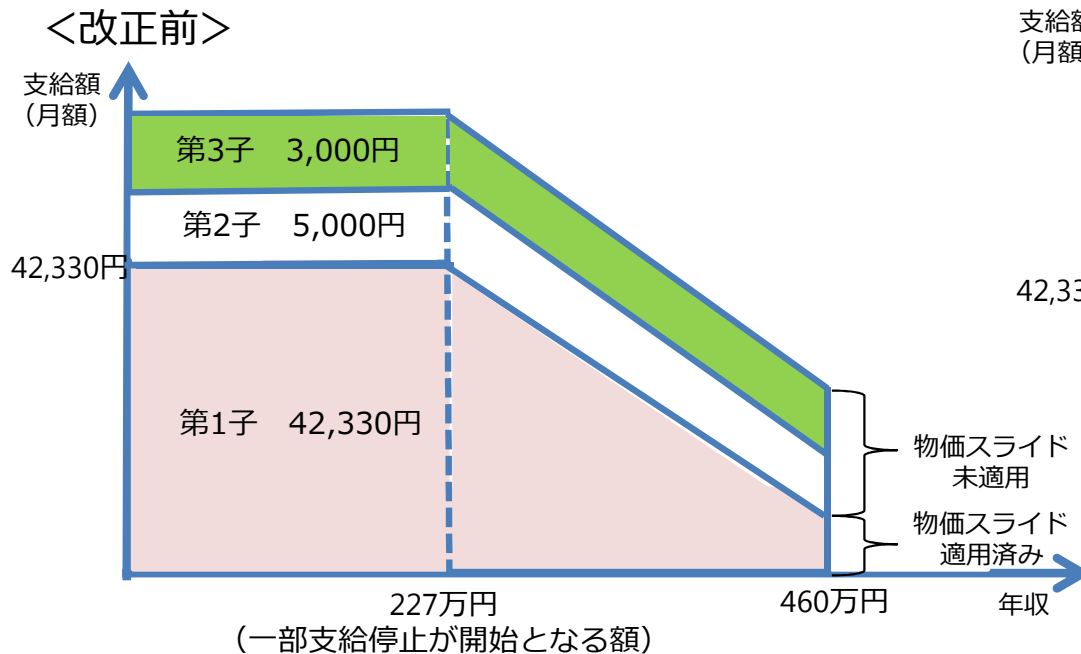
## 制度の概要

- 児童扶養手当は、ひとり親家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、支給される手当。児童扶養手当の額は、月額42,330円（平成28年度）。
- 児童の数に応じて、第2子については5,000円、第3子以降については3,000円の加算額が支給される。
- 手当額（加算額を除く。）については、物価スライドを適用するとともに、年収に応じて支給額を逡減させている。

## 改正の内容

- 児童が2人以上のひとり親家庭の経済的負担を軽減することを目的に、第2子に係る加算額を5,000円から10,000円に、第3子以降に係る加算額を3,000円から6,000円に見直す。
- 加算額についても、物価スライドを適用するとともに、年収に応じて支給額を逡減（※）させる。  
（※）支給額の逡減は法改正事項ではなく、政令改正により対応。
- 平成28年8月1日施行（平成28年12月から支給）

(例) 母1人子3人の場合のイメージ図



# 平成28年度全国ひとり親世帯等調査結果の概要について

# 全国ひとり親世帯等調査の概要

## 調査の沿革

- 昭和27年を初回として概ね5年ごとに調査を実施
- 今回、公表する「平成28年度調査」は第14回目の調査

## 調査時期

- 平成28年11月1日現在の状況  
(収入の情報は、調査年前年の平成27年のもの)

## 調査範囲 及び 調査客体等

- 母子世帯 …父のいない児童が、その母によって養育されている世帯
- 父子世帯 …母のいない児童が、その父によって養育されている世帯
- 養育者世帯 …父母のいない児童が、養育者によって養育されている世帯  
※児童は20歳未満の子どもで未婚の者をいう。

### 【調査客体】

- ・母子世帯 3,293世帯
- ・父子世帯 653世帯
- ・養育者世帯 60世帯

### 【集計客体】

- ・母子世帯 2,060世帯
- ・父子世帯 405世帯
- ・養育者世帯 45世帯

# ひとり親家庭の主要統計データ(平成28年度全国ひとり親世帯等調査の概要)

	母子世帯	父子世帯
1 世帯数 [推計値]	1 2 3 . 2 万世帯 ( 1 2 3 . 8 万世帯)	1 8 . 7 万世帯 ( 2 2 . 3 万世帯)
2 ひとり親世帯になった理由	離婚 7 9 . 5 % ( 8 0 . 8 %) 死別 8 . 0 % ( 7 . 5 %)	離婚 7 5 . 6 % ( 7 4 . 3 %) 死別 1 9 . 0 % ( 1 6 . 8 %)
3 就業状況	8 1 . 8 % ( 8 0 . 6 %)	8 5 . 4 % ( 9 1 . 3 %)
就業者のうち 正規の職員・従業員	4 4 . 2 % ( 3 9 . 4 %)	6 8 . 2 % ( 6 7 . 2 %)
うち 自営業	3 . 4 % ( 2 . 6 %)	1 8 . 2 % ( 1 5 . 6 %)
うち パート・アルバイト等	4 3 . 8 % ( 4 7 . 4 %)	6 . 4 % ( 8 . 0 %)
4 平均年間収入 [母又は父自身の収入]	2 4 3 万円 ( 2 2 3 万円)	4 2 0 万円 ( 3 8 0 万円)
5 平均年間就労収入 [母又は父自身の就労収入]	2 0 0 万円 ( 1 8 1 万円)	3 9 8 万円 ( 3 6 0 万円)
6 平均年間収入 [同居親族を含む世帯全員の収入]	3 4 8 万円 ( 2 9 1 万円)	5 7 3 万円 ( 4 5 5 万円)

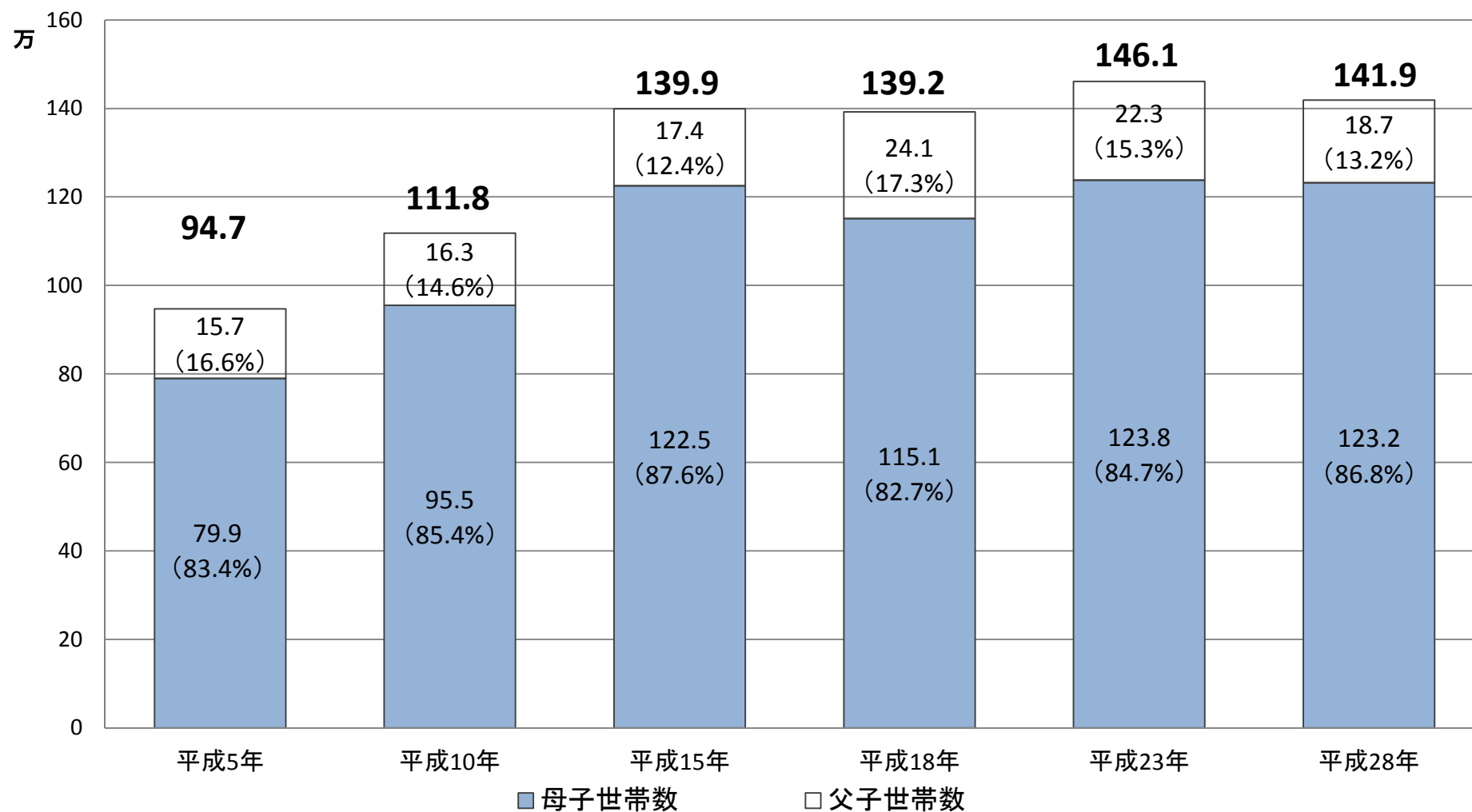
※ ( ) 内の値は、前回(平成23年度)調査結果を表している。

※「平均年間収入」及び「平均年間就労収入」は、平成27年の1年間の収入。

※ 集計結果の構成割合については、原則として、「不詳」となる回答(無記入や誤記入等)がある場合は、分母となる総数に不詳数を含めて算出した値(比率)を表している。

## 母子世帯・父子世帯の数(推計値)

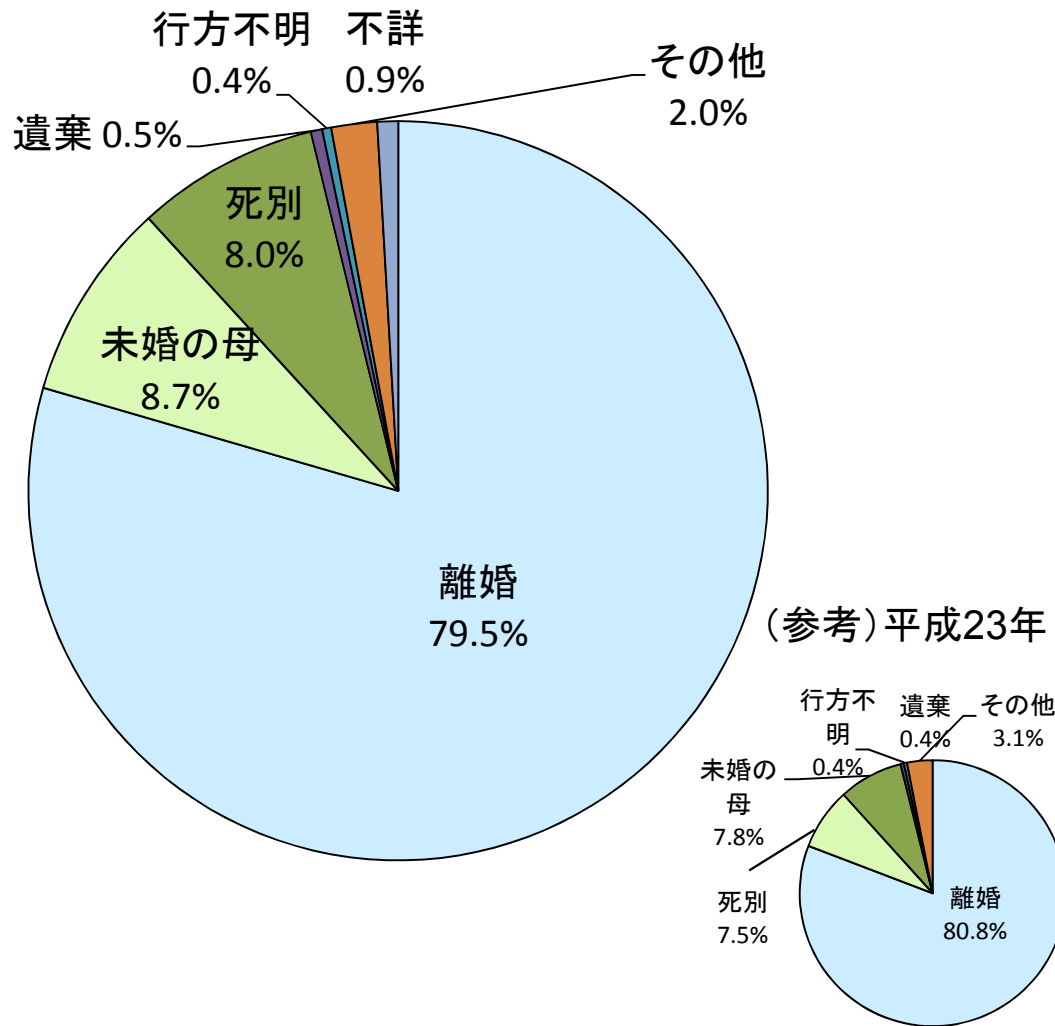
- 平成28年度の母子世帯は123.2万世帯、父子世帯は18.7万世帯となっている。
- 平成23年度と比べると、平成28年度は母子世帯は0.6万世帯減少し、父子世帯も3.6万世帯減少している。



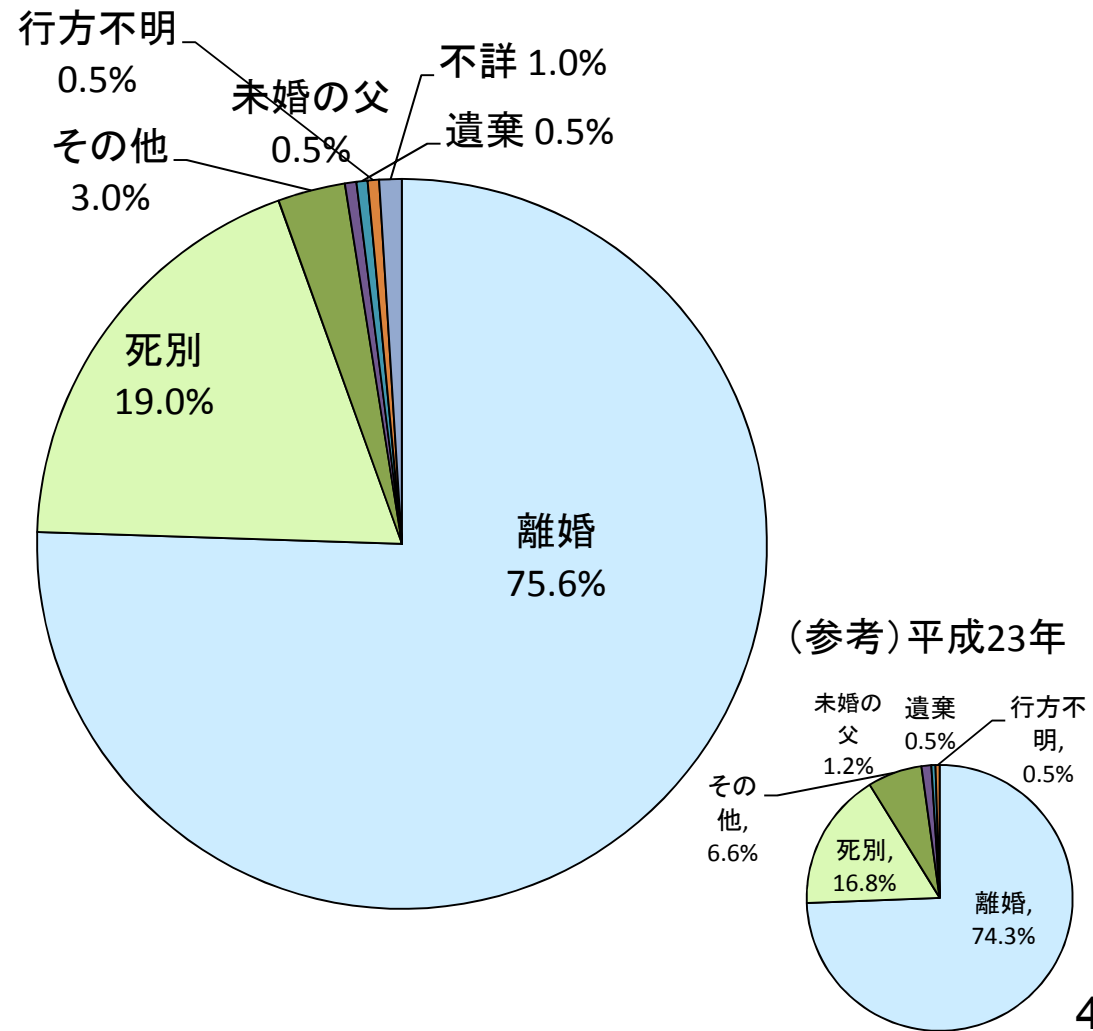
# 1 ひとり親世帯になった理由

- 母子世帯になった理由別の構成割合は、「離婚」が 79.5 %ともっとも多く、次いで「未婚の母」が8.7%となっている。
- 父子世帯になった理由別の構成割合は、「離婚」が 75.6 %ともっとも多く、次いで「死別」が19.0 %となっている。

母子世帯になった理由別の構成割合



父子世帯になった理由別の構成割合

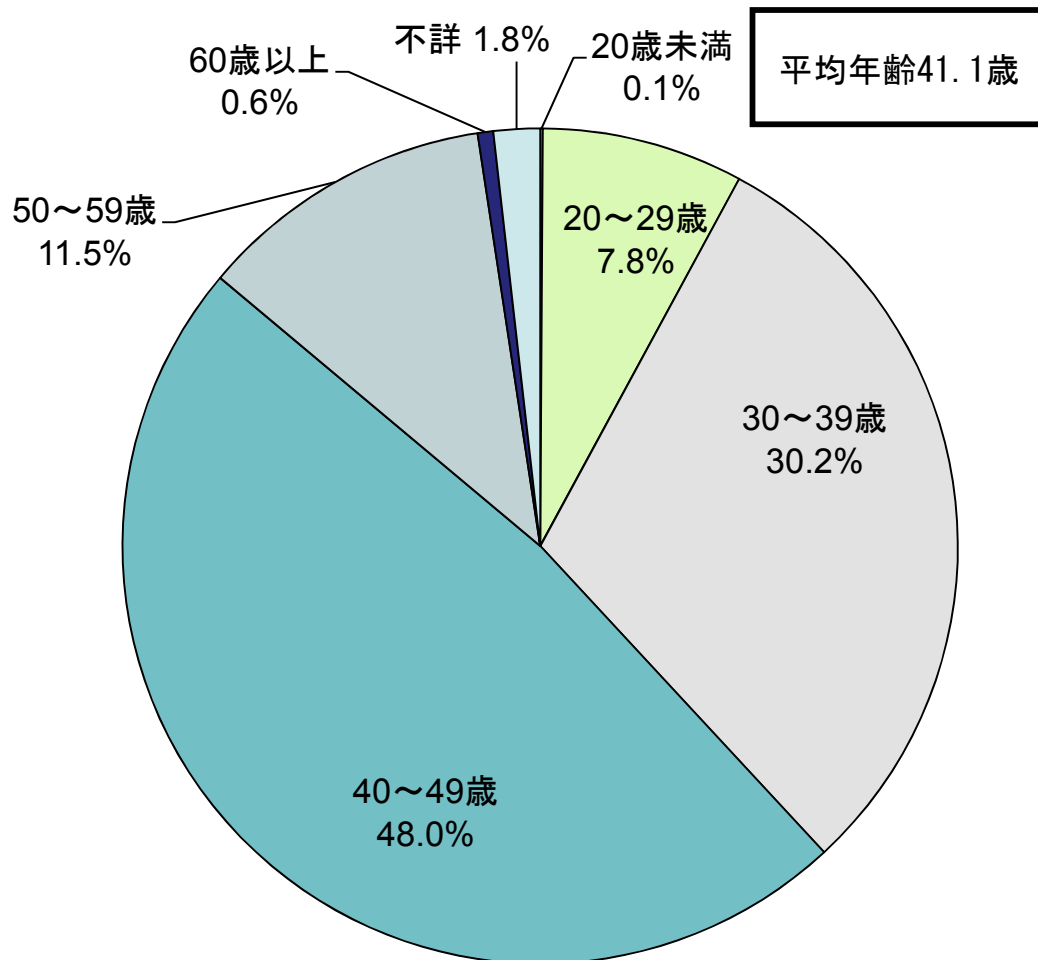




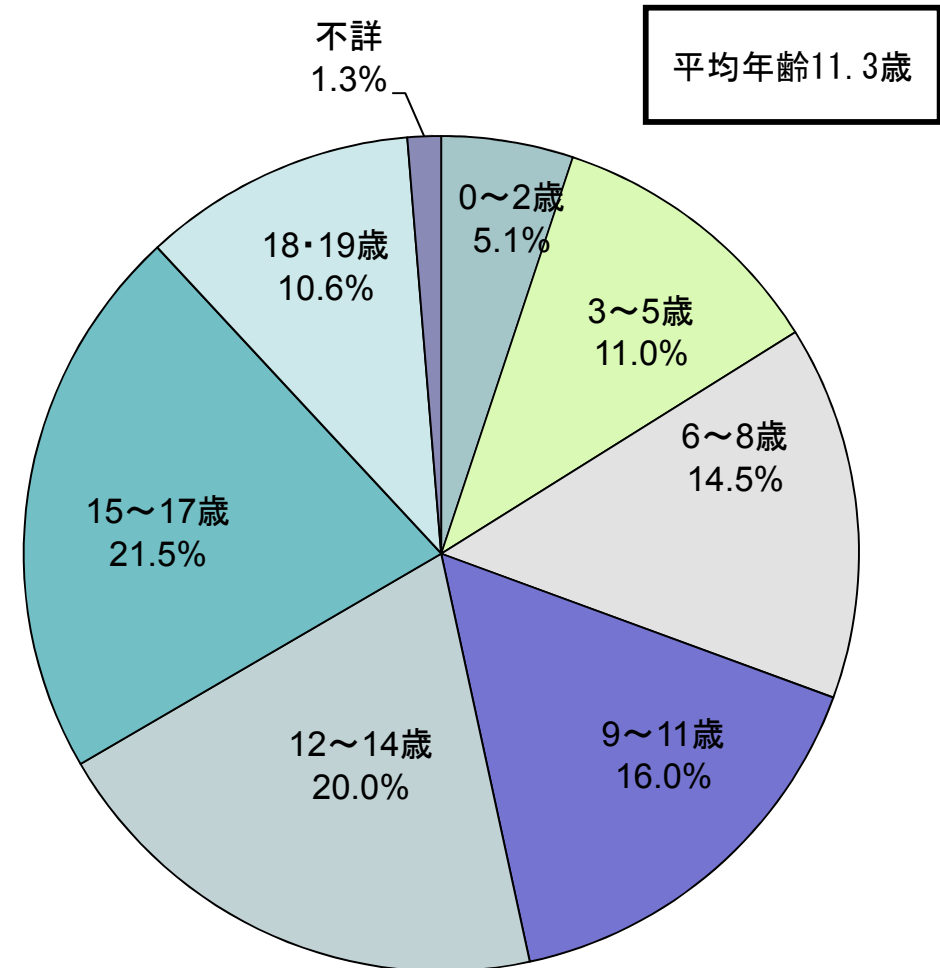
## 2(1) 母子世帯の母及び末子の年齢

- 母子世帯の母の平均年齢は41.1歳であり、年齢階級別で見ると「40～49歳」が48.0%と最も多く、「30～39歳」が30.2%とこれに次いでいる。
- 末子の平均年齢は11.3歳であり、年齢階級別で見ると「15～17歳」が21.5%と最も多く、「12～14歳」が20.0%とこれに次いでいる。

### 母の年齢階級別



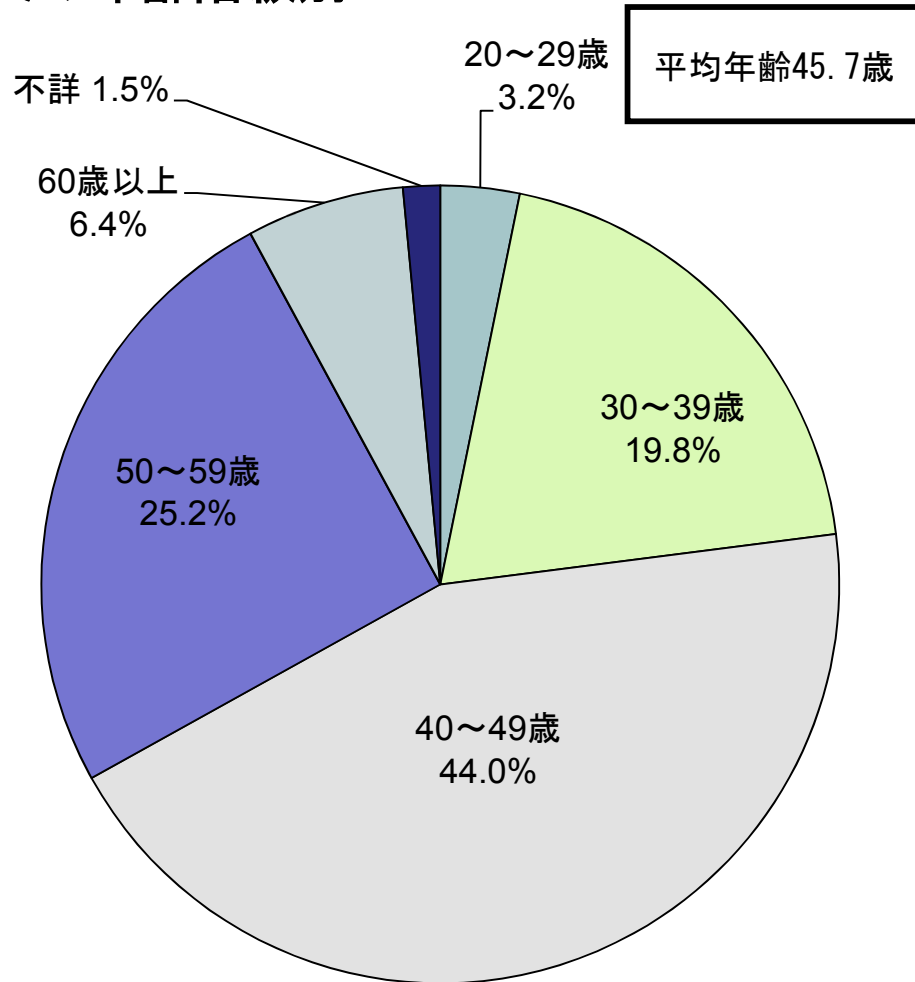
### 末子の年齢階級別状況



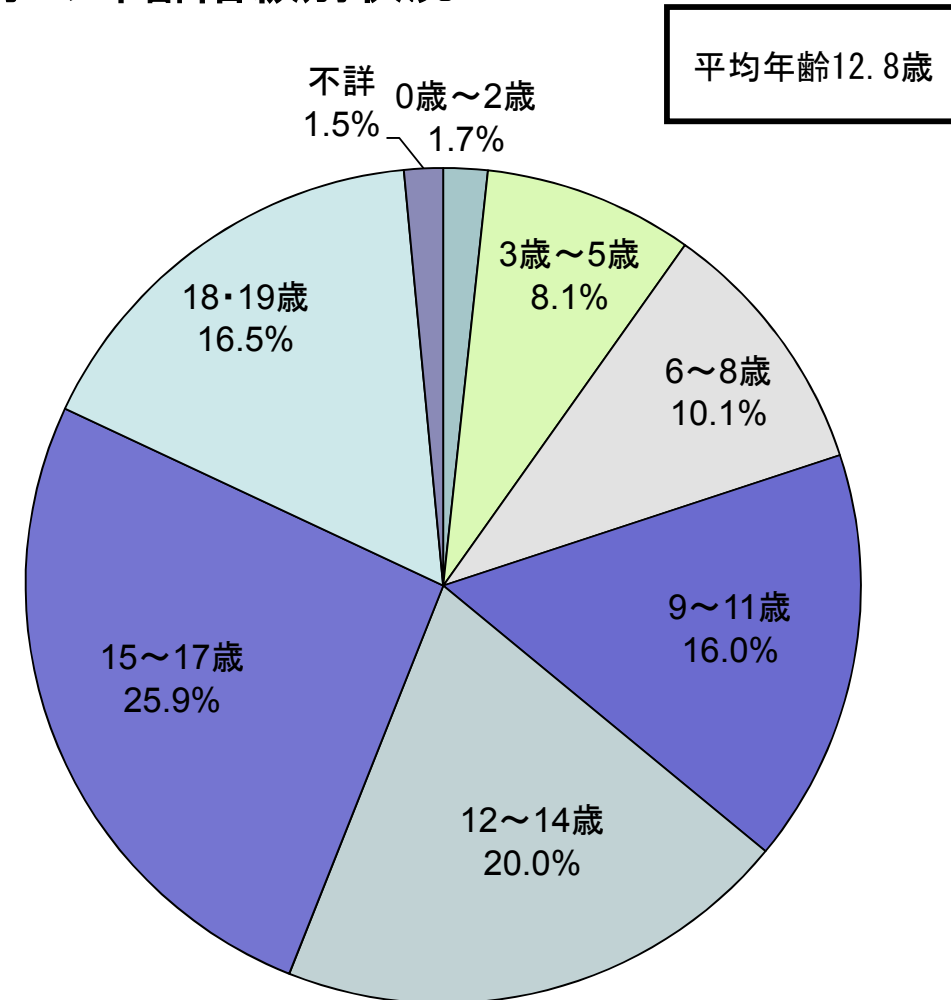
## 2(2) 父子世帯の父及び末子の年齢

- 父の平均年齢は45.7歳であり、年齢階級別で見ると「40～49歳」が44.0%と最も多く、「50～59歳」が25.2%とこれに次いでいる。
- 末子の平均年齢は12.8歳であり、年齢階級別で見ると「15～17歳」が25.9%と最も多く、「12～14歳」が20.0%とこれに次いでいる。

### 父の年齢階級別



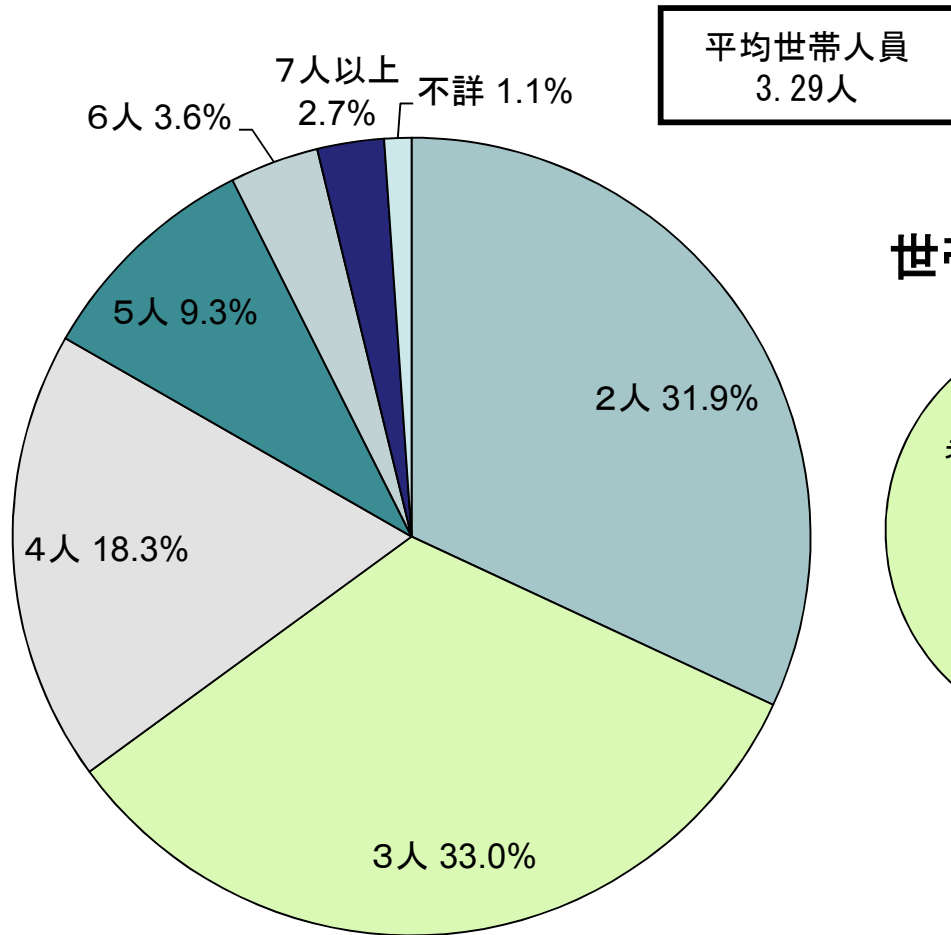
### 末子の年齢階級別状況



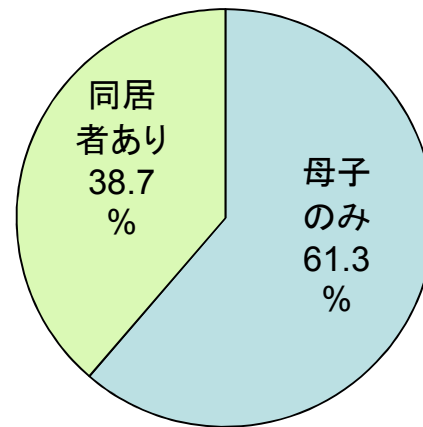
### 3(1) 母子世帯の世帯の状況

- 母子世帯の平均世帯人員は3.29人となっている。
- 子ども以外の同居者がいる母子世帯は38.7%となっており、「親と同居」が27.7%と最も多い。

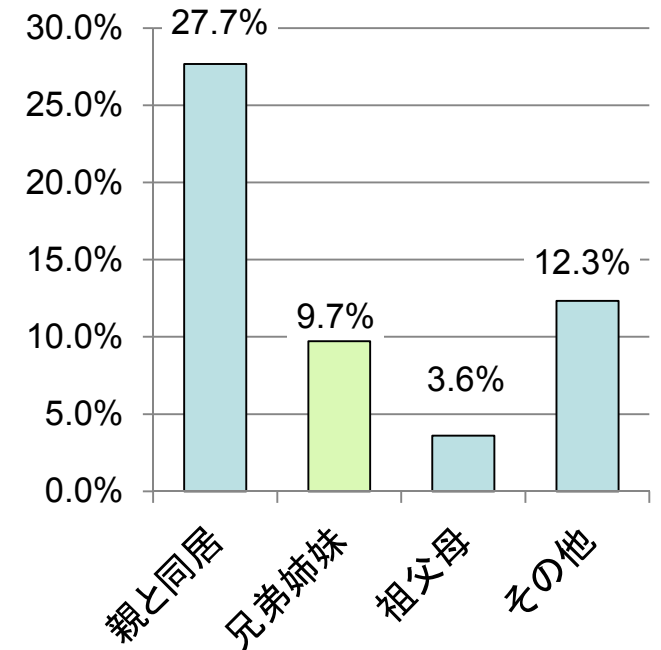
#### 母子世帯の世帯人員



#### 世帯構成 (N=2,060)



#### 同居者の種別

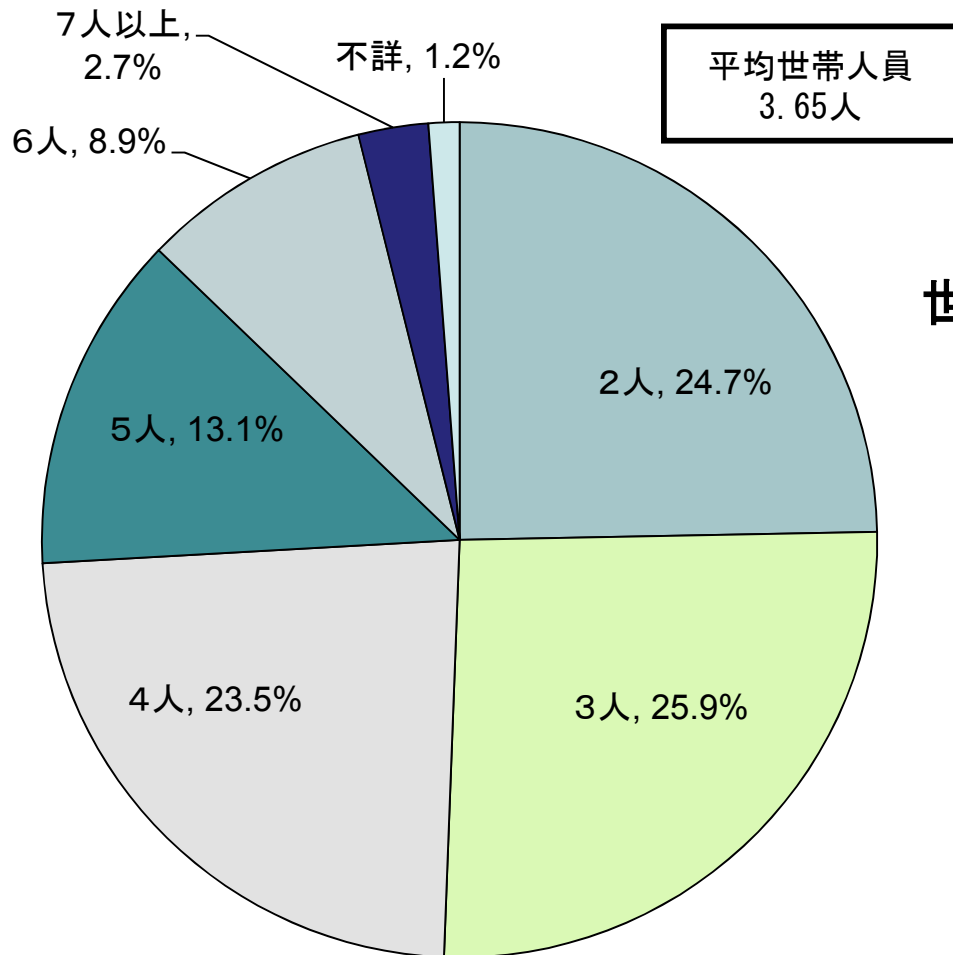


※同居者の種別については複数回答。  
割合は総数との比較

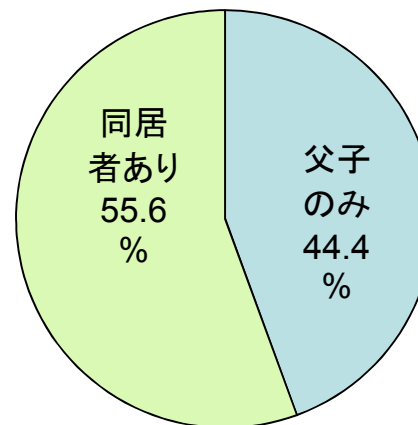
### 3(2) 父子世帯の世帯の状況

- 父子世帯の平均世帯人員は3.65人となっている。
- 子ども以外の同居者がいる父子世帯は55.6%となっており、「親と同居」が44.2%と最も多い。

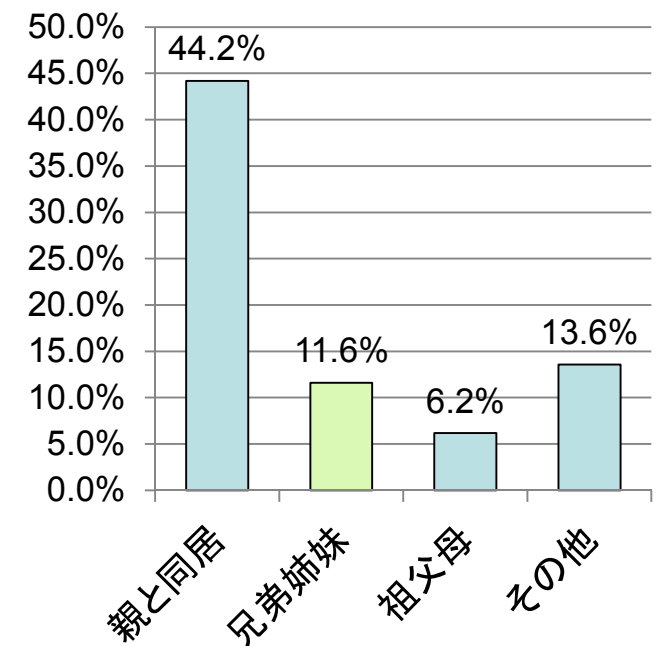
#### 父子世帯の世帯人員



#### 世帯構成 (N=405)



#### 同居者の種別

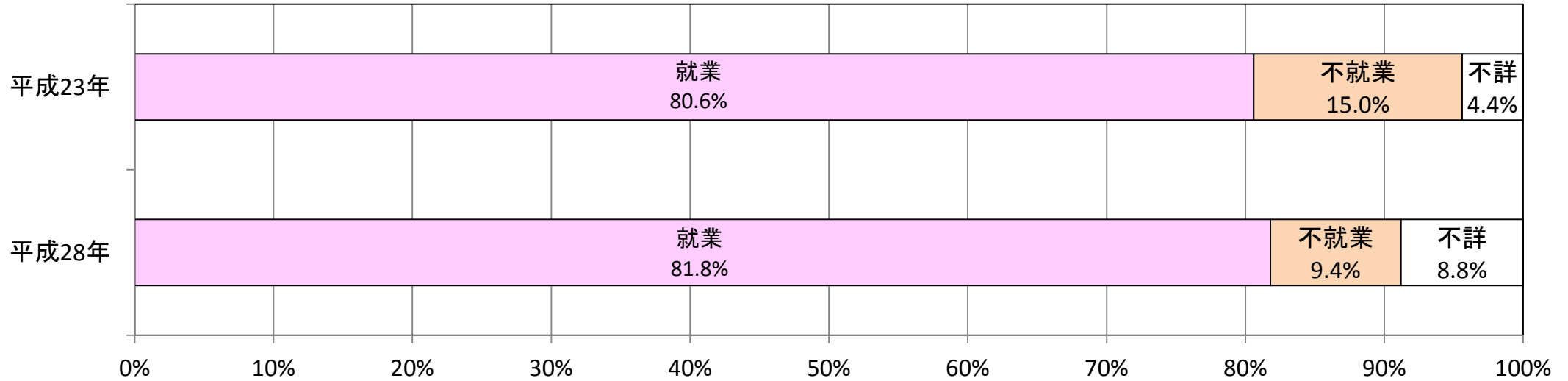


※同居者の種別については複数回答。割合は総数との比較

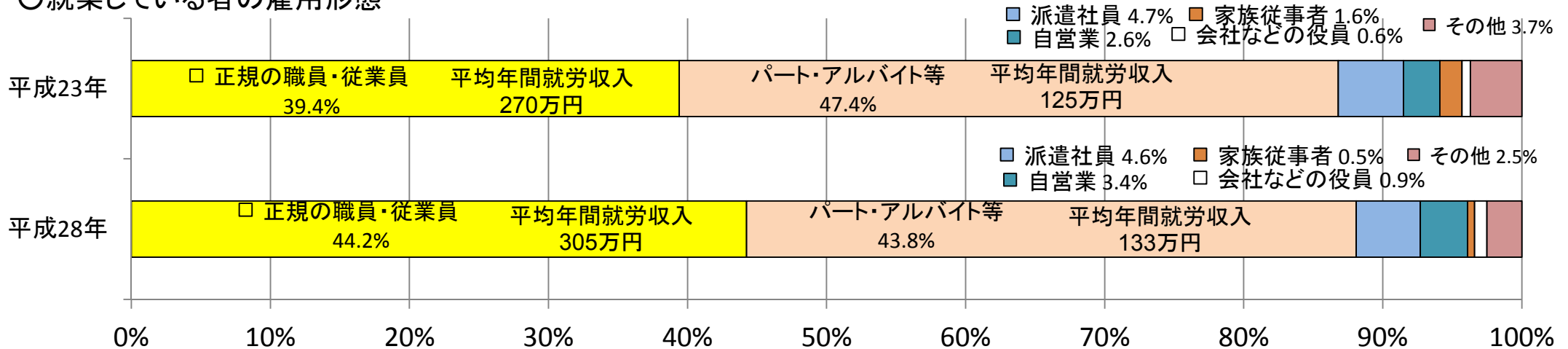
## 4(1) 母子家庭の就業状況

○ 母子家庭の81.8%が就業。就業している者の雇用形態は、「正規の職員・従業員」が44.2%、「パート・アルバイト等」が43.8%。  
 (「派遣社員」を含むと48.4%と、非正規の割合が高い。)

### ○就業状況



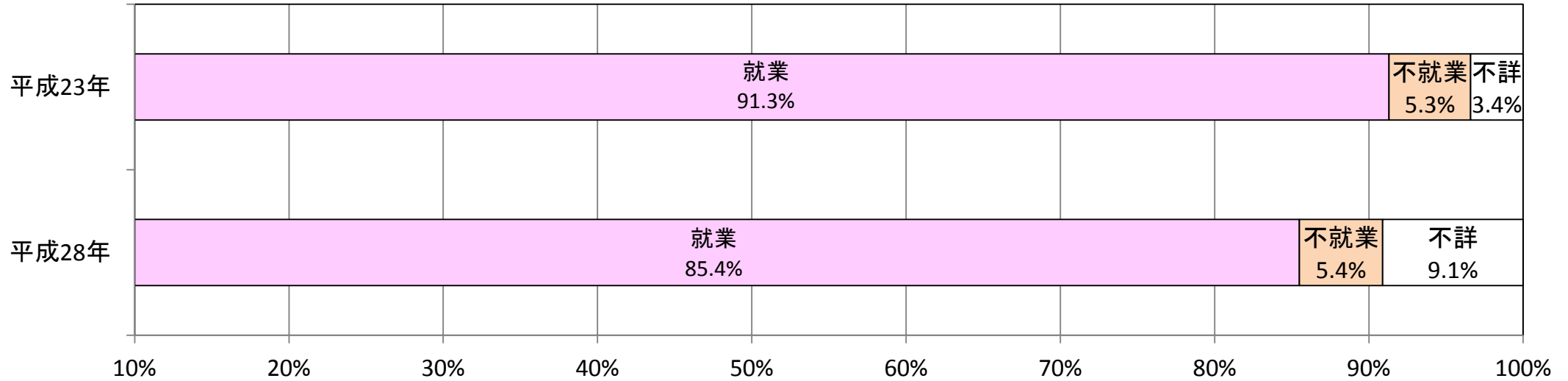
### ○就業している者の雇用形態



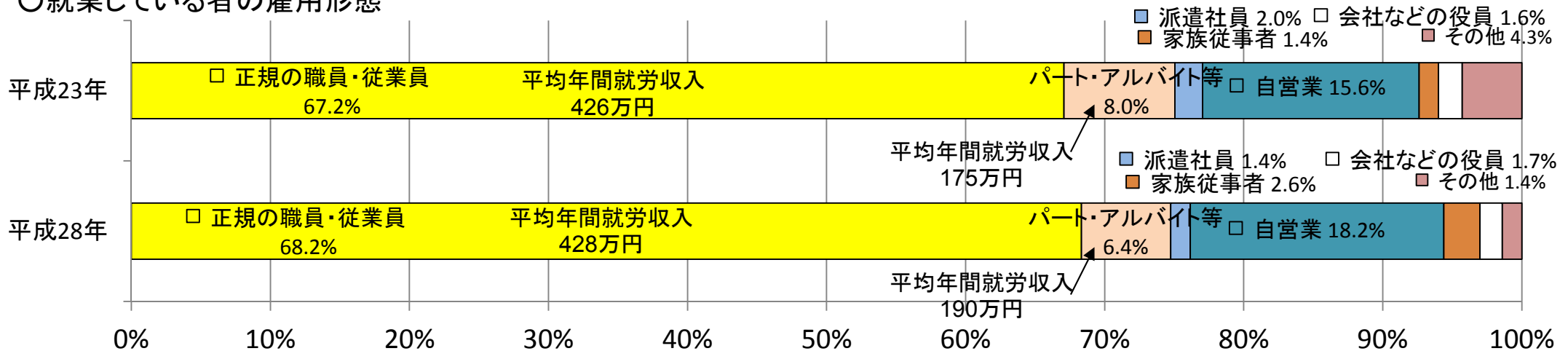
## 4(2) 父子家庭の就業状況

○ 父子家庭の85.4%が就業。就業している者の雇用形態は、「正規の職員・従業員」が68.2%、「自営業」が18.2%、「パート・アルバイト等」が6.4%。

### ○就業状況



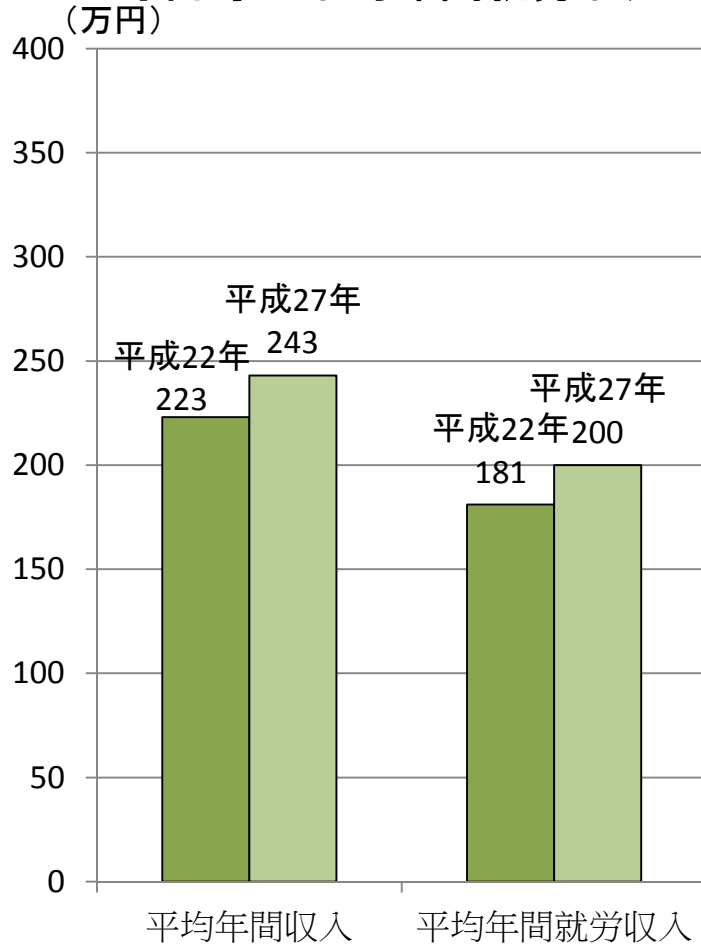
### ○就業している者の雇用形態



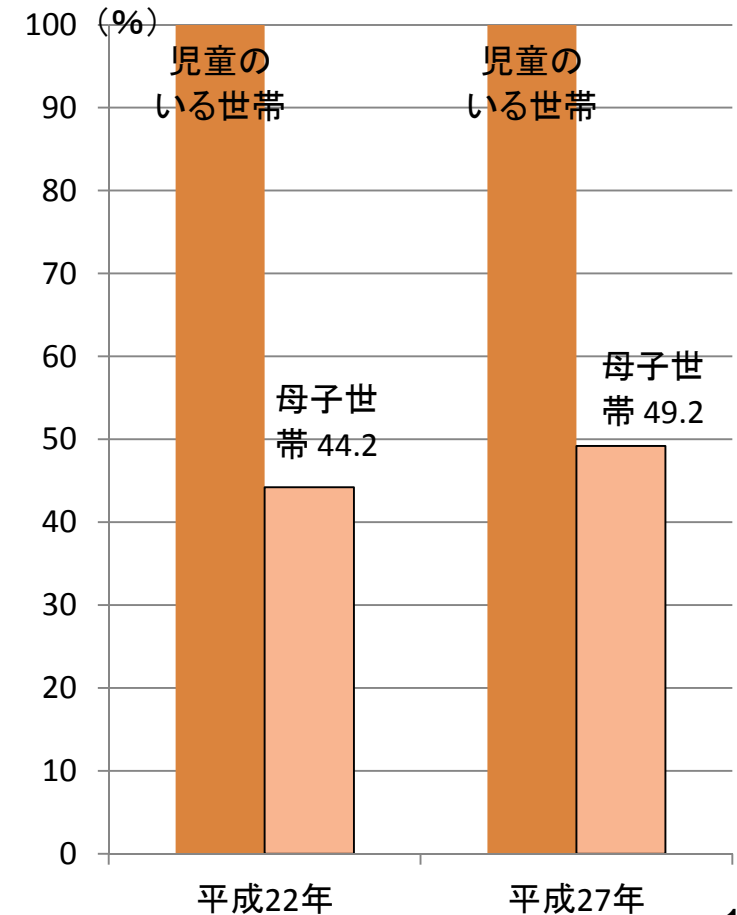
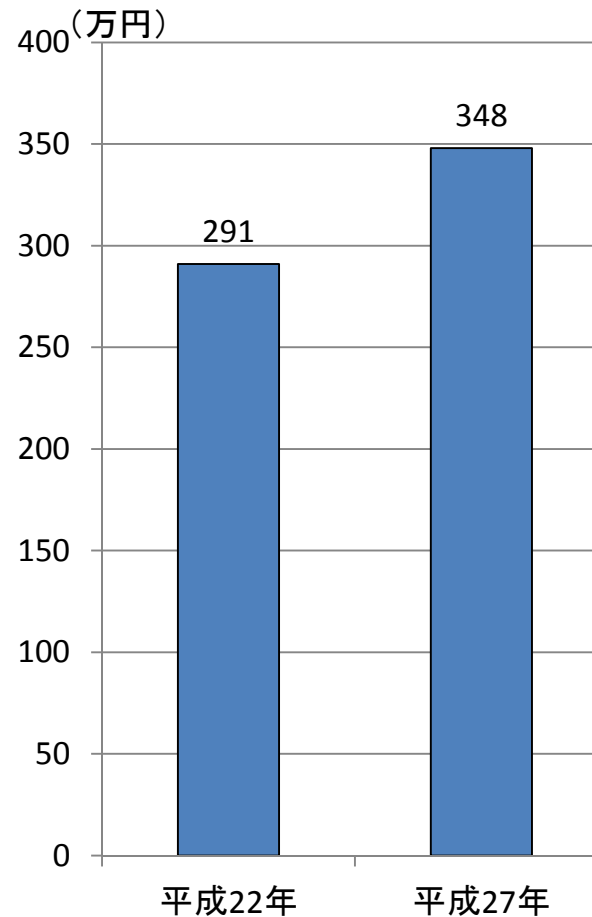
## 5(1) 母子家庭の世帯年収等の状況

- 母子世帯の母自身の平均年間収入は243万円、母自身の平均年間就労収入は200万円。
- 世帯の平均年間収入(同居親族を含む世帯全員の収入)は348万円。
- 世帯の平均年間収入(348万円)は、国民生活基礎調査による児童のいる世帯の平均所得を100として比較すると、49.2。

### 母自身の平均年間収入、 母自身の平均年間就労収入



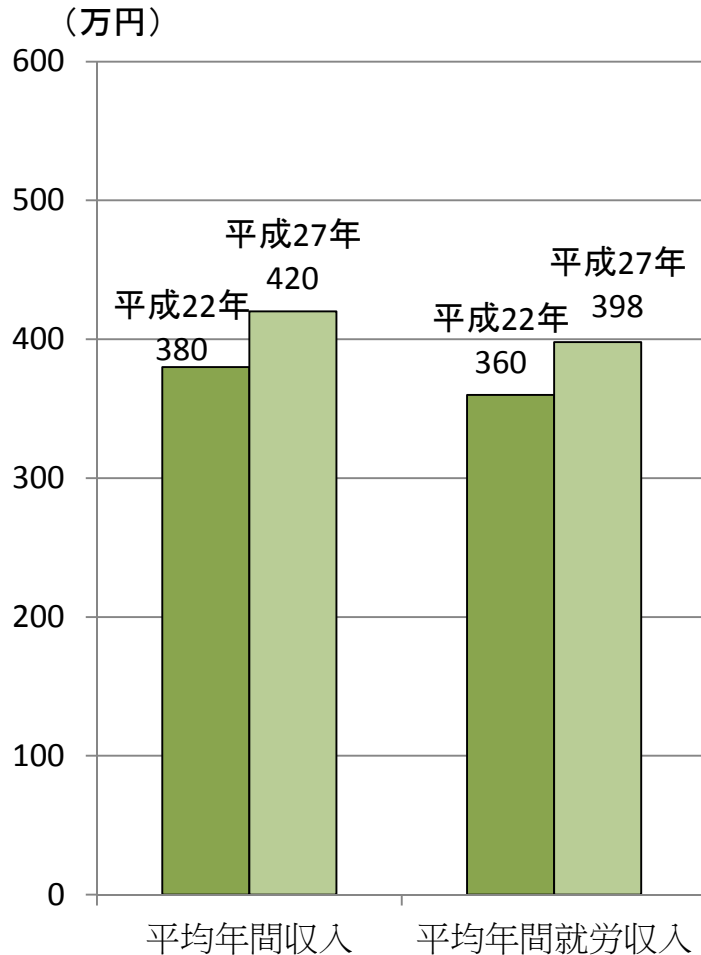
### 母子世帯の平均年間収入 (同居親族を含む)



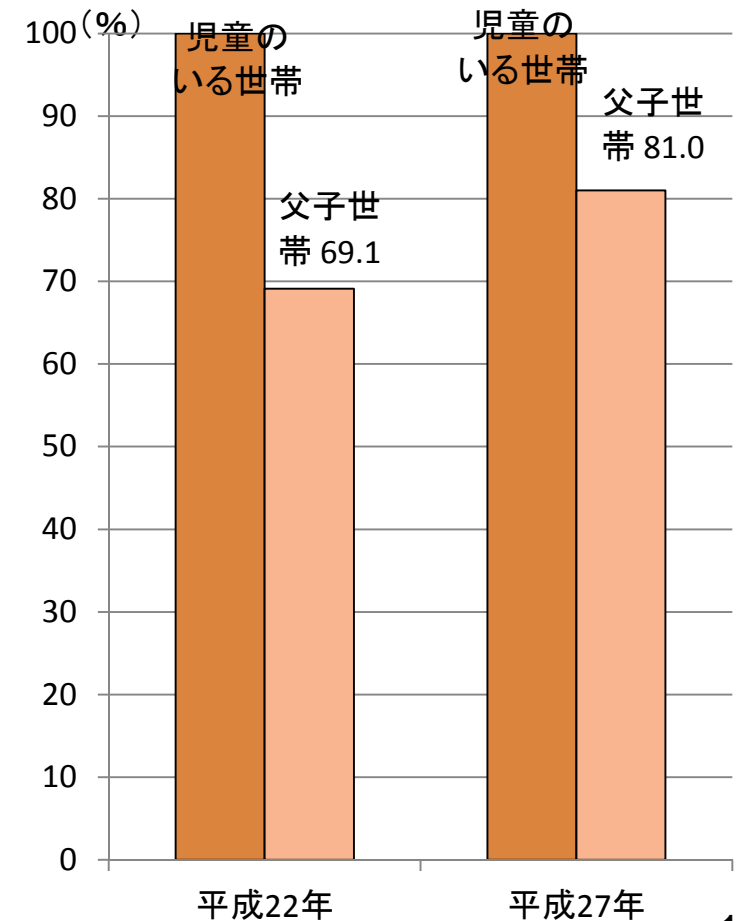
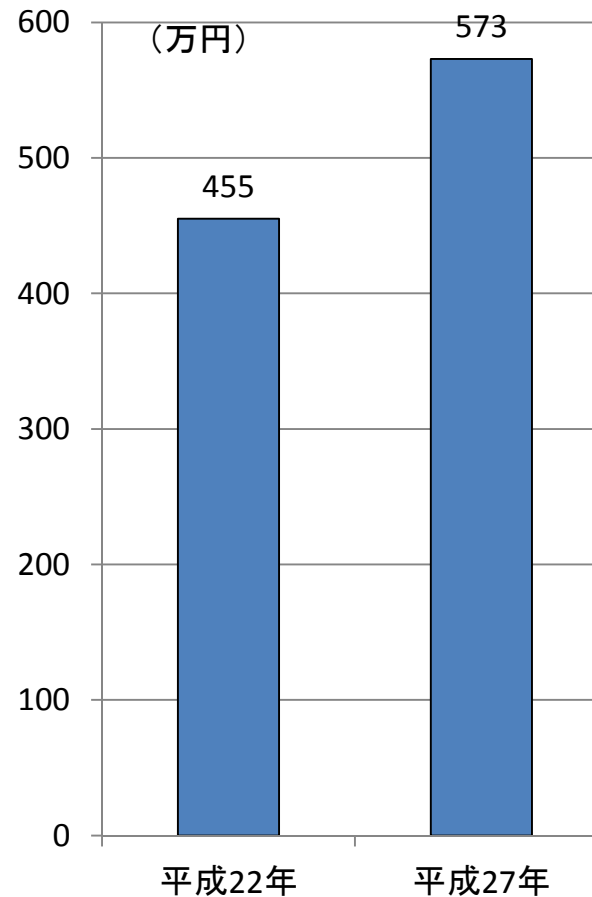
## 5(2) 父子家庭の世帯年収等の状況

- 父子世帯の父自身の平均年間収入は420万円、父自身の平均年間就労収入は398万円。
- 世帯の平均年間収入(同居親族を含む世帯全員の収入)は573万円。
- 世帯の平均年間収入(573万円)は、国民生活基礎調査による児童のいる世帯の平均所得を100として比較すると、81.0。

### 父自身の平均年間収入、 父自身の平均年間就労収入



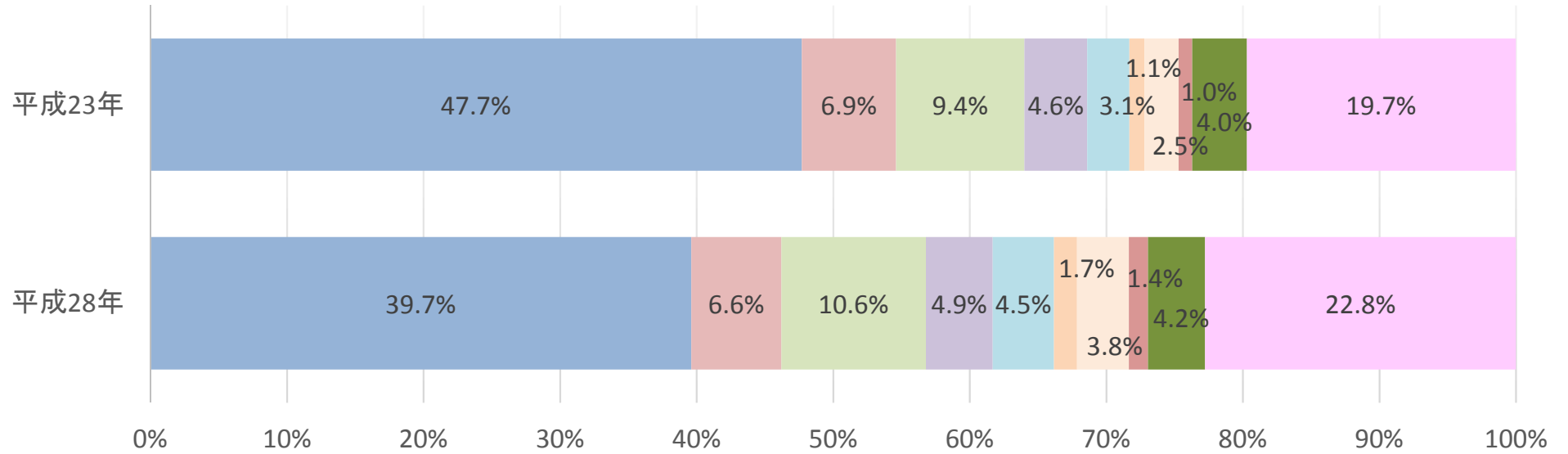
### 父子世帯の平均年間収入 (同居親族を含む)





### 5(3) 母子世帯の母の預貯金額

○ 母子世帯の母の預貯金額の状況は、「50万円未満」が39.7%と最も多くなっている。

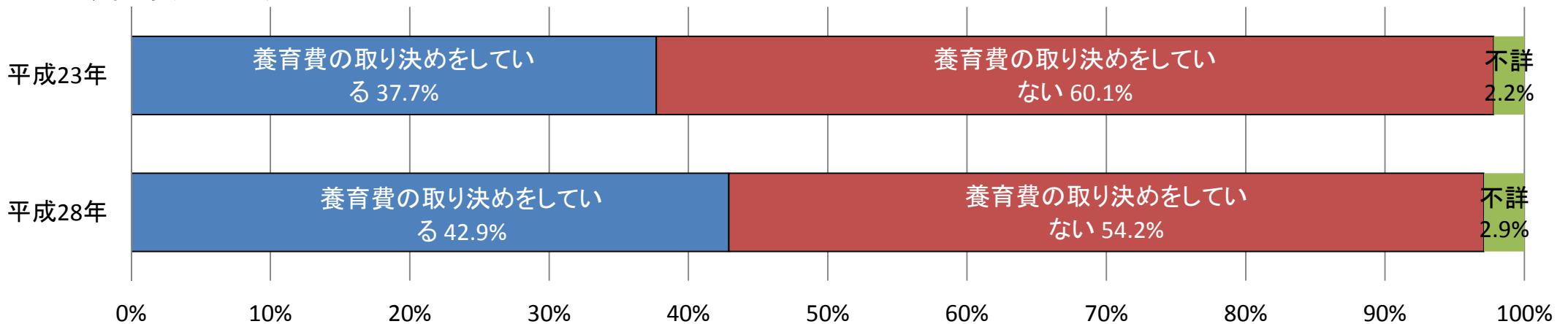


	平成28年	平成23年
■ 50万円未満	39.7%	47.7%
■ 50~100万円未満	6.6%	6.9%
■ 100~200万円未満	10.6%	9.4%
■ 200~300万円未満	4.9%	4.6%
■ 300~400万円未満	4.5%	3.1%
■ 400~500万円未満	1.7%	1.1%
■ 500~700万円未満	3.8%	2.5%
■ 700~1000万円未満	1.4%	1.0%
■ 1000万円以上	4.2%	4.0%
■ 不詳	22.8%	19.7%

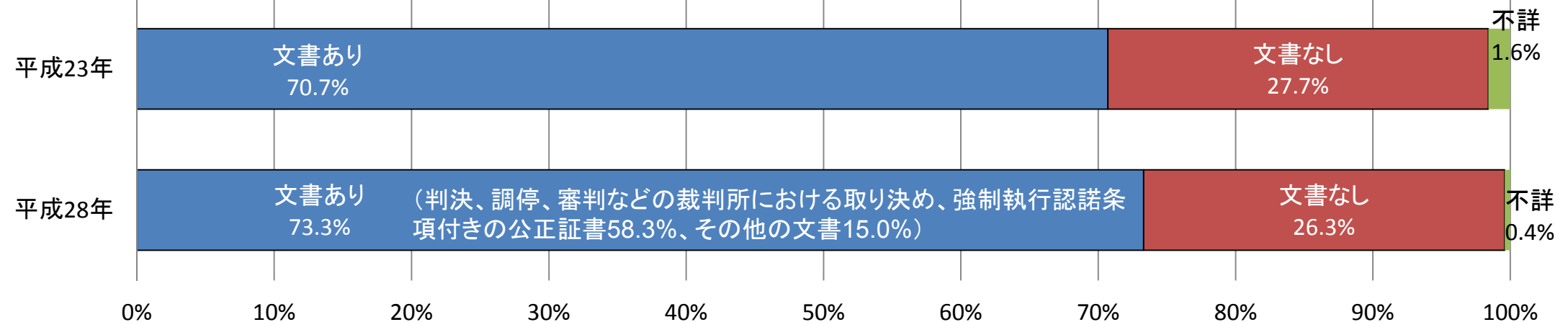
## 6(1) 母子家庭の養育費の取り決め状況

- 養育費の取り決め状況は、母子家庭の母では、「取り決めをしている」が42.9%となっている。
- 養育費の取り決めをしていると回答した世帯のうち、文書で取り決めをしているのは73.3%となっている。

○養育費の取り決めの状況



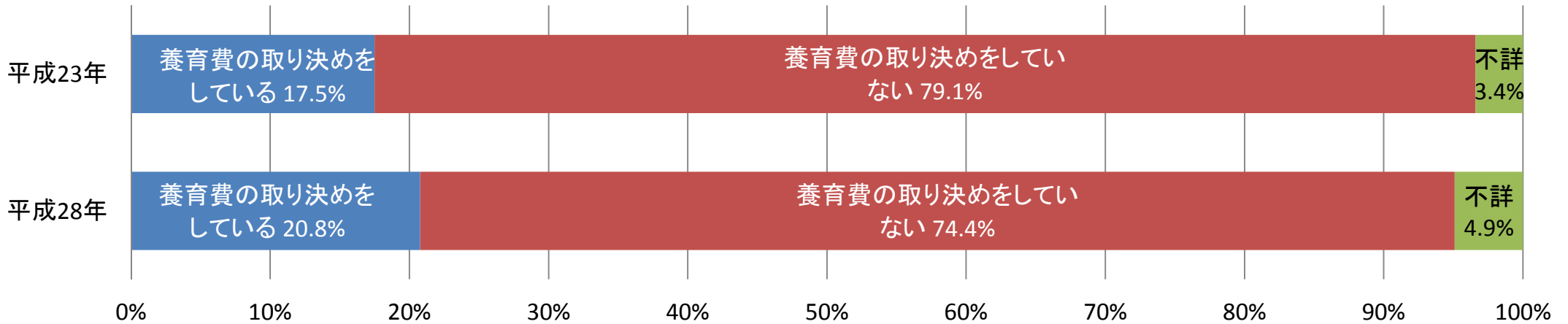
○養育費の取り決めの状況(文書あり・文書なし)



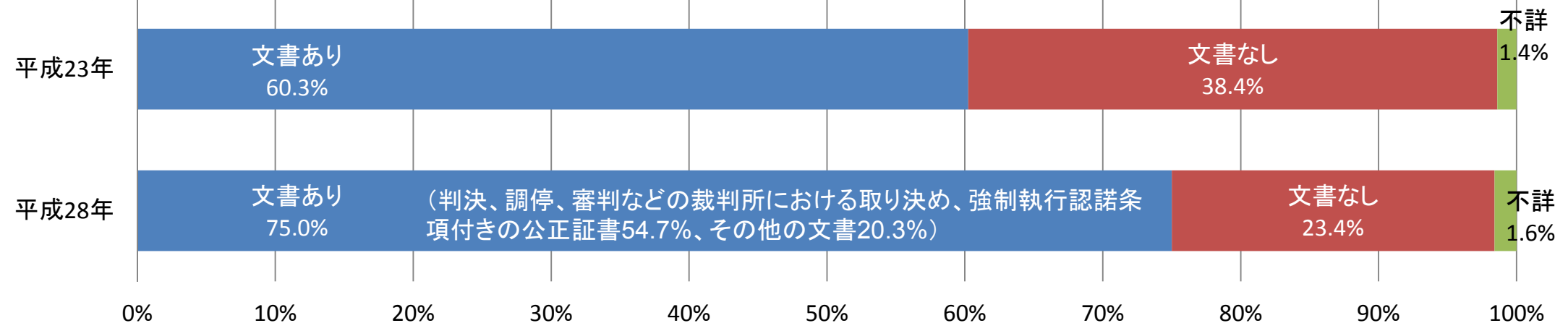
## 6(2) 父子家庭の養育費の取り決め状況

- 養育費の取り決め状況は、父子家庭の父では、「取り決めをしている」が20.8%となっている。
- 養育費の取り決めをしていると回答した世帯のうち、文書で取り決めをしているのは75.0%となっている。

○養育費の取り決めの状況



○養育費の取り決めの状況(文書あり・文書なし)

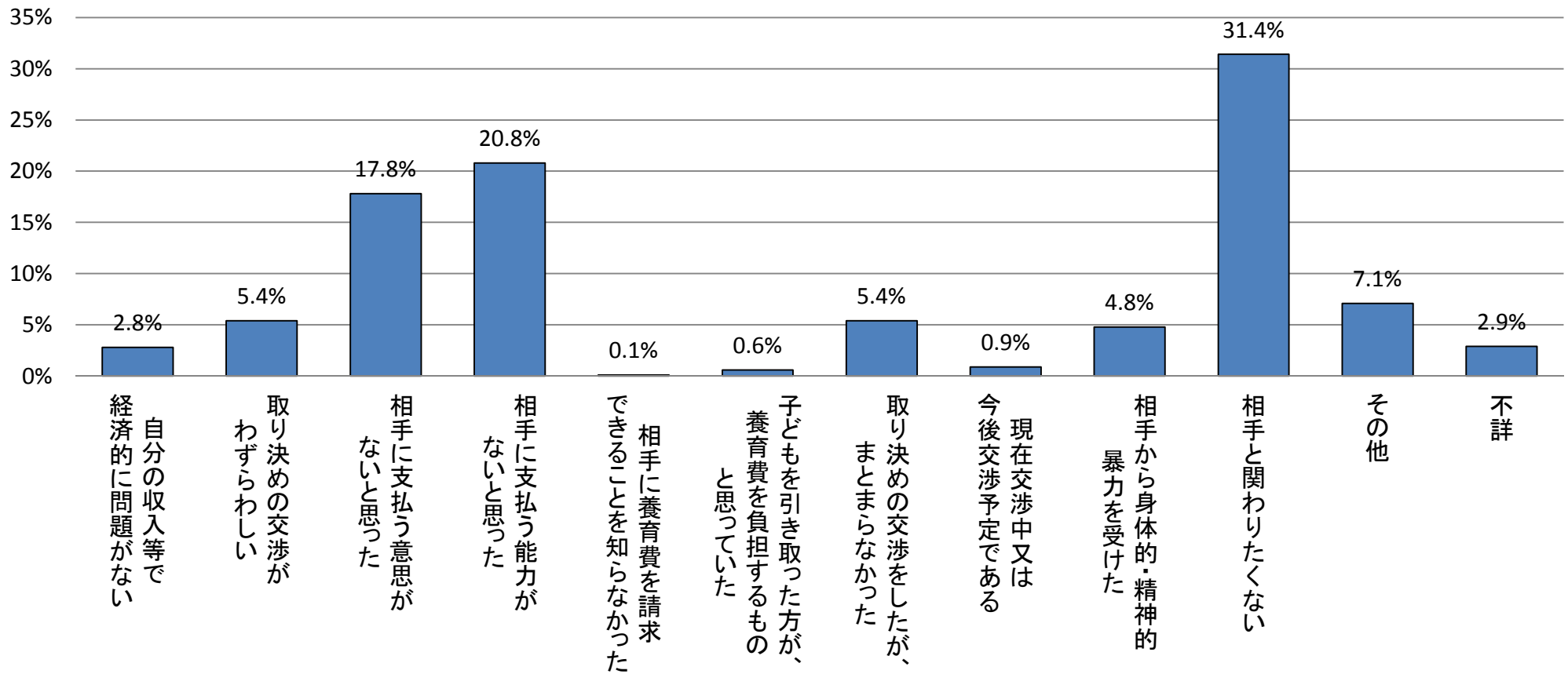


## 6(3) 母子家庭の養育費の取り決めをしていない理由

○ 母子世帯の母が養育費の取り決めをしていない理由としては、「相手と関わりたくない」が31.4%（前回調査23.1%）と最も多く、次いで「相手に支払う能力がないと思った」が20.8%、「相手に支払う意思がないと思った」が17.8%となっている。

（注）取り決めをしていない理由の「相手に支払う意思がないと思った」と「相手に支払う能力がないと思った」については、前回調査では「相手に支払う意思や能力がないと思った」となっており、調査結果は、48.6%と最も多くなっている。

母子家庭の母の養育費の取り決めをしていない理由（最も大きな理由）

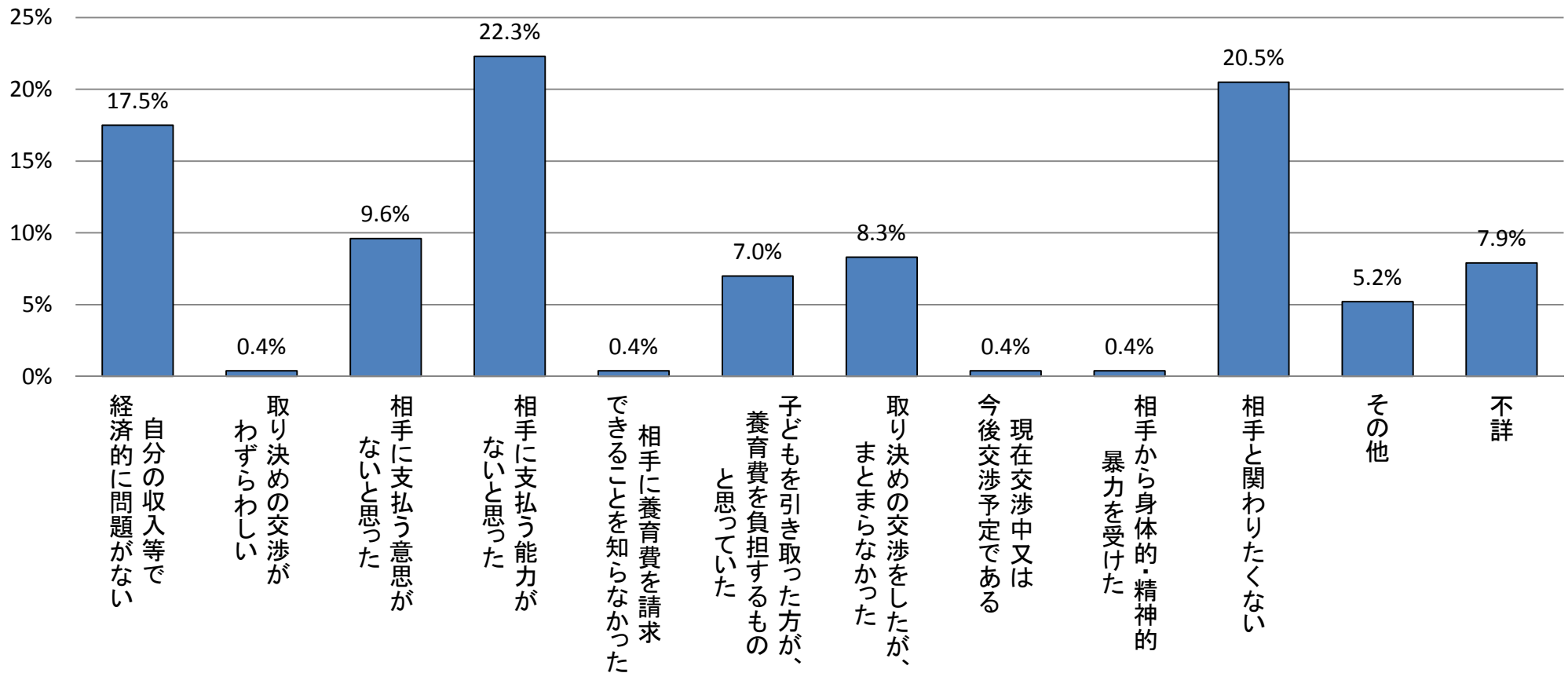


## 6(4) 父子家庭の養育費の取り決めをしていない理由

○ 父子世帯の父が養育費の取り決めをしていない理由としては、「相手に支払う能力がないと思った」が22.3%と最も多く、次いで「相手と関わりたくない」が20.5%(前回調査17.0%)となっている。

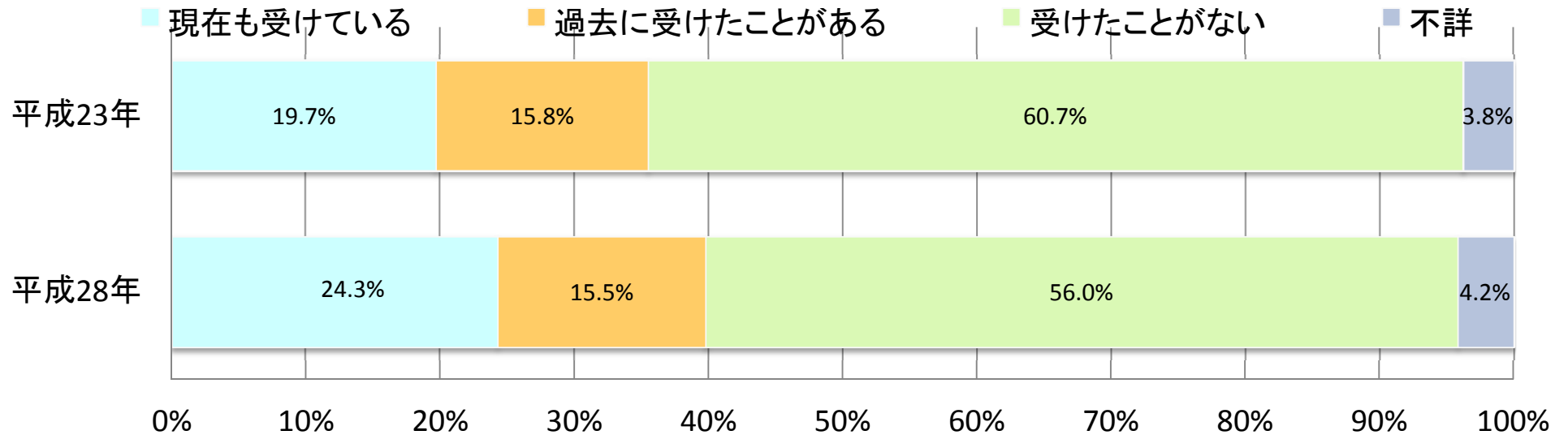
(注) 取り決めをしていない理由の「相手に支払う意思がないと思った」と「相手に支払う能力がないと思った」については、前回調査では「相手に支払う意思や能力がないと思った」となっており、調査結果は、34.8%と最も多くなっている。

### 父子家庭の父の養育費の取り決めをしていない理由(最も大きな理由)

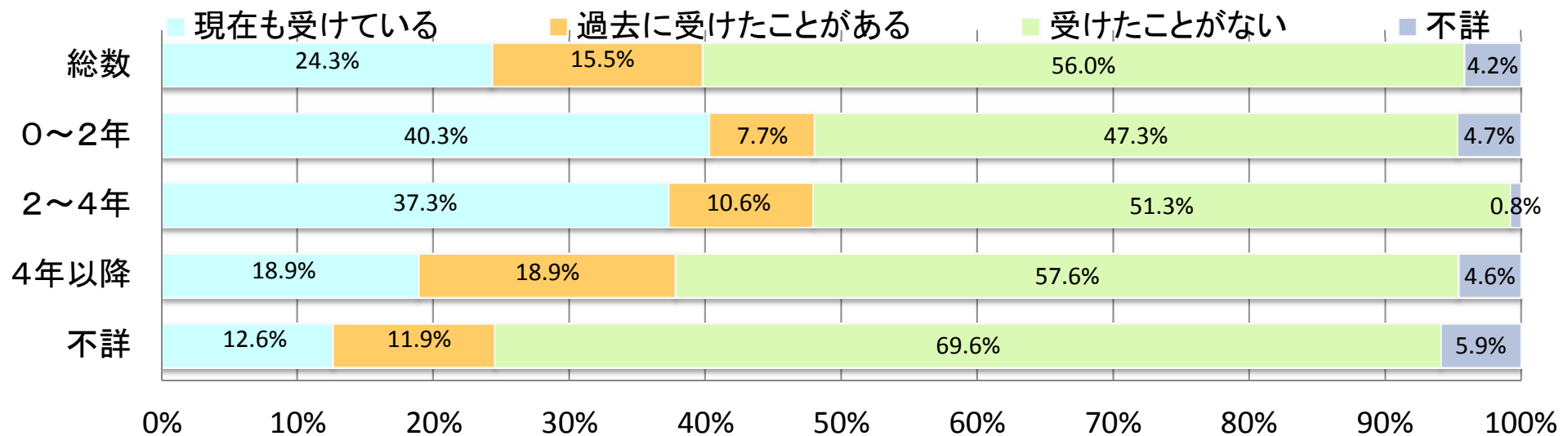


## 6(5) 母子家庭の母の養育費の受給状況

○ 母子世帯の母の養育費の受給状況は、「現在も受けている」が24.3%、「過去に受けたことがある」が15.5%、「受けたことがない」が56.0%となっている。

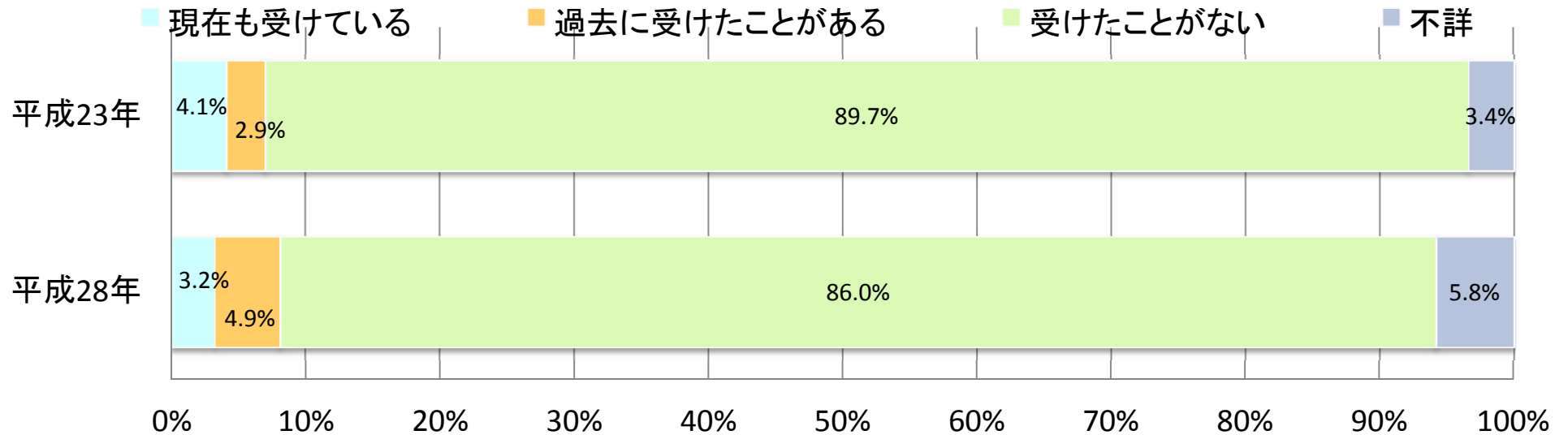


(参考) 母子世帯になってからの年数階級別(平成28年)

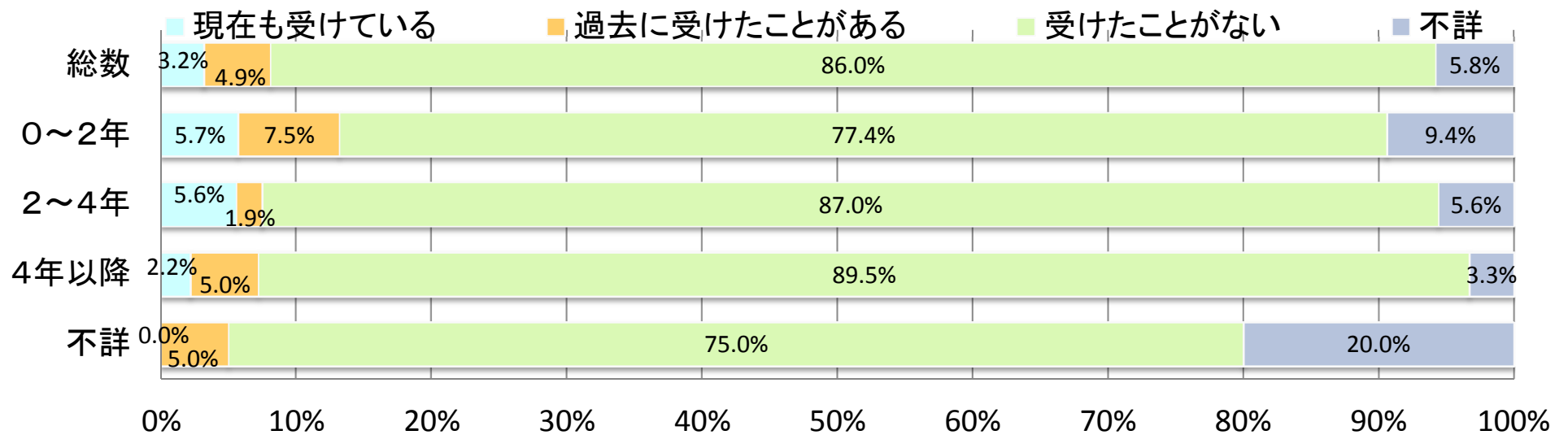


## 6(6) 父子家庭の父の養育費の受給状況

○ 父子世帯の父の養育費の受給状況は、「現在も受けている」が3.2%、「過去に受けたことがある」が4.9%、「受けたことがない」が86.0%となっている。



(参考) 父子世帯になってからの年数階級別(平成28年)



## 6(7) 子どもの数別養育費(1世帯平均月額)の状況

- 母子世帯が受けている養育費の1世帯平均月額は、43,707円となっている。
- 父子世帯が受けている養育費の1世帯平均月額は、32,550円となっている。

	平均	(参考)		
		1人	2人	3人
母子世帯	43,707円 (610)	38,207円 (328)	48,090円 (222)	57,739円 (46)
父子世帯	32,550円 (25)	29,375円 (11)	32,222円 (11)	42,000円 (3)

注:1)養育費を現在も受けている又は受けたことがある世帯で、額が決まっているものに限る。

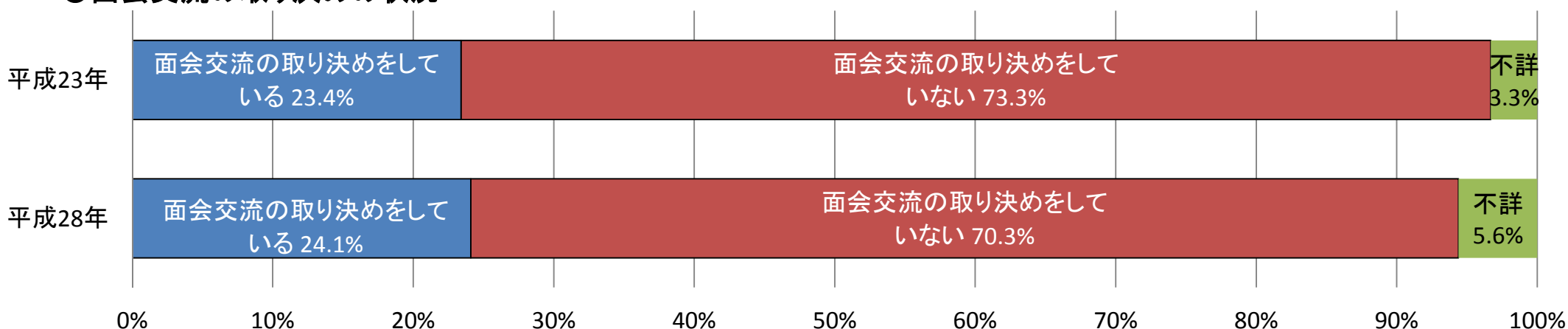
注:2)括弧書きは集計客体数



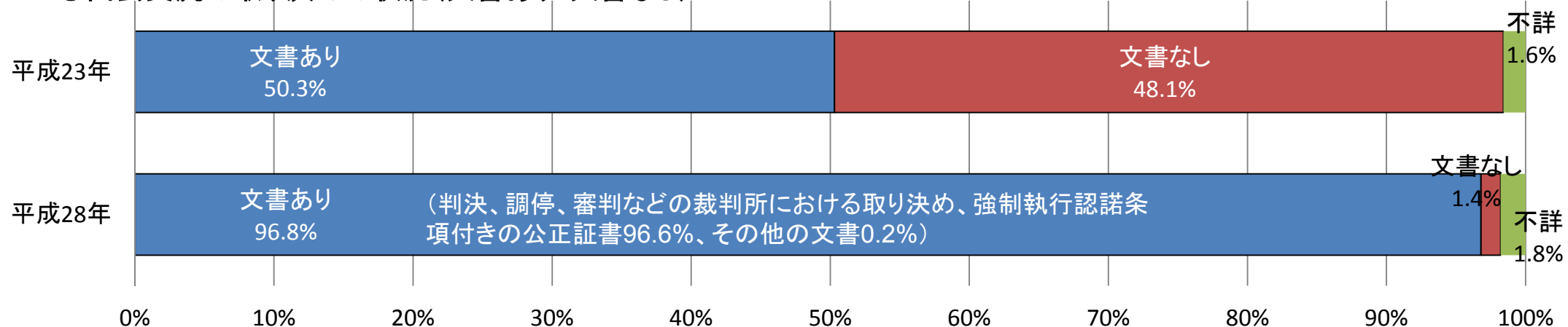
## 7(1) 母子家庭の母の面会交流の取り決め状況

- 面会交流の取り決め状況は、母子家庭の母では、「取り決めをしている」が24.1%となっている。
- 面会交流の取り決めをしていると回答した世帯のうち、文書で取り決めをしているのは96.8%となっている。

○面会交流の取り決めの状況



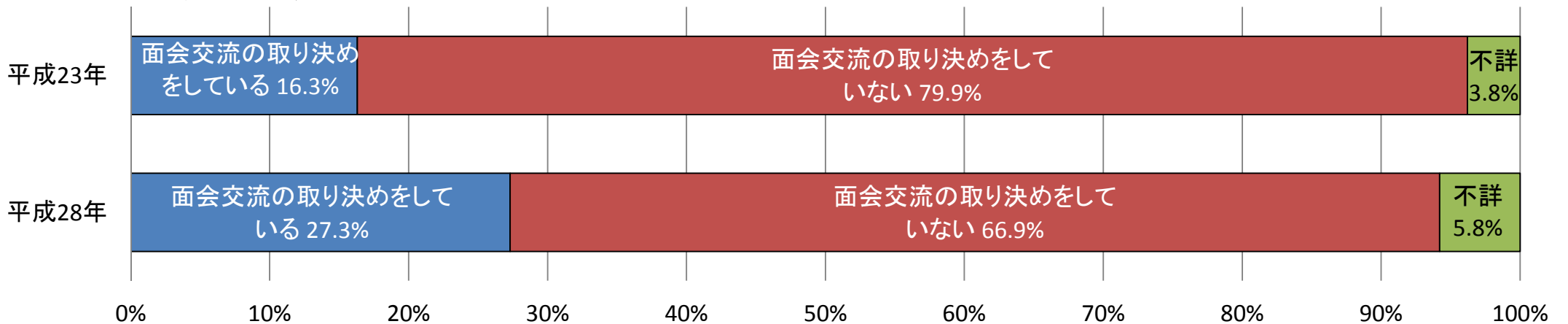
○面会交流の取り決めの状況(文書あり・文書なし)



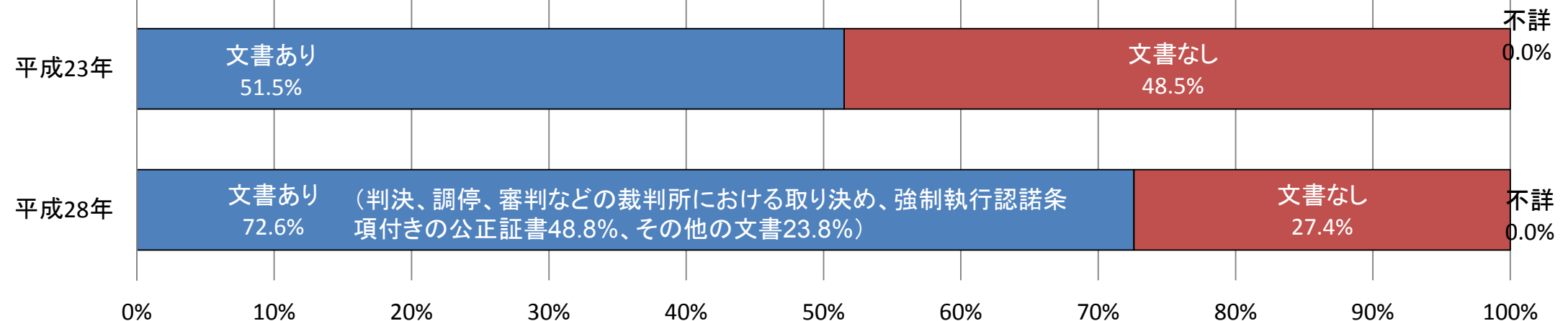
## 7(2) 父子家庭の父の面会交流の取り決め状況

- 面会交流の取り決め状況は、父子家庭の父では、「取り決めをしている」が27.3%となっている。
- 面会交流の取り決めをしていると回答した世帯のうち、文書で取り決めをしているのは72.6%となっている。

○面会交流の取り決めの状況



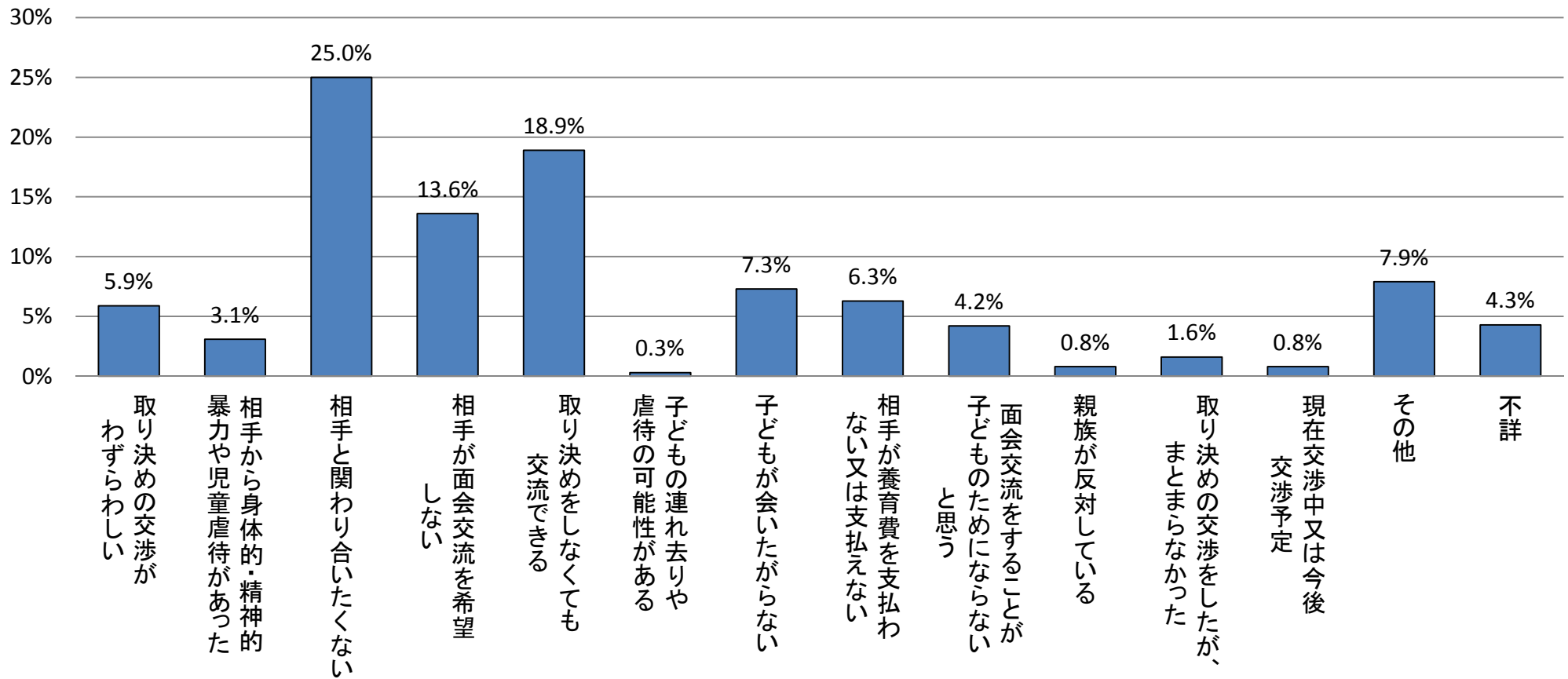
○面会交流の取り決めの状況(文書あり・文書なし)



### 7(3) 母子家庭の面会交流の取り決めをしていない理由

○ 母子世帯の母が面会交流の取り決めをしていない理由としては、「相手と関わり合いたくない」が25.0%と最も多く、次いで「取り決めをしなくても交流できる」が18.9%、「相手が面会交流を希望しない」が13.6%となっている。

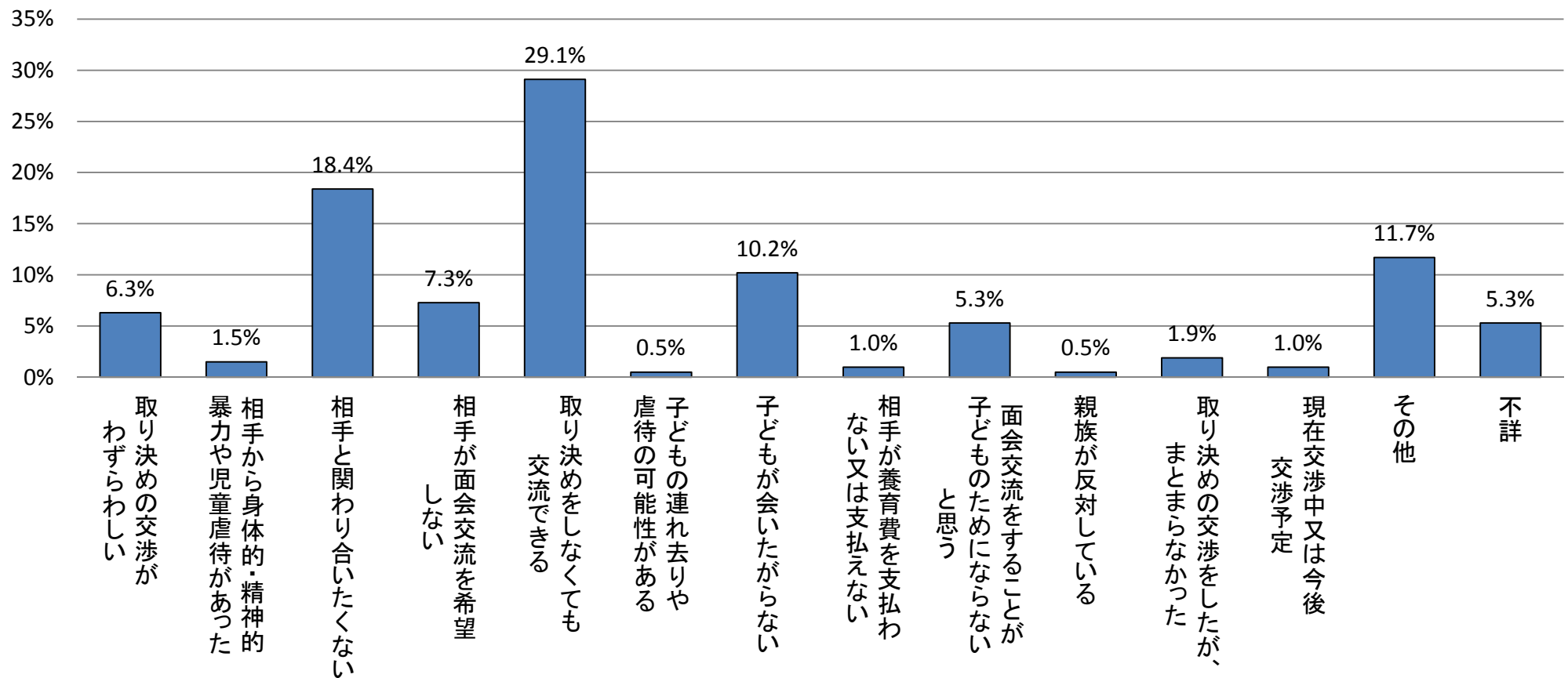
母子家庭の母の面会交流の取り決めをしていない理由(最も大きな理由)



## 7(4) 父子家庭の面会交流の取り決めをしていない理由

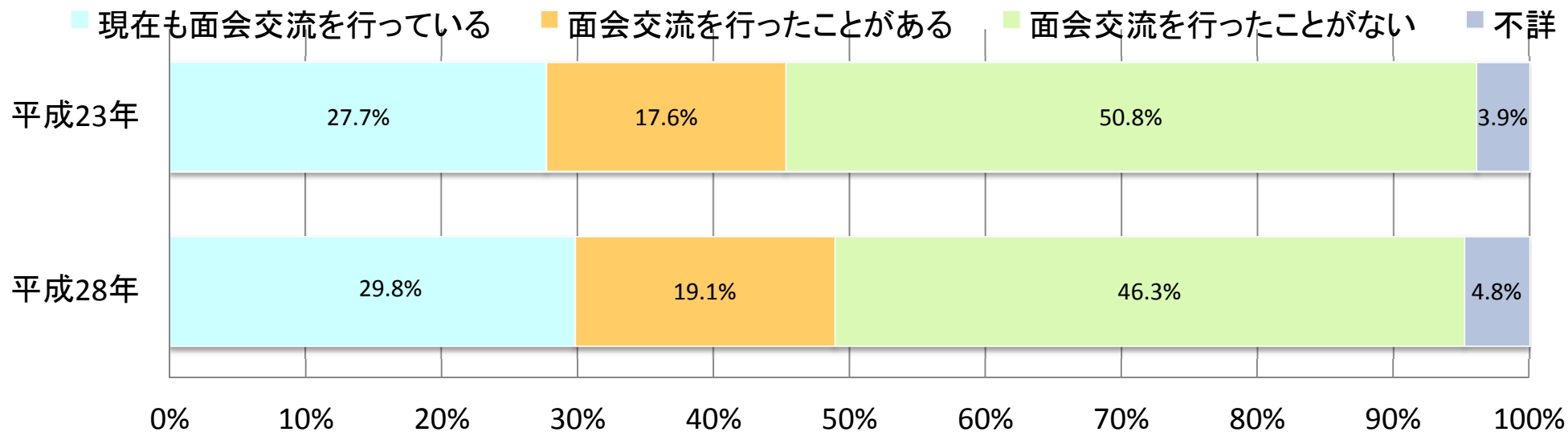
○ 父子世帯の父が面会交流の取り決めをしていない理由としては、「取り決めをしなくても交流ができる」が29.1%と最も多く、次いで「相手と関わり合いたくない」が18.4%となっている。

父子世帯の父の面会交流の取り決めをしていない理由(最も大きな理由)

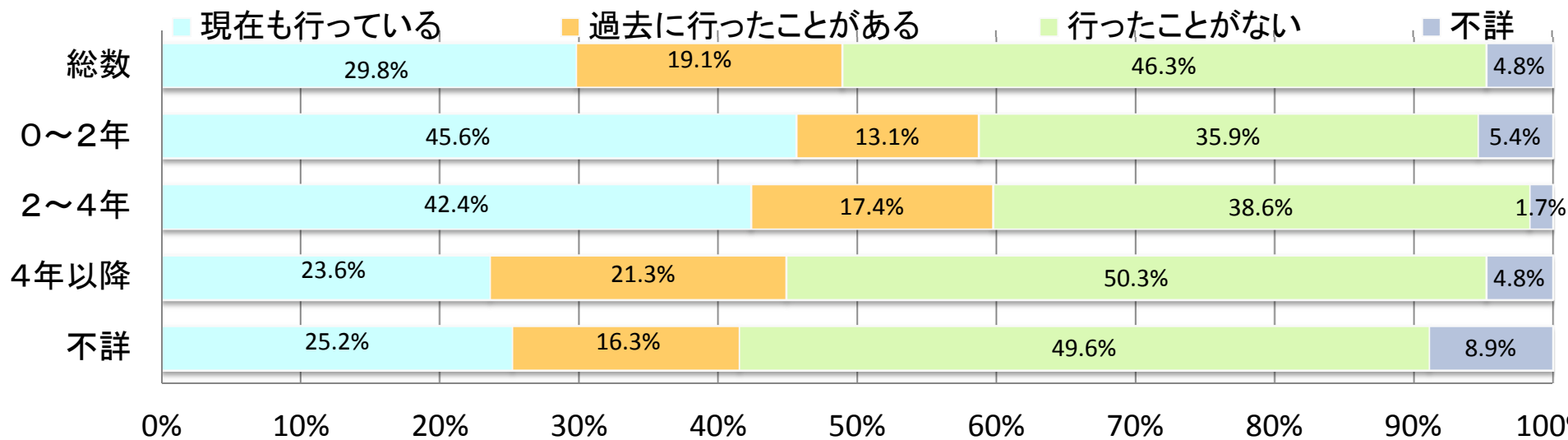


## 7(5) 母子家庭の母の面会交流の実施状況

○ 母子世帯の母の面会交流の実施状況は、「現在も面会交流を行っている」が29.8%、「面会交流を行ったことがある」が19.1%、「面会交流を行ったことがない」が46.3%となっている。

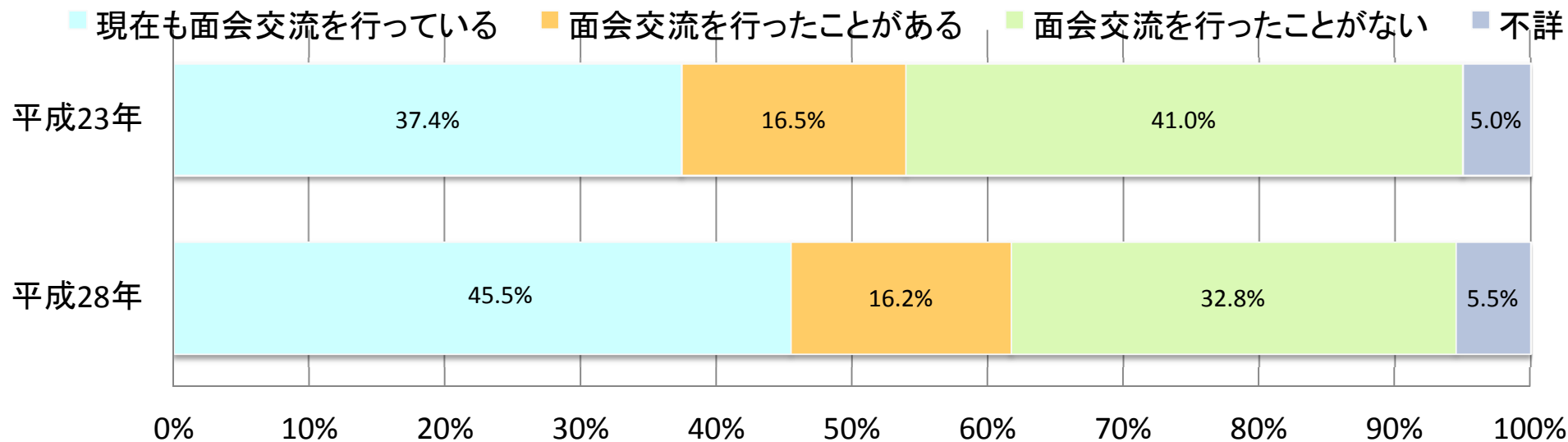


(参考) 母子世帯になってからの年数階級別(平成28年)

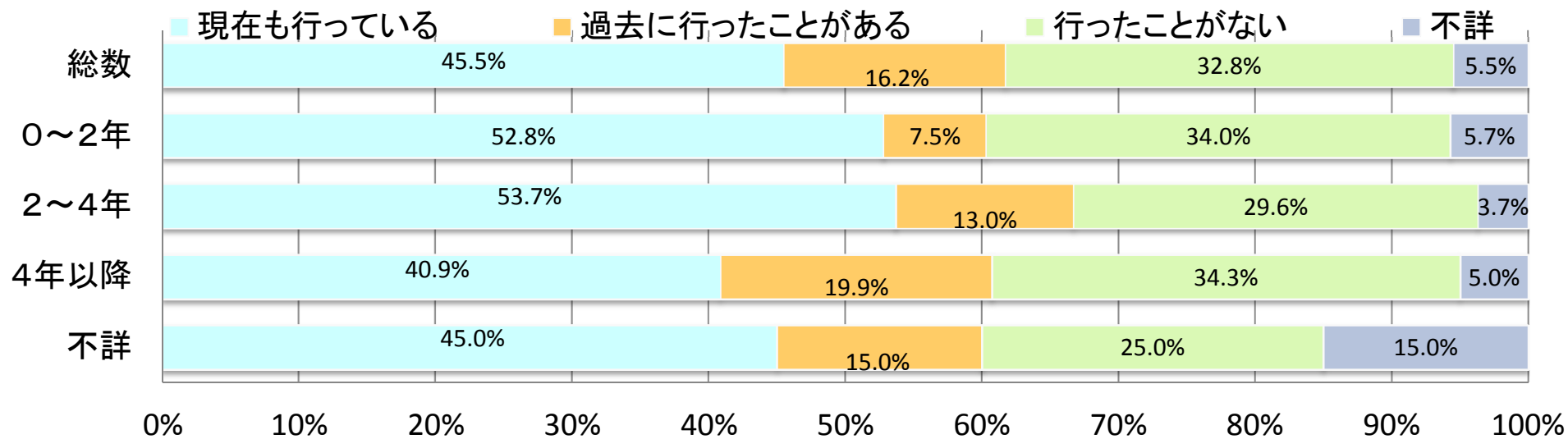


## 7(6) 父子家庭の父の面会交流の実施状況

○ 父子世帯の父の面会交流の実施状況は、「現在も面会交流を行っている」が45.5%、「面会交流を行ったことがある」が16.2%、「面会交流を行ったことがない」が32.8%となっている。

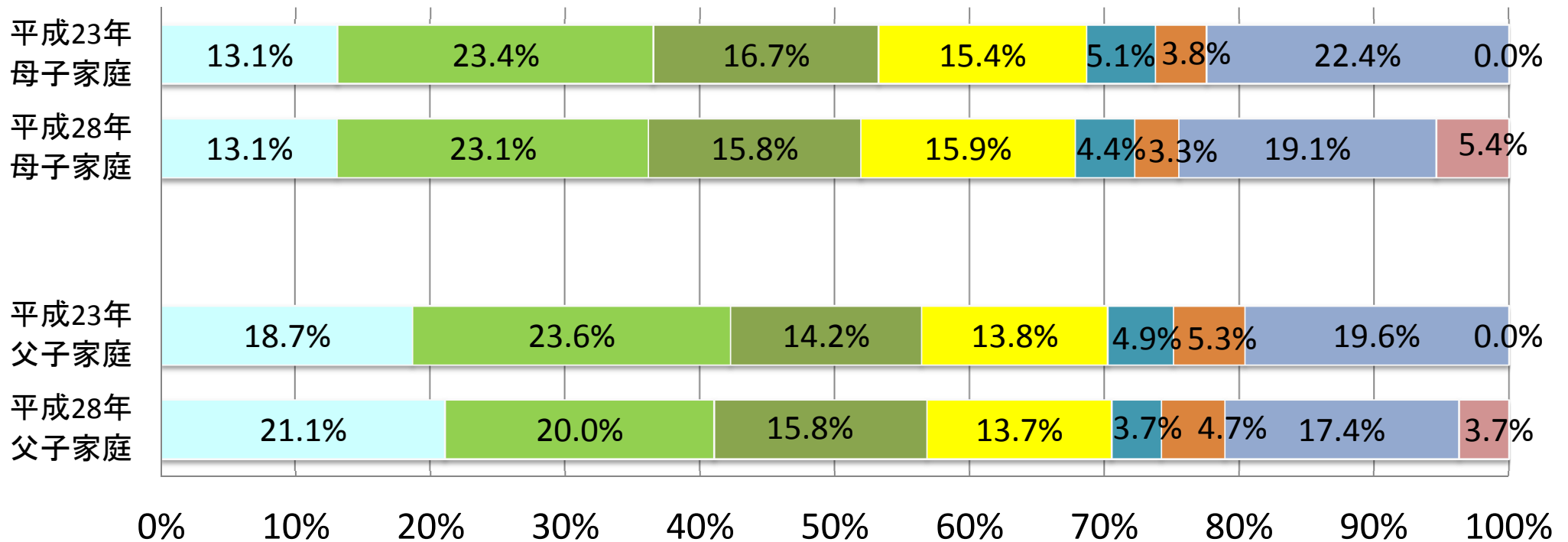
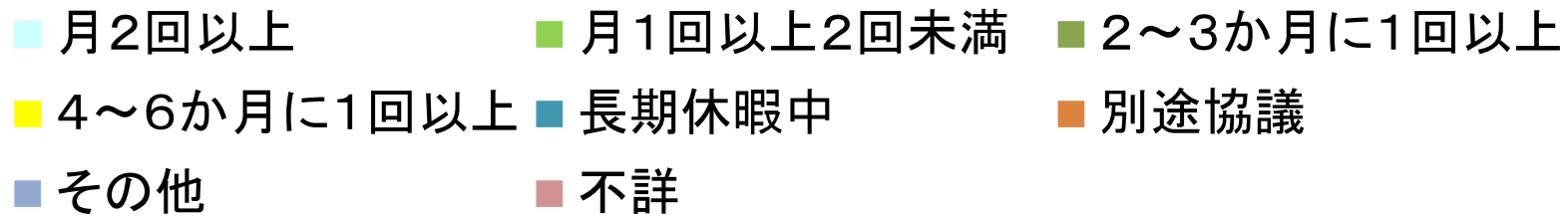


(参考) 父子世帯になってからの年数階級別(平成28年)



## 7(7) 母子家庭及び父子家庭の面会交流の実施頻度

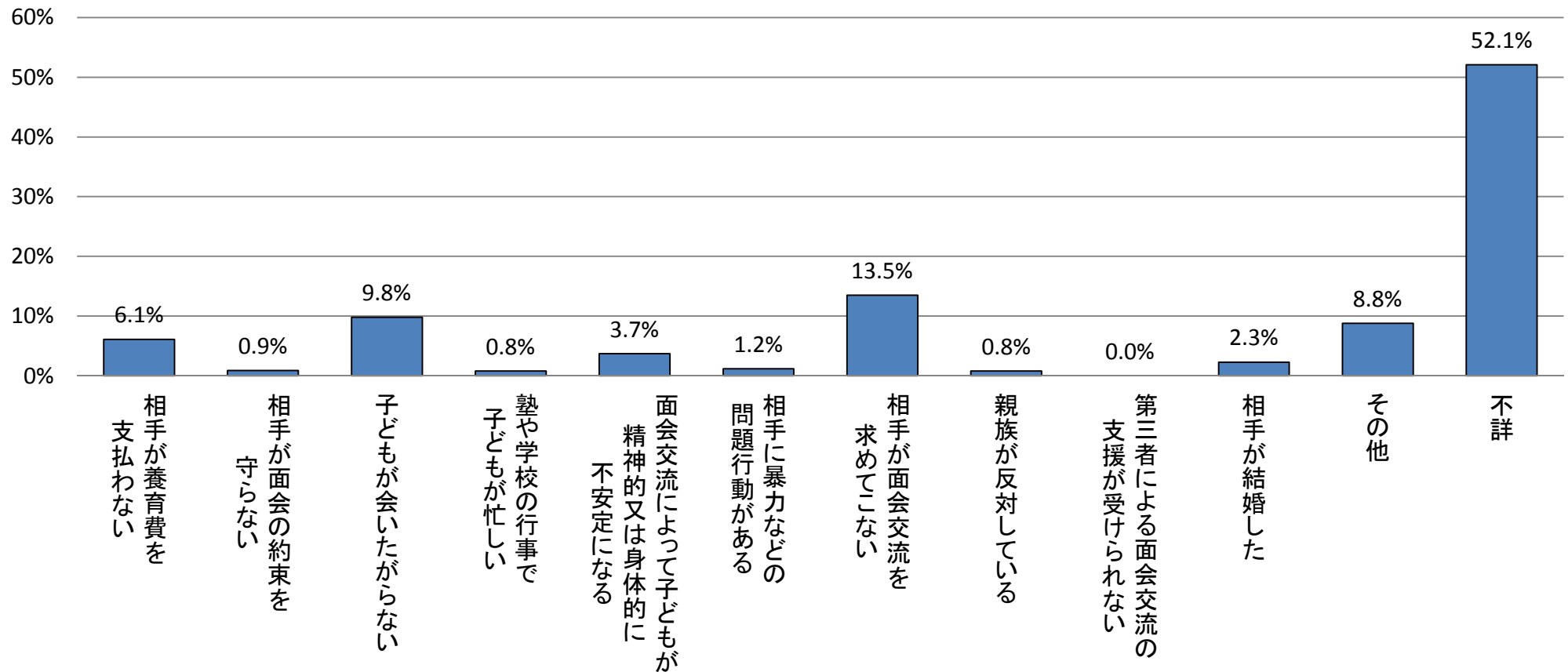
- 母子家庭では、月1回以上2回未満の面会交流を行っている場合が最も多く、23.1%となっている。
- 父子家庭では、月2回以上の面会交流を行っている場合が最も多く、21.1%となっている。



## 7(8) 母子家庭の現在面会交流を実施していない理由

○ 母子世帯の母の現在面会交流を実施していない理由は、「相手が面会交流を求めてこない」が13.5%と最も多く、次いで「子どもが会いたがらない」が9.8%となっている。

母子家庭の母の現在面会交流を実施していない理由(最も大きな理由)

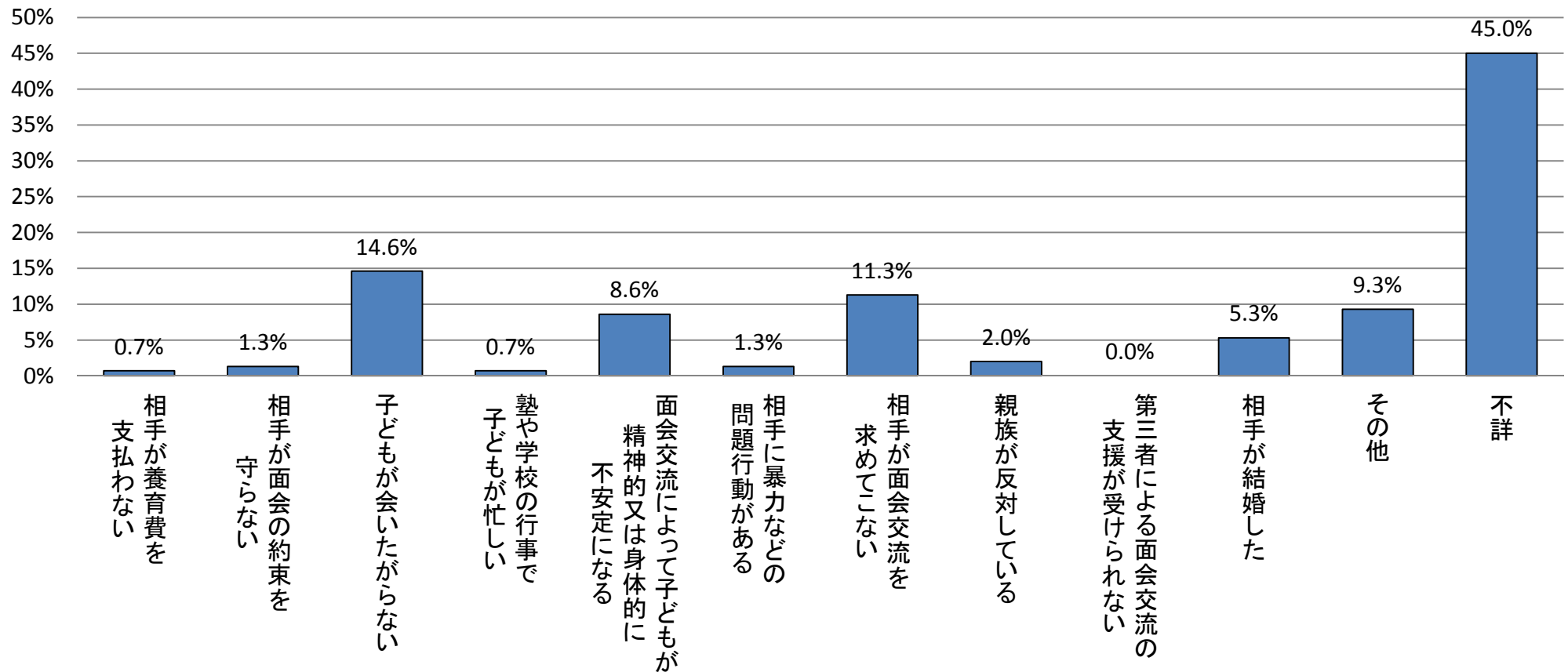




## 7(9) 父子家庭の現在面会交流を実施していない理由

○ 父子世帯の父の現在面会交流を実施していない理由は、「子どもが会いたがらない」が14.6%と最も多く、次いで「相手が面会交流を求めてこない」が11.3%となっている。

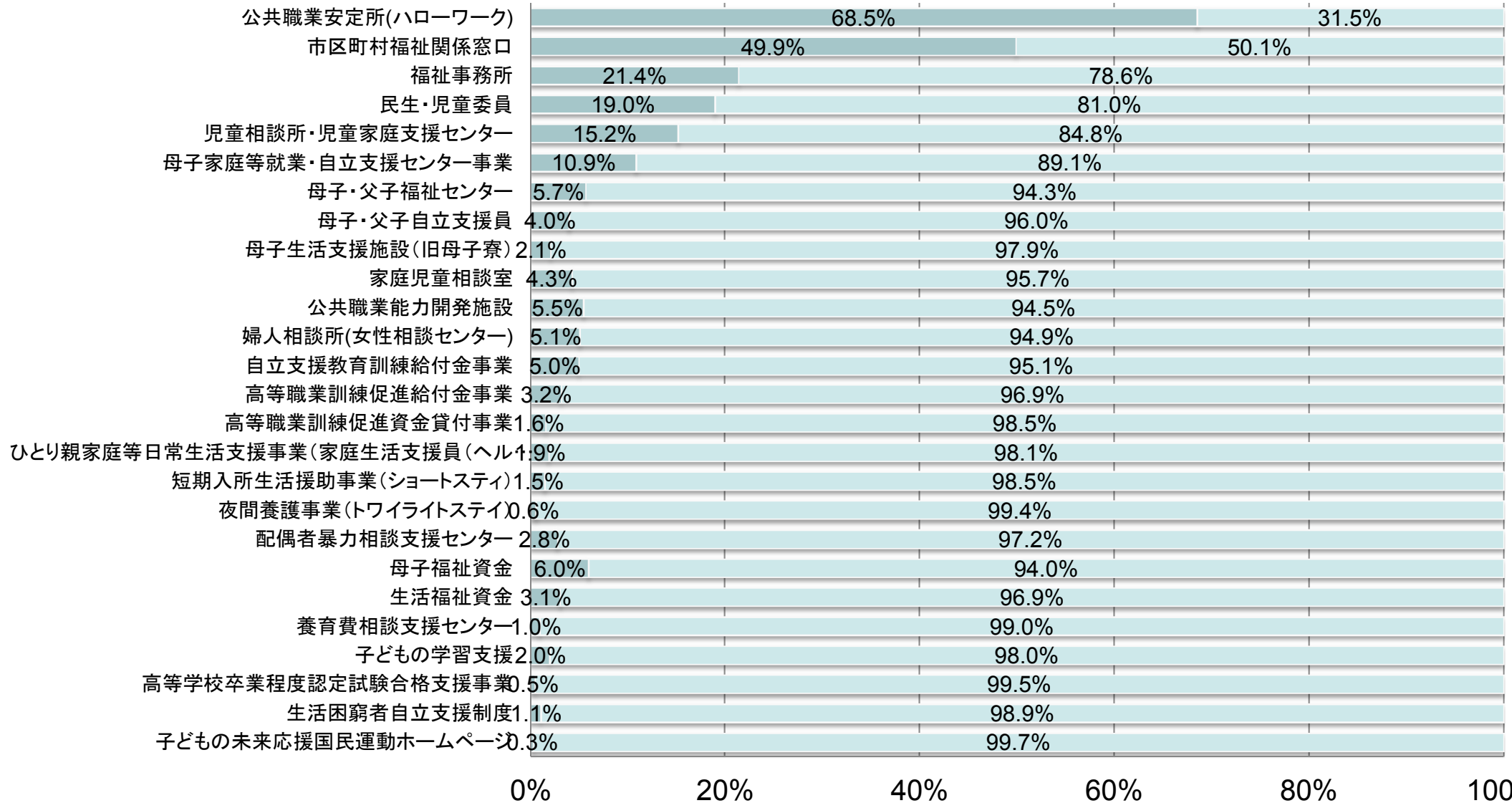
父子家庭の父の現在面会交流を実施していない理由(最も大きな理由)



# 8(1) 母子世帯における公的制度等の利用状況

○ 母子世帯における公的制度等の利用状況については、「公共職業安定所(ハローワーク)」、「市区町村福祉関係窓口」の利用が多い

■ 利用している又は利用したことがある      ■ 利用したことがない

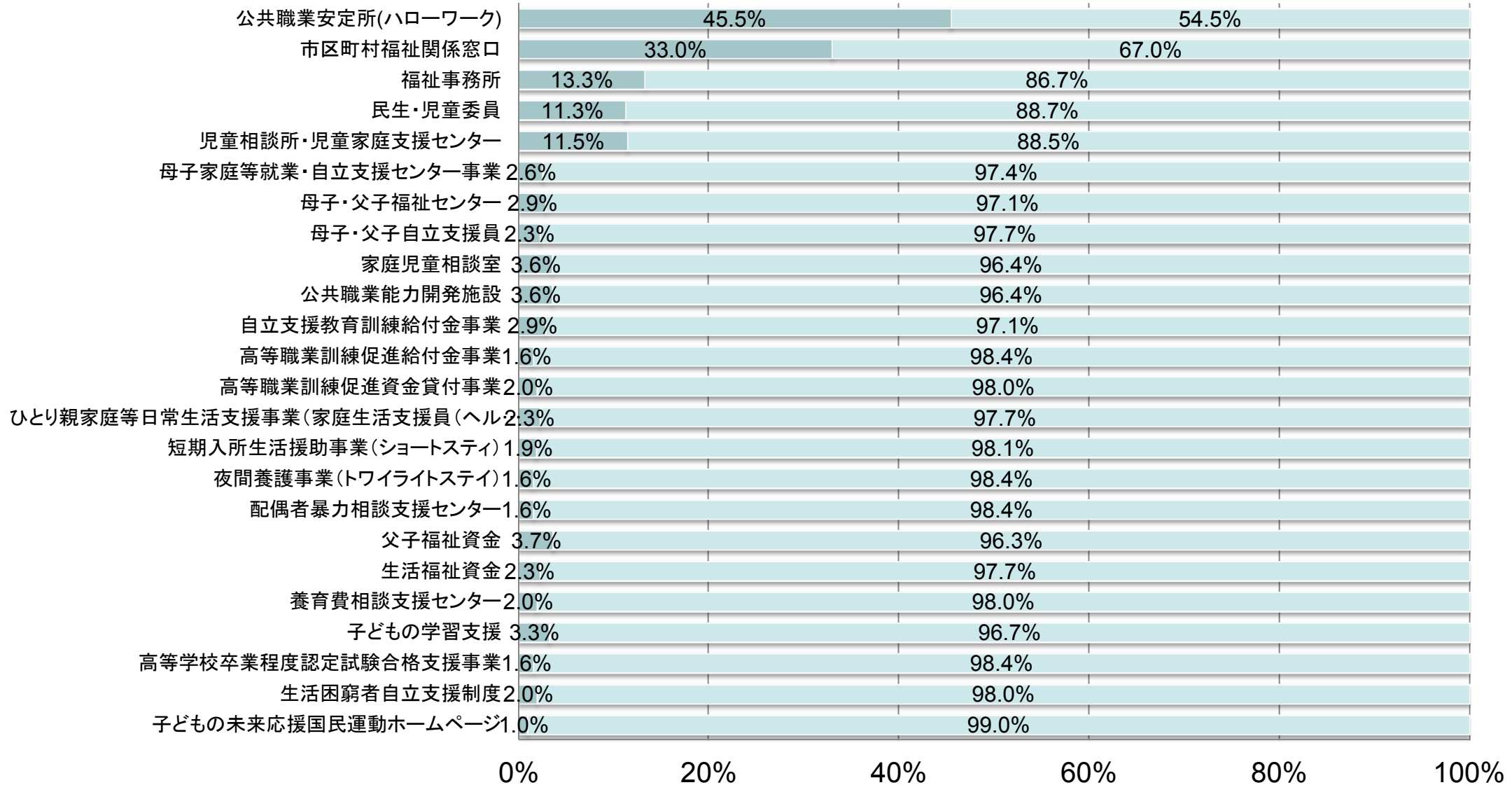


## 8(2) 父子世帯における公的制度等の利用状況

○ 父子世帯における公的制度等の利用状況については、「公共職業安定所(ハローワーク)」、「市区町村福祉関係窓口」の利用が多い

■ 利用している又は利用したことがある

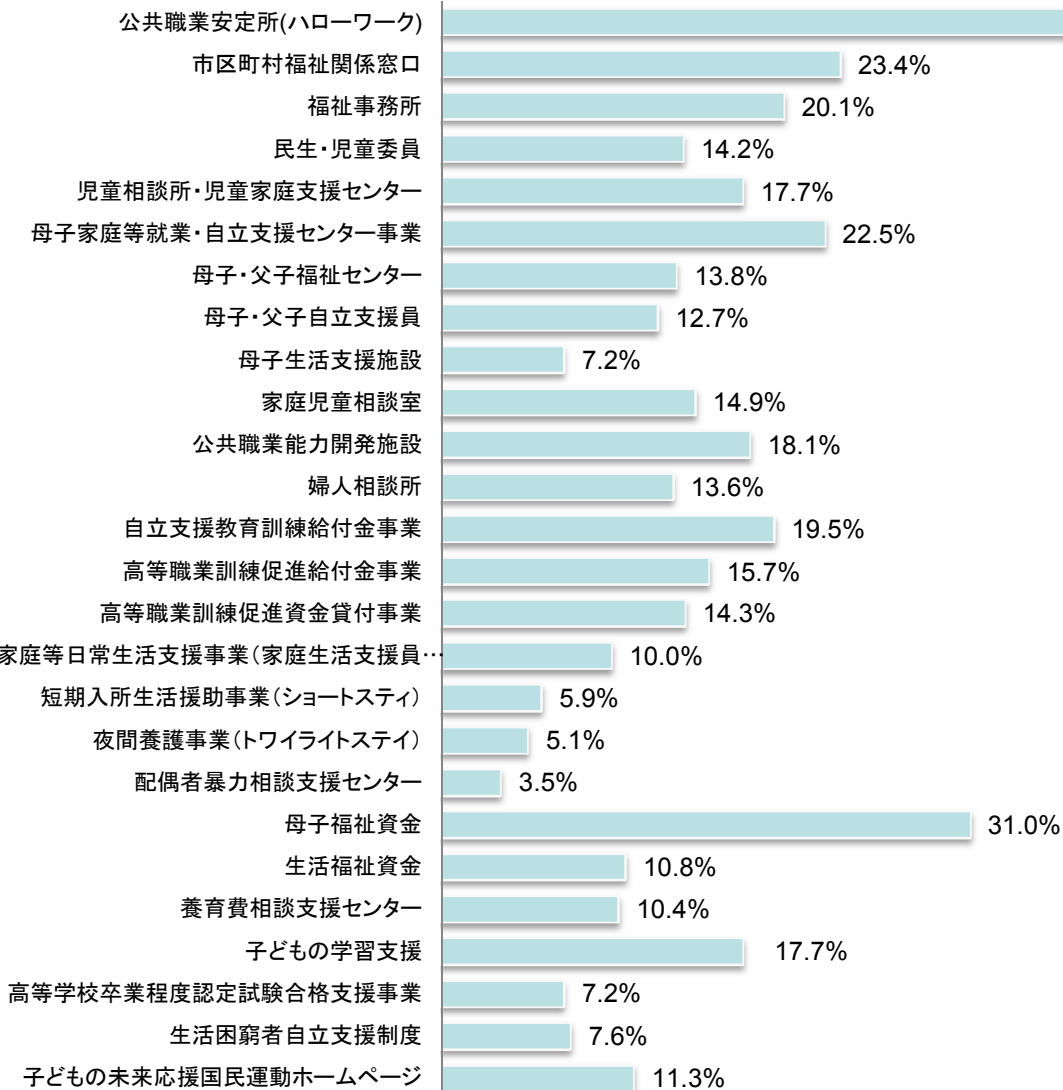
■ 利用したことがない



## 8(3) 母子世帯における公的制度等の利用希望

- 母子世帯の公的制度等の利用希望については、利用したことのない者のうち、「今後利用したい」としたものの割合は、制度等によりばらつきがある。

■ 今後利用したい

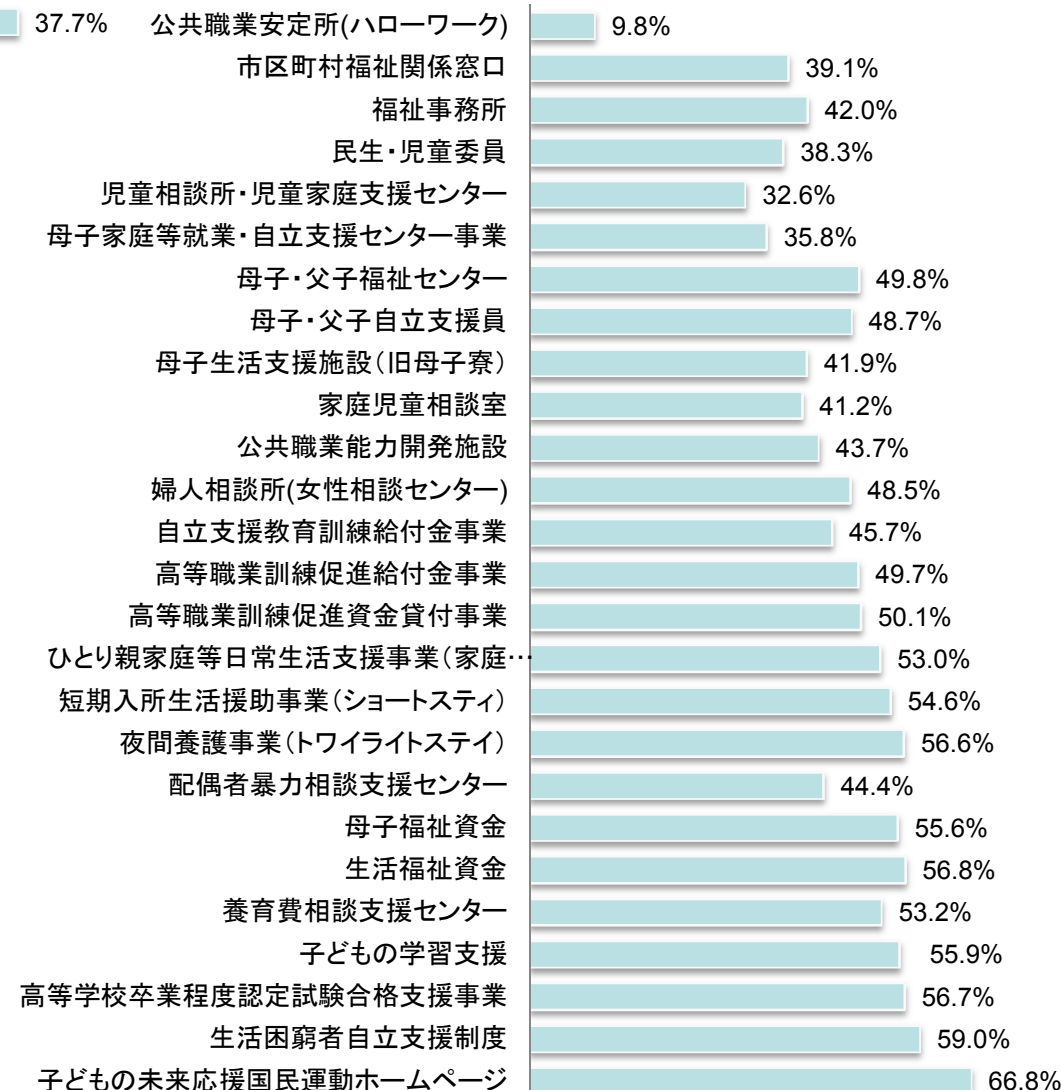


※ 「利用したことがない」と答えたもののうち、「今後利用したい」と答えたものの割合

## 母子世帯における公的制度等の周知状況

- 母子世帯の公的制度等の周知状況については、利用したことのない者のうち、「制度を知らなかった」としたものは、制度等によっては5割を超えるものもあり、ひとり親家庭支援施策の認知度は高くなく、更なる周知が必要。

■ 制度を知らなかった

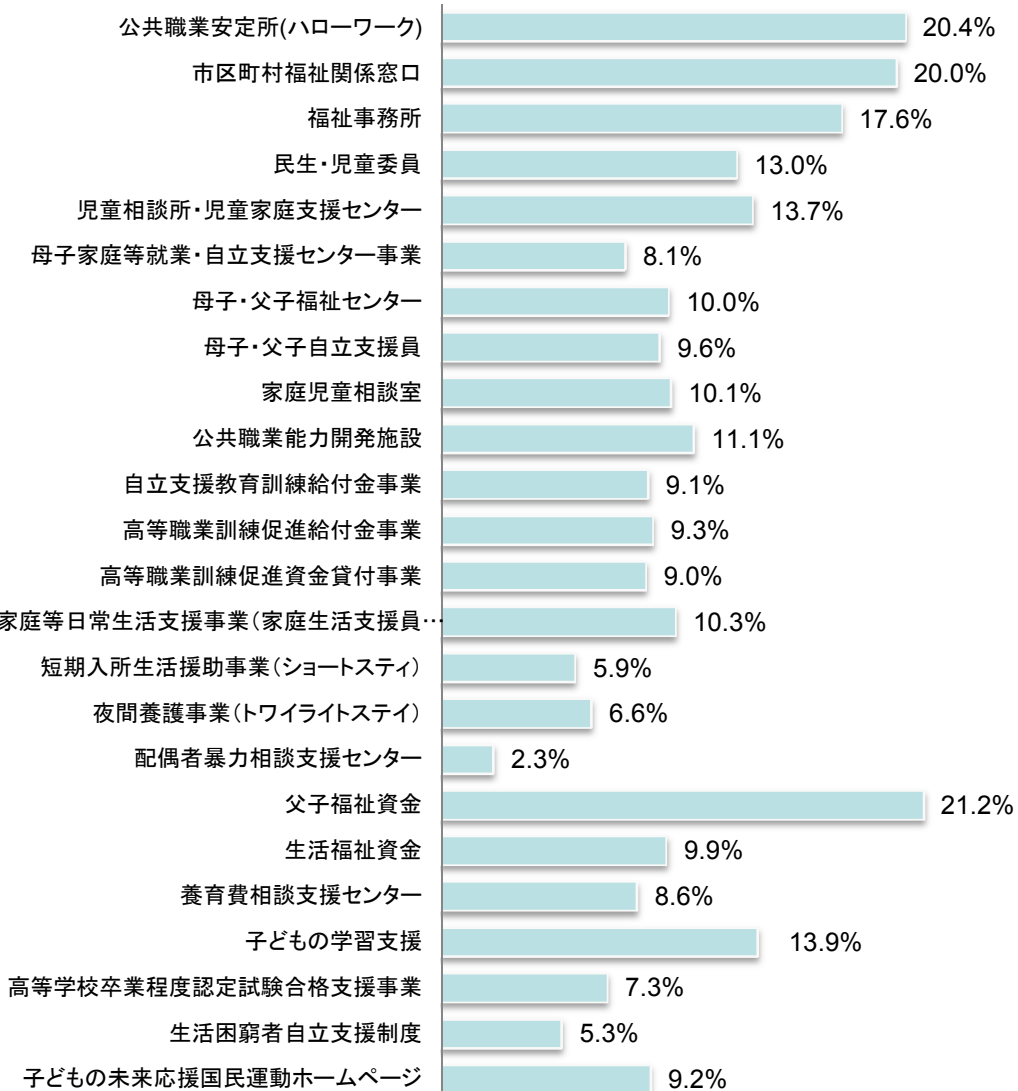


※ 「利用したことがない」と答えたもののうち、「制度を知らなかった」と答えたものの割合

## 8(4) 父子世帯における公的制度等の利用希望

○ 父子世帯の公的制度等の利用希望については、利用したことのない者のうち、「今後利用したい」としたものの割合は、制度等によりばらつきがある。

■ 今後利用したい

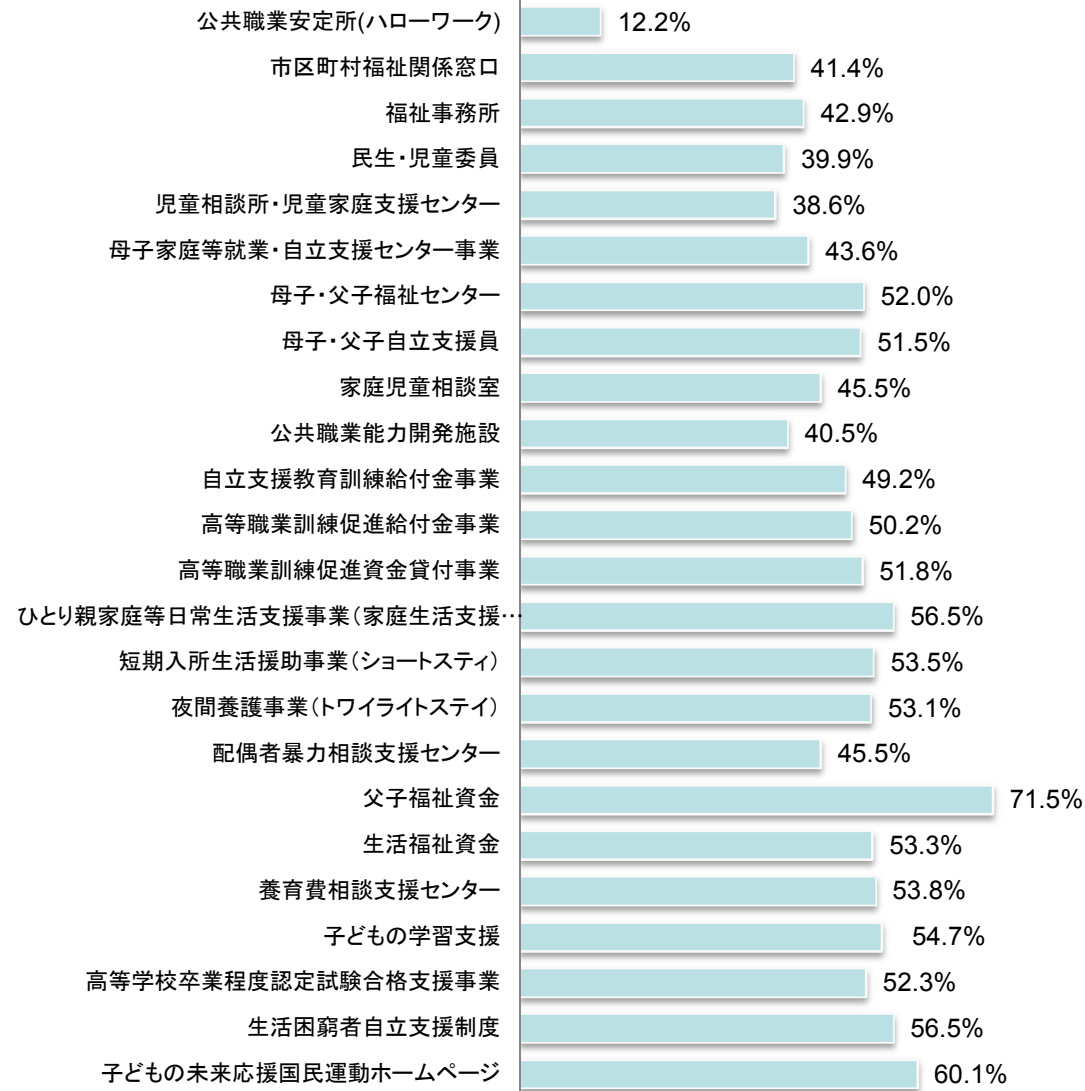


※ 「利用したことがない」と答えたもののうち、「今後利用したい」と答えたものの割合

## 父子世帯における公的制度等の周知状況

○ 父子世帯の公的制度等の周知状況については、利用したことのない者のうち、「制度を知らなかった」としたものは、制度等によっては5割を超えるものもあり、ひとり親家庭支援施策の認知度は高くなく、更なる周知が必要。

■ 制度を知らなかった

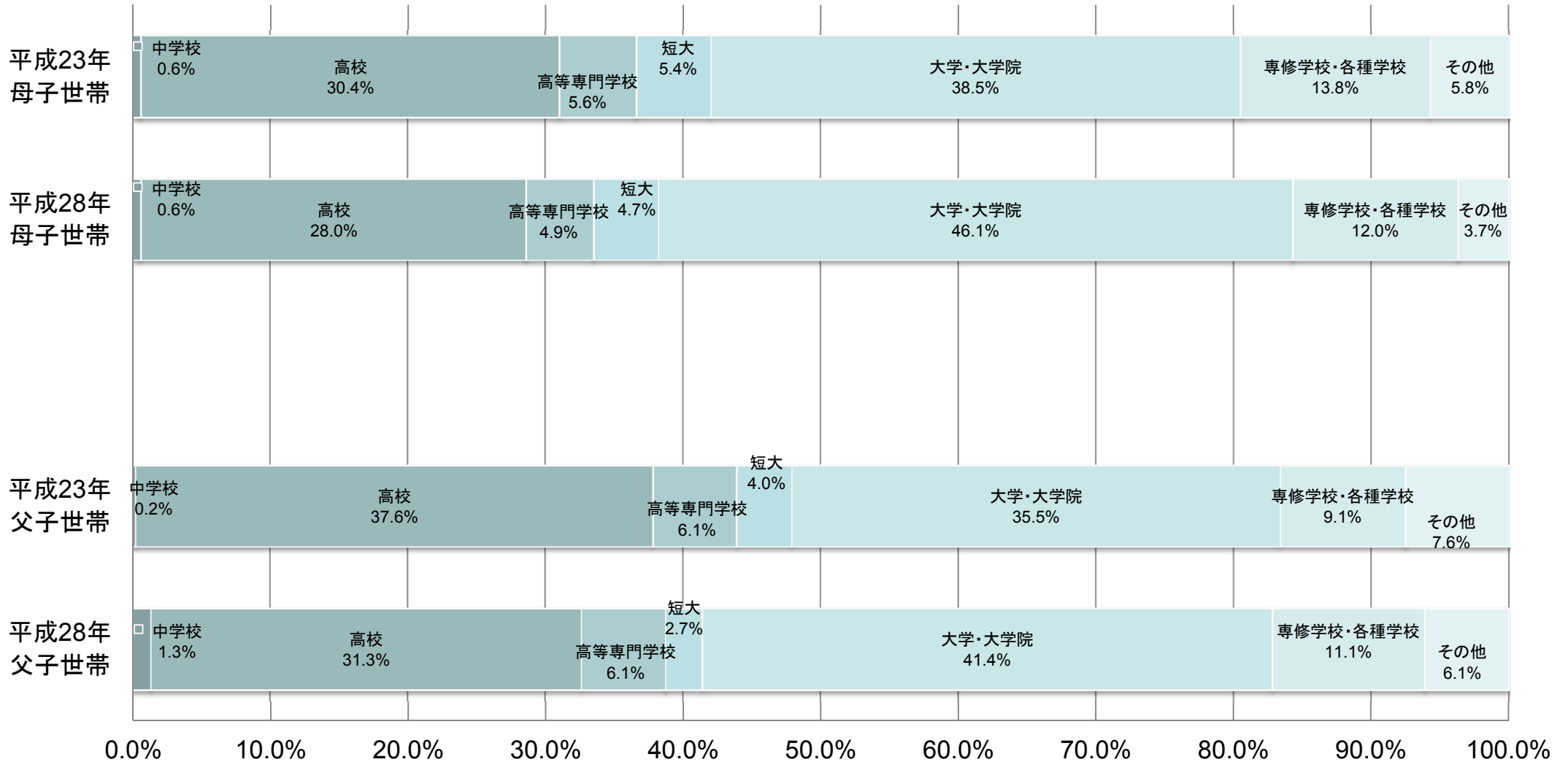


※ 「利用したことがない」と答えたもののうち、「制度を知らなかった」と答えたものの割合

## 9 子どもに関する最終進学目標

○ 子どもに関する最終進学目標は、母子世帯、父子世帯ともに「大学・大学院」が最も多く、母子世帯の母は46.1%、父子世帯の父は41.4%となっている。

子どもに関する最終進学目標



## 平成 28 年度 全国ひとり親世帯等調査結果の概要

### 1. 調査の概要

#### (1) 調査の実施日

平成 28 年 11 月 1 日 (前回調査は平成 23 年 11 月 1 日)

#### (2) 調査の対象及び客体

全国の母子世帯、父子世帯および養育者世帯を対象とし、平成 22 年国勢調査により設定された調査区から無作為に抽出した 4,450 調査区 (母子世帯については、同 4,450 調査区のうち 2,850 調査区) 内の母子世帯 3,293 世帯、父子世帯 653 世帯、養育者世帯 60 世帯を調査客体として実施。

集計客体は、母子世帯 2,060 世帯、父子世帯 405 世帯、養育者世帯 45 世帯。

### 2. 結果の概要 ※

#### 【母子世帯と父子世帯の状況】

	母子世帯	父子世帯
1 世帯数 [推計値]	1 2 3 . 2 万世帯 (1 2 3 . 8 万世帯)	1 8 . 7 万世帯 (2 2 . 3 万世帯)
2 ひとり親世帯になった理由	離婚 7 9 . 5 % (8 0 . 8 %) 死別 8 . 0 % ( 7 . 5 %)	離婚 7 5 . 6 % (7 4 . 3 %) 死別 1 9 . 0 % (1 6 . 8 %)
3 就業状況	8 1 . 8 % (8 0 . 6 %)	8 5 . 4 % (9 1 . 3 %)
就業者のうち 正規の職員・従業員	4 4 . 2 % (3 9 . 4 %)	6 8 . 2 % (6 7 . 2 %)
うち 自営業	3 . 4 % ( 2 . 6 %)	1 8 . 2 % (1 5 . 6 %)
うち パート・アルバイト等	4 3 . 8 % (4 7 . 4 %)	6 . 4 % ( 8 . 0 %)
4 平均年間収入 [母又は父自身の収入]	2 4 3 万円 (2 2 3 万円)	4 2 0 万円 (3 8 0 万円)
5 平均年間就労収入 [母又は父自身の就労収入]	2 0 0 万円 (1 8 1 万円)	3 9 8 万円 (3 6 0 万円)
6 平均年間収入 [同居親族を含む世帯全員の収入]	3 4 8 万円 (2 9 1 万円)	5 7 3 万円 (4 5 5 万円)

※ ( ) 内の値は、前回(平成 2 3 年度)調査結果を表している。

※ 「平均年間収入」及び「平均年間就労収入」は、平成 2 7 年の 1 年間の収入。

※ 集計結果の構成割合については、原則として、「不詳」となる回答(無記入や誤記入等)がある場合は、分母となる総数に不詳数を含めて算出した値(比率)を表している。

### (1) ひとり親世帯になった理由 (別添2 P.2)

#### ～ 母子世帯の約9割は離婚などが理由 ～

- 母子世帯になった理由は、「死別」が8.0% (前回調査7.5%)、離婚などの「生別」が91.1% (同92.5%) となっている。
- 父子世帯になった理由は、「死別」が19.0% (同16.8%)、「生別」が80.0% (同83.2%) となっている。

### (2) ひとり親世帯の親と末子の年齢 (同 P.5、6)

#### ～ 親・子ともに母子世帯より父子世帯の方が年齢が高い ～

- 調査時点における母子世帯の母の平均年齢は41.1歳 (同39.7歳)、父子世帯の父の平均年齢は45.7歳 (同44.7歳) となっている。
- 調査時点における末子の平均年齢は、母子世帯で11.3歳 (同10.7歳)、父子世帯で12.8歳 (同12.3歳) となっている。

### (3) 世帯人員の状況 (同 P.7、8)

#### ～ 子ども以外の同居者がいる割合は父子世帯の方が高い ～

- 母子世帯の平均世帯人員は、3.29人 (同3.42人) となっている。  
また、子ども以外の同居者がいる母子世帯は38.7% (同38.8%) で、親と同居する母子世帯は27.7% (同28.5%) となっている。
- 父子世帯の平均世帯人員は3.65人 (同3.77人) となっている。  
また、子ども以外の同居者がいる父子世帯は55.6% (同60.6%) で、親と同居する父子世帯は44.2% (同50.3%) となっている。

### (4) ひとり親世帯の就業状況 (同 P.10、11、13、14)

#### ～ 正規の職員・従業員の割合が増加 ～

- 母子世帯の母の就業状況をみると、81.8% (同80.6%) が就業している。母子世帯になる前に就業していたのは75.8% (同73.7%) だった。  
調査時点の雇用形態は、「正規の職員・従業員」が44.2% (同39.4%)、「パート・アルバイト等」が43.8% (同47.4%) となっている。
- 父子世帯の父の就業状況をみると、85.4% (同91.3%) が就業している。父子世帯になる前に就業していたのは95.8% (同95.7%) だった。  
調査時点の雇用形態は、「正規の職員・従業員」が68.2% (同67.2%)、「自営業」が18.2% (同15.6%)、「パート・アルバイト等」が6.4% (同8.0%) となっている。



**(5) 世帯年収などの状況 (同 P.35 ~ 38、47)**

**～ 母子世帯の母の平均年間就労収入は増えているものの、200万円にとどまる。  
父子世帯の父も増えており、398万円となっている。～**

- 平成27年の母子世帯の母自身の平均年間収入は243万円(同223万円)で、母自身の平均年間就労収入は200万円(同181万円)、世帯の平均年間収入(同居親族を含む世帯全員の収入)は348万円(同291万円)となっている。  
世帯の平均年間収入(348万円)は、国民生活基礎調査による児童のいる世帯の平均所得を100として比較すると、49.2(同44.2)となっている。
- 平成27年の父子世帯の父自身の平均年間収入は420万円(同380万円)で、父自身の平均年間就労収入は398万円(同360万円)、世帯の平均年間収入(同居親族を含む世帯全員の収入)は573万円(同455万円)となっている。  
世帯の平均年間収入(573万円)は、国民生活基礎調査による児童のいる世帯の平均所得を100として比較すると、81.0(同69.1)となっている。
- 母子世帯の母の預貯金額は、「50万円未満」が39.7%(同47.7%)と最も多くなっている。

**(6) 離婚によるひとり親世帯の養育費の状況 (同 P.49 ~56、61)**

**～ 取り決め率は増加、受給率は母子世帯で増加～**

- 養育費の取り決め状況は、「取り決めをしている」が母子世帯で42.9%(同37.7%)、父子世帯で20.8%(同17.5%)となっている。
- 「協議離婚」は「その他の離婚」と比べて、養育費の「取り決めをしている」割合が低くなっている。
- 取り決めをしていない理由は、母子世帯では「相手と関わりたくない」が31.4%(同23.1%)と最も多く、次いで「相手に支払う能力がないと思った」が20.8%、「相手に支払う意思がないと思った」が17.5%となっている。(※)  
一方、父子世帯では「相手に支払う能力がないと思った」が22.3%と最も多く、次いで「相手と関わりたくない」が20.5%(同17.0%)となっている。  
(※) 取り決めをしていない理由の「相手に支払う意思がないと思った」と「相手に支払う能力がないと思った」については、前回調査では「相手に支払う意思や能力がないと思った」となっており、調査結果は、母子世帯48.6%、父子世帯34.8%と最も多くなっている。
- 離婚した父親からの養育費の受給状況は、「現在も受けている」が24.3%(同19.7%)で、平均月額(養育費の額が決まっている世帯)は43,707円となっている。  
一方、離婚した母親からは、「現在も受けている」が3.2%(同4.1%)で、平均月額(同)は32,550円となっている。

### (7) 離婚によるひとり親世帯の面会交流状況 (同 P. 63 ~72)

～ 取り決め率は増加。母子世帯の 29.8%、父子世帯の 45.5%が面会交流を実施 ～

- 面会交流の「取り決めをしている」のは、母子世帯で 24.1 % (同 23.4 %)、父子世帯で 27.3 % (同 16.3 %) となっている。
- 「協議離婚」は「その他の離婚」と比べて、面会交流の「取り決めをしている」割合が低くなっている。
- 取り決めをしていない理由は、母子世帯では「相手と関わり合いたくない」が 25.0 %と最も多く、次いで「取り決めをしなくても交流ができる」が 18.9 %となっている。  
一方、父子世帯では「取り決めをしなくても交流ができる」が 29.1 %と最も多く、次いで「相手と関わり合いたくない」が 18.4 %となっている。
- 離婚した親と「現在も面会交流を行っている」のは、母子世帯で 29.8 % (同 27.7 %)、父子世帯で 45.5 % (同 37.4 %) となっている。
- 面会交流の実施頻度は、母子世帯では「月 1 回以上 2 回未満」が最も多く 23.1 % (同 23.4 %)、父子世帯では「月 2 回以上」が最も多く 21.1 % (前回調査は月 1 回以上 2 回未満が最も多く 23.6 %) となっている。
- 現在面会交流を実施していない理由は、母子世帯では「相手が面会交流を求めてこない」が 13.5 %と最も多く、次いで「子どもが会いたがらない」が 9.8 %となっている。  
一方、父子世帯では「子どもが会いたがらない」が 14.6 %と最も多く、次いで「相手が面会交流を求めてこない」が 11.3 %となっている。

### (8) 公的制度などの利用状況 (同 P. 75、76、77)

～ 「公共職業安定所 (ハローワーク)」が最多 ～

- ひとり親世帯に対する公的制度などの利用状況は、母子世帯、父子世帯ともに、「公共職業安定所 (ハローワーク)」 (68.5 %、45.5 %)、「市区町村福祉関係窓口」 (49.9 %、33.0 %) が多い。

### (9) 子どもの最終進学目標 (同 P. 89、90)

～ 子どもの最終進学目標は、母子世帯、父子世帯ともに「大学・大学院」が 4 割台 ～

- 子どもの最終進学目標については、「大学・大学院」とする親は、母子世帯で 46.1 % (同 38.5 %)、父子世帯で 41.4 % (同 35.5 %) となっている。

(参考)

以下に示す数値については、集計結果の構成割合について、分母となる総数から不詳数を除いて算出した場合の結果を参考として表しています。

	母子世帯		父子世帯	
	今回調査結果 (平成28年度)	前回調査結果 (平成23年度)	今回調査結果 (平成28年度)	前回調査結果 (平成23年度)
<b>(1)ひとり親世帯になった理由</b>				
死別	8.1%	7.5%	19.2%	16.8%
生別	91.9%	92.5%	80.8%	83.2%
うち 離婚	80.2%	80.8%	76.3%	74.3%
<b>(4)ひとり親世帯の就業状況</b>				
調査時点の母又は父の就業状況	89.7%	84.3%	94.0%	94.5%
ひとり親世帯になる前の就業状況	76.3%	74.4%	97.0%	97.1%
<b>(5)世帯年収などの状況</b>				
預貯金額 「50万円未満」	51.4%	59.4%	—	—
<b>(6)離婚によるひとり親世帯の養育費の状況</b>				
養育費の「取り決めをしている」	44.2%	38.5%	21.8%	18.1%
取り決めをしていない理由	「相手と関わりたくない」	「相手と関わりたくない」	「相手に支払う能力がないと思った」	（「相手に支払う意思や能力がないと思った」） 36.1%
	32.3%	23.6%	24.2%	
	「相手に支払う能力がないと思った」	（「相手に支払う意思や能力がないと思った」） 49.7%	「相手と関わりたくない」	「相手と関わりたくない」
21.4%	22.3%		17.6%	
「相手に支払う意思がないと思った」	18.3%			
離婚した父親又は母親からの養育費の受給状況 「現在も受けている」	25.4%	20.5%	3.4%	4.2%
<b>(7)離婚によるひとり親世帯の面会交流の状況</b>				
面会交流の「取り決めをしている」	25.5%	24.2%	29.0%	17.0%
取り決めをしていない理由	「相手と関わり合いたくない」	—	「取り決めしていても交流できる」	—
	26.1%		30.8%	
	「取り決めしていても交流できる」	—	「相手と関わり合いたくない」	—
	19.7%		19.5%	
離婚した親と「現在も面会交流を行っている」	31.3%	28.8%	48.1%	39.4%
面会交流の実施頻度	「月1回以上2回未満」	「月1回以上2回未満」	「月2回以上」	「月1回以上2回未満」
	24.4%	23.4%	21.9%	23.6%
現在面会交流を実施していない理由	「相手が面会交流を求めてこない」	—	「子どもが会いたがらない」	—
	28.1%		26.5%	
	「子どもが会いたがらない」	—	「相手が面会交流を求めてこない」	—
	20.4%		20.5%	



平成29年12月15日  
 子ども家庭局家庭福祉課  
 母子家庭等自立支援室  
 (担当・内線) 生活支援係 (内線4887)  
 (代表電話) 03(5253)1111  
 (直通電話) 03(3595)3112

## 平成28年度 全国ひとり親世帯等調査結果報告 (平成28年11月1日現在)

### 目 次

I. 調査の概要	1
II. 主な調査結果	
1 ひとり親世帯になった理由別の世帯構成割合	2
(1) 母子世帯の状況	2
(2) 父子世帯の状況	2
2 ひとり親世帯になった時の親及び末子の年齢	3
(1) 親の年齢	3
(2) 末子の年齢	4
3 調査時点におけるひとり親世帯の親及び末子の年齢等	5
(1) 親の年齢	5
(2) 末子の年齢	6
4 世帯の状況	7
(1) 世帯人員	7
(2) 世帯構成	8
5 住居の状況	9
6 ひとり親世帯になる前の親の就業状況	10
7 調査時点における親の就業状況	13
(1) 親の就業状況	13
(2) 仕事の内容の構成割合	16
(3) 末子の年齢階級の構成割合	20
8 ひとり親世帯になる前に不就業だった親の調査時点における就業状況	21
9 副業の状況	22
10 ひとり親世帯の親が現在有している主な資格	23
(1) 資格の有無等	23
(2) 資格の種類	24
11 ひとり親世帯の親の勤務先事業所の規模	25

1 2	ひとり親世帯の親の帰宅時間	26
	(1) 帰宅時間	26
	(2) 就業上の地位別の構成割合	26
1 3	ひとり親世帯になったことを契機とした転職	27
1 4	ひとり親世帯の親の転職希望	29
1 5	ひとり親世帯の親で就業していない者の就業希望等	33
1 6	ひとり親世帯の平成27年の年間収入	35
	(1) 平均年間収入等	35
	(2) 地位別年間就労収入等の構成割合	39
	(3) 同居の有無別の就労収入	41
	(4) ひとり親世帯になってからの期間と世帯の年間収入	42
	(5) 末子の状況別世帯の年間収入	43
	(6) ひとり親の学歴別の年間収入	44
	(7) 母子世帯の母の預貯金額	47
	(8) 社会保険の加入状況	48
1 7	養育費の状況	49
	(1) 相談相手	49
	(2) 養育費の取り決め	50
	(3) 養育費の受給状況	56
	(4) 離婚届書における養育費の分担についての記入状況	61
1 8	面会交流の実施状況	62
	(1) 相談相手	62
	(2) 面会交流の取り決め	62
	(3) 面会交流の実施状況	68
	(4) 離婚届書における面会交流についての記入状況	73
1 9	ひとり親世帯の子どもの数別世帯の状況	74
2 0	就学状況別にみた子どもの状況（20歳未満の児童）	74
2 1	小学校入学前児童の保育状況	75
2 2	公的制度等の利用状況	75
2 3	ひとり親世帯の悩み等	86
	(1) 子どもについての悩み	86
	(2) ひとり親の困っていること	87
	(3) 相談相手について	87
2 4	子どもに関する最終進学目標等	89
(参考)	養育者世帯の状況	92

## I. 調査の概要

### 1. 調査の目的

この調査は、全国の母子世帯、父子世帯及び養育者世帯の生活の実態を把握し、これらひとり親世帯等に対する福祉対策の充実を図るための基礎資料を得ることを目的とした。

### 2. 調査の対象及び客体

全国の母子世帯、父子世帯及び養育者世帯を対象として、平成22年国勢調査により設定された調査区から無作為に約4,450調査区を抽出し、当該調査区内の父子世帯、養育者世帯のすべてを客体とするとともに、上記4,450調査区のうちの2,850調査区内の母子世帯のすべてを客体とした。

	調査客体数	集計客体数
母子世帯	3,293	2,060
父子世帯	653	405
養育者世帯	60	45

#### ・母子世帯等の定義

母子世帯……父のいない児童（満20歳未満の子どもであって、未婚のもの）がその母によって養育されている世帯。

父子世帯……母のいない児童がその父によって養育されている世帯。

養育者世帯……父母ともにいない児童が養育者（祖父母等）に養育されている世帯。

### 3. 調査の実施主体

調査の実施主体は、厚生労働省子ども家庭局とし、各都道府県、指定都市及び中核市に委託して実施した。

### 4. 調査の方法

都道府県知事（指定都市市長、中核市市長）が任命した調査員が、福祉事務所の指導監督の下に調査地区内の対象世帯を訪問して、調査票を手渡し、郵送により調査票の回収を行った。

### 5. 調査の集計

調査結果に掲載の数値は、平成28年11月1日現在の数値であり、調査の集計は、厚生労働省子ども家庭局において行った。

### 6. 表中の標記について

- ・（ ）は、百分率を表し、小数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳の合計が「総数」に合わない場合がある。
- ・今回調査から新たに設けた項目には、それ以前の調査の欄を\*印とした。

### 7. その他

今回の調査は、熊本地震の影響により、熊本県は調査を実施しておらず、数値は当該県を除いたものとなっている。

## Ⅱ. 主な調査結果

### 1 ひとり親世帯になった理由別の世帯構成割合

#### (1) 母子世帯の状況

母子世帯になった理由別の構成割合は、前回調査に比べて死別世帯が 0.5 %増加する一方、生別世帯が 1.4 %減少しており全体の約 9 割を占めている。

#### (2) 父子世帯の状況

父子世帯になった理由別の構成割合は、前回調査に比べて死別世帯が 2.2 %増加する一方、生別世帯が 3.2 %減少しており全体の約 8 割を占めている。

表 1-(1) 母子世帯になった理由別 構成割合の推移

調査年次	総数	死別	生別						不詳
			総数	離婚	未婚の母	遺棄	行方不明	その他	
昭和58	( 100.0 )	( 36.1 )	( 63.9 )	( 49.1 )	( 5.3 )	( * )	( * )	( 9.5 )	( - )
63	( 100.0 )	( 29.7 )	( 70.3 )	( 62.3 )	( 3.6 )	( * )	( * )	( 4.4 )	( - )
平成5	( 100.0 )	( 24.6 )	( 73.2 )	( 64.3 )	( 4.7 )	( * )	( * )	( 4.2 )	( 2.2 )
10	( 100.0 )	( 18.7 )	( 79.9 )	( 68.4 )	( 7.3 )	( * )	( * )	( 4.2 )	( 1.4 )
15	( 100.0 )	( 12.0 )	( 87.8 )	( 79.9 )	( 5.8 )	( 0.4 )	( 0.6 )	( 1.2 )	( 0.2 )
18	( 100.0 )	( 9.7 )	( 89.6 )	( 79.7 )	( 6.7 )	( 0.1 )	( 0.7 )	( 2.3 )	( 0.7 )
23	( 100.0 )	( 7.5 )	( 92.5 )	( 80.8 )	( 7.8 )	( 0.4 )	( 0.4 )	( 3.1 )	( - )
28	2,060 ( 100.0 )	165 ( 8.0 )	1,877 ( 91.1 )	1,637 ( 79.5 )	180 ( 8.7 )	11 ( 0.5 )	8 ( 0.4 )	41 ( 2.0 )	18 ( 0.9 )

表 1-(2) 父子世帯になった理由別 構成割合の推移

調査年次	総数	死別	生別						不詳
			総数	離婚	未婚の父	遺棄	行方不明	その他	
昭和58	( 100.0 )	( 40.0 )	( 60.1 )	( 54.2 )	( * )	( * )	( * )	( 5.8 )	( - )
63	( 100.0 )	( 35.9 )	( 64.1 )	( 55.4 )	( * )	( * )	( * )	( 8.7 )	( - )
平成5	( 100.0 )	( 32.2 )	( 65.6 )	( 62.6 )	( * )	( * )	( * )	( 2.9 )	( 2.2 )
10	( 100.0 )	( 31.8 )	( 64.9 )	( 57.1 )	( * )	( * )	( * )	( 7.8 )	( 3.3 )
15	( 100.0 )	( 19.2 )	( 80.2 )	( 74.2 )	( * )	( 0.5 )	( 0.5 )	( 4.9 )	( 0.6 )
18	( 100.0 )	( 22.1 )	( 77.4 )	( 74.4 )	( * )	( - )	( 0.5 )	( 2.5 )	( 0.5 )
23	( 100.0 )	( 16.8 )	( 83.2 )	( 74.3 )	( 1.2 )	( 0.5 )	( 0.5 )	( 6.6 )	( - )
28	405 ( 100.0 )	77 ( 19.0 )	324 ( 80.0 )	306 ( 75.6 )	2 ( 0.5 )	2 ( 0.5 )	2 ( 0.5 )	12 ( 3.0 )	4 ( 1.0 )

【参考】母子世帯、父子世帯の推計世帯数について

推計世帯数は、母子世帯 1,231.6 千世帯、父子世帯 187.0 千世帯となっている。

2 ひとり親世帯になった時の親及び末子の年齢

(1) 親の年齢

ア 母の平均年齢は 33.8 歳であり、前回調査と比べ 0.8 歳上昇している。年齢階級別でみると「30～39 歳」が最も多く、「20～29歳」がこれに次いでいる。

イ 父の平均年齢は 39.3 歳であり、前回調査と比べ 0.8 歳上昇している。年齢階級別でみると母子世帯と同様「30～39歳」が最も多く、「40～49歳」がこれに次いでいる。

表 2-(1)-1 母子世帯になった時の母の年齢階級別状況

	総 数	20歳未満	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60歳以上	不 詳	平均年齢
平成23年	(100.0)	( 1.6)	( 30.3)	( 41.3)	( 16.3)	( 1.4)	( 0.2)	( 9.0)	33.0歳
平成28年 総 数	2,060 (100.0)	34 ( 1.7)	515 ( 25.0)	900 ( 43.7)	388 ( 18.8)	36 ( 1.7)	2 ( 0.1)	185 ( 9.0)	33.8歳
死 別	165 (100.0)	1 ( 0.6)	21 ( 12.7)	68 ( 41.2)	52 ( 31.5)	12 ( 7.3)	2 ( 1.2)	9 ( 5.5)	38.3歳
生 別	1,877 (100.0)	33 ( 1.8)	493 ( 26.3)	828 ( 44.1)	332 ( 17.7)	23 ( 1.2)	0 ( 0.0)	168 ( 9.0)	33.4歳
不 詳	18 (100.0)	- ( - )	1 ( 5.6)	4 ( 22.2)	4 ( 22.2)	1 ( 5.6)	- ( - )	8 ( 44.4)	38.4歳

表 2-(1)-2 父子世帯になった時の父の年齢階級別状況

	総数	20歳未満	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60歳以上	不 詳	平均年齢
平成23年	(100.0)	( - )	( 13.9)	( 34.8)	( 29.6)	( 6.4)	( 0.9)	( 14.4)	38.5歳
平成28年 総 数	405 (100.0)	1 ( 0.2)	49 ( 12.1)	150 ( 37.0)	129 ( 31.9)	41 ( 10.1)	5 ( 1.2)	30 ( 7.4)	39.3歳
死 別	77 (100.0)	- ( - )	3 ( 3.9)	21 ( 27.3)	36 ( 46.8)	15 ( 19.5)	1 ( 1.3)	1 ( 1.3)	43.4歳
生 別	324 (100.0)	1 ( 0.3)	46 ( 14.2)	128 ( 39.5)	93 ( 28.7)	26 ( 8.0)	4 ( 1.2)	26 ( 8.0)	38.2歳
不 詳	4 (100.0)	- ( - )	- ( - )	1 ( 25.0)	- ( - )	- ( - )	- ( - )	3 ( 75.0)	37.0歳



(2) 末子の年齢

ア 末子の平均年齢をみると、母子世帯では 4.4 歳となっている。また、生別世帯の平均年齢は 4.3 歳となっている。

イ 一方、父子世帯の末子の平均年齢は 6.5 歳となっており、母子世帯と比べ 2.1 歳高くなっている。また、生別世帯の平均年齢は 6.1 歳となっており、母子世帯に比べ 1.8 歳高くなっている。

表 2-(2)-1 母子世帯になった時の末子の年齢階級別状況

	総 数	0～2 歳	3～5 歳	6～8 歳	9～11歳	12～14歳	15～17歳	18・19歳	不 詳	平均年齢
平成23年	(100.0)	( 34.2)	( 20.4)	( 11.8)	( 9.6)	( 5.2)	( 2.5)	( - )	( 16.3)	4.7歳
平成28年 総 数	2,060 (100.0)	792 ( 38.4)	401 ( 19.5)	259 ( 12.6)	157 ( 7.6)	112 ( 5.4)	51 ( 2.5)	6 ( 0.3)	282 ( 13.7)	4.4歳
死 別	165 (100.0)	44 ( 26.7)	31 ( 18.8)	21 ( 12.7)	11 ( 6.7)	18 ( 10.9)	13 ( 7.9)	3 ( 1.8)	24 ( 14.5)	6.5歳
生 別	1,877 (100.0)	743 ( 39.6)	369 ( 19.7)	238 ( 12.7)	145 ( 7.7)	92 ( 4.9)	37 ( 2.0)	3 ( 0.2)	250 ( 13.3)	4.3歳
不 詳	18 (100.0)	5 ( 27.8)	1 ( 5.6)	- ( - )	1 ( 5.6)	2 ( 11.2)	1 ( 5.6)	- ( - )	8 ( 44.4)	5.5歳

表 2-(2)-2 父子世帯になった時の末子の年齢階級別状況

	総 数	0～2 歳	3～5 歳	6～8 歳	9～11歳	12～14歳	15～17歳	18・19歳	不 詳	平均年齢
平成23年	561 (100.0)	127 ( 22.6)	133 ( 23.7)	94 ( 16.8)	74 ( 13.2)	40 ( 7.1)	28 ( 5.0)	4 ( 0.7)	61 ( 10.9)	6.2歳
平成28年 総 数	405 (100.0)	85 ( 21.0)	103 ( 25.4)	55 ( 13.6)	64 ( 15.8)	34 ( 8.4)	25 ( 6.2)	4 ( 1.0)	35 ( 8.6)	6.5歳
死 別	77 (100.0)	14 ( 18.2)	13 ( 16.9)	11 ( 14.3)	14 ( 18.2)	9 ( 11.7)	10 ( 13.0)	2 ( 2.6)	4 ( 5.2)	8.1歳
生 別	324 (100.0)	71 ( 21.9)	89 ( 27.5)	44 ( 13.6)	50 ( 15.4)	25 ( 7.7)	15 ( 4.6)	2 ( 0.6)	28 ( 8.6)	6.1歳
不 詳	4 (100.0)	- ( - )	1 ( 25.0)	- ( - )	- ( - )	- ( - )	- ( - )	- ( - )	3 ( 75.0)	3.0歳

3 調査時点におけるひとり親世帯の親及び末子の年齢等

(1) 親の年齢

ア 調査時点における母子世帯の母の平均年齢は 41.1 歳となっている。年齢階級別でみると「40～49歳」が最も多く、「30～39歳」がこれに次いでいる。

イ 調査時点における父子世帯の父の平均年齢は 45.7 歳となっている。年齢階級別でみると「40～49歳」が最も多く、「50～59歳」がこれに次いでいる。

表3-(1)-1 母の年齢階級別状況

	総 数	20歳未満	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60歳以上	不 詳	平均年齢
平成23年	(100.0)	( 0.4)	( 10.4)	( 35.4)	( 41.7)	( 8.2)	( 0.7)	( 3.2)	39.7歳
平成28年 総 数	2,060 (100.0)	2 ( 0.1)	161 ( 7.8)	623 ( 30.2)	988 ( 48.0)	236 ( 11.5)	12 ( 0.6)	38 ( 1.8)	41.1歳
死 別	165 (100.0)	- ( - )	- ( - )	27 ( 16.4)	90 ( 54.5)	42 ( 25.5)	4 ( 2.4)	2 ( 1.2)	46.3歳
生 別	1,877 (100.0)	2 ( 0.1)	159 ( 8.5)	591 ( 31.5)	888 ( 47.3)	193 ( 10.3)	8 ( 0.4)	36 ( 1.9)	40.6歳
不 詳	18 (100.0)	- ( 0.0)	2 ( 11.1)	5 ( 27.8)	10 ( 55.6)	1 ( 5.6)	- ( - )	- ( - )	41.5歳

表3-(1)-2 父の年齢階級別状況

	総 数	20歳未満	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60歳以上	不 詳	平均年齢
平成23年	(100.0)	( - )	( 2.7)	( 23.2)	( 44.2)	( 21.2)	( 4.5)	( 4.3)	44.7歳
平成28年 総 数	405 (100.0)	- ( - )	13 ( 3.2)	80 ( 19.8)	178 ( 44.0)	102 ( 25.2)	26 ( 6.4)	6 ( 1.5)	45.7歳
死 別	77 (100.0)	- ( - )	- ( - )	5 ( 6.5)	34 ( 44.2)	31 ( 40.3)	7 ( 9.1)	- ( - )	49.0歳
生 別	324 (100.0)	- ( - )	13 ( 4.0)	75 ( 23.1)	142 ( 43.8)	71 ( 21.9)	18 ( 5.6)	5 ( 1.5)	44.8歳
不 詳	4 (100.0)	- ( - )	- ( - )	- ( - )	2 ( 50.0)	- ( - )	1 ( 25.0)	1 ( 25.0)	57.3歳

## (2) 末子の年齢

ア 調査時点における母子世帯の末子の平均年齢は 11.3 歳となっている。

イ 調査時点における父子世帯の末子の平均年齢は 12.8 歳となっている。

表 3-(2)-1 母子世帯の末子の年齢階級別状況

	総 数	0～2 歳	3～5 歳	6～8 歳	9～11歳	12～14歳	15～17歳	18・19歳	不 詳	平均年齢
平成23年	(100.0)	( 7.8)	( 11.3)	( 14.3)	( 17.3)	( 19.4)	( 19.2)	( 8.7)	( 2.0)	10.7歳
平成28年 総 数	2,060 (100.0)	105 ( 5.1)	227 ( 11.0)	299 ( 14.5)	329 ( 16.0)	412 ( 20.0)	443 ( 21.5)	218 ( 10.6)	27 ( 1.3)	11.3歳
死 別	165 (100.0)	1 ( 0.6)	5 ( 3.0)	14 ( 8.5)	27 ( 16.4)	33 ( 20.0)	54 ( 32.7)	26 ( 15.8)	5 ( 3.0)	13.6歳
生 別	1,877 (100.0)	103 ( 5.5)	219 ( 11.7)	284 ( 15.1)	297 ( 15.8)	377 ( 20.1)	384 ( 20.5)	191 ( 10.2)	22 ( 1.2)	11.1歳
不 詳	18 (100.0)	1 ( 5.6)	3 ( 16.7)	1 ( 5.6)	5 ( 27.8)	2 ( 11.1)	5 ( 27.8)	1 ( 5.6)	- ( - )	10.8歳

表 3-(2)-2 父子世帯の末子の年齢階級別状況

	総 数	0～2 歳	3～5 歳	6～8 歳	9～11歳	12～14歳	15～17歳	18・19歳	不 詳	平均年齢
平成23年	(100.0)	( 2.5)	( 5.9)	( 10.9)	( 19.3)	( 23.7)	( 23.9)	( 10.7)	( 3.2)	12.3歳
平成28年 総 数	405 (100.0)	7 ( 1.7)	33 ( 8.1)	41 ( 10.1)	65 ( 16.0)	81 ( 20.0)	105 ( 25.9)	67 ( 16.5)	6 ( 1.5)	12.8歳
死 別	77 (100.0)	- ( - )	8 ( 10.4)	3 ( 3.9)	9 ( 11.7)	17 ( 22.1)	25 ( 32.5)	14 ( 18.2)	1 ( 1.3)	13.5歳
生 別	324 (100.0)	7 ( 2.2)	25 ( 7.7)	38 ( 11.7)	55 ( 17.0)	64 ( 19.8)	80 ( 24.7)	53 ( 16.4)	2 ( 0.6)	12.6歳
不 詳	4 (100.0)	- ( - )	- ( - )	- ( - )	1 ( 25.0)	- ( - )	- ( - )	- ( - )	3 ( 75.0)	11.0歳

4 世帯の状況

(1) 世帯人員

ア 母子世帯の平均世帯人員は、3.29人(前回調査3.42人)となっている。

イ 父子世帯の平均世帯人員は、3.65人(前回調査3.77人)となっている。

表4-(1)-1 母子世帯の世帯人員

	総数	2人	3人	4人	5人	6人	7人以上	不詳	平均世帯人員
平成23年	(100.0)	(29.9)	(33.3)	(18.8)	(9.3)	(5.2)	(3.6)	(-)	3.42人
平成28年 総数	2,060 (100.0)	657 (31.9)	680 (33.0)	378 (18.3)	191 (9.3)	75 (3.6)	56 (2.7)	23 (1.1)	3.29人
死別	165 (100.0)	43 (26.1)	58 (35.2)	41 (24.8)	11 (6.7)	3 (1.8)	5 (3.0)	4 (2.4)	3.32人
生別	1,877 (100.0)	606 (32.3)	620 (33.0)	335 (17.8)	179 (9.5)	70 (3.7)	48 (2.6)	19 (1.0)	3.28人
不詳	18 (100.0)	8 (44.4)	2 (11.1)	2 (11.1)	1 (5.6)	2 (11.1)	3 (16.7)	- (-)	3.78人

注：「世帯人員」とは、本人と子、両親、兄弟姉妹、祖父母等を含めた人員。以下同じ。

表4-(1)-2 父子世帯の世帯人員

	総数	2人	3人	4人	5人	6人	7人以上	不詳	平均世帯人員
平成23年	(100.0)	(20.5)	(28.5)	(22.5)	(16.6)	(8.0)	(3.9)		3.77人
平成28年 総数	405 (100.0)	100 (24.7)	105 (25.9)	95 (23.5)	53 (13.1)	36 (8.9)	11 (2.7)	5 (1.2)	3.65人
死別	77 (100.0)	22 (28.6)	24 (31.2)	19 (24.7)	3 (3.9)	6 (7.8)	2 (2.6)	1 (1.3)	3.39人
生別	324 (100.0)	78 (24.1)	80 (24.7)	76 (23.5)	49 (15.1)	30 (9.3)	9 (2.8)	2 (0.6)	3.70人
不詳	4 (100.0)	- (-)	1 (25.0)	- (-)	1 (25.0)	- (-)	- (-)	2 (50.0)	4.00人

(2) 世帯構成

ア 子ども以外の同居者がいる母子世帯は 38.7 %となっており、「親と同居」が 27.7 %と最も多くなっている。

イ 子ども以外の同居者がいる父子世帯は 55.6 %となっており、「親と同居」が 44.2 %と最も多くなっている。

表 4-(2)-1 母子世帯の構成

	総 数	母子のみ	同居者あり	同居者の種別 (割合は総数との対比)			
				親と同居	兄弟姉妹	祖父母	その他
平成23年	(100.0)	( 61.2)	( 38.8)	( 28.5)	( 9.6)	( 4.5)	( 12.4)
平成28年 総 数	2,060 (100.0)	1,262 ( 61.3)	798 ( 38.7)	570 ( 27.7)	200 ( 9.7)	74 ( 3.6)	254 ( 12.3)
死 別	165 (100.0)	96 ( 58.2)	69 ( 41.8)	26 ( 15.8)	16 ( 9.7)	4 ( 2.4)	41 ( 24.8)
生 別	1,877 (100.0)	1,155 ( 61.5)	722 ( 38.5)	541 ( 28.8)	180 ( 9.6)	69 ( 3.7)	211 ( 11.2)
不 詳	18 (100.0)	11 ( 61.1)	7 ( 38.9)	3 ( 16.7)	4 ( 22.2)	1 ( 5.6)	2 ( 11.1)

注：同居者の種別については複数回答。以下同じ。

表 4-(2)-2 父子世帯の構成

	総 数	父子のみ	同居者あり	同居者の種別 (割合は総数との対比)			
				親と同居	兄弟姉妹	祖父母	その他
平成23年	(100.0)	( 39.4)	( 60.6)	( 50.3)	( 12.7)	( 5.7)	( 14.4)
平成28年 総 数	405 (100.0)	180 ( 44.4)	225 ( 55.6)	179 ( 44.2)	47 ( 11.6)	25 ( 6.2)	55 ( 13.6)
死 別	77 (100.0)	41 ( 53.2)	36 ( 46.8)	24 ( 31.2)	5 ( 6.5)	4 ( 5.2)	14 ( 18.2)
生 別	324 (100.0)	136 ( 42.0)	188 ( 58.0)	154 ( 47.5)	41 ( 12.7)	21 ( 6.5)	40 ( 12.3)
不 詳	4 (100.0)	3 ( 75.0)	1 ( 25.0)	1 ( 25.0)	1 ( 25.0)	- ( - )	1 ( 25.0)

5 住居の状況

ア 母子世帯では、「持ち家」に居住している世帯は 35.0 %となっており、「母本人の名義の持ち家」に居住している世帯は 15.2 %となっている。

イ 父子世帯では、「持ち家」に居住している世帯は 68.1 %となっており、「父本人の名義の持ち家」に居住している世帯は 49.4 %となっている。

表 5 - 1 母子世帯の住居所有状況

	総 数	持ち家		借 家 等					不 詳
		うち 本人名義	公営住宅	公社・ 公団住宅	賃貸住宅	同居	その他		
平成23年	(100.0)	( 29.8)	( 11.2)	( 18.1)	( 2.5)	( 32.6)	( 11.0)	( 5.9)	( - )
平成28年 総 数	2,060 (100.0)	720 ( 35.0)	313 ( 15.2)	270 ( 13.1)	48 ( 2.3)	681 ( 33.1)	272 ( 13.2)	56 ( 2.7)	13 ( 0.6)
死 別	165 (100.0)	97 ( 58.8)	69 ( 41.8)	13 ( 7.9)	1 ( 0.6)	35 ( 21.2)	12 ( 7.3)	7 ( 4.2)	- ( - )
生 別	1,877 (100.0)	618 ( 32.9)	241 ( 12.8)	254 ( 13.5)	47 ( 2.5)	641 ( 34.2)	258 ( 13.7)	49 ( 2.6)	10 ( 0.5)
不 詳	18 (100.0)	5 ( 27.8)	3 ( 16.7)	3 ( 16.7)	- ( - )	5 ( 27.8)	2 ( 11.1)	- ( - )	3 ( 16.7)

注「賃貸住宅」は、前回調査では「借家」。以下同じ。

表 5 - 2 父子世帯の住居所有状況

	総 数	持ち家		借 家 等					不 詳
		うち 本人名義	公営住宅	公社・ 公団住宅	賃貸住宅	同居	その他		
平成23年	(100.0)	( 66.8)	( 40.3)	( 4.8)	( 1.2)	( 15.2)	( 7.8)	( 4.1)	( - )
平成28年 総 数	405 (100.0)	276 ( 68.1)	200 ( 49.4)	30 ( 7.4)	1 ( 0.2)	46 ( 11.4)	42 ( 10.4)	8 ( 2.0)	2 ( 0.5)
死 別	77 (100.0)	53 ( 68.8)	41 ( 53.2)	7 ( 9.1)	- ( - )	9 ( 11.7)	8 ( 10.4)	- ( - )	- ( - )
生 別	324 (100.0)	221 ( 68.2)	157 ( 48.5)	23 ( 7.1)	1 ( 0.3)	37 ( 11.4)	34 ( 10.5)	8 ( 2.5)	- ( - )
不 詳	4 (100.0)	2 ( 50.0)	2 ( 50.0)	- ( - )	- ( - )	- ( - )	- ( - )	- ( - )	2 ( 50.0)

6 ひとり親世帯になる前の親の就業状況

ア 母子世帯になる前に、母の 75.8 %が就業しており、このうち「パート・アルバイト等」が 54.7 %と最も多く、次いで「正規の職員・従業員」が 32.1 %となっている。

イ 父子世帯になる前に、父の 95.8 %が就業しており、このうち「正規の職員・従業員」が 71.9 %と最も多く、次いで「自営業」が 16.2 %となっている。

表6-1 母子世帯になる前の母の就業状況

	総数	就業していた	従業上の地位						不就業	不詳	
			正規の職員・従業員	派遣社員	パート・アルバイト等	会社などの役員	自営業	家族従業者			その他
平成23年	(100.0)	(73.7) (100.0)	(29.5)	(4.5)	(52.9)	(0.6)	(4.4)	(3.6)	(4.5)	(25.4)	(0.9)
平成28年 総数	2,060 (100.0)	1,562 (75.8) (100.0)	502 (32.1)	46 (2.9)	855 (54.7)	10 (0.6)	58 (3.7)	42 (2.7)	49 (3.1)	484 (23.5)	14 (0.7)
死別	165 (100.0)	114 (69.1) (100.0)	37 (32.5)	1 (0.9)	54 (47.4)	3 (2.6)	8 (7.0)	7 (6.1)	4 (3.5)	50 (30.3)	1 (0.6)
生別	1,877 (100.0)	1,435 (76.5) (100.0)	460 (32.1)	45 (3.1)	795 (55.4)	7 (0.5)	49 (3.4)	35 (2.4)	44 (3.1)	431 (23.0)	11 (0.6)
不詳	18 (100.0)	13 (72.2) (100.0)	5 (38.5)	- (-)	6 (46.2)	- (-)	1 (7.7)	- (-)	1 (7.7)	3 (16.7)	2 (11.1)

注：1)「正規の職員・従業員」とは、会社・団体・官公庁・個人商店などに雇われている者のうち、勤め先で「正規の職員・従業員」と呼ばれている一般職員や正社員などをいう。前回調査では、「常用雇用者」。

注：2)「派遣社員」は会社・団体・官公庁・個人商店などに雇われている者のうち、労働者派遣事業者から派遣されている者をいう。前回調査では、労働者派遣事業者に限定した派遣社員としていない。

注：3)「パート・アルバイト等」とは、会社・団体・官公庁・個人商店などに雇われている者のうち、勤め先で「パート」、「アルバイト」などと呼ばれている者をいう。契約社員・嘱託なども含む。前回調査では、「臨時・パート」。

注：4)「会社などの役員」とは、会社の社長・取締役・監査役、団体・公益法人や独立行政法人の理事・幹事などの役員の者をいう。

注：5)「自営業」とは、個人経営の商店・工場・農業などの事業主や、開業医・著述家・行商従事者などをいう。前回調査では、「事業主」又は「自営業」。

注：6)「家族従業者」とは、農家や個人商店などで、農作業や店の仕事などを手伝っている家族の者をいう。

注：7)「その他」は、上記のいずれにも該当しない場合をいう。

※ 用語の定義は以下同じ。

表6-2 母子世帯になる前の母の就業状況と母の最終学歴

	総数	就業していた	従業上の地位							不就業	不詳
			正規の職員・従業員	派遣社員	パート・アルバイト等	会社などの役員	自営業	家族従業者	その他		
平成28年 総数	2,005 (100.0)	1,527 (76.2) (100.0)	491 (32.2)	45 (2.9)	838 (54.9)	9 (0.6)	57 (3.7)	39 (2.6)	48 (3.1)	469 (23.4)	9 (0.4)
中学校	231 (100.0)	158 (68.4) (100.0)	19 (12.0)	2 (1.3)	121 (76.6)	3 (1.9)	5 (3.2)	1 (0.6)	7 (4.4)	71 (30.7)	2 (0.9)
高校	899 (100.0)	703 (78.2) (100.0)	195 (27.7)	24 (3.4)	427 (60.7)	1 (0.1)	15 (2.1)	21 (3.0)	20 (2.8)	193 (21.5)	3 (0.3)
高等専門学校	98 (100.0)	75 (76.5) (100.0)	25 (33.3)	3 (4.0)	37 (49.3)	2 (2.7)	4 (5.3)	3 (4.0)	1 (1.3)	22 (22.4)	1 (1.0)
短大	284 (100.0)	212 (74.6) (100.0)	79 (37.3)	2 (0.9)	106 (50.0)	2 (0.9)	13 (6.1)	4 (1.9)	6 (2.8)	72 (25.4)	- (-)
大学・大学院	183 (100.0)	149 (81.4) (100.0)	73 (49.0)	6 (4.0)	51 (34.2)	1 (0.7)	11 (7.4)	2 (1.3)	5 (3.4)	32 (17.5)	2 (1.1)
専修学校・各種学校	295 (100.0)	219 (74.2) (100.0)	98 (44.7)	8 (3.7)	90 (41.1)	- (-)	7 (3.2)	7 (3.2)	9 (4.1)	75 (25.4)	1 (0.3)
その他	15 (100.0)	11 (73.3) (100.0)	2 (18.2)	- (-)	6 (54.5)	- (-)	2 (18.2)	1 (9.1)	- (-)	4 (26.7)	- (-)

注：総数は、最終学歴における不詳を除いた値である。最終学歴は調査時点による。

表6-3 父子世帯になる前の父の就業状況

	総数	就業していた	従業上の地位							不就業	不詳
			正規の職員・従業員	派遣社員	パート・アルバイト等	会社などの役員	自営業	家族従業者	その他		
平成23年	(100.0)	(95.7) (100.0)	(73.6)	(1.1)	(4.5)	(1.7)	(14.9)	(1.9)	(2.4)	(2.9)	(1.4)
平成28年 総数	405 (100.0)	388 (95.8) (100.0)	279 (71.9)	6 (1.5)	18 (4.6)	11 (2.8)	63 (16.2)	5 (1.3)	6 (1.5)	12 (3.0)	5 (1.2)
死別	77 (100.0)	73 (94.8) (100.0)	53 (72.6)	- (-)	6 (8.2)	3 (4.1)	9 (12.3)	2 (2.7)	- (-)	3 (3.9)	1 (1.3)
生別	324 (100.0)	314 (96.9) (100.0)	225 (71.7)	6 (1.9)	12 (3.8)	8 (2.5)	54 (17.2)	3 (1.0)	6 (1.9)	9 (2.8)	1 (0.3)
不詳	4 (100.0)	1 (25.0) (100.0)	1 (100.0)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	3 (75.0)



表6-4 父子世帯になる前の父の就業状況と父の最終学歴

	総数	就業していた	従業上の地位						不就業	不詳	
			正規の職員・従業員	派遣社員	パート・アルバイト等	会社などの役員	自営業	家族従業者			その他
平成28年 総数	387 (100.0)	375 (96.9) (100.0)	271 (72.3)	5 (1.3)	16 (4.3)	11 (2.9)	61 (16.3)	5 (1.3)	6 (1.6)	11 (2.8)	1 (0.3)
中学校	51 (100.0)	45 (88.2) (100.0)	24 (53.3)	- (-)	6 (13.3)	1 (2.2)	11 (24.4)	1 (2.2)	2 (4.4)	6 (11.8)	- (-)
高校	189 (100.0)	184 (97.4) (100.0)	139 (75.5)	4 (2.2)	7 (3.8)	2 (1.1)	29 (15.8)	1 (0.5)	2 (1.1)	5 (2.6)	- (-)
高等専門学校	14 (100.0)	14 (100.0)	9 (64.3)	- (-)	- (-)	2 (14.3)	2 (14.3)	- (-)	1 (7.1)	- (-)	- (-)
短大	7 (100.0)	7 (100.0)	4 (57.1)	- (-)	1 (14.3)	- (-)	1 (14.3)	1 (14.3)	- (-)	- (-)	- (-)
大学・大学院	75 (100.0)	75 (100.0)	61 (81.3)	1 (1.3)	1 (1.3)	3 (4.0)	9 (12.0)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
専修学校・各種学校	47 (100.0)	46 (97.9) (100.0)	32 (69.6)	- (-)	- (-)	3 (6.5)	8 (17.4)	2 (4.3)	1 (2.2)	- (-)	1 (2.1)
その他	4 (100.0)	4 (100.0)	2 (50.0)	- (-)	1 (25.0)	- (-)	1 (25.0)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)

注：総数は、最終学歴における不詳を除いた値である。最終学歴は調査時点による。

7 調査時点における親の就業状況

(1) 親の就業状況

ア 母子世帯の母の 81.8 %が就業しており、このうち「正規の職員・従業員」が 44.2 %と最も多く、次いで「パート・アルバイト等」が 43.8 %となっており、前回調査と比べて「パート・アルバイト等」の割合が 3.6% 減少し、「正規の職員・従業員」が 4.8 %増加している。

イ 父子世帯の父の 85.4 %が就業しており、このうち「正規の職員・従業員」が 68.2 %、「自営業」が 18.2 %、「パート・アルバイト等」が 6.4 %となっている。

表 7-(1)-1 母子世帯の母の就業状況

	総 数	就業している	従 業 上 の 地 位						不就業	不 詳	
			正規の職員・従業員	派遣社員	パート・アルバイト等	会社などの役員	自営業	家族従業者			その他
平成23年 総 数	(100.0)	( 80.6) (100.0)	( 39.4)	( 4.7)	( 47.4)	( 0.6)	( 2.6)	( 1.6)	( 3.7)	( 15.0)	( 4.4)
平成28年 総 数	2,060 (100.0)	1,685 ( 81.8) (100.0)	745 ( 44.2)	78 ( 4.6)	738 ( 43.8)	16 ( 0.9)	57 ( 3.4)	9 ( 0.5)	42 ( 2.5)	193 ( 9.4)	182 ( 8.8)
死 別	165 (100.0)	116 ( 70.3) (100.0)	37 ( 31.9)	2 ( 1.7)	58 ( 50.0)	3 ( 2.6)	5 ( 4.3)	2 ( 1.7)	9 ( 7.8)	28 ( 17.0)	21 ( 12.7)
生 別	1,877 (100.0)	1,559 ( 83.1) (100.0)	702 ( 45.0)	76 ( 4.9)	676 ( 43.4)	13 ( 0.8)	52 ( 3.3)	7 ( 0.4)	33 ( 2.1)	162 ( 8.6)	156 ( 8.3)
不 詳	18 (100.0)	10 ( 55.6) (100.0)	6 ( 60.0)	- ( - )	4 ( 40.0)	- ( - )	- ( - )	- ( - )	- ( - )	3 ( 16.7)	5 ( 27.8)

表7-(1)-2 母子世帯の母の就業状況と母の最終学歴

	総 数	就業し ている	従 業 上 の 地 位							不就業	不 詳
			正規の職員 ・ 従業員	派遣社員	パート・ アルバイト等	会社など の 役 員	自営業	家 族 従業者	その他		
平成28年 総 数	2,005 (100.0)	1,647 ( 82.1) (100.0)	729 ( 44.3)	78 ( 4.7)	719 ( 43.7)	16 ( 1.0)	55 ( 3.3)	9 ( 0.5)	41 ( 2.5)	188 ( 9.4)	170 ( 8.5)
中学校	231 (100.0)	166 ( 71.9) (100.0)	35 ( 21.1)	4 ( 2.4)	118 ( 71.1)	3 ( 1.8)	3 ( 1.8)	- ( - )	3 ( 1.8)	45 ( 19.5)	20 ( 8.7)
高 校	899 (100.0)	745 ( 82.9) (100.0)	315 ( 42.3)	40 ( 5.4)	357 ( 47.9)	4 ( 0.5)	11 ( 1.5)	4 ( 0.5)	14 ( 1.9)	79 ( 8.8)	75 ( 8.3)
高等専門 学 校	98 (100.0)	83 ( 84.7) (100.0)	38 ( 45.8)	5 ( 6.0)	35 ( 42.2)	- ( - )	5 ( 6.0)	- ( - )	- ( - )	5 ( 5.1)	10 ( 10.2)
短 大	284 (100.0)	232 ( 81.7) (100.0)	112 ( 48.3)	7 ( 3.0)	88 ( 37.9)	3 ( 1.3)	11 ( 4.7)	2 ( 0.9)	9 ( 3.9)	21 ( 7.4)	31 ( 10.9)
大学・ 大学院	183 (100.0)	160 ( 87.4) (100.0)	86 ( 53.8)	7 ( 4.4)	37 ( 23.1)	5 ( 3.1)	15 ( 9.4)	2 ( 1.3)	8 ( 5.0)	10 ( 5.5)	13 ( 7.1)
専修学校・ 各種学校	295 (100.0)	251 ( 85.1) (100.0)	140 ( 55.8)	13 ( 5.2)	82 ( 32.7)	1 ( 0.4)	8 ( 3.2)	1 ( 0.4)	6 ( 2.4)	24 ( 8.1)	20 ( 6.8)
その他	15 (100.0)	10 ( 66.7) (100.0)	3 ( 30.0)	2 ( 20.0)	2 ( 20.0)	- ( - )	2 ( 20.0)	- ( - )	1 ( 10.0)	4 ( 26.7)	1 ( 6.7)

注：総数は、最終学歴における不詳を除いた値である。

表7-(1)-3 父子世帯の父の就業状況

	総 数	就業し ている	従 業 上 の 地 位							不就業	不 詳
			正規の職員 ・ 従業員	派遣社員	パート・ アルバイト等	会社など の 役 員	自営業	家 族 従業者	その他		
平成23年	(100.0)	( 91.3) (100.0)	( 67.2)	( 2.0)	( 8.0)	( 1.6)	( 15.6)	( 1.4)	( 4.3)	( 5.3)	( 3.4)
平成28年 総 数	405 (100.0)	346 ( 85.4) (100.0)	236 ( 68.2)	5 ( 1.4)	22 ( 6.4)	6 ( 1.7)	63 ( 18.2)	9 ( 2.6)	5 ( 1.4)	22 ( 5.4)	37 ( 9.1)
死 別	77 (100.0)	61 ( 79.2) (100.0)	39 ( 63.9)	1 ( 1.6)	3 ( 4.9)	2 ( 3.3)	13 ( 21.3)	3 ( 4.9)	- ( - )	7 ( 9.1)	9 ( 11.7)
生 別	324 (100.0)	283 ( 87.3) (100.0)	196 ( 69.3)	4 ( 1.4)	19 ( 6.7)	4 ( 1.4)	49 ( 17.3)	6 ( 2.1)	5 ( 1.8)	15 ( 4.6)	26 ( 8.0)
不 詳	4 (100.0)	2 ( 50.0) (100.0)	1 ( 50.0)	- ( - )	- ( - )	- ( - )	1 ( 50.0)	- ( - )	- ( - )	- ( - )	2 ( 50.0)

表7-(1)-4 父子世帯の父の就業状況と父の最終学歴

	総数	就業している	従業上の地位						不就業	不詳	
			正規の職員・従業員	派遣社員	パート・アルバイト等	会社などの役員	自営業	家族従業者			その他
平成28年 総数	387 (100.0)	334 (86.3) (100.0)	229 (68.6)	5 (1.5)	20 (6.0)	6 (1.8)	60 (18.0)	9 (2.7)	5 (1.5)	22 (5.7)	31 (8.0)
中学校	51 (100.0)	40 (78.4) (100.0)	20 (50.0)	1 (2.5)	7 (17.5)	1 (2.5)	10 (25.0)	1 (2.5)	- (-)	4 (7.8)	7 (13.7)
高校	189 (100.0)	165 (87.3) (100.0)	123 (74.5)	1 (0.6)	9 (5.5)	1 (0.6)	25 (15.2)	3 (1.8)	3 (1.8)	11 (5.8)	13 (6.9)
高等専門 学 校	14 (100.0)	13 (92.9) (100.0)	8 (61.5)	- (-)	- (-)	1 (7.7)	3 (23.1)	- (-)	1 (7.7)	- (-)	1 (7.1)
短大	7 (100.0)	7 (100.0)	4 (57.1)	- (-)	1 (14.3)	- (-)	2 (28.6)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
大学・ 大学院	75 (100.0)	65 (86.7) (100.0)	49 (75.4)	1 (1.5)	2 (3.1)	1 (1.5)	9 (13.8)	2 (3.1)	1 (1.5)	4 (5.3)	6 (8.0)
専修学校・ 各種学校	47 (100.0)	40 (85.1) (100.0)	23 (57.5)	1 (2.5)	1 (2.5)	2 (5.0)	10 (25.0)	3 (7.5)	- (-)	3 (6.4)	4 (8.5)
その他	4 (100.0)	4 (100.0)	2 (50.0)	1 (25.0)	- (-)	- (-)	1 (25.0)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)

注：総数は、最終学歴における不詳を除いた値である。

(2) 仕事の内容の構成割合

ア 就業している母子世帯の母の従事している仕事の内容は、「事務」が 23.5 %と最も多く、次いで「サービス職業」、「専門的・技術的職業」、「生産工程」の順となっている。このうち、「正規の職員・従業員」では、「事務」が 31.7 %と最も多く、一方、「パート・アルバイト等」では、「サービス職業」が 32.8 %と最も多くなっている。

イ 就業している父子世帯の父の従事している仕事の内容は、「専門的・技術的職業」が 20.5 %と最も多く、次いで「建設・採掘」、「サービス職業」、「生産工程」となっている。このうち、「正規の職員・従業員」では、「専門的・技術的職業」が 23.3 %と最も多くなっている。

表 7-(2)-1 就業している母の地位別仕事内容の構成割合

	総数	管 理 的 職 業	専 門 的 ・ 技 術 的 職 業	事 務	販 売	サ ー ビ ス 職 業	保 安 職 業	農 林 漁 業
平成23年 総 数	(100.0)	( 1.5)	( 18.1)	( 21.8)	( 9.4)	( 23.0)	( 0.2)	( 0.4)
平成28年 総 数	1,685 (100.0)	41 ( 2.4)	343 ( 20.4)	396 ( 23.5)	142 ( 8.4)	375 ( 22.3)	2 ( 0.1)	7 ( 0.4)
正規の職員 ・ 従業員	745 (100.0)	29 ( 3.9)	227 ( 30.5)	236 ( 31.7)	43 ( 5.8)	109 ( 14.6)	2 ( 0.3)	( 0.0)
パ ー ト ・ ア ル バ イ ト 等	738 (100.0)	4 ( 0.5)	83 ( 11.2)	112 ( 15.2)	94 ( 12.7)	242 ( 32.8)	( 0.0)	2 ( 0.3)

	生産工程	輸 送 ・ 機 械 運 転	建設・採掘	運 搬 ・ 清 掃 ・ 包 装 等	そ の 他				不 詳
					在 宅 就 業 者	個 人 事 業 主	そ の 他	不 詳	
平成23年 総 数	( 8.6)	( 0.5)	( 0.2)	( 4.1)	( 0.2)	( 1.5)	( 6.3)	( 1.1)	( 3.2)
平成28年 総 数	145 ( 8.6)	5 ( 0.3)	2 ( 0.1)	66 ( 3.9)	6 ( 0.4)	35 ( 2.1)	67 ( 4.0)	25 ( 1.5)	28 ( 1.7)
正規の職員 ・ 従業員	47 ( 6.3)	3 ( 0.4)	1 ( 0.1)	9 ( 1.2)	( 0.0)	9 ( 1.2)	18 ( 2.4)	8 ( 1.1)	4 ( 0.5)
パ ー ト ・ ア ル バ イ ト 等	80 ( 10.8)	1 ( 0.1)	1 ( 0.1)	52 ( 7.0)	1 ( 0.1)	3 ( 0.4)	35 ( 4.7)	10 ( 1.4)	18 ( 2.4)

表7-(2)-2 就業している母の地位別仕事内容と母の最終学歴の構成割合

	総数	管理的 管 理 的 職 業	専門的・ 技術的職業	事 務	販 売	サービ ス 業 職	保安職業	農林漁業
平成28年 総 数	1,647 (100.0)	40 ( 2.4)	335 ( 20.3)	386 ( 23.4)	133 ( 8.1)	371 ( 22.5)	2 ( 0.1)	7 ( 0.4)
中 学 校	166 (100.0)	2 ( 1.2)	17 ( 10.2)	19 ( 11.4)	20 ( 12.0)	48 ( 28.9)	- ( - )	- ( - )
高 校	745 (100.0)	16 ( 2.1)	75 ( 10.1)	181 ( 24.3)	74 ( 9.9)	205 ( 27.5)	2 ( 0.3)	4 ( 0.5)
高等専門 学 校	83 (100.0)	4 ( 4.8)	26 ( 31.3)	11 ( 13.3)	5 ( 6.0)	18 ( 21.7)	- ( - )	- ( - )
短 大	232 (100.0)	3 ( 1.3)	63 ( 27.2)	70 ( 30.2)	18 ( 7.8)	37 ( 15.9)	- ( - )	1 ( 0.4)
大 学 ・ 大 学 院	160 (100.0)	12 ( 7.5)	49 ( 30.6)	55 ( 34.4)	6 ( 3.8)	16 ( 10.0)	- ( - )	- ( - )
専修学校・ 各種学校	251 (100.0)	3 ( 1.2)	103 ( 41.0)	48 ( 19.1)	10 ( 4.0)	46 ( 18.3)	- ( - )	2 ( 0.8)
そ の 他	10 (100.0)	- ( - )	2 ( 20.0)	2 ( 20.0)	- ( - )	1 ( 10.0)	- ( - )	- ( - )

	生産工程	輸 送 ・ 機 械 運 転	建 設 ・ 採 掘	運 搬 ・ 掃 除 ・ 包 装 等	そ の 他				不 詳
					在 宅 就 業 者	個 人 事 業 主	そ の 他	不 詳	
平成28年 総 数	144 ( 8.7)	5 ( 0.3)	2 ( 0.1)	64 ( 3.9)	6 ( 0.4)	34 ( 2.1)	67 ( 4.1)	25 ( 1.5)	26 ( 1.6)
中 学 校	17 ( 10.2)	- ( - )	1 ( 0.6)	20 ( 12.0)	2 ( 1.2)	3 ( 1.8)	14 ( 8.4)	2 ( 1.2)	1 ( 0.6)
高 校	88 ( 11.8)	4 ( 0.5)	- ( 0.0)	27 ( 3.6)	2 ( 0.3)	10 ( 1.3)	30 ( 4.0)	11 ( 1.5)	16 ( 2.1)
高等専門 学 校	8 ( 9.6)	- ( - )	- ( - )	6 ( 7.2)	- ( - )	1 ( 1.2)	3 ( 3.6)	1 ( 1.2)	- ( - )
短 大	13 ( 5.6)	- ( - )	- ( - )	6 ( 2.6)	- ( - )	6 ( 2.6)	8 ( 3.4)	5 ( 2.2)	2 ( 0.9)
大 学 ・ 大 学 院	3 ( 1.9)	- ( - )	- ( - )	1 ( 0.6)	- ( - )	8 ( 5.0)	3 ( 1.9)	6 ( 3.8)	1 ( 0.6)
専修学校・ 各種学校	13 ( 5.2)	1 ( 0.4)	1 ( 0.4)	4 ( 1.6)	2 ( 0.8)	5 ( 2.0)	7 ( 2.8)	- ( - )	6 ( 2.4)
そ の 他	2 ( 20.0)	- ( - )	- ( - )	- ( - )	- ( - )	1 ( 10.0)	2 ( 20.0)	- ( - )	- ( - )

注：総数は、最終学歴における不詳を除いた値である。

表 7-(2)-3 就業している父の地位別仕事内容の構成割合

	総数	管 理 的 職 業	専 門 的 ・ 技 術 的 職 業	事 務	販 売	サ ー ビ ス 職 業	保 安 職 業	農 林 漁 業
平成23年 総 数	(100.0)	( 7.0)	( 22.1)	( 5.7)	( 4.9)	( 10.7)	( 1.6)	( 3.9)
平成28年 総 数	346 (100.0)	34 ( 9.8)	71 ( 20.5)	15 ( 4.3)	16 ( 4.6)	38 ( 11.0)	4 ( 1.2)	20 ( 5.8)
正規の職員 ・ 従業員	236 (100.0)	30 ( 12.7)	55 ( 23.3)	14 ( 5.9)	12 ( 5.1)	27 ( 11.4)	4 ( 1.7)	2 ( 0.8)
パ ー ト ・ ア ル バ イ ト 等	22 (100.0)	- ( - )	2 ( 9.1)	1 ( 4.5)	1 ( 4.5)	4 ( 18.2)	- ( - )	2 ( 9.1)

	生産工程	輸 送 ・ 機 械 運 転	建 設 ・ 採 掘	運 搬 ・ 清 掃 ・ 包 装 等	そ の 他				不 詳
					在 宅 就 業 者	個 人 事 業 主	そ の 他	不 詳	
平成23年 総 数	53 ( 10.4)	46 ( 9.0)	51 ( 10.0)	26 ( 5.1)	- ( - )	22 ( 4.3)	15 ( 2.9)	5 ( 1.0)	8 ( 1.6)
平成28年 総 数	35 ( 10.1)	23 ( 6.6)	42 ( 12.1)	18 ( 5.2)	1 ( 0.3)	19 ( 5.5)	2 ( 0.6)	1 ( 0.3)	7 ( 2.0)
正規の職員 ・ 従業員	29 ( 12.3)	18 ( 7.6)	25 ( 10.6)	14 ( 5.9)	- ( - )	- ( - )	1 ( 0.4)	- ( - )	5 ( 2.1)
パ ー ト ・ ア ル バ イ ト 等	4 ( 18.2)	3 ( 13.6)	3 ( 13.6)	1 ( 4.5)	- ( - )	- ( - )	1 ( 4.5)	- ( - )	- ( - )

表7-(2)-4 就業している父の地位別仕事内容と父の最終学歴の構成割合

	総数	管理的 職業	専門的・ 技術的職業	事務	販売	サービス 職業	保安職業	農林漁業
平成28年 総数	334 (100.0)	33 (9.9)	70 (21.0)	15 (4.5)	16 (4.8)	35 (10.5)	4 (1.2)	19 (5.7)
中学校	40 (100.0)	- (-)	4 (10.0)	- (-)	4 (10.0)	4 (10.0)	1 (2.5)	3 (7.5)
高校	165 (100.0)	14 (8.5)	28 (17.0)	4 (2.4)	5 (3.0)	22 (13.3)	3 (1.8)	10 (6.1)
高等専門 学校	13 (100.0)	1 (7.7)	5 (38.5)	- (-)	1 (7.7)	1 (7.7)	- (-)	- (-)
短大	7 (100.0)	- (-)	2 (28.6)	- (-)	1 (14.3)	1 (14.3)	- (-)	2 (28.6)
大学・ 大学院	65 (100.0)	17 (26.2)	15 (23.1)	11 (16.9)	4 (6.2)	4 (6.2)	- (-)	1 (1.5)
専修学校・ 各種学校	40 (100.0)	1 (2.5)	16 (40.0)	- (-)	1 (2.5)	3 (7.5)	- (-)	3 (7.5)
その他	4 (100.0)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)

	生産工程	輸送・ 機械 運	建設・ 掘	運搬・ 掃除・ 包装等	その他				不詳
					在宅 就業者	個人 事業主	その他	不詳	
平成28年 総数	34 (10.2)	22 (6.6)	40 (12.0)	18 (5.4)	1 (0.3)	18 (5.4)	1 (0.3)	1 (0.3)	7 (2.1)
中学校	5 (12.5)	2 (5.0)	9 (22.5)	4 (10.0)	- (-)	2 (5.0)	- (-)	- (-)	2 (5.0)
高校	23 (13.9)	14 (8.5)	22 (13.3)	7 (4.2)	- (0.0)	9 (5.5)	1 (0.6)	- (0.0)	3 (1.8)
高等専門 学校	1 (7.7)	1 (7.7)	2 (15.4)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	1 (7.7)
短大	- (-)	1 (14.3)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
大学・ 大学院	2 (3.1)	- (-)	2 (3.1)	2 (3.1)	1 (1.5)	4 (6.2)	- (-)	1 (1.5)	1 (1.5)
専修学校・ 各種学校	3 (7.5)	2 (5.0)	5 (12.5)	4 (10.0)	- (-)	2 (5.0)	- (-)	- (-)	- (-)
その他	- (-)	2 (50.0)	- (-)	1 (25.0)	- (-)	1 (25.0)	- (-)	- (-)	- (-)

注：総数は、最終学歴における不詳を除いた値である。最終学歴は調査時点による。



(3) 末子の年齢階級の構成割合

母子世帯では、末子の年齢が高くなるにつれて、「正規の職員・従業員」の割合が増加し、「パート・アルバイト等」の割合が減少する傾向が見られる。

表7-(3)-1 就業している母の地位別末子の年齢階級の構成割合

	総数	0～2歳	3～5歳	6～8歳	9～11歳	12～14歳	15～17歳	18・19歳	不詳
平成28年 総数	1,685 (100.0)	71 (100.0)	189 (100.0)	257 (100.0)	270 (100.0)	330 (100.0)	367 (100.0)	181 (100.0)	20 (100.0)
正規の職員 ・従業員	745 (44.2)	24 (33.8)	79 (41.8)	89 (34.6)	118 (43.7)	162 (49.1)	174 (47.4)	88 (48.6)	11 (55.0)
パート・ アルバイト等	738 (43.8)	37 (52.1)	87 (46.0)	139 (54.1)	124 (45.9)	127 (38.5)	153 (41.7)	63 (34.8)	8 (40.0)

表7-(3)-2 就業している父の地位別末子の年齢階級の構成割合

	総数	0～2歳	3～5歳	6～8歳	9～11歳	12～14歳	15～17歳	18・19歳	不詳
平成28年 総数	346 (100.0)	7 (100.0)	26 (100.0)	38 (100.0)	56 (100.0)	72 (100.0)	85 (100.0)	58 (100.0)	4 (100.0)
正規の職員 ・従業員	236 (68.2)	5 (71.4)	21 (80.8)	29 (76.3)	39 (69.6)	51 (70.8)	50 (58.8)	39 (67.2)	2 (50.0)
パート・ アルバイト等	32 (6.4)	- (-)	1 (3.8)	3 (7.9)	3 (5.4)	4 (5.6)	7 (8.2)	4 (6.9)	- (-)

8 ひとり親世帯になる前に不就業だった親の調査時点における就業状況

ア 母子世帯になる前に不就業であった母のうち、68.2%が現在就業しており、このうち「パート・アルバイト等」が49.4%と最も多くなっている。前回調査と比較して、「就業している」が、0.9%減少。また、「パート・アルバイト等」の割合が8.0%減少し、「正規の職員・従業員」の割合が9.8%増加している。

イ 父子世帯になる前に不就業であった父のうち、25.0%が現在就業しており、このうち「正規の職員・従業員」、「パート・アルバイト等」及び「自営業」の割合がそれぞれ33.3%となっている。

表8-1 母子世帯になる前に不就業だった母の調査時点における就業状況

	総数	就業している	従業上の地位							不就業	不詳
			正規の職員・従業員	派遣社員	パート・アルバイト等	会社などの役員	自営業	家族従業者	その他		
平成23年	(100.0)	(69.1) (100.0)	(31.1)	(3.8)	(57.4)	(0.3)	(2.1)	(2.1)	(3.1)	(25.4)	(5.5)
平成28年 総数	484 (100.0)	330 (68.2) (100.0)	135 (40.9)	15 (4.5)	163 (49.4)	1 (0.3)	6 (1.8)	2 (0.6)	8 (2.4)	95 (19.6)	59 (12.2)

表8-2 父子世帯になる前に不就業だった父の調査時点における就業状況

	総数	就業している	従業上の地位							不就業	不詳
			正規の職員・従業員	派遣社員	パート・アルバイト等	会社などの役員	自営業	家族従業者	その他		
平成28年 総数	12 (100.0)	3 (25.0) (100.0)	1 (33.3)	- (-)	1 (33.3)	- (-)	1 (33.3)	- (-)	- (-)	7 (58.3)	2 (16.7)

9 副業の状況

ア 現在、就業している母子世帯の母で、副業していると回答があった割合は 8.4 %となっており、副業収入の状況は、「50万円未満」が 68.1 %と最も多くなっている。

イ 現在、就業している父子世帯の父で、副業していると回答があった割合は 6.4 %となっており、副業収入の状況は、「50万円未満」が 40.0 %と最も多くなっている。

表9-1 母の副業の状況

	総数	副業していない	副業している						
			管理的職業	専門的・技術的職業	事務	販売	サービス職業	保安職業	
平成23年 総数	(100.0)	(93.1)	(6.9) (100.0)	(1.1)	(8.8)	(4.4)	(8.8)	(42.9)	(-)
平成28年 総数	1,685 (100.0)	1,506 (89.4)	142 (8.4) (100.0)	1 (0.7)	19 (13.4)	9 (6.3)	14 (9.9)	50 (35.2)	- (-)

農林漁業	生産工程	輸送・機械運転	建設・採掘	運搬・清掃・包装等	その他				不詳	不詳
					在宅就業者	個人事業主	その他	不詳		
(1.1)	(4.4)	(-)	(-)	(8.8)	(3.3)	(1.1)	(14.3)	(1.1)	(-)	(-)
- (-)	6 (4.2)	- (-)	1 (0.7)	14 (9.9)	1 (0.7)	4 (2.8)	13 (9.2)	6 (4.2)	4 (2.8)	37 (2.2)

注：現在、就業している者に限る。以下同じ。

表9-2 父の副業の状況

	総数	副業していない	副業している						
			管理的職業	専門的・技術的職業	事務	販売	サービス職業	保安職業	
平成23年 総数	(100.0)	(93.8)	(6.3) (100.0)	(-)	(6.3)	(-)	(6.3)	(12.5)	(-)
平成28年 総数	346 (100.0)	321 (92.8)	22 (6.4) (100.0)	1 (4.5)	2 (9.1)	- (-)	- (-)	5 (22.7)	- (-)

農林漁業	生産工程	輸送・機械運転	建設・採掘	運搬・清掃・包装等	その他				不詳	不詳
					在宅就業者	個人事業主	その他	不詳		
(18.8)	(-)	(-)	(12.5)	(18.8)	(3.1)	(3.1)	(15.6)	(3.1)	(-)	(-)
5 (22.7)	- (-)	1 (4.5)	1 (4.5)	1 (4.5)	- (-)	2 (9.1)	1 (4.5)	- (-)	3 (13.6)	3 (0.9)

表9-3 母子世帯の母の副業収入の構成割合

	総数	50万円未満	50～100万円未満	100～150万円未満	150～200万円未満	200万円以上	平均年間副業収入
平成23年	(100.0)	( 67.0)	( 26.1)	( 4.5)	( 1.1)	( 1.1)	42万円
平成28年	135 (100.0)	92 ( 68.1)	29 ( 21.5)	6 ( 4.4)	5 ( 3.7)	3 ( 2.2)	47万円

注：不詳を除いた値である。

表9-4 父子世帯の父の副業収入の構成割合

	総数	50万円未満	50～100万円未満	100～150万円未満	150～200万円未満	200万円以上	平均年間副業収入
平成23年	(100.0)	( 37.9)	( 20.7)	( 10.3)	( 3.4)	( 27.6)	135万円
平成28年	20 (100.0)	8 ( 40.0)	4 ( 20.0)	2 ( 10.0)	2 ( 10.0)	4 ( 20.0)	112万円

注：不詳を除いた値である。

## 10 ひとり親世帯の親が現在有している主な資格

### (1) 資格の有無等

ア 現在就業している母子世帯の母で、現在資格を有していると回答があった割合は 61.2 %（前回調査 55.7 %）となっている。そのうち、その資格が現在の仕事に役立っていると回答した者の割合は、60.9 %となっている。

イ 現在就業している父子世帯の父で、現在資格を有していると回答があった割合は 57.8 %となっており、そのうち、その資格が現在の仕事に役立っていると回答した者の割合は、74.2 %となっている。

表10-(1)-1 母子世帯の母の資格の有無等

	総数	資格あり	資格なし	不詳
平成23年	(100.0)	( 55.7)	( 44.3)	( - )
平成28年	1,685 (100.0)	1,032 ( 61.2)	573 ( 34.0)	80 ( 4.7)

表10-(1)-2 資格が役立っているか否か

	資格が役立っている	資格が役立っていない
平成23年	( 60.7)	( 39.3)
平成28年	( 60.9)	( 39.1)

注：表中の割合は不詳を除いた割合である。

表10-(1)-3 父子世帯の父の資格の有無等

	総数	資格あり	資格なし	不詳
平成28年	346 (100.0)	200 ( 57.8)	121 ( 35.0)	25 ( 7.2)

表10-(1)-4 資格が役立っているか否か

	資格が役立っている	資格が役立っていない
平成28年	( 74.2)	( 25.8)

## (2) 資格の種類

資格の種類別にみたところ、「役に立っている」と回答があった資格は、「作業療法士」が100.0%と最も高く、次いで「看護師」が97.4%、「准看護師」が94.1%、「介護福祉士」が89.1%の順となっている。

表10-(2) 母子世帯の母の資格の有無等(資格の種類別)

	資格あり			不詳
		資格が役立っている	資格が役立っていない	
簿記	268 ( 15.9)	131 ( 48.9)	131 ( 48.9)	6 ( 2.2)
ホームヘルパー	212 ( 12.6)	133 ( 62.7)	75 ( 35.4)	4 ( 1.9)
教員	59 ( 3.5)	36 ( 61.0)	18 ( 30.5)	5 ( 8.5)
看護師	76 ( 4.5)	74 ( 97.4)	1 ( 1.3)	1 ( 1.3)
准看護師	51 ( 3.0)	48 ( 94.1)	1 ( 2.0)	2 ( 3.9)
調理師	47 ( 2.8)	21 ( 44.7)	25 ( 53.2)	1 ( 2.1)
理・美容師	38 ( 2.3)	28 ( 73.7)	9 ( 23.7)	1 ( 2.6)
パソコン	182 ( 10.8)	101 ( 55.5)	71 ( 39.0)	10 ( 5.5)
外国語	31 ( 1.8)	17 ( 54.8)	13 ( 41.9)	1 ( 3.2)
栄養士	21 ( 1.2)	13 ( 61.9)	8 ( 38.1)	0 ( 0.0)
介護福祉士	101 ( 6.0)	90 ( 89.1)	8 ( 7.9)	3 ( 3.0)
保育士	81 ( 4.8)	50 ( 61.7)	27 ( 33.3)	4 ( 4.9)
理学療法士	3 ( 0.2)	2 ( 66.7)	1 ( 33.3)	0 ( 0.0)
作業療法士	4 ( 0.2)	4 (100.0)	0 ( 0.0)	0 ( 0.0)
大型・第二種自動車免許	34 ( 2.0)	14 ( 41.2)	19 ( 55.9)	1 ( 2.9)
医療事務	103 ( 6.1)	56 ( 54.4)	44 ( 42.7)	3 ( 2.9)
行政書士	0 ( 0.0)	0 ( 0.0)	0 ( 0.0)	0 ( 0.0)
その他	365 ( 21.7)	209 ( 57.3)	145 ( 39.7)	11 ( 3.0)

注：1) 資格の種類については複数回答

注：2) 資格ありの下段の割合は、現在就業している母子世帯の母のうち、各資格を有している母の割合である。

11 ひとり親世帯の親の勤務先事業所の規模

ア 母子世帯の母が現在就業している事業所の規模としては、「1000人以上又は官公庁」が最も多いが、300人未満の規模が全体の61.0%となっている。

イ 父子世帯の父が現在就業している事業所の規模としては、「1～5人」が最も多く、300人未満の規模が全体の66.2%となっている。

表11-1 母子世帯の勤務先の事業所の規模

	総数	1～5人	6～29人	30～99人	100～299人	300～999人	1000人以上又は官公庁	その他	不詳
平成23年	(100.0)	(10.9)	(19.2)	(17.1)	(15.5)	(12.5)	(17.5)	(2.9)	(4.3)
平成28年 総数	1,685 (100.0)	176 (10.4)	299 (17.7)	269 (16.0)	284 (16.9)	270 (16.0)	324 (19.2)	33 (2.0)	30 (1.8)

表11-2 父子世帯の勤務先の事業所の規模

	総数	1～5人	6～29人	30～99人	100～299人	300～999人	1000人以上又は官公庁	その他	不詳
平成23年	(100.0)	(20.5)	(20.5)	(17.8)	(10.5)	(9.4)	(15.6)	(4.3)	(1.4)
平成28年 総数	346 (100.0)	83 (24.0)	52 (15.0)	60 (17.3)	34 (9.8)	39 (11.3)	64 (18.5)	8 (2.3)	6 (1.7)

1 2 ひとり親世帯の親の帰宅時間

(1) 帰宅時間

母子世帯の母では「午後6～8時」に帰宅する者が43.3%、父子世帯の父では「午後6～8時」が44.2%となっており、それぞれ最も多くなっている。

表1 2-(1) 就業者の帰宅時間

	総 数	午後6時 以前	午後6 ～8時	午後8 ～10時	午後10 ～12時	深夜・早朝	一定でない	不 詳
母子世帯	平成23年 (100.0)	( 35.8)	( 39.8)	( 6.1)	( 1.7)	( 3.2)	( 11.9)	( 1.5)
	平成28年 1,685 (100.0)	584 ( 34.7)	729 ( 43.3)	124 ( 7.4)	32 ( 1.9)	33 ( 2.0)	167 ( 9.9)	16 ( 0.9)
父子世帯	平成23年 (100.0)	( 18.0)	( 47.3)	( 15.6)	( 4.1)	( 4.5)	( 9.0)	( 1.6)
	平成28年 346 (100.0)	75 ( 21.7)	153 ( 44.2)	53 ( 15.3)	14 ( 4.0)	11 ( 3.2)	37 ( 10.7)	3 ( 0.9)

(2) 就業上の地位別の構成割合

ア 就業している母のうち「パート・アルバイト等」の帰宅時間は「午後6時以前」が49.6%と最も多くなっている。

イ また、「正規の職員・従業員」の帰宅時間は母子世帯、父子世帯ともに「午後6～8時」が最も多くなっている。

表1 2-(2)-1 現在就業している母の地位別帰宅時間の構成割合

	総 数	午後6時 以前	午後6 ～8時	午後8 ～10時	午後10 ～12時	深夜・早朝	一定でない	不 詳
平成23年	( 100.0)	( 35.8)	( 39.8)	( 6.1)	( 1.7)	( 3.2)	( 11.9)	( 1.5)
平成28年 総 数	1,685 (100.0)	584 ( 34.7)	729 ( 43.3)	124 ( 7.4)	32 ( 1.9)	33 ( 2.0)	167 ( 9.9)	16 ( 0.9)
正規の職員 ・従業員	745 ( 100.0)	148 ( 19.9)	405 ( 54.4)	70 ( 9.4)	9 ( 1.2)	4 ( 0.5)	106 ( 14.2)	3 ( 0.4)
パート・ アルバイト等	738 ( 100.0)	366 ( 49.6)	241 ( 32.7)	35 ( 4.7)	18 ( 2.4)	23 ( 3.1)	48 ( 6.5)	7 ( 0.9)

表1 2-(2)-2 現在就業している父の地位別帰宅時間の構成割合

	総 数	午後6時 以前	午後6 ～8時	午後8 ～10時	午後10 ～12時	深夜・早朝	一定でない	不 詳
平成23年	( 100.0)	( 18.0)	( 47.3)	( 15.6)	( 4.1)	( 4.5)	( 9.0)	( 1.6)
平成28年 総 数	346 ( 100.0)	75 ( 21.7)	153 ( 44.2)	53 ( 15.3)	14 ( 4.0)	11 ( 3.2)	37 ( 10.7)	3 ( 0.9)
正規の職員 ・従業員	236 ( 100.0)	45 ( 19.1)	109 ( 46.2)	42 ( 17.8)	8 ( 3.4)	3 ( 1.3)	28 ( 11.9)	1 ( 0.4)
パート・ アルバイト等	22 ( 100.0)	9 ( 40.9)	9 ( 40.9)	3 ( 13.6)	- ( - )	1 ( 4.5)	- ( - )	- ( - )

13 ひとり親世帯になったことを契機とした転職

ア 母子世帯になる前に就業していた者のうち、母子世帯になったことを契機に転職をした者が 45.5 % となっている。なお、仕事を変えた最も大きな理由として、「収入が良くない」が38.0 %と最も多くなっている。

イ 父子世帯になる前に就業していた者のうち、父子世帯になったことを契機に転職をした者が 24.7 % となっている。なお、仕事を変えた最も大きな理由として「労働時間があわない」が 22.9 %と最も多くなっている。

表13-1 母子世帯になったことを契機とした母の転職の有無

総 数	転職した	転職していない	不 詳
平成23年 (100.0)	( 47.7)	( 45.9)	( 6.3)
平成28年 1,562 (100.0)	710 ( 45.5)	772 ( 49.4)	80 ( 5.1)

表13-2 父子世帯になったことを契機とした父の転職の有無

総 数	転職した	転職していない	不 詳
平成23年 (100.0)	( 24.0)	( 70.0)	( 6.0)
平成28年 388 (100.0)	96 ( 24.7)	276 ( 71.1)	16 ( 4.1)



表13-3-1 母が仕事を变えた理由（最も大きな理由）

総数	収入がよくない	勤め先が自宅から遠い	健康がすぐれない	仕事の内容がよくない	職場環境になじめない	労働時間があわない
平成23年 (100.0)	(36.7)	(10.7)	(5.0)	(1.7)	(1.0)	(11.0)
平成28年 710 (100.0)	270 (38.0)	70 (9.9)	34 (4.8)	5 (0.7)	12 (1.7)	88 (12.4)

社会保険がない又は不十分	休みが少ない	身分が安定していない	経験や能力が発揮できない	自営業等で就業していたが離婚したため	その他	不詳
17 (2.9)	6 (1.0)	18 (3.1)	8 (1.4)	43 (7.4)	104 (17.9)	213 (36.7)
- (-)	9 (1.3)	18 (2.5)	6 (0.8)	46 (6.5)	107 (15.1)	13 (1.8)

表13-3-2 父が仕事を变えた理由（最も大きな理由）

総数	収入がよくない	勤め先が自宅から遠い	健康がすぐれない	仕事の内容がよくない	職場環境になじめない	労働時間があわない
平成23年 (100.0)	(19.4)	(3.9)	(4.7)	(1.6)	(3.9)	(20.9)
平成28年 96 (100.0)	17 (17.7)	6 (6.3)	6 (6.3)	1 (1.0)	6 (6.3)	22 (22.9)

社会保険がない又は不十分	休みが少ない	身分が安定していない	経験や能力が発揮できない	自営業等で就業していたが離婚したため	その他	不詳
(0.8)	(4.7)	(2.3)	(1.6)	(6.2)	(30.2)	(-)
3 (3.1)	7 (7.3)	- (-)	2 (2.1)	2 (2.1)	20 (20.8)	4 (4.2)

#### 1.4 ひとり親世帯の親の転職希望

ア 母子世帯の母で現在就業している者のうち、「仕事を続けたい」と回答した者が 66.6 %、「仕事を变えたい」と回答した者が 30.4 %となっている。一方、父子世帯の父で現在就業している者のうち、「仕事を続けたい」と回答した者が 76.6 %、「仕事を变えたい」と回答した者が 20.2 %となっている。

イ 母子世帯の母で、「仕事を变えたい」と回答した者の従業上の地位は、「その他」を除き「派遣職員」が41.0%、「パート・アルバイト等」が36.0 %となっている。一方、父子世帯の父では、「派遣職員」が100 %、「パート・アルバイト等」が31.8 %となっている。

ウ また、母子世帯の母、父子世帯の父ともに、仕事を变えたい理由は、「収入がよくない」が最も多い。

表 1.4-1 母の転職希望の有無

総 数	仕事を続けたい	仕事を变えたい	仕事をやめたい	不 詳
平成23年 (100.0)	( 64.7)	( 31.9)	( 1.1)	( 2.3)
平成28年 1,685 (100.0)	1,123 ( 66.6)	513 ( 30.4)	18 ( 1.1)	31 ( 1.8)

表 1.4-2 父の転職希望の有無

総 数	仕事を続けたい	仕事を变えたい	仕事をやめたい	不 詳
平成23年 (100.0)	( 73.0)	( 24.2)	( 1.0)	( 1.8)
平成28年 346 (100.0)	265 ( 76.6)	70 ( 20.2)	3 ( 0.9)	8 ( 2.3)

表 1.4-3 母の転職希望の有無（従業上の地位別）

	総 数	正規の職員・従業員	派遣社員	パート・アルバイト等	会社などの役員	自営業	家族従事者	その他
平成28年 総 数	1,685 (100.0)	745 (100.0)	78 (100.0)	738 (100.0)	16 (100.0)	57 (100.0)	9 (100.0)	42 (100.0)
仕事を続けたい	1,123 ( 66.6)	544 ( 73.0)	43 ( 55.1)	449 ( 60.8)	13 ( 81.3)	45 ( 78.9)	7 ( 77.8)	22 ( 52.4)
仕事を变えたい	513 ( 30.4)	188 ( 25.2)	32 ( 41.0)	266 ( 36.0)	2 ( 12.5)	6 ( 10.5)	2 ( 22.2)	17 ( 40.5)
仕事をやめたい	18 ( 1.1)	7 ( 0.9)	- ( - )	7 ( 0.9)	- ( - )	4 ( 7.0)	- ( - )	- ( - )
不 詳	31 ( 1.8)	6 ( 0.8)	3 ( 3.8)	16 ( 2.2)	1 ( 6.3)	2 ( 3.5)	- ( - )	3 ( 7.1)

注：転職希望の有無は、雇用形態についての転職希望ではなく、雇用形態においての主な仕事について転職希望があるか否かである。以下同じ。

表14-4 父の転職希望の有無（従業上の地位別）

	総数	正規の職員・従業員	派遣社員	パート・アルバイト等	会社などの役員	自営業	家族従事者	その他
平成28年 総数	346 (100.0)	236 (100.0)	5 (100.0)	22 (100.0)	6 (100.0)	63 (100.0)	9 (100.0)	5 (100.0)
仕事を続けたい	265 (76.6)	185 (78.4)	- (-)	14 (63.6)	5 (83.3)	51 (81.0)	6 (66.7)	4 (80.0)
仕事を变えたい	70 (20.2)	47 (19.9)	5 (100.0)	7 (31.8)	1 (16.7)	8 (12.7)	1 (11.1)	1 (20.0)
仕事をやめたい	3 (0.9)	1 (0.4)	- (-)	- (-)	- (-)	2 (3.2)	- (-)	- (-)
不詳	8 (2.3)	3 (1.3)	- (-)	1 (4.5)	- (-)	2 (3.2)	2 (22.2)	- (-)

表14-5 母の転職希望の有無（年齢階級別）

	総数	20歳未満	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60歳以上	不詳
平成28年 総数	1,685 (100.0)	2 (100.0)	120 (100.0)	515 (100.0)	829 (100.0)	186 (100.0)	7 (100.0)	26 (100.0)
仕事を続けたい	1,123 (66.6)	1 (50.0)	71 (59.2)	347 (67.4)	550 (66.3)	129 (69.4)	5 (71.4)	20 (76.9)
仕事を变えたい	513 (30.4)	1 (50.0)	46 (38.3)	158 (30.7)	256 (30.9)	46 (24.7)	1 (14.3)	5 (19.2)
仕事をやめたい	18 (1.1)	- (-)	2 (1.7)	3 (0.6)	9 (1.1)	3 (1.6)	- (-)	1 (3.8)
不詳	31 (1.8)	- (-)	1 (0.8)	7 (1.4)	14 (1.7)	8 (4.3)	1 (14.3)	0 (0.0)

表 1 4 - 6 父の転職希望の有無（年齢階級別）

	総 数	20歳未満	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60歳以上	不 詳
平成28年 総 数	346 (100.0)	- ( - )	13 (100.0)	71 (100.0)	156 (100.0)	84 (100.0)	17 (100.0)	5 (100.0)
仕事を続けたい	265 ( 76.6)	- ( - )	8 ( 61.5)	52 ( 73.2)	124 ( 79.5)	64 ( 76.2)	12 ( 70.6)	5 (100.0)
仕事を变えたい	70 ( 20.2)	- ( - )	3 ( 23.1)	18 ( 25.4)	26 ( 16.7)	19 ( 22.6)	4 ( 23.5)	- ( - )
仕事をやめたい	3 ( 0.9)	- ( - )	- ( - )	1 ( 1.4)	1 ( 0.6)	1 ( 1.2)	- ( - )	- ( - )
不 詳	8 ( 2.3)	- ( - )	2 ( 15.4)	- ( - )	5 ( 3.2)	- ( - )	1 ( 5.9)	- ( - )

表 1 4 - 7 母の仕事を変えたい理由

総 数	収入がよくな い	勤め先が自宅 から遠い	健康がすぐれ ない	仕事の内容が よくない	職場環境にな じめない	労働時間があ わない
平成23年 ( 100.0)	( 52.6)	( 3.8)	( 5.0)	( 3.1)	( 2.4)	( 6.6)
平成28年 513 ( 100.0)	247 ( 48.1)	27 ( 5.3)	20 ( 3.9)	21 ( 4.1)	25 ( 4.9)	32 ( 6.2)

社会保険がな い又は不十分	休みが少ない	身分が安定し ていない	経験や能力が 発揮できない	降 格	その他	不 詳
( 5.7)	( 2.1)	( 7.1)	( 1.7)	( 0.2)	( 9.9)	( - )
26 ( 5.1)	22 ( 4.3)	25 ( 4.9)	8 ( 1.6)	1 ( 0.2)	54 ( 10.5)	5 ( 1.0)

表 1 4 - 8 父の仕事を変えたい理由

総 数	収入がよくない	勤め先が自宅から遠い	健康がすぐれない	仕事の内容がよくない	職場環境になじめない	労働時間があわない
平成23年 ( 100.0)	( 47.6)	( 4.8)	( 4.0)	( 3.2)	( 4.0)	( 7.3)
平成28年 70 ( 100.0)	36 ( 51.4)	3 ( 4.3)	5 ( 7.1)	1 ( 1.4)	1 ( 1.4)	6 ( 8.6)

社会保険がない又は不十分	休みが少ない	身分が安定していない	経験や能力が発揮できない	降 格	その他	不 詳
( 2.4)	( 8.1)	( 4.0)	( 1.6)	( - )	( 12.9)	( - )
2 ( 2.9)	6 ( 8.6)	- ( - )	4 ( 5.7)	1 ( 1.4)	2 ( 2.9)	3 ( 4.3)

15 ひとり親世帯の親で就業していない者の就業希望等

ア 母子世帯の母で不就業の者のうち、「就職したい」と回答した者が、82.4%となっている。

イ 父子世帯の父で不就業の者のうち、「就職したい」と回答した者が、72.7%となっている。

ウ また、就業希望を持っている者のうち、就職していない（できない）理由として、「求職中」が母子世帯、父子世帯ともに最も多くなっている。

表15-1 不就業中の母の就職希望の有無

総数	就職したい			就職は考えていない	不詳	
	求職中である	求職中でない	不詳			
平成23年 (100.0)	(88.7) (100.0)	(38.2)	(61.4)	(0.5)	(10.5)	(0.8)
平成28年 193 (100.0)	159 (82.4) (100.0)	81 (50.9)	78 (49.1)	* (* )	34 (17.6)	- ( - )

表15-2 不就業中の父の就職希望の有無

総数	就職したい			就職は考えていない	不詳	
	求職中である	求職中でない	不詳			
平成23年 (100.0)	(76.7) (100.0)	(39.1)	(56.5)	(4.3)	(20.0)	(3.3)
平成28年 22 (100.0)	16 (72.7) (100.0)	9 (56.3)	7 (43.8)	* (* )	5 (22.7)	1 (4.5)

表15-3 不就業中で就職したい母について、就職していない（できない）理由

総数	求職中	求職中でない	就職していない（できない）理由							不詳
			子どもの世話をしてくれる人がいない	病気(病弱)で働けない	職業訓練、技能習得中	収入面で条件の合う仕事がない	時間について条件の合う仕事がない	年齢的に条件の合う仕事がない	その他	
平成23年 (100.0)	(38.2)	(61.8) (100.0)	(16.2)	(43.4)	(14.0)	(0.7)	(6.6)	(5.1)	(13.2)	(0.7)
平成28年 159 (100.0)	81 (50.9)	78 (49.1) (100.0)	15 (19.2)	37 (47.4)	6 (7.7)	1 (1.3)	5 (6.4)	3 (3.8)	11 (14.1)	- ( - )

表15-4 不就業中で就職したい父について、就職していない（できない）理由

総 数	求職中	求職中で ない	子どもの 世話をし てくれる 人がいな い	病気(病弱) で働けな い	職業訓練、 技能習得 中	収入面で 条件の合 う仕事 がない	時間につ いて条件 の合う 仕事 がない	年齢的に 条件の合 う仕事 がない	その他	不 詳
平成23年 (100.0)	( 39.1)	( 60.9) (100.0)	( - )	( 50.0)	( - )	( - )	( 7.1)	( 21.4)	( 14.3)	( 7.1)
平成28年 16 (100.0)	9 ( 56.3)	7 ( 43.8) (100.0)	1 ( 14.3)	3 ( 42.9)	- ( - )	- ( - )	1 ( 14.3)	1 ( 14.3)	1 ( 14.3)	- ( - )

16 ひとり親世帯の平成 27 年の年間収入

(1) 平均年間収入等

ア 母子世帯の母自身の平成 27 年の平均年間収入は 243 万円（前回調査 223万円）、母自身の平均年間就労収入は 200 万円（前回調査 181 万円）、母子世帯の平均年間収入（平均世帯人員3.31 人）は 348 万円（前回調査 291万円）となっている。

イ 父子世帯の父自身の平成 27 年の平均年間収入は 420 万円（前回調査 380万円）、父自身の平均年間就労収入は 398 万円（前回調査 360 万円）、父子世帯の平均年間収入（平均世帯人員3.70 人）は 573 万円（前回調査 455万円）となっている。

表 16-(1)-1 平成 27 年の母子世帯の年間収入状況

		平成22年の収入 (自身の収入)	平成22年の収入 (世帯の収入)	平成27年の収入 (自身の収入)	平成27年の収入 (世帯の収入)
平均世帯人員		-	3.42人	-	3.31人
平均収入		223万円	291万円	243万円	348万円
就労収入		181万円	-	200万円	-
年間 収入 分布 の 代表 値	第Ⅰ4分位	120万円	150万円	150万円	200万円
	就労収入	90万円	-	100万円	-
	第Ⅱ4分位（中央値）	200万円	240万円	208万円	300万円
	就労収入	150万円	-	169万円	-
	第Ⅲ4分位	280万円	350万円	300万円	431万円
	就労収入	234万円	-	250万円	-
世帯人員1人当たり平均収入金額		-	85万円	-	105万円

注：1) 「平均収入」とは、生活保護法に基づく給付、児童扶養手当等の社会保障給付金、就労収入、別れた配偶者からの養育費、親からの仕送り、家賃・地代などを加えた全ての収入の額である。

注：2) 「自身の収入」とは、母子世帯の母自身又は父子世帯の父自身の収入である。

注：3) 「世帯の収入」とは、同居親族の収入を含めた世帯全員の収入である。

注：4) 「平均世帯人員」は、世帯収入が不詳の世帯を除いた値である。

※ 用語の定義は以下同じ。



表 1 6 - ( 1 ) - 2 母子世帯の母の年間就労収入の構成割合

	総 数	100万円 未満	100～200 万円未満	200～300 万円未満	300～400 万円未満	400万円 以上	平均年間 就労収入
平成23年	(100.0)	( 28.6)	( 35.4)	( 20.5)	( 8.7)	( 6.8)	181万円
平成28年 総 数	1,464 (100.0)	327 ( 22.3)	524 ( 35.8)	321 ( 21.9)	157 ( 10.7)	135 ( 9.2)	200万円
死 別	110 (100.0)	32 ( 29.1)	37 ( 33.6)	18 ( 16.4)	16 ( 14.5)	7 ( 6.4)	186万円
生 別	1,344 (100.0)	293 ( 21.8)	482 ( 35.9)	301 ( 22.4)	141 ( 10.5)	127 ( 9.4)	202万円
離 婚	1,170 (100.0)	245 ( 20.9)	417 ( 35.6)	269 ( 23.0)	125 ( 10.7)	114 ( 9.7)	205万円
未 婚	133 (100.0)	36 ( 27.1)	51 ( 38.3)	24 ( 18.0)	12 ( 9.0)	10 ( 7.5)	177万円
その他	41 (100.0)	12 ( 29.3)	14 ( 34.1)	8 ( 19.5)	4 ( 9.8)	3 ( 7.3)	169万円
不 詳	10 (100.0)	2 ( 20.0)	5 ( 50.0)	2 ( 20.0)	- ( - )	1 ( 10.0)	170万円

注：1) 「平均年間就労収入」とは、母子世帯の母自身又は父子世帯の父自身の平成 27 年の年間就労収入である。

注：2) 不詳を除いた値である。

※「平均年間就労収入」の用語の定義は以下同じ。

表 1 6 - ( 1 ) - 3 母子世帯の世帯の年間収入の構成割合

	総 数	100万円 未満	100～200 万円未満	200～300 万円未満	300～400 万円未満	400万円 以上	平均年間 収 入 (世帯の収入)
平成23年	(100.0)	( 10.8)	( 26.4)	( 26.9)	( 15.4)	( 20.5)	291万円
平成28年 総 数	1,179 (100.0)	73 ( 6.2)	205 ( 17.4)	309 ( 26.2)	229 ( 19.4)	363 ( 30.8)	348万円
死 別	93 (100.0)	8 ( 8.6)	19 ( 20.4)	17 ( 18.3)	18 ( 19.4)	31 ( 33.3)	356万円
生 別	1,078 (100.0)	64 ( 5.9)	185 ( 17.2)	289 ( 26.8)	211 ( 19.6)	329 ( 30.5)	348万円
離 婚	939 (100.0)	52 ( 5.5)	154 ( 16.4)	253 ( 26.9)	191 ( 20.3)	289 ( 30.8)	350万円
未 婚	100 (100.0)	5 ( 5.0)	22 ( 22.0)	29 ( 29.0)	16 ( 16.0)	28 ( 28.0)	332万円
その他	39 (100.0)	7 ( 17.9)	9 ( 23.1)	7 ( 17.9)	4 ( 10.3)	12 ( 30.8)	324万円
不 詳	8 (100.0)	1 ( 12.5)	1 ( 12.5)	3 ( 37.5)	- ( - )	3 ( 37.5)	314万円

注：不詳を除いた値である。

表 1 6 - ( 1 ) - 4 平成 27 年の父子世帯の年間収入状況

		平成22年の収入 (自身の収入)	平成22年の収入 (世帯の収入)	平成27年の収入 (自身の収入)	平成27年の収入 (世帯の収入)
平均世帯人員		-	3.77人	-	3.70人
平均収入		380万円	455万円	420万円	573万円
就労収入		360万円	-	398万円	-
年間 収入 分布 の 代表 値	第Ⅰ4分位	220万円	250万円	250万円	300万円
	就労収入	200万円	-	210万円	-
	第Ⅱ4分位 (中央値)	323万円	390万円	350万円	450万円
	就労収入	300万円	-	350万円	-
	第Ⅲ4分位	500万円	600万円	500万円	700万円
	就労収入	500万円	-	500万円	-
世帯人員1人当たり平均収入金額		-	121万円	-	155万円

表 1 6 - ( 1 ) - 5 父子世帯の父の年間就労収入の構成割合

	総 数	100万円 未満	100～200 万円未満	200～300 万円未満	300～400 万円未満	400万円 以上	平均年間 就労収入
平成23年	(100.0)	( 9.5)	( 12.6)	( 21.5)	( 18.8)	( 37.7)	360万円
平成28年 総 数	281 (100.0)	23 ( 8.2)	33 ( 11.7)	43 ( 15.3)	70 ( 24.9)	112 ( 39.9)	398万円
死 別	57 (100.0)	6 ( 10.5)	3 ( 5.3)	8 ( 14.0)	16 ( 28.1)	24 ( 42.1)	525万円
生 別	224 (100.0)	17 ( 7.6)	30 ( 13.4)	35 ( 15.6)	54 ( 24.1)	88 ( 39.3)	365万円
離 婚	214 (100.0)	17 ( 7.9)	28 ( 13.1)	33 ( 15.4)	52 ( 24.3)	84 ( 39.3)	362万円
未 婚	- ( - )	- ( - )	- ( - )	- ( - )	- ( - )	- ( - )	-
その他	10 (100.0)	- ( - )	2 ( 20.0)	2 ( 20.0)	2 ( 20.0)	4 ( 40.0)	431万円
不 詳	- ( - )	- ( - )	- ( - )	- ( - )	- ( - )	- ( - )	-

注：不詳を除いた値である。

表 1 6 - ( 1 ) - 6 父子世帯の世帯の年間収入の構成割合

	総 数	100万円 未満	100～200 万円未満	200～300 万円未満	300～400 万円未満	400万円 以上	平均年間 収 入 (世帯の収入)
平成23年	(100.0)	( 3.1)	( 8.9)	( 19.0)	( 19.3)	( 49.7)	455万円
平成28年 総 数	248 (100.0)	6 ( 2.4)	18 ( 7.3)	22 ( 8.9)	48 ( 19.4)	154 ( 62.1)	573万円
死 別	50 (100.0)	2 ( 4.0)	1 ( 2.0)	6 ( 12.0)	12 ( 24.0)	29 ( 58.0)	709万円
生 別	198 (100.0)	4 ( 2.0)	17 ( 8.6)	16 ( 8.1)	36 ( 18.2)	125 ( 63.1)	538万円
離 婚	190 (100.0)	4 ( 2.1)	16 ( 8.4)	15 ( 7.9)	35 ( 18.4)	120 ( 63.2)	540万円
未 婚	- ( - )	- ( - )	- ( - )	- ( - )	- ( - )	- ( - )	-
その他	8 (100.0)	0 ( 0.0)	1 ( 12.5)	1 ( 12.5)	1 ( 12.5)	5 ( 62.5)	501万円
不 詳	- ( - )	- ( - )	- ( - )	- ( - )	- ( - )	- ( - )	-

注：不詳を除いた値である。

(参考) 児童のいる世帯と母子世帯及び父子世帯の比較

	児童のいる 世 帯	母子世帯 (世帯の収入)	父子世帯 (世帯の収入)
平成22年	658.1万円	291万円	455万円
児童のいる世帯を100とし た場合の平均収入		44.2	69.1
平成27年	707.8万円	348万円	573万円
児童のいる世帯を100とし た場合の平均収入		49.2	81.0

注：「児童のいる世帯」については「平成28年国民生活基礎調査」の平均所得金額（熊本県を除く）。

(2) 地位別年間就労収入等の構成割合

ア 就業している母のうち「正規の職員・従業員」の平均年間就労収入は 305 万円、「パート・アルバイト等」では 133 万円となっている。

仕事の内容別にみると、「専門的・技術的職業」が 300 万円、「事務」が 229 万円、「販売」が 182 万円、「サービス職業」が 168 万円となっている。

イ 就業している父のうち「正規の職員・従業員」の平均年間就労収入は 428 万円、「パート・アルバイト等」では 190 万円となっている。

仕事の内容別にみると、「専門的・技術的職業」が 504 万円、「生産工程」が 378 万円、「建設・採掘」が 370 万円、「サービス職業」が 282 万円となっている。

表 16-(2)-1 現在就業している母の地位別年間就労収入の構成割合

	総数	100万円未満	100～200万円未満	200～300万円未満	300～400万円未満	400万円以上	平均年間就労収入
平成23年 総数	(100.0)	( 22.3)	( 38.7)	( 21.2)	( 9.9)	( 8.0)	192万円
正規の 職員・従業員	(100.0)	( 5.4)	( 24.9)	( 33.5)	( 19.5)	( 16.6)	270万円
パート・ アルバイト等	(100.0)	( 36.3)	( 50.1)	( 11.6)	( 1.7)	( 0.4)	125万円
平成28年 総数	1,244 (100.0)	212 ( 17.0)	472 ( 37.9)	294 ( 23.6)	143 ( 11.5)	123 ( 9.9)	214万円
正規の 職員・従業員	544 (100.0)	21 ( 3.9)	119 ( 21.9)	171 ( 31.4)	117 ( 21.5)	116 ( 21.3)	305万円
パート・ アルバイト等	552 (100.0)	166 ( 30.1)	292 ( 52.9)	79 ( 14.3)	13 ( 2.4)	2 ( 0.4)	133万円

注：不詳を除いた値である。

表 16-(2)-2 現在就業している母の仕事の内容別年間就労収入の構成割合

	総数	100万円未満	100～200万円未満	200～300万円未満	300～400万円未満	400万円以上	平均年間就労収入
平成28年 専門的・ 技術的職業	250 (100.0)	19 ( 7.6)	61 ( 24.4)	69 ( 27.6)	50 ( 20.0)	51 ( 20.4)	300万円
事務	311 (100.0)	30 ( 9.6)	110 ( 35.4)	92 ( 29.6)	45 ( 14.5)	34 ( 10.9)	229万円
販売	108 (100.0)	21 ( 19.4)	58 ( 53.7)	16 ( 14.8)	9 ( 8.3)	4 ( 3.7)	182万円
サービス 職業	273 (100.0)	65 ( 23.8)	113 ( 41.4)	66 ( 24.2)	18 ( 6.6)	11 ( 4.0)	168万円

注：不詳を除いた値である。

表 1 6 - ( 2 ) - 3 現在就業している父の地位別年間就労収入の構成割合

	総 数	100万円 未満	100～200 万円未満	200～300 万円未満	300～400 万円未満	400万円 以上	平均年間 就労収入
平成23年 総 数	(100.0)	( 6.7)	( 12.2)	( 21.4)	( 19.9)	( 39.8)	377万円
正 規 の 職 員 ・ 従 業 員	(100.0)	( 2.5)	( 4.9)	( 19.7)	( 22.2)	( 50.8)	426万円
パ ー ト ・ ア ル バ イ ト 等	(100.0)	( 21.6)	( 37.8)	( 35.1)	( 2.7)	( 2.7)	175万円
平成28年 総 数	244 (100.0)	9 ( 3.7)	31 ( 12.7)	42 ( 17.2)	63 ( 25.8)	99 ( 40.6)	392万円
正 規 の 職 員 ・ 従 業 員	176 (100.0)	2 ( 1.1)	10 ( 5.7)	29 ( 16.5)	50 ( 28.4)	85 ( 48.3)	428万円
パ ー ト ・ ア ル バ イ ト 等	14 (100.0)	1 ( 7.1)	9 ( 64.3)	2 ( 14.3)	2 ( 14.3)	0 ( 0.0)	190万円

注：不詳を除いた値である。

表 1 6 - ( 2 ) - 4 現在就業している父の仕事の内容別年間就労収入の構成割合

	総 数	100万円 未満	100～200 万円未満	200～300 万円未満	300～400 万円未満	400万円 以上	平均年間 就労収入
平成28年 専 門 的 ・ 技 術 的 職 業	43 (100.0)	- ( - )	2 ( 4.7)	4 ( 9.3)	8 ( 18.6)	29 ( 67.4)	504万円
サ ー ビ ス 職 業	26 (100.0)	1 ( 3.8)	7 ( 26.9)	5 ( 19.2)	7 ( 26.9)	6 ( 23.1)	282万円
生 産 工 程	23 (100.0)	- ( - )	2 ( 8.7)	4 ( 17.4)	9 ( 39.1)	8 ( 34.8)	378万円
建 設 ・ 採 掘	23 (100.0)	2 ( 8.7)	- ( - )	6 ( 26.1)	7 ( 30.4)	8 ( 34.8)	370万円

注：不詳を除いた値である。

(3) 同居の有無別の就労収入

ア 同居者の有無別における母子世帯の母の平均年間就労収入は、「母子のみ」、「同居者あり」とともに200万円となっている。

イ 同居者の有無別における父子世帯の父の平均年間就労収入は、「父子のみ」が384万円、「同居者あり」が409万円となっている。

表16-(3)-1 母子世帯の同居者の有無別の就労収入

	総数	100万円未満	100～200万円未満	200～300万円未満	300～400万円未満	400万円以上	平均年間就労収入
平成23年							
母子のみ	(100.0)	(26.8)	(35.8)	(21.5)	(8.9)	(7.0)	182万円
同居者あり	(100.0)	(31.4)	(34.7)	(19.0)	(8.3)	(6.6)	180万円
平成28年							
母子のみ	904 (100.0)	200 (22.1)	323 (35.7)	210 (23.2)	89 (9.8)	82 (9.1)	200万円
同居者あり	560 (100.0)	127 (22.7)	201 (35.9)	111 (19.8)	68 (12.1)	53 (9.5)	200万円

注：不詳を除いた値である。

表16-(3)-2 父子世帯の同居者の有無別の就労収入

	総数	100万円未満	100～200万円未満	200～300万円未満	300～400万円未満	400万円以上	平均年間就労収入
平成23年							
父子のみ	(100.0)	(10.8)	(12.3)	(22.2)	(18.2)	(36.5)	348万円
同居者あり	(100.0)	(8.6)	(12.7)	(21.0)	(19.1)	(38.5)	368万円
平成28年							
父子のみ	127 (100.0)	11 (8.7)	13 (10.2)	19 (15.0)	34 (26.8)	50 (39.4)	384万円
同居者あり	154 (100.0)	12 (7.8)	20 (13.0)	24 (15.6)	36 (23.4)	62 (40.3)	409万円

注：不詳を除いた値である。

(4) ひとり親世帯になってからの期間と世帯の年間収入

ア 母子世帯になってからの期間における母子世帯の世帯収入は、「5年未満」が 351 万円、「5年以上」が 348 万円となっている。

イ 父子世帯になってからの期間における父子世帯の世帯収入は、「5年未満」が 563 万円、「5年以上」が 584 万円となっている。

表 1 6 - (4) - 1 母子世帯になってからの期間と母子世帯の年間収入

	総 数	100万円未満	100～200万円未満	200～300万円未満	300～400万円未満	400万円以上	平均年間収入 (世帯の収入)
平成23年							
5年未満	(100.0)	( 13.7)	( 26.4)	( 25.6)	( 12.7)	( 21.6)	290万円
5年以上	(100.0)	( 8.1)	( 25.1)	( 28.2)	( 17.9)	( 20.8)	297万円
平成28年							
5年未満	425 (100.0)	28 ( 6.6)	73 ( 17.2)	108 ( 25.4)	86 ( 20.2)	130 ( 30.6)	351万円
5年以上	694 (100.0)	38 ( 5.5)	118 ( 17.0)	191 ( 27.5)	135 ( 19.5)	212 ( 30.5)	348万円

注：不詳を除いた値である。

表 1 6 - (4) - 2 父子世帯になってからの期間と父子世帯の年間収入

	総 数	100万円未満	100～200万円未満	200～300万円未満	300～400万円未満	400万円以上	平均年間収入 (世帯の収入)
平成23年							
5年未満	(100.0)	( 3.9)	( 7.4)	( 18.3)	( 22.3)	( 48.0)	472万円
5年以上	(100.0)	( 2.5)	( 9.1)	( 18.6)	( 17.8)	( 52.1)	456万円
平成28年							
5年未満	107 (100.0)	2 ( 1.9)	6 ( 5.6)	6 ( 5.6)	23 ( 21.5)	70 ( 65.4)	563万円
5年以上	132 (100.0)	4 ( 3.0)	9 ( 6.8)	15 ( 11.4)	24 ( 18.2)	80 ( 60.6)	584万円

注：不詳を除いた値である。

(5) 末子の状況別世帯の年間収入

ア 母子世帯の末子が、小学校入学前の世帯の平均年間収入は 364 万円、小学生の世帯の平均年間収入は 330 万円、中学生の世帯の平均年間収入は 338 万円、高校生の世帯の平均年間収入は 333 万円となっている。

イ 父子世帯の末子が、小学校入学前の世帯の平均年間収入は 667 万円、小学生の世帯の平均年間収入は 538 万円、中学生の世帯の平均年間収入は 638 万円、高校生の世帯の平均年間収入は 512 万円となっている。

表 1 6 - ( 5 ) - 1 末子の状況別母子世帯の年間収入

	総 数	100万円未満	100～200万円未満	200～300万円未満	300～400万円未満	400万円以上	平均年間収入 (世帯の収入)
平成28年 総 数	1,157 (100.0)	71 ( 6.1)	201 ( 17.4)	304 ( 26.3)	222 ( 19.2)	359 ( 31.0)	349万円
小学校入学前	206 (100.0)	16 ( 7.8)	38 ( 18.4)	40 ( 19.4)	42 ( 20.4)	70 ( 34.0)	364万円
小 学 生	352 (100.0)	27 ( 7.7)	62 ( 17.6)	104 ( 29.5)	55 ( 15.6)	104 ( 29.5)	330万円
中 学 生	234 (100.0)	12 ( 5.1)	44 ( 18.8)	64 ( 27.4)	47 ( 20.1)	67 ( 28.6)	338万円
高 校 生	258 (100.0)	12 ( 4.7)	46 ( 17.8)	72 ( 27.9)	55 ( 21.3)	73 ( 28.3)	333万円

注：不詳を除いた値である。

表 1 6 - ( 5 ) - 2 末子の状況別父子世帯の年間収入

	総 数	100万円未満	100～200万円未満	200～300万円未満	300～400万円未満	400万円以上	平均年間収入 (世帯の収入)
平成28年 総 数	244 (100.0)	5 ( 2.0)	18 ( 7.4)	22 ( 9.0)	47 ( 19.3)	152 ( 62.3)	573万円
小学校入学前	30 (100.0)	1 ( 3.3)	3 ( 10.0)	1 ( 3.3)	5 ( 16.7)	20 ( 66.7)	667万円
小 学 生	63 (100.0)	0 ( 0.0)	3 ( 4.8)	7 ( 11.1)	13 ( 20.6)	40 ( 63.5)	538万円
中 学 生	46 (100.0)	1 ( 2.2)	3 ( 6.5)	4 ( 8.7)	10 ( 21.7)	28 ( 60.9)	638万円
高 校 生	75 (100.0)	2 ( 2.7)	8 ( 10.7)	8 ( 10.7)	14 ( 18.7)	43 ( 57.3)	512万円

注：不詳を除いた値である。



(6) ひとり親の学歴別の年間収入

ア 母子世帯の母の最終学歴別における平均年間収入（世帯の収入）は、「大学・大学院」が 423 万円で最も高くなっている。また、母の平均年間就労収入は、「大学・大学院」が 303 万円で最も高くなっている。

イ 父子世帯の父の最終学歴別における平均年間収入（世帯の収入）は、「高等専門学校」が 716 万円で最も高くなっている。また、父の平均年間就労収入は、「大学・大学院」が 506 万円で最も高くなっている。

表 1 6 - (6) - 1 母子世帯の母の最終学歴別年間収入

	総 数	100万円 未満	100～200 万円未満	200～300 万円未満	300～400 万円未満	400万円 以上	平均年間 収 入 (世帯の収入)
平成28年 総 数	1,160 (100.0)	69 ( 5.9)	204 ( 17.6)	306 ( 26.4)	225 ( 19.4)	356 ( 30.7)	347万円
中 学 校	119 (100.0)	13 ( 10.9)	32 ( 26.9)	31 ( 26.1)	21 ( 17.6)	22 ( 18.5)	280万円
高 校	498 (100.0)	26 ( 5.2)	95 ( 19.1)	155 ( 31.1)	99 ( 19.9)	123 ( 24.7)	323万円
高等専門学校	61 (100.0)	4 ( 6.6)	12 ( 19.7)	11 ( 18.0)	7 ( 11.5)	27 ( 44.3)	378万円
短 大	183 (100.0)	9 ( 4.9)	31 ( 16.9)	49 ( 26.8)	37 ( 20.2)	57 ( 31.1)	347万円
大学・大学院	129 (100.0)	9 ( 7.0)	12 ( 9.3)	22 ( 17.1)	28 ( 21.7)	58 ( 45.0)	423万円
専修学校・ 各種学校	159 (100.0)	7 ( 4.4)	21 ( 13.2)	36 ( 22.6)	31 ( 19.5)	64 ( 40.3)	393万円
そ の 他	11 (100.0)	1 ( 9.1)	1 ( 9.1)	2 ( 18.2)	2 ( 18.2)	5 ( 45.5)	368万円

注：不詳を除いた値である。

表16-(6)-2 父子世帯の父の最終学歴別年間収入

	総数	100万円未満	100～200万円未満	200～300万円未満	300～400万円未満	400万円以上	平均年間収入 (世帯の収入)
平成28年 総数	243 (100.0)	6 ( 2.5)	16 ( 6.6)	22 ( 9.1)	48 (19.8)	151 ( 62.1)	553万円
中学校	25 (100.0)	2 ( 8.0)	5 (20.0)	4 (16.0)	6 (24.0)	8 (32.0)	356万円
高校	107 (100.0)	3 ( 2.8)	5 ( 4.7)	12 (11.2)	20 (18.7)	67 (62.6)	527万円
高等専門学校	7 (100.0)	- ( - )	- ( - )	1 (14.3)	1 (14.3)	5 (71.4)	716万円
短大	6 (100.0)	- ( - )	1 (16.7)	- ( - )	3 (50.0)	2 (33.3)	356万円
大学・大学院	57 (100.0)	1 ( 1.8)	3 ( 5.3)	3 ( 5.3)	9 (15.8)	41 (71.9)	698万円
専修学校・ 各種学校	38 (100.0)	- ( - )	2 ( 5.3)	2 ( 5.3)	8 (21.1)	26 (68.4)	532万円
その他	3 (100.0)	- ( - )	- ( - )	- ( - )	1 (33.3)	2 (66.7)	663万円

注：不詳を除いた値である。

表16-(6)-3 母子世帯の母の最終学歴別年間就労収入

	総数	100万円未満	100～200万円未満	200～300万円未満	300～400万円未満	400万円以上	平均年間 就労収入
平成28年 総数	1,439 (100.0)	323 (22.4)	511 (35.5)	318 (22.1)	154 (10.7)	133 ( 9.2)	201万円
中学校	145 (100.0)	66 (45.5)	53 (36.6)	18 (12.4)	3 ( 2.1)	5 ( 3.4)	117万円
高校	636 (100.0)	135 (21.2)	268 (42.1)	149 (23.4)	59 ( 9.3)	25 ( 3.9)	171万円
高等専門学校	72 (100.0)	14 (19.4)	21 (29.2)	15 (20.8)	12 (16.7)	10 (13.9)	254万円
短大	217 (100.0)	41 (18.9)	74 (34.1)	59 (27.2)	23 (10.6)	20 ( 9.2)	205万円
大学・大学院	145 (100.0)	23 (15.9)	31 (21.4)	25 (17.2)	28 (19.3)	38 (26.2)	303万円
専修学校・ 各種学校	212 (100.0)	39 (18.4)	60 (28.3)	50 (23.6)	28 (13.2)	35 (16.5)	257万円
その他	12 (100.0)	5 (41.7)	4 (33.3)	2 (16.7)	1 ( 8.3)	0 ( 0.0)	120万円

注：不詳を除いた値である。

表 1 6 - ( 6 ) - 4 父子世帯の父の最終学歴別年間就労収入

	総 数	100万円 未満	100～200 万円未満	200～300 万円未満	300～400 万円未満	400万円 以上	平均年間 就労収入
平成28年 総 数	275 (100.0)	22 ( 8.0)	31 ( 11.3)	41 ( 14.9)	70 ( 25.5)	111 ( 40.4)	380万円
中 学 校	31 (100.0)	7 ( 22.6)	4 ( 12.9)	7 ( 22.6)	7 ( 22.6)	6 ( 19.4)	237万円
高 校	127 (100.0)	10 ( 7.9)	13 ( 10.2)	20 ( 15.7)	35 ( 27.6)	49 ( 38.6)	357万円
高等専門学校	8 (100.0)	- ( - )	- ( - )	2 ( 25.0)	3 ( 37.5)	3 ( 37.5)	449万円
短 大	6 (100.0)	1 ( 16.7)	2 ( 33.3)	1 ( 16.7)	2 ( 33.3)	- ( - )	205万円
大学・大学院	65 (100.0)	2 ( 3.1)	8 ( 12.3)	5 ( 7.7)	10 ( 15.4)	40 ( 61.5)	506万円
専修学校・ 各種学校	34 (100.0)	2 ( 5.9)	3 ( 8.8)	5 ( 14.7)	12 ( 35.3)	12 ( 35.3)	379万円
そ の 他	4 (100.0)	- ( - )	1 ( 25.0)	1 ( 25.0)	1 ( 25.0)	1 ( 25.0)	320万円

注：不詳を除いた値である。

(7) 母子世帯の母の預貯金額

母子世帯の母の預貯金額の状況は、「50万円未満」が 39.7 %と最も多くなっている。

表 1 6 - (7) 母子世帯の預貯金額

	総 数	50万円 未満	50～100 万円未満	100～200 万円未満	200～300 万円未満	300～400 万円未満	400～500 万円未満
平成23年 総 数	(100.0)	( 47.7)	( 6.9)	( 9.4)	( 4.6)	( 3.1)	( 1.1)
平成28年 総 数	2,060 (100.0)	818 ( 39.7)	135 ( 6.6)	219 ( 10.6)	100 ( 4.9)	92 ( 4.5)	34 ( 1.7)
死 別	165 (100.0)	29 ( 17.6)	6 ( 3.6)	15 ( 9.1)	10 ( 6.1)	7 ( 4.2)	3 ( 1.8)
生 別	1,877 (100.0)	784 ( 41.8)	128 ( 6.8)	202 ( 10.8)	90 ( 4.8)	84 ( 4.5)	31 ( 1.7)
不 詳	18 (100.0)	5 ( 27.8)	1 ( 5.6)	2 ( 11.1)	0 ( 0.0)	1 ( 5.6)	0 ( 0.0)

500～700 万円未満	700～1000 万円未満	1000万円 以上	不 詳
( 2.5)	( 1.0)	( 4.0)	( 19.7)
78 ( 3.8)	28 ( 1.4)	86 ( 4.2)	470 ( 22.8)
12 ( 7.3)	4 ( 2.4)	42 ( 25.5)	37 ( 22.4)
66 ( 3.5)	24 ( 1.3)	43 ( 2.3)	425 ( 22.6)
0 ( 0.0)	0 ( 0.0)	1 ( 5.6)	8 ( 44.4)

(8) 社会保険の加入状況

ア 母子世帯について、社会保険に加入していると回答した世帯の割合は、「雇用保険」は 69.6 %、「健康保険」は 94.2 %、「公的年金」は 89.1 %となっている。

イ 父子世帯について、社会保険に加入していると回答した世帯の割合は、「雇用保険」は 71.6 %、「健康保険」は 96.9 %、「公的年金」は 90.4 %となっている。

表 1 6 - (8) - 1 母子世帯の社会保険の加入状況

雇用保険		健康保険		公的年金	
総 数	(100.0)	総 数	(100.0)	総 数	(100.0)
加入している	( 69.6)	被用者保険に加入している	( 60.8)	被用者年金に加入している	( 57.5)
		国民健康保険に加入している	( 33.4)	国民年金に加入している	( 31.6)
加入していない	( 30.4)	その他	( 1.7)	加入していない	( 10.9)
		加入していない	( 4.1)		

注：表中の割合は不詳を除いた割合である。

表 1 6 - (8) - 2 父子世帯の社会保険の加入状況

雇用保険		健康保険		公的年金	
総 数	(100.0)	総 数	(100.0)	総 数	(100.0)
加入している	( 71.6)	被用者保険に加入している	( 65.0)	被用者年金に加入している	( 61.3)
		国民健康保険に加入している	( 31.9)	国民年金に加入している	( 29.1)
加入していない	( 28.4)	その他	( 0.8)	加入していない	( 9.6)
		加入していない	( 2.3)		

注：表中の割合は不詳を除いた割合である。

17 養育費の状況

(1) 相談相手

ア 母子世帯の母が、離婚の際又はその後、子どもの養育費の関係で相談した者は、51.2 %となっており、このうち主な相談相手としては「親族」が 47.7 %と最も多く、次いで「家庭裁判所」が 17.1 %となっている。

イ 父子世帯の父が、離婚の際又はその後、子どもの養育費の関係で相談した者は、31.2 % となっており、このうち主な相談相手としては「親族」が 53.1 %と最も多く、次いで、「弁護士」が 18.8 %となっている。

表17- (1)-1 母子世帯の母の養育費の主な相談相手

総数	相談した										相談していない	不詳
	親族	知人・隣人	養育費相談支援センター	県・市区町村窓口 (母子・父子自立支援員、母子家庭等就業・自立センターを含む)	母子・父子福祉団体	弁護士	家庭裁判所	NPO法人	その他			
平成23年 (100.0)	( 54.4 ) (100.0)	( 43.9 )	( 8.8 )	( * )	( 5.9 )	( 0.3 )	( 12.4 )	( 24.4 )	( - )	( 4.1 )	( 45.6 )	( - )
平成28年 1,817 (100.0)	930 ( 51.2 ) (100.0)	444 ( 47.7 )	92 ( 9.9 )	4 ( 0.4 )	49 ( 5.3 )	3 ( 0.3 )	146 ( 15.7 )	159 ( 17.1 )	1 ( 0.1 )	32 ( 3.4 )	826 ( 45.5 )	61 ( 3.4 )

注：今回の調査では「県・市区町村窓口、母子自立支援員」から、「県・市区町村窓口（母子・父子自立支援員、母子家庭等就業・自立支援センターを含む）」に変更した。以下同じ。

表17- (1)-2 父子世帯の父の養育費の主な相談相手

総数	相談した										相談していない	不詳
	親族	知人・隣人	養育費相談支援センター	県・市区町村窓口 (母子・父子自立支援員、母子家庭等就業・自立センターを含む)	母子・父子福祉団体	弁護士	家庭裁判所	NPO法人	その他			
平成23年 (100.0)	( 27.8 ) (100.0)	( 44.8 )	( 11.2 )	( * )	( 2.6 )	( * )	( 11.2 )	( 22.4 )	( - )	( 7.8 )	( 69.3 )	( 2.9 )
平成28年 308 (100.0)	96 ( 31.2 ) (100.0)	51 ( 53.1 )	7 ( 7.3 )	- ( - )	3 ( 3.1 )	1 ( 1.0 )	18 ( 18.8 )	16 ( 16.7 )	- ( - )	- ( - )	203 ( 65.9 )	9 ( 2.9 )

(2) 養育費の取り決め

ア 養育費の取り決め状況は、母子世帯の母では、「取り決めをしている」が 42.9 % (前回調査 37.7 %) となっている。一方、父子世帯の父では、「取り決めをしている」が 20.8 % (前回調査 17.5 %) となっている。

イ ひとり親世帯になってからの年数が短い方が、「取り決めをしている」と回答した世帯の割合が高い傾向となっている。

ウ 「協議離婚」は、「その他の離婚」と比べて養育費の「取り決めをしている」割合が低くなっている。また、「未婚」は、「離婚」と比べて養育費の取り決めをしている割合が低くなっている。

エ 養育費の取り決めをしていない最も大きな理由については、母子世帯の母では「相手と関わりたくない」が最も多く、次いで「相手に支払う能力がないと思った」となっており、父子世帯の父では「相手に支払う能力がないと思った」が最も多く、次いで「相手と関わりたくない」となっている。

表 1 7 - ( 2 ) - 1 母子世帯の母の養育費の取り決め状況等

総 数	養育費の取り決めをしている					養育費の取 り決めをし ていない	不 詳	
	文書あり		文書なし	不 詳				
	判決、調停、 審判などの 裁判所にお ける取り決 め、強制執 行認諾条項 付きの公正 証書	その他の 文 書						
平成23年 (100.0)	( 37.7 ) (100.0)	( 70.7 )	( * )	( * )	( 27.7 )	( 1.6 )	( 60.1 )	( 2.2 )
平成28年 1,817 (100.0)	780 ( 42.9 ) (100.0)	572 ( 73.3 )	455 ( 58.3 )	117 ( 15.0 )	205 ( 26.3 )	3 ( 0.4 )	985 ( 54.2 )	52 ( 2.9 )

表 1 7 - ( 2 ) - 2 母子世帯の母の養育費の取り決め状況等 (母の最終学歴別)

総 数		養育費の取り決めをしている						養育費の取り決めをしていない	不 詳
		文書あり			文書なし	不 詳			
		判決、調停、 審判などの 裁判所にお ける取り決 め、強制執行 認諾条項付 きの公正証 書	その他の 文 書						
平成28年									
総 数	1,773 (100.0)	759 ( 42.8) (100.0)	560 ( 73.8)	445 ( 58.6)	115 ( 15.2)	197 ( 26.0)	2 ( 0.3)	972 ( 54.8)	42 ( 2.4)
中 学 校	215 (100.0)	47 ( 21.9) (100.0)	24 ( 51.1)	16 ( 34.0)	8 ( 17.0)	23 ( 48.9)	0 ( 0.0)	160 ( 74.4)	8 ( 3.7)
高 校	794 (100.0)	300 ( 37.8) (100.0)	222 ( 74.0)	175 ( 58.3)	47 ( 15.7)	78 ( 26.0)	0 ( 0.0)	470 ( 59.2)	24 ( 3.0)
高等専門 学 校	87 (100.0)	38 ( 43.7) (100.0)	27 ( 71.1)	22 ( 57.9)	5 ( 13.2)	11 ( 28.9)	0 ( 0.0)	48 ( 55.2)	1 ( 1.1)
短 大	237 (100.0)	129 ( 54.4) (100.0)	101 ( 78.3)	83 ( 64.3)	18 ( 14.0)	26 ( 20.2)	2 ( 1.6)	104 ( 43.9)	4 ( 1.7)
大 学 ・ 大 学 院	160 (100.0)	102 ( 63.8) (100.0)	83 ( 81.4)	68 ( 66.7)	15 ( 14.7)	19 ( 18.6)	0 ( 0.0)	57 ( 35.6)	1 ( 0.6)
専修学校・ 各種学校	266 (100.0)	137 ( 51.5) (100.0)	98 ( 71.5)	76 ( 55.5)	22 ( 16.1)	39 ( 28.5)	0 ( 0.0)	125 ( 47.0)	4 ( 1.5)
そ の 他	14 (100.0)	6 ( 42.9) (100.0)	5 ( 83.3)	5 ( 83.3)	0 ( 0.0)	1 ( 16.7)	0 ( 0.0)	8 ( 57.1)	0 ( 0.0)

注：総数は、最終学歴における不詳を除いた値である。



表17-(2)-3 父子世帯の父の養育費の取り決め状況等

総 数	養育費の取り決めをしている						養育費の取り決めをしていない	不 詳
	文書あり				文書なし	不 詳		
	判決、調停、審判などの裁判所における取決め、強制執行認諾条項付きの公正証書	その他の文書						
平成23年 (100.0)		( 17.5) (100.0)	( 60.3)	( * )	( * )	( 38.4)	( 1.4)	( 79.1)
平成28年 308 (100.0)	64 ( 20.8) (100.0)	48 ( 75.0)	35 ( 54.7)	13 ( 20.3)	15 ( 23.4)	1 ( 1.6)	229 ( 74.4)	15 ( 4.9)

表17-(2)-4 父子世帯の父の養育費の取り決め状況等（父の最終学歴別）

総 数	平成28年	養育費の取り決めをしている						養育費の取り決めをしていない	不 詳
		文書あり				文書なし	不 詳		
		判決、調停、審判などの裁判所における取決め、強制執行認諾条項付きの公正証書	その他の文書						
総 数	299 (100.0)		61 ( 20.4) (100.0)	47 ( 77.0)	34 ( 55.7)	13 ( 21.3)	13 ( 21.3)	1 ( 1.6)	223 ( 74.6)
中 学 校	41 (100.0)	5 ( 12.2) (100.0)	4 ( 80.0)	2 ( 40.0)	2 ( 40.0)	1 ( 20.0)	- ( - )	34 ( 82.9)	2 ( 4.9)
高 校	160 (100.0)	33 ( 20.6) (100.0)	24 ( 72.7)	21 ( 63.6)	3 ( 9.1)	8 ( 24.2)	1 ( 3.0)	118 ( 73.8)	9 ( 5.6)
高等専門学校	9 (100.0)	3 ( 33.3) (100.0)	1 ( 33.3)	- ( - )	1 ( 33.3)	2 ( 66.7)	- ( - )	6 ( 66.7)	0 ( 0.0)
短 大	4 (100.0)	1 ( 25.0) (100.0)	1 (100.0)	- ( - )	1 (100.0)	- ( - )	- ( - )	3 ( 75.0)	0 ( 0.0)
大学・大学院	47 (100.0)	12 ( 25.5) (100.0)	11 ( 91.7)	6 ( 50.0)	5 ( 41.7)	1 ( 8.3)	- ( - )	33 ( 70.2)	2 ( 4.3)
専修学校・各種学校	36 (100.0)	7 ( 19.4) (100.0)	6 ( 85.7)	5 ( 71.4)	1 ( 14.3)	1 ( 14.3)	- ( - )	27 ( 75.0)	2 ( 5.6)
その他	2 (100.0)	- ( - ) ( - )	- ( - )	- ( - )	- ( - )	- ( - )	- ( - )	2 (100.0)	0 ( 0.0)

表 1 7 - ( 2 ) - 5 母子世帯の母の養育費の取り決めの有無 (母子世帯になってからの年数階級別)

	総 数	0～2年未満	2～4年未満	4年以降	不 詳
平成28年 総 数	1,817 (100.0)	298 (100.0)	236 (100.0)	1,148 (100.0)	135 (100.0)
取り決めている	780 (42.5)	158 (53.0)	111 (47.0)	463 (40.3)	48 (35.6)
取り決めていない	985 (54.2)	136 (45.6)	125 (53.0)	647 (56.4)	77 (57.0)
不 詳	52 (2.9)	4 (1.3)	- (-)	38 (3.3)	10 (7.4)

表 1 7 - ( 2 ) - 6 父子世帯の父の養育費の取り決めの有無 (父子世帯になってからの年数階級別)

	総 数	0～2年未満	2～4年未満	4年以降	不 詳
平成28年 総 数	308 (100.0)	53 (100.0)	54 (100.0)	181 (100.0)	20 (100.0)
取り決めている	64 (20.8)	19 (35.8)	18 (33.3)	25 (13.8)	2 (10.0)
取り決めていない	229 (74.4)	33 (62.3)	36 (66.7)	142 (78.5)	18 (90.0)
不 詳	15 (4.9)	1 (1.9)	- (-)	14 (7.7)	- (-)

表 1 7 - ( 2 ) - 7 母子世帯の母の養育費の取り決めの有無 (離婚 (離婚の方法) ・未婚別)

	総 数	離 婚		未 婚	
		協議離婚	その他の離婚		
平成28年 総 数	1,817 (100.0)	1,637 (100.0)	1,319 (100.0)	318 (100.0)	180 (100.0)
取り決めている	776 (42.7)	752 (45.9)	499 (37.8)	253 (79.6)	24 (13.3)
取り決めていない	985 (54.2)	834 (50.9)	778 (59.0)	56 (17.6)	151 (83.9)
不 詳	56 (3.1)	51 (3.1)	42 (3.2)	9 (2.8)	5 (2.8)

注：その他の離婚とは、調停離婚、審判離婚及び裁判離婚のことである。以下同じ。

表 1 7 - ( 2 ) - 8 父子世帯の父の養育費の取り決めの有無（離婚（離婚の方法）・未婚別）

	総 数	離 婚		未 婚	
		協議離婚	その他の離婚		
平成28年 総 数	308 (100.0)	306 (100.0)	256 (100.0)	50 (100.0)	2 (100.0)
取り決めている	64 (20.8)	64 (20.9)	42 (16.4)	22 (44.0)	- (-)
取り決めていない	229 (74.4)	227 (74.2)	203 (79.3)	24 (48.0)	2 (100.0)
不 詳	15 (4.9)	15 (4.9)	11 (4.3)	4 (8.0)	- (-)

表 1 7 - ( 2 ) - 9 母子世帯の母の養育費の取り決めの有無（母の就労収入階級別）

	総 数	100万円未満	100～200万円未満	200～300万円未満	300～400万円未満	400万円以上	不 詳
平成28年 総 数	1,817 (100.0)	281 (100.0)	468 (100.0)	293 (100.0)	137 (100.0)	124 (100.0)	514 (100.0)
取り決めている	776 (42.7)	122 (43.4)	194 (41.5)	132 (45.1)	65 (47.4)	65 (52.4)	198 (38.5)
取り決めていない	985 (54.2)	157 (55.9)	259 (55.3)	157 (53.6)	68 (49.6)	57 (46.0)	287 (55.8)
不 詳	56 (3.1)	2 (0.7)	15 (3.2)	4 (1.4)	4 (2.9)	2 (1.6)	29 (5.6)

表 1 7 - ( 2 ) - 1 0 父子世帯の父の養育費の取り決めの有無（父の就労収入階級別）

	総 数	100万円未満	100～200万円未満	200～300万円未満	300～400万円未満	400万円以上	不 詳
平成28年 総 数	308 (100.0)	17 (100.0)	28 (100.0)	33 (100.0)	52 (100.0)	84 (100.0)	94 (100.0)
取り決めている	64 (20.8)	4 (23.5)	7 (25.0)	4 (12.1)	15 (28.8)	23 (27.4)	11 (11.7)
取り決めていない	229 (74.4)	12 (70.6)	20 (71.4)	29 (87.9)	34 (65.4)	59 (70.2)	75 (79.8)
不 詳	15 (4.9)	1 (5.9)	1 (3.6)	(0.0)	3 (5.8)	2 (2.4)	8 (8.5)

表 1 7 - ( 2 ) - 1 1 - 1 母子世帯の母の養育費の取り決めをしていない理由 ( 最も大きな理由 )

総 数	自分の収入等で経済的に問題がない	取り決めの交渉がわずらわしい	相手に支払う意思がないと思った	相手に支払う能力がないと思った	相手に養育費を請求できることを知らなかった
平成23年 (100.0)	( 2.1)	( 4.6)	( 48.6)		( 3.1)
平成28年 985 (100.0)	28 ( 2.8)	53 ( 5.4)	175 ( 17.8)	205 ( 20.8)	1 ( 0.1)

子どもを引き取った方が、養育費を負担するものと思っていた	取り決めの交渉をしたが、まとまらなかった	現在交渉中又は今後交渉予定である	相手から身体的・精神的暴力を受けた	相手と関わりたくない	その他	不 詳
( 1.5)	( 8.0)	( 1.0)	( * )	( 23.1)	( 5.7)	( 2.2)
6 ( 0.6)	53 ( 5.4)	9 ( 0.9)	47 ( 4.8)	309 ( 31.4)	70 ( 7.1)	29 ( 2.9)

表 1 7 - ( 2 ) - 1 1 - 2 父子世帯の父の養育費の取り決めをしていない理由 ( 最も大きな理由 )

総 数	自分の収入等で経済的に問題がない	取り決めの交渉をしたが、まとまらなかった	相手に支払う意思がないと思った	相手に支払う能力がないと思った	相手に養育費を請求できることを知らなかった	子どもを引き取った方が、養育費を負担するものと思っていた
平成23年 (100.0)	( 21.5)	( 1.5)	( 34.8)		( 4.8)	( 8.5)
平成28年 229 (100.0)	40 ( 17.5)	19 ( 8.3)	22 ( 9.6)	51 ( 22.3)	1 ( 0.4)	16 ( 7.0)

取り決めの交渉がわずらわしい	現在交渉中又は今後交渉予定である	相手から身体的・精神的暴力を受けた	相手と関わりたくない	その他	不 詳
( 3.6)	( - )	( * )	( 17.0)	( 4.8)	( 3.3)
1 ( 0.4)	1 ( 0.4)	1 ( 0.4)	47 ( 20.5)	12 ( 5.2)	18 ( 7.9)

(3) 養育費の受給状況

ア 離婚した父親からの養育費の受給状況は、「現在も受けている」が 24.3 % (前回調査 19.7 %) となっている。一方、離婚した母親からの養育費の受給状況は、「現在も受けている」が 3.2 % となっている。

イ 養育費を現在も受けている又は受けたことがある世帯のうち額が決まっている世帯の平均月額額は、母子世帯では 43,707 円、父子世帯では 32,550 円となっている。

表 1 7 - ( 3 ) - 1 母子世帯の母の養育費の受給状況

総 数	現在も養育費を受けている	養育費を受けたことがある	養育費を受けたことがない	不 詳
平成23年 (100.0)	( 19.7)	( 15.8)	( 60.7)	( 3.8)
平成28年 1,817 (100.0)	442 ( 24.3)	281 ( 15.5)	1,017 ( 56.0)	77 ( 4.2)

表 1 7 - ( 3 ) - 2 母子世帯の母の養育費の受給状況 (母の最終学歴別)

	総 数	現在も養育費を受けている	養育費を受けたことがある	養育費を受けたことがない	不 詳
平成28年 総 数	1,773 (100.0)	434 ( 24.5)	271 ( 15.3)	1,001 ( 56.5)	67 ( 3.8)
中 学 校	215 (100.0)	23 ( 10.7)	25 ( 11.6)	162 ( 75.3)	5 ( 2.3)
高 校	794 (100.0)	170 ( 21.4)	117 ( 14.7)	475 ( 59.8)	32 ( 4.0)
高等専門学校	87 (100.0)	23 ( 26.4)	14 ( 16.1)	46 ( 52.9)	4 ( 4.6)
短 大	237 (100.0)	71 ( 30.0)	42 ( 17.7)	117 ( 49.4)	7 ( 3.0)
大学・大学院	160 (100.0)	65 ( 40.6)	27 ( 16.9)	63 ( 39.4)	5 ( 3.1)
専修学校・各種学校	266 (100.0)	78 ( 29.3)	45 ( 16.9)	131 ( 49.2)	12 ( 4.5)
そ の 他	14 (100.0)	4 ( 28.6)	1 ( 7.1)	7 ( 50.0)	2 ( 14.3)

注：総数は、最終学歴における不詳を除いた値である。

表 1 7 - ( 3 ) - 3 父子世帯の父の養育費の受給状況

総 数	現在も養育費を受けている	養育費を受けたことがある	養育費を受けたことがない	不 詳
平成23年 (100.0)	( 4.1)	( 2.9)	( 89.7)	( 3.4)
平成28年 308 (100.0)	10 ( 3.2)	15 ( 4.9)	265 ( 86.0)	18 ( 5.8)

表 1 7 - ( 3 ) - 4 父子世帯の父の養育費の受給状況 (父の最終学歴別)

	総 数	現在も養育費を 受けている	養育費を受けた ことがある	養育費を受けた ことがない	不 詳
平成28年 総 数	299 (100.0)	10 ( 3.3)	15 ( 5.0)	258 ( 86.3)	16 ( 5.4)
中 学 校	41 (100.0)	- ( - )	1 ( 2.4)	39 ( 95.1)	1 ( 2.4)
高 校	160 (100.0)	5 ( 3.1)	8 ( 5.0)	139 ( 86.9)	8 ( 5.0)
高等専門学校	9 (100.0)	1 ( 11.1)	1 ( 11.1)	7 ( 77.8)	- ( - )
短 大	4 (100.0)	- ( - )	1 ( 25.0)	2 ( 50.0)	1 ( 25.0)
大学・大学院	47 (100.0)	2 ( 4.3)	2 ( 4.3)	40 ( 85.1)	3 ( 6.4)
専修学校・各種学校	36 (100.0)	2 ( 5.6)	2 ( 5.6)	29 ( 80.6)	3 ( 8.3)
そ の 他	2 (100.0)	- ( - )	- ( - )	2 (100.0)	- ( - )

注：総数は、最終学歴における不詳を除いた値である。

表 1 7 - ( 3 ) - 5 母子世帯の母の養育費の受給状況 (母子世帯になってからの年数階級別)

	総 数	0～2年未満	2～4年未満	4年以降	不 詳
平成28年 総 数	1,817 (100.0)	298 ( 16.4)	236 ( 13.0)	1,148 ( 63.2)	135 ( 7.4)
現在も受けている	442 (100.0)	120 ( 27.1)	88 ( 19.9)	217 ( 49.1)	17 ( 3.8)
過去に受けたことがある	281 (100.0)	23 ( 8.2)	25 ( 8.9)	217 ( 77.2)	16 ( 5.7)
受けたことがない	1,017 (100.0)	141 ( 13.9)	121 ( 11.9)	661 ( 65.0)	94 ( 9.2)
不 詳	77 (100.0)	14 ( 18.2)	2 ( 2.6)	53 ( 68.8)	8 ( 10.4)

表 1 7 - ( 3 ) - 6 父子世帯の父の養育費の受給状況（父子世帯になってからの年数階級別）

	総 数	0～2年未満	2～4年未満	4年以降	不 詳
平成28年 総 数	308 (100.0)	53 ( 17.2)	54 ( 17.5)	181 ( 58.8)	20 ( 6.5)
現在も受けている	10 (100.0)	3 ( 30.0)	3 ( 30.0)	4 ( 40.0)	( 0.0)
過去に受けたことがある	15 (100.0)	4 ( 26.7)	1 ( 6.7)	9 ( 60.0)	1 ( 6.7)
受けたことがない	265 (100.0)	41 ( 15.5)	47 ( 17.7)	162 ( 61.1)	15 ( 5.7)
不 詳	18 (100.0)	5 ( 27.8)	3 ( 16.7)	6 ( 33.3)	4 ( 22.2)

表 1 7 - ( 3 ) - 7 母子世帯の母の養育費の受給状況（離婚（離婚の方法）、未婚別）

	総 数					うち、養育費の取り決めをしている世帯				
	総 数	離 婚	未 婚		未 婚	総 数	離 婚	未 婚		
			協議離婚	その他の 離 婚				協議離婚	その他の 離 婚	
平成28年 総 数	1,817 (100.0)	1,637 (100.0)	1,319 (100.0)	318 (100.0)	180 (100.0)	780 (100.0)	756 (100.0)	502 (100.0)	254 (100.0)	24 (100.0)
現在も受けている	442 ( 24.3)	428 ( 26.1)	296 ( 22.4)	132 ( 41.5)	14 ( 7.8)	416 ( 53.3)	403 ( 53.3)	274 ( 54.6)	129 ( 50.8)	13 ( 54.2)
過去に受けたこと がある	281 ( 15.5)	264 ( 16.1)	189 ( 14.3)	75 ( 23.6)	17 ( 9.4)	200 ( 25.6)	194 ( 25.7)	122 ( 24.3)	72 ( 28.3)	6 ( 25.0)
受けたことがない	1,017 ( 56.0)	874 ( 53.4)	778 ( 59.0)	96 ( 30.2)	143 ( 79.4)	134 ( 17.2)	129 ( 17.1)	85 ( 16.9)	44 ( 17.3)	5 ( 20.8)
不 詳	77 ( 4.2)	71 ( 4.3)	56 ( 4.2)	15 ( 4.7)	6 ( 3.3)	30 ( 3.8)	30 ( 4.0)	21 ( 4.2)	9 ( 3.5)	0 ( 0.0)

表 1 7 - ( 3 ) - 8 父子世帯の父の養育費の受給状況（離婚（離婚の方法）、未婚別）

	総 数					うち、養育費の取り決めをしている世帯				
	総 数	離 婚	未 婚		未 婚	総 数	離 婚	未 婚		
			協議離婚	その他の離婚				協議離婚	その他の離婚	
平成28年 総 数	308 (100.0)	306 (100.0)	256 (100.0)	50 (100.0)	2 (100.0)	64 (100.0)	64 (100.0)	42 (100.0)	22 (100.0)	- ( - )
現在も受けている	10 ( 3.2)	10 ( 3.3)	6 ( 2.3)	4 ( 8.0)	- ( - )	10 (15.6)	10 (15.6)	6 (14.3)	4 (18.2)	- ( - )
過去に受けたことがある	15 ( 4.9)	15 ( 4.9)	13 ( 5.1)	2 ( 4.0)	- ( - )	8 (12.5)	8 (12.5)	6 (14.3)	2 ( 9.1)	- ( - )
受けたことがない	265 ( 86.0)	263 ( 85.9)	223 ( 87.1)	40 ( 80.0)	2 (100.0)	42 ( 65.6)	42 ( 65.6)	26 ( 61.9)	16 ( 72.7)	- ( - )
不 詳	18 ( 5.8)	18 ( 5.8)	14 ( 5.5)	4 ( 8.0)	- ( - )	4 ( 6.3)	4 ( 6.3)	4 ( 9.5)	- ( - )	- ( - )

表 1 7 - ( 3 ) - 9 母子世帯の母の養育費の受給状況（母の就労収入階級別）

	総 数	100万円未満	100～200万円未満	200～300万円未満	300～400万円未満	400万円以上	不 詳
平成28年 総 数	1,817 (100.0)	281 (100.0)	468 (100.0)	293 (100.0)	137 (100.0)	124 (100.0)	514 (100.0)
現在も受けている	442 ( 24.3)	83 ( 29.5)	126 ( 26.9)	62 ( 21.2)	32 ( 23.4)	39 ( 31.5)	100 ( 19.5)
過去に受けたことがある	281 ( 15.5)	35 ( 12.5)	74 ( 15.8)	59 ( 20.1)	28 ( 20.4)	13 ( 10.5)	72 ( 14.0)
受けたことがない	1,017 ( 56.0)	156 ( 55.5)	257 ( 54.9)	164 ( 56.0)	71 ( 51.8)	66 ( 53.2)	303 ( 58.9)
不 詳	77 ( 4.2)	7 ( 2.5)	11 ( 2.4)	8 ( 2.7)	6 ( 4.4)	6 ( 4.8)	39 ( 7.6)



表 1 7 - ( 3 ) - 1 0 父子世帯の父の養育費の受給状況（父の就労収入階級別）

	総 数	100万円 未満	100～200 万円未満	200～300 万円未満	300～400 万円未満	400万円 以上	不 詳
平成28年 総 数	308 (100.0)	17 (100.0)	28 (100.0)	33 (100.0)	52 (100.0)	84 (100.0)	94 (100.0)
現在も受けている	10 ( 3.2)	1 ( 5.9)	- ( - )	- ( - )	2 ( 3.8)	7 ( 8.3)	- ( - )
過去に受けたこと がある	15 ( 4.9)	- ( - )	3 (10.7)	3 ( 9.1)	2 ( 3.8)	6 ( 7.1)	1 ( 1.1)
受けたことがない	265 ( 86.0)	16 ( 94.1)	25 ( 89.3)	28 ( 84.8)	47 ( 90.4)	66 ( 78.6)	83 ( 88.3)
不 詳	18 ( 5.8)	- ( - )	- ( - )	2 ( 6.1)	1 ( 1.9)	5 ( 6.0)	10 (10.6)

表 1 7 - ( 3 ) - 1 1 養育費を現在も受けている又は受けたことがある母子世帯の養育費（1世帯平均）の状況

総 数	額が決まっている	1世帯平均月額	額が決まっていない	不 詳
平成23年 (100.0)	( 80.2)	43,482 円	( 19.8)	( - )
平成28年 723 (100.0)	610 ( 84.4)	43,707 円	77 ( 10.7)	36 ( 5.0)

表 1 7 - ( 3 ) - 1 2 養育費を現在も受けている又は受けたことがある父子世帯の養育費（1世帯平均）の状況

総 数	額が決まっている	1世帯平均月額	額が決まっていない	不 詳
平成23年 (100.0)	( 72.4)	32,238 円	( 27.6)	( - )
平成28年 25 (100.0)	20 ( 80.0)	32,550 円	3 ( 12.0)	2 ( 8.0)

表 1 7 - ( 3 ) - 1 3 子どもの数別養育費（1世帯平均月額）の状況

	総 数	1 人	2 人	3 人	4 人	不詳
平成23年 母子世帯 1世帯平均月額	43,482円	35,438円	50,331円	54,357円	96,111円	*
父子世帯 1世帯平均月額	32,238円	28,125円	31,200円	46,667円	-	*
平成28年 母子世帯 1世帯平均月額	43,707円 ( 610)	38,207円 ( 328)	48,090円 ( 222)	57,739円 ( 46)	68,000円 ( 9)	37,000円 ( 5)
父子世帯 1世帯平均月額	32,550円 ( 25)	29,375円 ( 11)	32,222円 ( 11)	42,000円 ( 3)	- ( - )	- ( - )

注：1) 養育費を現在も受けている又は受けたことがある世帯で、額が決まっているものに限る。

注：2) この表における（ ）内の数値は集計世帯数である。

(4) 離婚届書における養育費の分担についての記入状況

ア 離婚届書の養育費の取り決めの有無のチェック欄の状況は、母子世帯、父子世帯ともに「チェックしたか不明」がそれぞれ、49.6 %、46.2 % と最も多く、次いで「取り決めている」の欄にチェックしたが、それぞれ24.8 %、17.6 % となっている。

イ チェックしていない理由は、母子世帯では「チェック欄があることを知らなかった」が 45.8 % と最も多く、次いで「チェックが必須ではないから」が 41.7 % となっている。

一方、父子世帯では「チェックが必須ではないから」が 41.2 % と最も多く、次いで「チェック欄があることを知らなかった」が 31.6 % となっている。

表 1 7 - ( 4 ) - 1 平成24年4月1日以降、離婚によってひとり親世帯となった世帯における離婚届書の養育費の取り決めチェック状況

	総 数	「取り決 めている」 の欄にチェ ックした	「まだ決 めていない」 の欄にチェ ックした	チェッ クして いない	チェッ クし たか不 明	不 詳
母子世帯	平成28年 577 (100.0)	143 ( 24.8)	54 ( 9.4)	48 ( 8.3)	286 ( 49.6)	46 ( 8.0)
父子世帯	平成28年 119 (100.0)	21 ( 17.6)	7 ( 5.9)	19 ( 16.0)	55 ( 46.2)	17 ( 14.3)

表 1 7 - ( 4 ) - 2 平成24年4月1日以降、離婚によってひとり親世帯となった世帯における離婚届書の養育費の取り決めチェック状況（チェックしていない理由）

	総 数	チェック欄があ ることを知らな かった	チェックが必須 ではないから	その他	不 詳
母子世帯	平成28年 48 (100.0)	22 ( 45.8)	20 ( 41.7)	5 ( 10.4)	1 ( 2.1)
父子世帯	平成28年 19 (100.0)	6 ( 31.6)	8 ( 41.2)	5 ( 26.3)	- ( - )

18 面会交流の実施状況

(1) 相談相手

ア 母子世帯の母が、離婚の際又はその後、面会交流の関係で相談した者は、34.7%となっており、このうち最も相談した相談相手としては「親族」が50.8%と最も多く、次いで「家庭裁判所」が18.1%となっている。

イ 父子世帯の父が、離婚の際又はその後、面会交流の関係で相談した者は、30.8%となっており、このうち最も相談した相談相手としては「親族」が37.9%と最も多く、次いで「家庭裁判所」が27.4%となっている。

表18- (1) - 1 母子世帯の母の面会交流の主な相談相手 (最も相談した先)

総数	相談した										相談していない	不詳
	親族	知人・隣人	養育費相談センター	県・市区町村窓口 (母子・父子自立支援員、母子家庭等就業・自立センターを含む)	母子・父子福祉団体	弁護士	家庭裁判所	NPO法人	その他			
平成28年 1,817 (100.0)	630 (34.7) (100.0)	320 (50.8)	63 (10.0)	3 (0.5)	15 (2.4)	0 (0.0)	89 (14.1)	114 (18.1)	0 (0.0)	26 (4.1)	1,124 (61.9)	63 (3.5)

表18- (1) - 2 父子世帯の父の面会交流の主な相談相手 (最も相談した先)

総数	相談した										相談していない	不詳
	親族	知人・隣人	養育費相談センター	県・市区町村窓口 (母子・父子自立支援員、母子家庭等就業・自立センターを含む)	母子・父子福祉団体	弁護士	家庭裁判所	NPO法人	その他			
平成28年 308 (100.0)	95 (30.8) (100.0)	36 (37.9)	7 (7.4)	- (-)	3 (3.2)	1 (1.1)	18 (18.9)	26 (27.4)	1 (1.1)	3 (3.2)	196 (63.6)	17 (5.5)

(2) 面会交流の取り決め

ア 面会交流の取り決め状況は、「取り決めをしている」と回答したのは、母子世帯の母では24.1% (前回調査23.4%) となっており、父子世帯の父では27.3% (前回調査16.3%) となっている。

イ ひとり親世帯になってからの年数が短い方が、「取り決めをしている」と回答した世帯の割合が高い傾向となっている。

ウ 「協議離婚」は、「その他の離婚」と比べて面会交流の「取り決めをしている」割合が低くなっている。また、「未婚」は「離婚」に比べ、面会交流の「取り決めをしている」割合が低くなっている。

エ 面会交流の取り決めをしていない最も大きな理由については、母子世帯の母では「相手とかかわりたくない」が最も多く、次いで「取り決めをしなくても交流ができる」となっており、父子世帯の父では、「取り決めをしなくても交流できる」が最も多く、次いで「相手とかかわりたくない」となっている。

表18-(2)-1 母子世帯の母の面会交流の取り決め状況等

総 数	面会交流の取り決めをしている						面会交流の取り決めをしていない	不 詳
	文書あり			文書なし	不 詳			
		判決、調停、 審判などの 裁判所にお ける取り決 め、強制執 行認諾条項 付きの公正 証書	その他の 文 書					
平成23年 (100.0)	( 23.4) (100.0)	( 50.3)	( * )	( * )	( 48.1)	( 1.6)	( 73.3)	( 3.3)
平成28年 1,817 (100.0)	437 ( 24.1) (100.0)	423 ( 96.8)	422 ( 96.6)	1 ( 0.2)	6 ( 1.4)	8 ( 1.8)	1,278 ( 70.3)	102 ( 5.6)

表18-(2)-2 母子世帯の母の面会交流の取り決め状況等（母の最終学歴別）

総 数	面会交流の取り決めをしている							面会交 流の取 り決 めを して いな い	不 詳
	文書あり			文書なし	不 詳				
		判決、調停、 審判などの 裁判所にお ける取り決 め、強制執 行認諾条項 付きの公正 証書	その他の 文 書						
総 数	平成28年 1,773 (100.0)	426 ( 24.0) (100.0)	412 ( 96.7)	411 ( 96.5)	1 ( 0.2)	6 ( 1.4)	8 ( 1.9)	1,259 ( 71.0)	88 ( 5.0)
中 学 校	215 (100.0)	25 ( 11.6) (100.0)	25 (100.0)	25 (100.0)	0 ( 0.0)	0 ( 0.0)	0 ( 0.0)	175 ( 81.4)	15 ( 7.0)
高 校	794 (100.0)	162 ( 20.4) (100.0)	153 ( 94.4)	153 ( 94.4)	0 ( 0.0)	3 ( 1.9)	6 ( 3.7)	592 ( 74.6)	40 ( 5.0)
高 等 専 門 学 校	87 (100.0)	21 ( 24.1) (100.0)	21 (100.0)	21 (100.0)	0 ( 0.0)	0 ( 0.0)	0 ( 0.0)	61 ( 70.1)	5 ( 5.7)
短 大	237 (100.0)	77 ( 32.5) (100.0)	76 ( 98.7)	76 ( 98.7)	0 ( 0.0)	0 ( 0.0)	1 ( 1.3)	151 ( 63.7)	9 ( 3.8)
大 学 ・ 大 学 院	160 (100.0)	62 ( 38.8) (100.0)	61 ( 98.4)	61 ( 98.4)	0 ( 0.0)	1 ( 1.6)	0 ( 0.0)	93 ( 58.1)	5 ( 3.1)
専修学校・ 各 種 学 校	266 (100.0)	77 ( 28.9) (100.0)	74 ( 96.1)	73 ( 94.8)	1 ( 1.3)	2 ( 2.6)	1 ( 1.3)	176 ( 66.2)	13 ( 4.9)
そ の 他	14 (100.0)	2 ( 14.3) (100.0)	2 (100.0)	2 (100.0)	0 ( 0.0)	0 ( 0.0)	0 ( 0.0)	11 ( 78.6)	1 ( 7.1)

注：総数は、最終学歴における不詳を除いた値である。

表18-(2)-3 父子世帯の父の面会交流の取り決め状況等

総 数	面会交流の取り決めをしている						面会交流の取り決めをしていない	不 詳
	文書あり			文書なし	不 詳			
		判決、調停、 審判などの 裁判所にお ける取り決 め、強制執 行認諾条項 付きの公正 証書	その他の 文 書					
平成23年 (100.0)	( 16.3 ) (100.0)	( 51.5 )	( * )	( * )	( 48.5 )	( - )	( 79.9 )	( 3.8 )
平成28年 308 (100.0)	84 ( 27.3 ) (100.0)	61 ( 72.6 )	41 ( 48.8 )	20 ( 23.8 )	23 ( 27.4 )	- ( - )	206 ( 66.9 )	18 ( 5.8 )

表18-(2)-4 父子世帯の父の面会交流の取り決め状況等（父の最終学歴別）

総 数	面会交流の取り決めをしている						面会交流の取り決めをしていない	不 詳	
	文書あり			文書なし	不 詳				
		判決、調停、 審判などの 裁判所にお ける取り決 め、強制執 行認諾条項 付きの公正 証書	その他の 文 書						
総 数	平成28年 299 (100.0)	81 ( 27.1 ) (100.0)	60 ( 74.1 )	40 ( 49.4 )	20 ( 24.7 )	21 ( 25.9 )	- ( - )	202 ( 67.6 )	16 ( 5.4 )
中 学 校	41 (100.0)	5 ( 12.2 ) (100.0)	3 ( 60.0 )	1 ( 20.0 )	2 ( 40.0 )	2 ( 40.0 )	- ( - )	35 ( 85.4 )	1 ( 2.4 )
高 校	160 (100.0)	44 ( 27.5 ) (100.0)	31 ( 70.5 )	24 ( 54.5 )	7 ( 15.9 )	13 ( 29.5 )	- ( - )	105 ( 65.6 )	11 ( 6.9 )
高等専門 学 校	9 (100.0)	5 ( 55.6 ) (100.0)	5 (100.0)	2 ( 40.0 )	3 ( 60.0 )	- ( - )	- ( - )	4 ( 44.4 )	- ( - )
短 大	4 (100.0)	1 ( 25.0 ) (100.0)	1 (100.0)	- ( - )	1 (100.0)	- ( - )	- ( - )	3 ( 75.0 )	- ( - )
大 学 ・ 大 学 院	47 (100.0)	14 ( 29.8 ) (100.0)	12 ( 85.7 )	7 ( 50.0 )	5 ( 35.7 )	2 ( 14.3 )	- ( - )	32 ( 68.1 )	1 ( 2.1 )
専修学校・ 各種学校	36 (100.0)	12 ( 33.3 ) (100.0)	8 ( 66.7 )	6 ( 50.0 )	2 ( 16.7 )	4 ( 33.3 )	- ( - )	21 ( 58.3 )	3 ( 8.3 )
そ の 他	2 (100.0)	- ( - ) ( - )	- ( - )	- ( - )	- ( - )	- ( - )	- ( - )	2 (100.0)	- ( - )

注：総数は、最終学歴における不詳を除いた値である。

表18-(2)-5 母子世帯の母の面会交流の取り決めの有無（母子世帯になってからの年数階級別）

	総数	0～2年未満	2～4年未満	4年以降	不詳
平成28年 総数	1,817 (100.0)	298 (100.0)	236 (100.0)	1,148 (100.0)	135 (100.0)
取り決めている	437 (24.1)	113 (37.9)	79 (33.5)	224 (19.5)	21 (15.6)
取り決めていない	1,278 (70.3)	176 (59.1)	153 (64.8)	849 (74.0)	100 (74.1)
不詳	102 (5.6)	9 (3.0)	4 (1.7)	75 (6.5)	14 (10.4)

表18-(2)-6 父子世帯の父の面会交流の取り決めの有無（父子世帯になってからの年数階級別）

	総数	0～2年未満	2～4年未満	4年以降	不詳
平成28年 総数	308 (100.0)	53 (100.0)	54 (100.0)	181 (100.0)	20 (100.0)
取り決めている	84 (27.3)	23 (43.4)	17 (31.5)	41 (22.7)	3 (15.0)
取り決めていない	206 (66.9)	30 (54.6)	36 (66.7)	124 (68.5)	16 (80.0)
不詳	18 (5.8)	- (-)	1 (1.9)	16 (8.8)	1 (5.0)

表18-(2)-7 母子世帯の母の面会交流の取り決めの有無（離婚（離婚の方法）・未婚別）

	総数	離婚		未婚	
		協議離婚	その他の離婚		
平成28年 総数	1,817 (100.0)	1,637 (100.0)	1,319 (100.0)	318 (100.0)	180 (100.0)
取り決めている	437 (24.1)	427 (26.1)	270 (20.5)	157 (49.4)	10 (5.6)
取り決めていない	1,278 (70.3)	1,119 (68.4)	975 (73.9)	144 (45.3)	159 (88.3)
不詳	102 (5.6)	91 (5.6)	74 (5.6)	17 (5.3)	11 (6.1)

表18-(2)-8 父子世帯の父の面会交流の取り決めの有無（離婚（離婚の方法）・未婚別）

	総 数	離 婚		未 婚	
		協議離婚	その他の離婚		
平成28年 総 数	308 (100.0)	306 (100.0)	256 (100.0)	50 (100.0)	2 (100.0)
取り決めている	84 (27.3)	84 (27.5)	55 (21.5)	29 (58.0)	- (-)
取り決めていない	206 (66.9)	204 (66.7)	186 (72.7)	18 (36.0)	2 (100.0)
不 詳	18 (5.8)	18 (5.9)	15 (5.9)	3 (6.0)	- (-)

表18-(2)-9 母子世帯の母の面会交流の取り決めていない理由（最も大きな理由）

総 数	取り決めの交渉がわずらわしい	相手から身体的・精神的暴力や児童虐待があった	相手と関わり合いたくない	相手が面会交流を希望しない	取り決めていなくても交流できる	子どもの連れ去りや虐待の可能性
平成28年 1,278 (100.0)	76 (5.9)	39 (3.1)	319 (25.0)	174 (13.6)	241 (18.9)	4 (0.3)

子どもが会いたがらない	相手が養育費を支払わない又は支払えない	面会交流をすることが子どものためにならないと思う	親族が反対している	取り決めの交渉をしたが、まとまらなかった	現在交渉中又は今後交渉予定	その他	不 詳
93 (7.3)	81 (6.3)	54 (4.2)	10 (0.8)	21 (1.6)	10 (0.8)	101 (7.9)	55 (4.3)

表18－(2)－10 父子世帯の父の面会交流の取り決めをしていない理由（最も大きな理由）

総数	取り決めの交渉がわずらわしい	相手から身体的・精神的暴力や児童虐待があった	相手と関わり合いたくない	相手が面会交流を希望しない	取り決めをしなくても交流できる	子どもの連れ去りや虐待の可能性がある
平成28年 206 (100.0)	13 ( 6.3)	3 ( 1.5)	38 ( 18.4)	15 ( 7.3)	60 ( 29.1)	1 ( 0.5)

子どもが会いたがらない	相手が養育費を支払わない又は支払えない	面会交流をすることが子どものためにならないと思う	親族が反対している	取り決めの交渉をしたが、まとまらなかった	現在交渉中又は今後交渉予定	その他	不詳
21 ( 10.2)	2 ( 1.0)	11 ( 5.3)	1 ( 0.5)	4 ( 1.9)	2 ( 1.0)	24 ( 11.7)	11 ( 5.3)



(3) 面会交流の実施状況

ア 面会交流の実施状況は、「現在も行っている」と回答したのは、母子世帯の母では 29.8 %となっており、父子世帯の父では 45.5 %となっている。

イ 面会交流の実施頻度は、母子世帯では「月 1 回以上 2 回未満」が最も多く 23.1 %、父子世帯では「月 2 回以上」が最も多く 21.1 %となっている。

ウ 現在、面会交流を行っていない最も大きな理由は、母子世帯の母では「相手が面会交流を求めてこない」が最も多く、父子世帯の父では「子どもが会いたがらない」が最も多くなっている。

表 1 8 - ( 3 ) - 1 母子世帯の母の面会交流の実施状況

総 数	現在も面会交流を行っている	面会交流を行ったことがある	面会交流を行ったことがない	不 詳
平成23年 (100.0)	( 27.7)	( 17.6)	( 50.8)	( 3.9)
平成28年 1,817 (100.0)	541 ( 29.8)	347 ( 19.1)	842 ( 46.3)	87 ( 4.8)

表 1 8 - ( 3 ) - 2 母子世帯の母の面会交流の実施状況 (母の最終学歴別)

	総 数	現在も面会交流を行っている	面会交流を行ったことがある	面会交流を行ったことがない	不 詳
平成28年 総 数	1,773 (100.0)	529 ( 29.8)	340 ( 19.2)	830 ( 46.8)	74 ( 4.2)
中 学 校	215 (100.0)	49 ( 22.8)	35 ( 16.3)	121 ( 56.3)	10 ( 4.7)
高 校	794 (100.0)	227 ( 28.6)	143 ( 18.0)	390 ( 49.1)	34 ( 4.3)
高等専門学校	87 (100.0)	27 ( 31.0)	16 ( 18.4)	36 ( 41.4)	8 ( 9.2)
短 大	237 (100.0)	86 ( 36.3)	52 ( 21.9)	93 ( 39.2)	6 ( 2.5)
大学・大学院	160 (100.0)	60 ( 37.5)	27 ( 16.9)	67 ( 41.9)	6 ( 3.8)
専修学校・各種学校	266 (100.0)	77 ( 28.9)	65 ( 24.4)	116 ( 43.6)	8 ( 3.0)
そ の 他	14 (100.0)	3 ( 21.4)	2 ( 14.3)	7 ( 50.0)	2 ( 14.3)

注：総数は、最終学歴における不詳を除いた値である。

表 1 8 - ( 3 ) - 3 父子世帯の父の面会交流の実施状況

総 数	現在も面会交流を行っている	面会交流を行ったことがある	面会交流を行ったことがない	不 詳
平成23年 (100.0)	( 37.4)	( 16.5)	( 41.0)	( 5.0)
平成28年 308 (100.0)	140 ( 45.5)	50 ( 16.2)	101 ( 32.8)	17 ( 5.5)

表18-(3)-4 父子世帯の父の面会交流の実施状況（父の最終学歴別）

	総数	現在も面会交流を行っている	面会交流を行ったことがある	面会交流を行っていない	不詳
平成28年 総数	299 (100.0)	136 (45.5)	48 (16.1)	100 (33.4)	15 (5.0)
中学校	41 (100.0)	13 (31.7)	10 (24.4)	17 (41.5)	1 (2.4)
高校	160 (100.0)	75 (46.9)	26 (16.3)	52 (32.5)	7 (4.4)
高等専門学校	9 (100.0)	5 (55.6)	- (-)	4 (44.4)	- (-)
短大	4 (100.0)	1 (25.0)	1 (25.0)	1 (25.0)	1 (25.0)
大学・大学院	47 (100.0)	23 (48.9)	5 (10.6)	15 (31.9)	4 (8.5)
専修学校・各種学校	36 (100.0)	19 (52.8)	6 (16.7)	9 (25.0)	2 (5.6)
その他	2 (100.0)	- (-)	- (-)	2 (100.0)	- (-)

注：総数は、最終学歴における不詳を除いた値である。

表18-(3)-5 母子世帯になってからの面会交流の実施状況（年数階級別）

	総数	0～2年未満	2～4年未満	4年以降	不詳
平成28年 総数	1,817 (100.0)	298 (16.4)	236 (13.0)	1,148 (63.2)	135 (7.4)
現在も行っている	541 (100.0)	136 (25.1)	100 (18.5)	271 (50.1)	34 (6.3)
過去に行ったことがある	347 (100.0)	39 (11.2)	41 (11.8)	245 (70.6)	22 (6.3)
行ったことがない	842 (100.0)	107 (12.7)	91 (10.8)	577 (68.5)	67 (8.0)
不詳	87 (100.0)	16 (18.4)	4 (4.6)	55 (63.2)	12 (13.8)

表18-(3)-6 父子世帯になってからの面会交流の実施状況（年数階級別）

	総 数	0～2年未満	2～4年未満	4年以降	不 詳
平成28年 総 数	308 (100.0)	53 ( 17.2)	54 ( 17.5)	181 ( 58.8)	20 ( 6.5)
現在も行っている	140 (100.0)	28 ( 20.0)	29 ( 20.7)	74 ( 52.9)	9 ( 6.4)
過去に行ったことがある	50 (100.0)	4 ( 8.0)	7 ( 14.0)	36 ( 72.0)	3 ( 6.0)
行ったことがない	101 (100.0)	18 ( 17.8)	16 ( 15.8)	62 ( 61.4)	5 ( 5.0)
不 詳	17 (100.0)	3 ( 17.6)	2 ( 11.8)	9 ( 52.9)	3 ( 17.6)

表18-(3)-7 母子世帯の母の面会交流の実施状況（離婚（離婚の方法）、未婚別）

	総 数					うち、面会交流の取り決めをしている世帯				
	総 数	離 婚		未 婚	総 数	離 婚		未 婚		
		協議離婚	その他の離婚			協議離婚	その他の離婚			
平成28年 総 数	1,817 (100.0)	1,637 (100.0)	1,319 (100.0)	318 (100.0)	180 (100.0)	437 (100.0)	427 (100.0)	270 (100.0)	157 (100.0)	10 (100.0)
現在も行っている	541 ( 29.8)	519 ( 31.7)	441 ( 33.4)	78 ( 24.5)	22 ( 12.2)	232 ( 53.1)	230 ( 53.9)	173 ( 64.1)	57 ( 36.3)	2 ( 20.0)
過去に行ったことがある	347 ( 19.1)	332 ( 20.3)	255 ( 19.3)	77 ( 24.2)	15 ( 8.3)	98 ( 22.4)	96 ( 22.5)	53 ( 19.6)	43 ( 27.4)	2 ( 20.0)
行ったことがない	842 ( 46.3)	709 ( 43.3)	556 ( 42.2)	153 ( 48.1)	133 ( 73.9)	104 ( 23.8)	98 ( 23.0)	43 ( 15.9)	55 ( 35.0)	6 ( 60.0)
不 詳	87 ( 4.8)	77 ( 4.7)	67 ( 5.1)	10 ( 3.1)	10 ( 5.6)	3 ( 0.7)	3 ( 0.7)	1 ( 0.4)	2 ( 1.3)	0 ( 0.0)

表18-(3)-8 父子世帯の父の面会交流の実施状況（離婚の方法別）

	総 数					うち、面会交流の取り決めている世帯				
	総 数	離 婚	未 婚		未 婚	総 数	離 婚	未 婚		未 婚
			協議離婚	その他の離婚				協議離婚	その他の離婚	
平成28年 総 数	308 (100.0)	306 (100.0)	256 (100.0)	50 (100.0)	2 (100.0)	84 (100.0)	84 (100.0)	55 (100.0)	29 (100.0)	- ( - )
現在も行っている	140 (45.5)	140 (45.8)	118 (46.1)	22 (44.0)	(0.0)	50 (59.5)	50 (59.5)	35 (63.6)	15 (51.7)	- ( - )
過去に行ったことがある	50 (16.2)	49 (16.0)	40 (15.6)	9 (18.0)	1 (50.0)	12 (14.3)	12 (14.3)	6 (10.9)	6 (20.7)	- ( - )
行ったことがない	101 (32.8)	100 (32.7)	85 (33.2)	15 (30.0)	1 (50.0)	20 (23.8)	20 (23.8)	14 (25.5)	6 (20.7)	- ( - )
不 詳	17 (5.5)	17 (5.6)	13 (5.1)	4 (8.0)	- ( - )	2 (2.4)	2 (2.4)	- ( - )	2 (6.9)	- ( - )

表18-(3)-9 母子世帯の母の面会交流の実施頻度

総 数	月2回以上	月1回以上 2回未満	2～3か月に1回以上	4～6か月に1回以上	長期休暇中	別途協議	その他	不 詳
平成23年 (100.0)	(13.1)	(23.4)	(16.7)	(15.4)	(5.1)	(3.8)	(22.4)	( - )
平成28年 888 (100.0)	116 (13.1)	205 (23.1)	140 (15.8)	141 (15.9)	39 (4.4)	29 (3.3)	170 (19.1)	48 (5.4)

注：面会交流を現在も行っている又は行ったことがある世帯に限る。以下同じ。

表18-(3)-10 父子世帯の父の面会交流の実施頻度

総 数	月2回以上	月1回以上 2回未満	2～3か月に1回以上	4～6か月に1回以上	長期休暇中	別途協議	その他	不 詳
平成23年 (100.0)	(18.7)	(23.6)	(14.2)	(13.8)	(4.9)	(5.3)	(19.6)	( - )
平成28年 190 (100.0)	40 (21.1)	38 (20.0)	30 (15.8)	26 (13.7)	7 (3.7)	9 (4.7)	33 (17.4)	7 (3.7)

表18-(3)-11-1 母子世帯の母の現在面会交流を実施していない理由(最も大きな理由)

総数	相手が養育費を支払わない	相手が面会の約束を守らない	子どもが会いたがらない	塾や学校の行事で子どもが忙しい	面会交流によって子どもが精神的又は身体的に不安定になる	相手に暴力などの問題行動がある	相手が面会交流を求めてこない	親族が反対している
平成28年 1,189 (100.0)	72 ( 6.1)	11 ( 0.9)	116 ( 9.8)	10 ( 0.8)	44 ( 3.7)	14 ( 1.2)	160 (13.5)	10 ( 0.8)

第三者による面会交流の支援が受けられない	相手が結婚した	その他	不詳
- ( - )	27 ( 2.3)	105 ( 8.8)	620 (52.1)

表18-(3)-11-2 父子世帯の父の現在面会交流を実施していない理由(最も大きな理由)

総数	相手が養育費を支払わない	相手が面会の約束を守らない	子どもが会いたがらない	塾や学校の行事で子どもが忙しい	面会交流によって子どもが精神的又は身体的に不安定になる	相手に暴力などの問題行動がある	相手が面会交流を求めてこない	親族が反対している
平成28年 151 (100.0)	1 ( 0.7)	2 ( 1.3)	22 (14.6)	1 ( 0.7)	13 ( 8.6)	2 ( 1.3)	17 (11.3)	3 ( 2.0)

第三者による面会交流の支援を受けられない	相手が結婚した	その他	不詳
- ( - )	8 ( 5.3)	14 ( 9.3)	68 (45.0)

(4) 離婚届書における面会交流についての記入状況

ア 離婚届書の面会交流の取り決めの有無のチェック欄の状況は、母子世帯、父子世帯ともに「チェックしたか不明」がそれぞれ 49.6 %、47.9 % と最も多く、次いで「「取り決めている」の欄にチェックした」がそれぞれ 20.8 %、17.6 % となっている。

イ チェックしていない理由は、母子世帯では「チェック欄があることを知らなかった」が 44.9 % と最も多く、次いで、「チェックが必須ではないから」が 40.8% となっている。

一方で、父子世帯では「チェックが必須ではないから」が 50.0 % と最も多く、「チェック欄があることを知らなかった」及び「その他」が 25.0 % となっている。

表 1 8 - ( 4 ) - 1 平成24年4月1日以降、離婚によってひとり親世帯となった世帯における離婚届書の面会交流の取り決めチェック状況

	総数	「取り決めている」の欄にチェックした	「まだ決めていない」の欄にチェックした	チェックしていない	チェックしたか不明	不詳
母子世帯	平成28年 577 (100.0)	120 ( 20.8)	52 ( 9.0)	49 ( 8.5)	286 ( 49.6)	70 ( 12.1)
父子世帯	平成28年 119 (100.0)	21 ( 17.6)	8 ( 6.7)	16 ( 13.4)	57 ( 47.9)	17 ( 14.3)

表 1 8 - ( 4 ) - 2 平成24年4月1日以降、離婚によってひとり親世帯となった世帯における離婚届書の面会交流の取り決めチェック状況 (チェックしていない理由)

	総数	チェック欄があることを知らなかった	チェックが必須ではないから	その他	不詳
母子世帯	平成28年 49 (100.0)	22 ( 44.9)	20 ( 40.8)	5 ( 10.2)	2 ( 4.1)
父子世帯	平成28年 16 (100.0)	4 ( 25.0)	8 ( 50.0)	4 ( 25.0)	- ( - )

19 ひとり親世帯の子どもの数別世帯の状況

ア 母子世帯の子どもの数は、「1人」が 57.9 %であり、「2人」が 32.6 %となっている。

イ 父子世帯の子どもの数は、「1人」が 59.8 %であり、「2人」が 30.4 %となっている

表19 子どもの数別世帯の状況

	総 数	1 人	2 人	3 人	4人以上	平均子ども数
母子世帯	平成23年 (100.0)	( 54.7)	( 34.5)	( 8.9)	( 1.9)	1.58人
	平成28年 2,060 (100.0)	1,193 ( 57.9)	671 ( 32.6)	141 ( 6.8)	32 ( 1.6)	1.52人
父子世帯	平成23年 (100.0)	( 54.7)	( 36.0)	( 8.2)	( 1.1)	1.56人
	平成28年 405 (100.0)	242 ( 59.8)	123 ( 30.4)	30 ( 7.4)	5 ( 1.2)	1.50人

20 就学状況別にみた子どもの状況 (20歳未満の児童)

ア 就学状況別にみた子どもの状況をみると、母子世帯では、「小学校入学前」が 14.5 %、「小学生」が 30.2 %、「中学生」が 20.1 %、「高校生」が 23.0 %となっている。

イ 父子世帯では、「小学校入学前」が 8.2 %、「小学生」が 26.8 %、「中学生」が 20.4 %、「高校生」が 27.4 %となっている。

表20-1 母子世帯の就学状況別にみた子どもの状況 (20歳未満の児童)

	調査年	総 数	小学校 入学前	小学生	中学生	高校生	高等専門 学 校	短大生	大学生
該当する 子ども	平成23年	(100.0)	( 16.2)	( 31.3)	( 20.5)	( 20.4)	( 0.5)	( 0.4)	( 1.7)
	平成28年	3,091 (100.0)	447 ( 14.5)	933 ( 30.2)	620 ( 20.1)	708 ( 22.9)	29 ( 0.9)	11 ( 0.4)	103 ( 3.3)

専修学校 各種学校	就 労	その他	不 詳
( 1.8)	( 2.8)	( 2.6)	( 1.7)
53	80	60	47
( 1.7)	( 2.6)	( 1.9)	( 1.5)

表 20-2 父子世帯の就学状況別にみた子どもの状況（20歳未満の児童）

	調査年	総数	小学校入学前	小学生	中学生	高校生	高等専門学校	短大生	大学生
該当する子ども	平成23年	(100.0)	( 8.1)	( 27.9)	( 24.5)	( 25.1)	( 0.1)	( 0.3)	( 2.2)
	平成28年	598 (100.0)	49 ( 8.2)	160 ( 26.8)	122 ( 20.4)	163 ( 27.3)	6 ( 1.0)	4 ( 0.7)	20 ( 3.3)

専修学校 各種学校	就 労	その他	不 詳
( 0.9)	( 5.2)	( 3.6)	( 2.1)
12 ( 2.0)	27 ( 4.5)	25 ( 4.2)	10 ( 1.7)

2.1 小学校入学前児童の保育状況

母子世帯、父子世帯ともに、「保育所」の割合が最も高く、母子世帯で 59.0%、父子世帯で 57.1% となっている。

表 21-1 母子世帯における小学校入学前児童の保育状況

	調査年	総数	母	家族	親 戚	保育所	幼稚園	認 定 こども園	保育ママ ・ベビー シッター	その他	不 詳
該当する子ども	平成23年	(100.0)	( 17.3)	( 4.3)	( 0.7)	( 61.7)	( 9.9)	( * )	( 0.2)	( 5.9)	( - )
	平成28年	449 (100.0)	61 ( 13.6)	7 ( 1.6)	3 ( 0.7)	265 ( 59.0)	33 ( 7.3)	34 ( 7.6)	- ( - )	2 ( 0.4)	44 ( 9.8)

表 21-2 父子世帯における小学校入学前児童の保育状況

	調査年	総数	父	家族	親 戚	保育所	幼稚園	認 定 こども園	保育ママ ・ベビー シッター	その他	不 詳
該当する子ども	平成23年	(100.0)	( - )	( 11.3)	( 1.4)	( 67.6)	( 8.5)	( * )	( - )	( 11.3)	( - )
	平成28年	49 (100.0)	3 ( 6.1)	4 ( 8.2)	2 ( 4.1)	28 ( 57.1)	2 ( 4.1)	3 ( 6.1)	- ( - )	- ( - )	7 (14.3)

2.2 公的制度等の利用状況

ア ひとり親世帯に対する公的制度等の利用状況については、母子世帯、父子世帯ともに、「公共職業安定所（ハローワーク）」、「市区町村福祉関係窓口」の利用が多い。

イ 母子・父子福祉資金制度については、「不満である」又は「やや不満である」と回答したものが母子世帯の母では 47.3 %、父子世帯の父では 50.0%、「満足である」と回答したものが母子世帯の母では 37.5 %、父子世帯の父では 50.0 %となっている。

ウ 生活保護の受給状況は、母子世帯の母では「受給している」が 11.2 %、父子世帯の父では 9.3 %となっている。

エ 公的年金の受給状況は、母子世帯の母では「受給している」が 7.5 %、父子世帯の父では 7.0 %となっている。

オ 児童扶養手当の受給状況は、母子世帯の母では「受給している」が 73.0 %、父子世帯の父では 51.5 %となっている。



表 2 2 - 1 母子世帯の福祉関係の公的制度等の利用状況

(%)

	利用している又は利用したことがある		利用したことがない		
		うち、満足している		うち、今後利用したい	うち、制度を知らなかった
公共職業安定所 (ハローワーク)	68.5 (69.1)	6.6 (11.0)	31.5 (30.9)	37.7 (45.4)	9.8 (7.2)
市区町村福祉関係窓口	49.9 (48.9)	10.9 (14.9)	50.1 (51.1)	23.4 (26.6)	39.1 (39.8)
福祉事務所	21.4 (19.9)	13.9 (18.2)	78.6 (80.1)	20.1 (21.5)	42.0 (43.2)
民生・児童委員	19.0 (20.1)	15.5 (20.5)	81.0 (79.9)	14.2 (17.0)	38.3 (36.0)
児童相談所・児童家庭支援センター	15.2 (12.3)	12.4 (17.9)	84.8 (87.7)	17.7 (19.9)	32.6 (34.5)
母子家庭等就業・自立支援センター事業	10.9 (8.1)	14.5 (20.7)	89.1 (91.9)	22.5 (26.3)	35.8 (38.2)
母子・父子福祉センター	5.7 (6.2)	18.0 (18.8)	94.3 (93.8)	13.8 (16.9)	49.8 (47.2)
母子・父子自立支援員	4.0 (4.7)	26.1 (39.1)	96.0 (95.3)	12.7 (12.0)	48.7 (48.7)
母子生活支援施設 (旧母子寮)	2.1 (2.0)	41.7 (25.9)	97.9 (98.0)	7.2 (6.5)	41.9 (41.1)
家庭児童相談室	4.3 (2.7)	24.0 (36.1)	95.7 (97.3)	14.9 (14.5)	41.2 (39.9)
公共職業能力開発施設	5.5 (5.6)	25.3 (39.5)	94.5 (94.4)	18.1 (22.7)	43.7 (42.2)
婦人相談所 (女性相談センター)	5.1 (3.9)	19.1 (32.1)	94.9 (96.1)	13.6 (16.0)	48.5 (48.4)
自立支援教育訓練給付金事業	5.0 (4.1)	25.3 (37.5)	95.1 (95.9)	19.5 (25.0)	45.7 (46.3)
高等職業訓練促進給付金事業	3.2 (1.5)	33.9 (33.3)	96.9 (98.5)	15.7 (19.3)	49.7 (50.5)
高等職業訓練促進資金貸付事業	1.6 (*)	40.7 (*)	98.5 (*)	14.3 (*)	50.1 (*)
ひとり親家庭等日常生活支援事業 (家庭生活支援員(ヘルパー)派遣)	1.9 (1.5)	32.4 (50.0)	98.1 (98.5)	10.0 (9.4)	53.0 (54.3)
短期入所生活援助事業 (ショートステイ)	1.5 (1.2)	18.5 (43.8)	98.5 (98.8)	5.9 (7.1)	54.6 (54.6)
夜間養護等事業 (トワイライトステイ)	0.6 (0.6)	36.4 (37.5)	99.4 (99.4)	5.1 (6.3)	56.6 (57.6)
配偶者暴力相談支援センター	2.8 (2.3)	22.4 (32.3)	97.2 (97.7)	3.5 (3.0)	44.4 (44.9)
母子福祉資金	6.0 (6.3)	36.8 (43.0)	94.0 (93.7)	31.0 (26.1)	55.6 (67.8)
生活福祉資金	3.1 (3.0)	20.4 (17.5)	96.9 (97.0)	10.8 (14.4)	56.8 (57.4)
養育費相談支援センター	1.0 (1.2)	50.0 (31.3)	99.0 (98.8)	10.4 (11.1)	53.2 (58.3)
子どもの学習支援	2.0 (*)	22.9 (*)	98.0 (*)	17.7 (*)	55.9 (*)
高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	0.5 (*)	55.6 (*)	99.5 (*)	7.2 (*)	56.7 (*)
生活困窮者自立支援制度	1.1 (*)	35.0 (*)	98.9 (*)	7.6 (*)	59.0 (*)
子どもの未来応援国民運動ホームページ	0.3 (*)	60.0 (*)	99.7 (*)	11.3 (*)	66.8 (*)

注：1) 上段は平成28年、下段括弧は平成23年の割合である。

注：2) 表中の割合は、不詳を除いた割合である。

注：3) 公的制度等の種別については複数回答。

注：4) 「今後利用したい」と「制度を知らなかった」は複数回答。

※ 以下同じ。

表 2 2 - 2 父子世帯の福祉関係の公的制度等の利用状況

(%)

	利用している又は利用したことがある		利用したことがない		
		うち、満足している		うち、今後利用したい	うち、制度を知らなかった
公共職業安定所 (ハローワーク)	45.5 (49.4)	4.6 (12.2)	54.5 (50.6)	20.4 (26.4)	12.2 (8.9)
市区町村福祉関係窓口	33.0 (31.5)	12.3 (16.4)	67.0 (68.5)	20.0 (20.9)	41.4 (34.2)
福祉事務所	13.3 (15.0)	16.7 (23.8)	86.7 (85.0)	17.6 (19.1)	42.9 (36.8)
民生・児童委員	11.3 (11.7)	20.0 (45.8)	88.7 (88.3)	13.0 (11.9)	39.9 (35.1)
児童相談所・児童家庭支援センター	11.5 (8.7)	16.7 (27.8)	88.5 (91.3)	13.7 (15.1)	38.6 (32.5)
母子家庭等就業・自立支援センター事業	2.6 (0.7)	50.0 (100.0)	97.4 (99.3)	8.1 (6.2)	43.6 (46.1)
母子・父子福祉センター	2.9 (1.0)	22.2 (75.0)	97.1 (99.0)	10.0 (5.3)	52.0 (43.8)
母子・父子自立支援員	2.3 (1.7)	42.9 (57.1)	97.7 (98.3)	9.6 (4.3)	51.5 (45.8)
家庭児童相談室	3.6 (2.7)	27.3 (36.4)	96.4 (97.3)	10.1 (11.7)	45.5 (37.6)
公共職業能力開発施設	3.6 (3.7)	27.3 (46.7)	96.4 (96.3)	11.1 (10.7)	40.5 (38.3)
自立支援教育訓練給付金	2.9 (*)	33.3 (*)	97.1 (*)	9.1 (*)	49.2 (*)
高等職業訓練促進給付金事業	1.6 (*)	60.0 (*)	98.4 (*)	9.3 (*)	50.2 (*)
高等職業訓練促進資金貸付事業	2.0 (*)	66.7 (*)	98.0 (*)	9.0 (*)	51.8 (*)
ひとり親家庭等日常生活支援事業 (家庭生活支援員(ヘルパー)派遣)	2.3 (2.2)	28.6 (77.8)	97.7 (97.8)	10.3 (9.3)	56.5 (43.7)
短期入所生活援助事業 (ショートステイ)	1.9 (0.7)	50.0 (66.7)	98.1 (99.3)	5.9 (6.7)	53.5 (49.9)
夜間養護等事業 (トワイライトステイ)	1.6 (0.5)	60.0 (100.0)	98.4 (99.5)	6.6 (5.9)	53.1 (49.8)
配偶者暴力相談支援センター	1.6 (0.7)	60.0 (100.0)	98.4 (99.3)	2.3 (2.5)	45.5 (42.2)
父子福祉資金	3.7 (*)	50.0 (*)	96.3 (*)	21.2 (*)	71.5 (*)
生活福祉資金	2.3 (2.2)	42.9 (33.3)	97.7 (97.8)	9.9 (11.0)	53.3 (50.3)
養育費相談支援センター	2.0 (0.5)	66.7 (100.0)	98.0 (99.5)	8.6 (8.2)	53.8 (49.8)
子どもの学習支援	3.3 (*)	40.0 (*)	96.7 (*)	13.9 (*)	54.7 (*)
高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	1.6 (*)	80.0 (*)	98.4 (*)	7.3 (*)	52.3 (*)
生活困窮者自立支援制度	2.0 (*)	50.0 (*)	98.0 (*)	5.3 (*)	56.5 (*)
子どもの未来応援国民運動ホームページ	1.0 (*)	100.0 (*)	99.0 (*)	9.2 (*)	60.1 (*)

表 2 2 - 3 - 1 母子福祉資金制度について

総 数	満足である	やや不満である	不満である	分からない
平成23年 (100.0)	( 43.0)	( 32.3)	( 9.7)	( 15.1)
平成28年 112 (100.0)	42 ( 37.5)	40 ( 35.7)	13 ( 11.6)	17 ( 15.2)

注：利用している又は利用したことがある者のみ。以下同じ。

表 2 2 - 3 - 2 父子福祉資金制度について

総 数	満足である	やや不満である	不満である	分からない
平成28年 14 (100.0)	7 ( 50.0)	3 ( 21.4)	4 ( 28.6)	- ( - )

表 2 2 - 4 - 1 母子福祉資金制度について（「不満である」又は「やや不満である」理由）

総 数	貸付金額が低い	貸付金の種類が少ない	貸付条件が悪い	借入手続きが繁雑	保証人がいない	その他	不 詳
平成23年 (100.0)	( 21.6)	( 9.5)	( 14.7)	( 19.0)	( 25.9)	( 9.5)	( - )
平成28年 228 (100.0)	39 ( 17.1)	12 ( 5.3)	37 ( 16.2)	38 ( 16.7)	61 ( 26.8)	31 ( 13.6)	10 ( 4.4)

注：利用したことがない者も含む。以下同じ。

表 2 2 - 4 - 2 父子福祉資金制度について（「不満である」又は「やや不満である」理由）

総 数	貸付金額が低い	貸付金の種類が少ない	貸付条件が悪い	借入手続きが繁雑	保証人がいない	その他	不 詳
平成28年 28 (100.0)	6 ( 21.4)	3 ( 10.7)	5 ( 17.9)	4 ( 14.3)	1 ( 3.6)	8 ( 28.6)	1 ( 3.6)

表 2 2 - 5 母子世帯の母の生活保護の受給状況

	総 数	受給している	受給していない
平成 23 年			
総 数	(100.0)	( 14.4)	( 85.6)
平成 28 年			
総 数	1,904 (100.0)	214 ( 11.2)	1,690 ( 88.8)
死 別	145 (100.0)	13 ( 9.0)	132 ( 91.0)
生 別	1,744 (100.0)	198 ( 11.4)	1,546 ( 88.6)
離 婚	1,516 (100.0)	162 ( 10.7)	1,354 ( 89.3)
未 婚	172 (100.0)	28 ( 16.3)	144 ( 83.7)
そ の 他	56 (100.0)	8 ( 14.3)	48 ( 85.7)
不 詳	15 (100.0)	3 ( 20.0)	12 ( 80.0)

注：総数は不詳を除いた値である。

表 2 2 - 6 母子世帯の母の生活保護の受給状況（母の最終学歴別）

	総 数	受給している	受給していない
平成 28 年			
総 数	1,857 (100.0)	203 ( 10.9)	1,654 ( 89.1)
中 学 校	207 (100.0)	62 ( 30.0)	145 ( 70.0)
高 校	829 (100.0)	92 ( 11.1)	737 ( 88.9)
高等専門学校	92 (100.0)	8 ( 8.7)	84 ( 91.3)
短 大	267 (100.0)	15 ( 5.6)	252 ( 94.4)
大学・大学院	176 (100.0)	4 ( 2.3)	172 ( 97.7)
専修学校・ 各種学校	271 (100.0)	19 ( 7.0)	252 ( 93.0)
そ の 他	15 (100.0)	3 ( 20.0)	12 ( 80.0)

注：総数は、最終学歴における不詳を除いた値である。

表 2 2 - 7 父子世帯の父の生活保護の受給状況

	総 数	受給している	受給していない
平成 23 年			
総 数	(100.0)	( 8.0)	( 92.0)
平成 28 年			
総 数	386 (100.0)	36 ( 9.3)	350 ( 90.7)
死 別	75 (100.0)	6 ( 8.0)	69 ( 92.0)
生 別	308 (100.0)	30 ( 9.7)	278 ( 90.3)
離 婚	292 (100.0)	30 (10.3)	262 ( 89.7)
未 婚	2 (100.0)	- ( - )	2 (100.0)
そ の 他	14 (100.0)	- ( - )	14 (100.0)
不 詳	3 (100.0)	- ( - )	3 (100.0)

注：総数は不詳を除いた値である。

表 2 2 - 8 父子世帯の父の生活保護の受給状況（父の最終学歴別）

	総 数	受給している	受給していない
平成 28 年			
総 数	371 (100.0)	36 ( 9.7)	335 ( 90.3)
中 学 校	46 (100.0)	8 (17.4)	38 ( 82.6)
高 校	183 (100.0)	20 (10.9)	163 ( 89.1)
高等専門学校	13 (100.0)	1 ( 7.7)	12 ( 92.3)
短 大	7 (100.0)	1 (14.3)	6 ( 85.7)
大学・大学院	73 (100.0)	3 ( 4.1)	70 ( 95.9)
専修学校・ 各種学校	47 (100.0)	3 ( 6.4)	44 ( 93.6)
そ の 他	2 (100.0)	- ( - )	2 (100.0)

注：総数は、最終学歴における不詳を除いた値である。

表 2 2 - 9 母子世帯の母の公的年金の受給状況

総 数	受給している					受給して いない
	遺族年金	障害年金	老齢年金	不詳		
平成23年 (100.0)	( 8.5) (100.0)	( 75.6)	( 17.1)	( 0.8)	( 6.5)	( 91.5)
平成28年 1,789 (100.0)	135 ( 7.5) (100.0)	101 ( 74.8)	19 ( 14.1)	6 ( 4.4)	9 ( 6.7)	1,654 ( 92.5)

注：総数は不詳を除いた値である。

表 2 2 - 1 0 公的年金を受給している母子世帯の母の年金月額構成割合

総 数	5万円未満	5～10 万円未満	10～15 万円未満	15～20 万円未満	20万円以上	平 均 年金月額
平成23年 (100.0)	( 15.2)	( 18.1)	( 47.6)	( 10.5)	( 8.6)	119千円
平成28年 113 (100.0)	35 ( 31.0)	23 ( 20.4)	39 ( 34.5)	14 ( 12.4)	2 ( 1.8)	90千円

注：総数は不詳を除いた値である。

表 2 2 - 1 1 父子世帯の父の公的年金の受給状況

総 数	受給している					受給して いない
	遺族年金	障害年金	老齢年金	不詳		
平成23年 (100.0)	( 8.0) (100.0)	( 17.9)	( 33.3)	( 38.5)	( 10.3)	( 92.0)
平成28年 357 (100.0)	25 ( 7.0) (100.0)	6 ( 24.0)	6 ( 24.0)	9 ( 36.0)	4 ( 16.0)	332 ( 93.0)

注：総数は不詳を除いた値である。

表 2 2 - 1 2 公的年金を受給している父子世帯の父の年金月額構成割合

総 数	5万円未満	5～10 万円未満	10～15 万円未満	15～20 万円未満	20万円以上	平 均 年金月額
平成23年 (100.0)	( 32.3)	( 35.5)	( 9.7)	( 12.9)	( 9.7)	107千円
平成28年 19 (100.0)	4 ( 21.1)	7 ( 36.8)	5 ( 26.3)	1 ( 5.3)	2 ( 10.5)	125千円

注：総数は不詳を除いた値である。

表 2 2 - 1 3 母子世帯の母の児童扶養手当の受給状況

	総 数	受給している		受給していない	
			全部支給		一部支給
平成 28 年 総 数	2,012 (100.0)	1,469 ( 73.0)	624 ( 42.5)	845 ( 57.5)	543 ( 27.0)
死 別	158 (100.0)	50 ( 31.6)	24 ( 48.0)	26 ( 52.0)	108 ( 68.4)
生 別	1,838 (100.0)	1,409 ( 76.7)	595 ( 42.2)	814 ( 57.8)	429 ( 23.3)
離 婚	1,607 (100.0)	1,230 ( 76.5)	505 ( 41.1)	725 ( 58.9)	377 ( 23.5)
未 婚	175 (100.0)	141 ( 80.6)	71 ( 50.4)	70 ( 49.6)	34 ( 19.4)
その他	56 (100.0)	38 ( 67.9)	19 ( 50.0)	19 ( 50.0)	18 ( 32.1)
不 詳	16 (100.0)	10 ( 62.5)	5 ( 50.0)	5 ( 50.0)	6 ( 37.5)

注：総数は不詳を除いた値である。

表 2 2 - 1 4 母子世帯の母の児童扶養手当の受給状況（母の最終学歴別）

	総 数	受給している		受給していない	
			全部支給		一部支給
平成 28 年					
総 数	1,967 (100.0)	1,437 ( 73.1) (100.0)	607 ( 42.2) ( 65.3)	830 ( 57.8) ( 34.7)	530 ( 26.9) ( 14.0)
中 学 校	228 (100.0)	196 ( 86.0) (100.0)	128 ( 65.3) ( 40.8)	68 ( 34.7) ( 59.2)	32 ( 14.0) ( 22.8)
高 校	882 (100.0)	681 ( 77.2) (100.0)	278 ( 40.8) ( 32.3)	403 ( 59.2) ( 67.7)	201 ( 22.8) ( 36.1)
高等専門学校	97 (100.0)	62 ( 63.9) (100.0)	20 ( 32.3) ( 34.2)	42 ( 67.7) ( 65.8)	35 ( 36.1) ( 41.9)
短 大	275 (100.0)	190 ( 69.1) (100.0)	65 ( 34.2) ( 30.8)	125 ( 65.8) ( 69.2)	85 ( 30.9) ( 32.5)
大学・大学院	179 (100.0)	104 ( 58.1) (100.0)	32 ( 30.8) ( 39.6)	72 ( 69.2) ( 60.4)	75 ( 41.9) ( 32.5)
専修学校・ 各種学校	292 (100.0)	197 ( 67.5) (100.0)	78 ( 39.6) ( 85.7)	119 ( 60.4) ( 14.3)	95 ( 32.5) ( 50.0)
そ の 他	14 (100.0)	7 ( 50.0) (100.0)	6 ( 85.7)	1 ( 14.3)	7 ( 50.0)

注：総数は、最終学歴における不詳を除いた値である。



表 2 2 - 1 5 父子世帯の父の児童扶養手当の受給状況

	総 数	受給している		受給していない	
		全部支給	一部支給		
平成 23 年 総 数	(100.0)	( 45.9) (100.0)	( 35.9)	( 64.1)	( 54.1)
平成 28 年 総 数	363 (100.0)	187 ( 51.5) (100.0)	56 ( 29.9)	131 ( 70.1)	176 ( 48.5)
死 別	66 (100.0)	29 ( 43.9) (100.0)	8 ( 27.6)	21 ( 72.4)	37 ( 56.1)
生 別	295 (100.0)	157 ( 53.2) (100.0)	48 ( 30.6)	109 ( 69.4)	138 ( 46.8)
離 婚	280 (100.0)	150 ( 53.6) (100.0)	46 ( 30.7)	104 ( 69.3)	130 ( 46.4)
未 婚	1 (100.0)	1 (100.0)	- ( - )	1 (100.0)	- ( - )
その他	14 (100.0)	6 ( 42.9) (100.0)	2 ( 33.3)	4 ( 66.7)	8 ( 57.1)
不 詳	2 (100.0)	1 ( 50.0) (100.0)	- ( - )	1 (100.0)	1 ( 50.0)

注：総数は不詳を除いた値である。

表 2 2 - 1 6 父子世帯の父の児童扶養手当の受給状況（父の最終学歴別）

	総 数	受給している		受給していない	
			全部支給		一部支給
平成 28 年 総 数	350 (100.0)	180 ( 51.4)	54 ( 30.0)	126 ( 70.0)	170 ( 48.6)
中 学 校	44 (100.0)	28 ( 63.6)	12 ( 42.9)	16 ( 57.1)	16 ( 36.4)
高 校	169 (100.0)	83 ( 49.1)	23 ( 27.7)	60 ( 72.3)	86 ( 50.9)
高等専門学校	10 (100.0)	7 ( 70.0)	1 ( 14.3)	6 ( 85.7)	3 ( 30.0)
短 大	7 (100.0)	6 ( 85.7)	1 ( 16.7)	5 ( 83.3)	1 ( 14.3)
大学・大学院	70 (100.0)	28 ( 40.0)	10 ( 35.7)	18 ( 64.3)	42 ( 60.0)
専修学校・ 各種学校	46 (100.0)	26 ( 56.5)	6 ( 23.1)	20 ( 76.9)	20 ( 43.5)
そ の 他	4 (100.0)	2 ( 50.0)	1 ( 50.0)	1 ( 50.0)	2 ( 50.0)

注：総数は、最終学歴における不詳を除いた値である。

23 ひとり親世帯の悩み等

(1) 子どもについての悩み

悩みの内容について、母子世帯、父子世帯ともに、「教育・進学」が最も多く、次いで「しつけ」となっている。

表23-(1)-1 母子世帯の母が抱える子どもについての悩みの内訳（最もあてはまるもの）

	しつけ	教育・進学	就職	非行・交友関係	健康	食事・栄養	衣服・身のまわり	結婚問題	障害	その他
平成23年 総数	( 15.6)	( 56.1)	( 7.2)	( 3.6)	( 5.3)	( 2.6)	( 0.8)	( 0.1)	( * )	( 8.7)
平成28年 総数	( 13.1)	( 58.7)	( 6.0)	( 3.0)	( 5.9)	( 2.6)	( 0.8)	( 0.4)	( 4.3)	( 5.2)
0歳～4歳	( 42.7)	( 24.4)	( - )	( - )	( 8.4)	( 9.2)	( 3.1)	( 1.5)	( 3.1)	( 7.6)
5歳～9歳	( 26.7)	( 48.2)	( - )	( 3.0)	( 6.3)	( 4.0)	( 0.7)	( - )	( 5.3)	( 5.9)
10歳～14歳	( 10.4)	( 67.4)	( 1.3)	( 4.7)	( 4.7)	( 1.7)	( 0.4)	( 0.2)	( 4.4)	( 4.7)
15歳以上	( 2.4)	( 63.7)	( 14.2)	( 2.1)	( 6.1)	( 1.3)	( 0.8)	( 0.6)	( 4.0)	( 4.7)

注：表中の割合は「特に悩みはない」と不詳を除いた割合である。以下同じ。

表23-(1)-2 父子世帯の父が抱える子どもについての悩みの内訳（最もあてはまるもの）

	しつけ	教育・進学	就職	非行・交友関係	健康	食事・栄養	衣服・身のまわり	結婚問題	障害	その他
平成23年 総数	( 16.5)	( 51.8)	( 9.3)	( 2.9)	( 6.0)	( 6.7)	( 3.1)	( - )	( * )	( 3.8)
平成28年 総数	( 13.6)	( 46.3)	( 7.0)	( 1.8)	( 6.6)	( 7.0)	( 4.8)	( 2.2)	( 2.9)	( 7.7)
0歳～4歳	( 35.3)	( 17.6)	( - )	( - )	( 5.9)	( 5.9)	( 23.5)	( - )	( - )	( 11.8)
5歳～9歳	( 19.0)	( 33.3)	( - )	( - )	( 4.8)	( 9.5)	( 9.5)	( 4.8)	( 2.4)	( 16.7)
10歳～14歳	( 14.6)	( 59.4)	( - )	( 2.1)	( 3.1)	( 7.3)	( 3.1)	( 1.0)	( 3.1)	( 6.3)
15歳以上	( 7.7)	( 44.4)	( 16.2)	( 2.6)	( 10.3)	( 6.0)	( 1.7)	( 2.6)	( 3.4)	( 5.1)

(2) ひとり親の困っていること

ア 母子世帯の場合、「家計」が 50.4 %、「仕事」が 13.6 %、「自分の健康」が 13.0 %となっている。

イ 父子世帯の場合、「家計」が 38.2 %、「家事」が 16.1 %、「仕事」が 15.4 %となっている。

表 2 3 - (2) ひとり親本人が困っていることの内訳 (最も困っていること)

	総 数	住 居	仕 事	家 計	家 事	自分の健康	親族の健康・介護	そ の 他
母子世帯	平成23年 (100.0)	( 13.4)	( 19.1)	( 45.8)	( 1.5)	( 9.5)	( 5.1)	( 5.7)
	平成28年 1,543 (100.0)	147 ( 9.5)	210 ( 13.6)	778 ( 50.4)	35 ( 2.3)	200 ( 13.0)	104 ( 6.7)	69 ( 4.5)
父子世帯	平成23年 (100.0)	( 7.8)	( 17.4)	( 36.5)	( 12.1)	( 9.9)	( 8.8)	( 7.5)
	平成28年 267 (100.0)	12 ( 4.5)	41 ( 15.4)	102 ( 38.2)	43 ( 16.1)	27 ( 10.1)	31 ( 11.6)	11 ( 4.1)

注：総数は「特になし」と不詳を除いた値である。

(3) 相談相手について

ア 「相談相手あり」と回答した割合は、母子世帯では 80.0 %、父子世帯では 55.7 %となっている。

イ 相談相手についてみると、母子世帯、父子世帯ともに「親族」が最も多い。

表 2 3 - (3) - 1 相談相手の有無

	総 数	相談相手あり	相談相手なし	相談相手が欲しい	相談相手は必要ない
母子世帯	平成23年 (100.0)	( 80.4)	( 19.6)	( 61.8)	( 38.2)
	平成28年 2,008 (100.0)	1,606 ( 80.0)	402 ( 20.0)	242 ( 60.2)	160 ( 39.8)
父子世帯	平成23年 (100.0)	( 56.3)	( 43.7)	( 50.4)	( 49.6)
	平成28年 384 (100.0)	214 ( 55.7)	170 ( 44.3)	92 ( 54.1)	78 ( 45.9)

注：総数は不詳を除いた値である。

表 2 3 - ( 3 ) - 2 母子世帯の相談相手の内訳（最も相談している相談先）

総 数	親 族	知人・隣人	母子・父子自立支援員等	母子・父子福祉団体	公的機関	NPO 法人	任意団体	その他
平成23年 (100.0)	( 50.6)	( 42.5)	( 1.1)	( 0.3)	( 2.4)	( 0.2)	( 0.2)	( 2.8)
平成28年 1,578 (100.0)	977 ( 61.9)	526 ( 33.3)	6 ( 0.4)	- ( - )	24 ( 1.5)	1 ( 0.1)	2 ( 0.1)	42 ( 2.7)

注：1) 表中の割合は不詳を除いた割合である。

注：2) 前回調査の「公的機関」とは、母子福祉センター、福祉事務所（母子自立支援員）等である。

注：3) 今回調査の「公的機関」とは、母子・父子福祉センター、福祉事務所等である。

※ 以下同じ。

表 2 3 - ( 3 ) - 3 父子世帯の相談相手の内訳（最も相談している相談先）

総 数	親 族	知人・隣人	母子・父子自立支援員等	母子・父子福祉団体	公的機関	NPO 法人	任意団体	その他
平成23年 (100.0)	( 58.1)	( 35.4)	( * )	( * )	( 3.6)	( - )	( 0.8)	( 2.1)
平成28年 209 (100.0)	135 ( 64.6)	66 ( 31.6)	1 ( 0.5)	- ( - )	2 ( 1.0)	- ( - )	- ( - )	5 ( 2.4)

表 2 3 - ( 3 ) - 4 相談相手が欲しい者の困っていることの内訳（最も困っていること）

	総 数	住 居	仕 事	家 計	家 事	自分の健康	親族の健康・介護	その他
母子世帯	平成23年 (100.0)	( 15.8)	( 21.2)	( 43.5)	( 2.7)	( 10.3)	( 2.7)	( 3.8)
	平成28年 220 (100.0)	21 ( 9.5)	25 ( 11.4)	118 ( 53.6)	5 ( 2.3)	21 ( 9.5)	14 ( 6.4)	16 ( 7.3)
父子世帯	平成23年 (100.0)	( 11.0)	( 14.7)	( 36.7)	( 12.8)	( 9.2)	( 10.1)	( 5.5)
	平成28年 80 (100.0)	4 ( 5.0)	17 ( 21.3)	29 ( 36.3)	11 ( 13.8)	5 ( 6.3)	9 ( 11.3)	5 ( 6.3)

注：総数は「特になし」と不詳を除いた値である。

24 子どもに関する最終進学目標等

ア 子どもに関する最終進学目標は、母子世帯、父子世帯ともに「大学・大学院」で、母子世帯の母は 46.1 %、父子世帯の父は 41.4 %となっている。また、前回と比較して母子家庭で 7.6 %、父子家庭で 5.9 %増加している。

イ ひとり親世帯の親の最終学歴は、母子世帯の母、父子世帯の父ともに、高校が最も多くなっている。

表24-1 子どもに関する最終進学目標

	総数	中学校	高校	高等専門学校	短大	大学・大学院	専修学校・各種学校	その他
母子世帯	平成23年 (100.0)	( 0.6)	( 30.4)	( 5.6)	( 5.4)	( 38.5)	( 13.8)	( 5.8)
	平成28年 1,978 (100.0)	12 ( 0.6)	554 ( 28.0)	96 ( 4.9)	93 ( 4.7)	912 ( 46.1)	237 ( 12.0)	74 ( 3.7)
父子世帯	平成23年 (100.0)	( 0.2)	( 37.6)	( 6.1)	( 4.0)	( 35.5)	( 9.1)	( 7.6)
	平成28年 377 (100.0)	5 ( 1.3)	118 ( 31.3)	23 ( 6.1)	10 ( 2.7)	156 ( 41.4)	42 ( 11.1)	23 ( 6.1)

注：総数は不詳を除いた値である。

表24-2 ひとり親世帯の親の最終学歴

	総数	中学校	高校	高等専門学校	短大	大学・大学院	専修学校・各種学校	その他
母子世帯	平成23年 (100.0)	( 13.3)	( 48.0)	( 4.2)	( 12.1)	( 6.9)	( 14.0)	( 1.5)
	平成28年 2,005 (100.0)	231 ( 11.5)	899 ( 44.8)	98 ( 4.9)	284 ( 14.2)	183 ( 9.1)	295 ( 14.7)	15 ( 0.7)
父子世帯	平成23年 (100.0)	( 15.4)	( 51.6)	( 4.6)	( 2.0)	( 15.6)	( 9.5)	( 1.3)
	平成28年 387 (100.0)	51 ( 13.2)	189 ( 48.8)	14 ( 3.6)	7 ( 1.8)	75 ( 19.4)	47 ( 12.1)	4 ( 1.0)

注：総数は不詳を除いた値である。

表24-3 母子世帯の子どもに関する最終進学目標（母の最終学歴別）

子どもの進学 親の学歴	総数	中学校	高校	高等専門学校	短大	大学・大学院	専修学校・各種学校	その他
平成28年 総数	1,968 (100.0)	12 ( 0.6)	554 ( 28.2)	94 ( 4.8)	92 ( 4.7)	907 ( 46.1)	235 ( 11.9)	74 ( 3.8)
中学校	227 (100.0)	10 ( 4.4)	127 ( 55.9)	9 ( 4.0)	5 ( 2.2)	42 ( 18.5)	24 ( 10.6)	10 ( 4.4)
高校	880 (100.0)	1 ( 0.1)	318 ( 36.1)	55 ( 6.3)	53 ( 6.0)	319 ( 36.3)	99 ( 11.3)	35 ( 4.0)
高等専門学校	97 (100.0)	1 ( 1.0)	10 ( 10.3)	14 ( 14.4)	3 ( 3.1)	55 ( 56.7)	6 ( 6.2)	8 ( 8.2)
短大	279 (100.0)	- ( - )	39 ( 14.0)	7 ( 2.5)	20 ( 7.2)	178 ( 63.8)	30 ( 10.8)	5 ( 1.8)
大学・大学院	180 (100.0)	- ( - )	11 ( 6.1)	2 ( 1.1)	6 ( 3.3)	149 ( 82.8)	9 ( 5.0)	3 ( 1.7)
専修学校・各種学校	290 (100.0)	- ( - )	44 ( 15.2)	7 ( 2.4)	5 ( 1.7)	157 ( 54.1)	65 ( 22.4)	12 ( 4.1)
その他	15 (100.0)	- ( - )	5 ( 33.3)	- ( - )	- ( - )	7 ( 46.7)	2 ( 13.3)	1 ( 6.7)

注：総数は、最終学歴における不詳を除いた値である。

表 2 4 - 4 父子世帯の子どもに関する最終進学目標（父の最終学歴別）

子どもの進学 親の学歴	総 数	中 学 校	高 校	高等専門 学 校	短 大	大 学 ・ 大 学 院	専修学校 ・各種学校	その他
平成 28 年 総 数	375 (100.0)	5 ( 1.3)	116 ( 30.9)	23 ( 6.1)	10 ( 2.7)	156 ( 41.6)	42 ( 11.2)	23 ( 6.1)
中 学 校	50 (100.0)	2 ( 4.0)	23 ( 46.0)	5 ( 10.0)	- ( - )	12 ( 24.0)	4 ( 8.0)	4 ( 8.0)
高 校	185 (100.0)	2 ( 1.1 )	67 ( 36.2)	14 ( 7.6)	6 ( 3.2)	58 ( 31.4)	22 ( 11.9)	16 ( 8.6)
高等専門学校	13 (100.0)	- ( - )	5 ( 38.5)	2 ( 15.4)	- ( - )	4 ( 30.8)	1 ( 7.7)	1 ( 7.7)
短 大	7 (100.0)	- ( - )	2 ( 28.6)	- ( - )	- ( - )	3 ( 42.9)	2 ( 28.6)	- ( - )
大学・大学院	73 (100.0)	- ( - )	6 ( 8.2)	- ( - )	3 ( 4.1)	61 ( 83.6)	2 ( 2.7)	1 ( 1.4)
専修学校・各種学校	43 (100.0)	1 ( 2.3)	11 ( 25.6)	2 ( 4.7)	- ( - )	18 ( 41.9)	10 ( 23.3)	1 ( 2.3)
そ の 他	4 (100.0)	- ( - )	2 ( 50.0)	- ( - )	1 ( 25.0)	- ( - )	1 ( 25.0)	- ( - )

注：総数は、最終学歴における不詳を除いた値である。

表 2 4 - 5 母子世帯の母の最終学歴（母子世帯になった理由別）

	総 数	中学校	高 校	高等専門 学 校	短 大	大学・ 大学院	専修学校・ 各 種 学 校	その他
平成 28 年 総 数	2,005 (100.0)	231 ( 11.5)	899 ( 44.8)	98 ( 4.9)	284 ( 14.2)	183 ( 9.1)	295 ( 14.7)	15 ( 0.7)
死 別	161 (100.0)	10 ( 6.2)	67 ( 41.6)	6 ( 3.7)	37 ( 23.0)	17 ( 10.6)	24 ( 14.9)	- ( - )
生 別	1,829 (100.0)	220 ( 12.0)	824 ( 45.1)	91 ( 5.0)	244 ( 13.3)	165 ( 9.0)	271 ( 14.8)	14 ( 0.8)
離 婚	1,597 (100.0)	166 ( 10.4)	728 ( 45.6)	77 ( 4.8)	224 ( 14.0)	147 ( 9.2)	244 ( 15.3)	11 ( 0.7)
未 婚	176 (100.0)	49 ( 27.8)	66 ( 37.5)	10 ( 5.7)	13 ( 7.4)	13 ( 7.4)	22 ( 12.5)	3 ( 1.7)
そ の 他	56 (100.0)	5 ( 8.9)	30 ( 53.6)	4 ( 7.1)	7 ( 12.5)	5 ( 8.9)	5 ( 8.9)	- ( - )
不 詳	15 (100.0)	1 ( 6.7)	8 ( 53.3)	1 ( 6.7)	3 ( 20.0)	1 ( 6.7)	- ( - )	1 ( 6.7)

注：総数は、最終学歴における不詳を除いた値である。

表 2 4 - 6 父子世帯の父の最終学歴（父子世帯になった理由別）

	総 数	中学校	高 校	高等専門 学 校	短 大	大学・ 大学院	専修学校・ 各 種 学 校	その他
平成 28 年								
総 数	387 (100.0)	51 ( 13.2)	189 ( 48.8)	14 ( 3.6)	7 ( 1.8)	75 ( 19.4)	47 ( 12.1)	4 ( 1.0)
死 別	74 (100.0)	7 ( 9.5)	24 ( 32.4)	3 ( 4.1)	3 ( 4.1)	26 ( 35.1)	9 ( 12.2)	2 ( 2.7)
生 別	312 (100.0)	44 ( 14.1)	165 ( 52.9)	11 ( 3.5)	4 ( 1.3)	49 ( 15.7)	37 ( 11.9)	2 ( 0.6)
離 婚	297 (100.0)	39 ( 13.1)	160 ( 53.9)	9 ( 3.0)	4 ( 1.3)	47 ( 15.8)	36 ( 12.1)	2 ( 0.7)
未 婚	2 (100.0)	2 (100.0)	- ( - )	- ( - )	- ( - )	- ( - )	- ( - )	- ( - )
そ の 他	13 (100.0)	3 ( 23.1)	5 ( 38.5)	2 ( 15.4)	- ( - )	2 ( 15.4)	1 ( 7.7)	- ( - )
不 詳	1 (100.0)	- ( - )	- ( - )	- ( - )	- ( - )	- ( - )	1 ( 100.0)	- ( - )

注：総数は、最終学歴における不詳を除いた値である。



(参考) 養育者世帯の状況

1 養育者の続柄

養育者世帯の子どもと養育者の続柄をみると、66.7%が祖父母となっている。

表1 養育者の続柄別

総数	祖父母	伯(叔)父母	兄弟姉妹	その他
平成23年 (100.0)	(75.5)	(5.1)	(3.1)	(16.3)
平成28年 (100.0)	(66.7)	(8.9)	(6.7)	(17.8)

注：表中の割合は不詳を除いた割合である。

2 住居の状況

住居の所有状況は、「持ち家」が66.7%となっている。

表2 住居の所有状況

	持ち家		借家等				
		うち 本人名義	公営住宅	公社・ 公団住宅	賃貸住宅	同居	その他
平成23年	(64.7)	(50.0)	(9.8)	(-)	(24.5)	(1.0)	(-)
平成28年	(66.7)	(57.8)	(8.9)	(-)	(8.9)	(11.1)	(-)

3 子どもについての悩みについて

子どもについての悩みでは、「教育・進学」が最も多くなっている。

表3 子どもについての悩みの内訳

	しつけ	教育・ 進学	就職	非行・ 交友関係	健康	食事・ 栄養	衣服・ 身のまわり	結婚 問題	障害	その他
平成23年 総数	(13.8)	(55.2)	(8.6)	(3.4)	(3.4)	(8.6)	(-)	(-)	(*)	(6.9)
平成28年 総数	(30.0)	(45.0)	(10.0)	(5.0)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(10.0)
0歳～4歳	(100.0)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(0.0)
5歳～9歳	(40.0)	(20.0)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(40.0)
10歳～14歳	(42.9)	(57.1)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(0.0)
15歳以上	(0.0)	(57.1)	(28.6)	(14.3)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(0.0)

注：1) 前回の調査は子どもの男女別の主なものの回答であったが、今回の調査は子ども1人ごとの回答である。

注：2) 表中の割合は「特に悩みはない」と不詳を除いた割合である。

4 困っていることについて

養育者が困っていることについて、「自分の健康」が最も多く、次いで「家計」となっている。

表4 困っていることの内訳（最も困っていること）

総数	住居	仕事	家計	家事	自分の健康	親族の健康・介護	その他
平成23年 (100.0)	(15.0)	(6.7)	(31.7)	(3.3)	(35.0)	(6.7)	(1.7)
平成28年 (100.0)	(6.5)	(6.5)	(22.6)	(3.2)	(38.7)	(19.4)	(3.2)

注：表中の割合は「特になし」と不詳を除いた割合である。

5 相談相手について

相談相手については、「あり」と答えた者は73.3%、「なし」と答えた者は26.7%となっている。

相談相手が「あり」と答えた者の相談相手の内訳は、「親族」が最も多く46.7%となっている。

表5-1 相談相手の有無

総数	あり	なし		
			欲しい	必要がない
平成23年 (100.0)	(71.6)	(28.4) (100.0)	(48.1)	(51.9)
平成28年 (100.0)	(73.3)	(26.7) (100.0)	(58.3)	(41.7)

注：表中の割合は不詳を除いた割合である。

表5-2 相談相手の内訳

総数	親族	知人・隣人	母子・父子自立支援員等	母子・父子福祉団体	公的機関	NPO法人	任意団体	その他
平成23年 (100.0)	(60.9)	(21.8)	(1.1)	(-)	(11.5)	(-)	(1.1)	(3.4)
平成28年 (100.0)	(46.7)	(13.3)	(-)	(-)	(6.7)	(-)	(2.2)	(-)

注：1) 表中の割合は不詳を除いた割合である。

注：2) 「公的機関」とは母子・父子福祉センター、福祉事務所等である。

6 社会保険の加入状況等について

- ア 養育者世帯で社会保険に加入していると回答した世帯の割合は、「雇用保険」は 40.0 %、「健康保険」は 93.2 %、「公的年金」は 78.9 %となっている。
- イ 生活保護の受給状況は、「受給している」が 5.0 %となっている。
- ウ 公的年金の受給状況は、「受給している」が 51.2 %となっている。
- エ 児童扶養手当の受給状況は、「受給している」が 30.2 %となっている。

表 6-1 養育者世帯の社会保険の加入状況

雇用保険		健康保険		公的年金	
総 数	(100.0)	総 数	(100.0)	総 数	(100.0)
加入している	( 40.0)	被用者保険に加入している	( 34.1)	被用者年金に加入している	( 42.1)
加入していない	( 60.0)	国民健康保険に加入している	( 59.1)	国民年金に加入している	( 36.8)
		その他	( 4.5)	加入していない	( 21.1)
		加入していない	( 2.3)		

注：表中の割合は不詳を除いた割合である。

表 6-2 養育者世帯の養育者の生活保護の受給状況

総 数	受給している	受給していない
平成23年 (100.0)	( 20.7)	( 79.3)
平成28年 (100.0)	( 5.0)	( 95.0)

注：総数は不詳を除いた値である。

表 6-3 養育者世帯の養育者の公的年金の受給状況

総 数	受給している				受給していない	
	遺族年金	障害年金	老齢年金	不詳		
平成23年 (100.0)	( 50.0)	( 11.4)	( 2.3)	( 81.8)	( 4.5)	( 50.0)
平成28年 (100.0)	( 51.2)	( 22.7)	( - )	( 72.7)	( 4.5)	( 48.8)

注：総数は不詳を除いた値である。

表 6-4 公的年金を受給している養育者世帯の養育者の年金月額構成割合

総 数	5万円未満	5~10万円未満	10~15万円未満	15~20万円未満	20万円以上	平均年金月額
平成23年 (100.0)	( 16.7)	( 33.3)	( 19.0)	( 19.0)	( 11.9)	116千円
平成28年 (100.0)	( 30.0)	( 20.0)	( 15.0)	( 25.0)	( 10.0)	108千円

注：総数は不詳を除いた値である。

表6-5 養育者世帯の養育者の児童扶養手当の受給状況

総 数	受給している		受給していない	
	全部支給	一部支給		
平成23年 (100.0)	( 24.4) (100.0)	( 75.0)	( 25.0)	( 75.6)
平成28年 (100.0)	( 30.2) (100.0)	( 46.2)	( 53.8)	( 69.8)

注：総数は不詳を除いた値である。

# 平成28年度 母子家庭の母及び父子家庭の父の 自立支援施策の実施状況

平成29年12月28日

厚生労働省子ども家庭局  
家庭福祉課母子家庭等自立支援室

この文書は、母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法(平成24年法律第92号)第4条に基づき、平成28年度における母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する施策の実施の状況を公表するものです。

# 目次

<b>1. 生活の状況</b> . . . . .	<b>3</b>	<b>5. 就業支援に関する施策等（雇用・就業機会の増大）</b> . . . . .	<b>39</b>
<b>2. 支援施策の体系</b> . . . . .	<b>8</b>	特定求職者雇用開発助成金(特定就職困難者コース)	40
ひとり親家庭等の自立支援策の体系	9	トライアル雇用助成金(一般トライアルコース)	41
自立促進計画	10	たばこ事業法の許可基準の特例	42
ひとり親家庭に対する主な就業支援について	11	母子・父子福祉団体等への事業発注の推進	43
母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法について	12	母子家庭の母及び父子家庭の父の就業支援を図る優良企業等の表彰	44
<b>3. 就業支援につながる施策等（就業相談・就職支援）</b> . . . . .	<b>15</b>	行政機関等における母子家庭の母等の雇用促進の取組	45
ハローワークによる母子家庭の母等の職業紹介状況	16	<b>6. 生活支援に関する施策</b> . . . . .	<b>46</b>
マザーズハローワーク事業の概要	17	ひとり親家庭等日常生活支援事業	47
母子家庭等就業・自立支援事業	18	子育て短期支援事業	48
ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業	24	ひとり親家庭等生活向上事業	49
母子・父子自立支援プログラム策定事業	27	母子世帯等の住居の状況	52
<b>4. 就業支援に関する施策等（職業訓練）</b> . . . . .	<b>30</b>	住居の安定確保	53
職業訓練メニュー	31	母子生活支援施設	54
公共職業訓練の実施	32	<b>7. 養育費の確保策</b> . . . . .	<b>55</b>
自立支援教育訓練給付金事業	33	<b>8. 自立を促進するための経済的支援</b> . . . . .	<b>59</b>
高等職業訓練促進給付金等事業	35	児童扶養手当	60
高等職業訓練促進資金貸付事業	37	母子父子寡婦福祉資金貸付金	64
ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	38	<b>9. 各自治体における取組状況</b> . . . . .	<b>68</b>

# 1. 生活の状況

# 世帯構造別、世帯類型別にみた世帯数及び平均世帯人員の年次推移

年次	総数	世帯構造						世帯類型				平均世帯人員
		単独世帯	夫婦のみの世帯	夫婦と未婚の子のみの世帯	ひとり親と未婚の子のみの世帯	三世帯世帯	その他の世帯	高齢者世帯	母子世帯	父子世帯	その他の世帯	
		推 計 数 (単位:千世帯)						推 計 数 (単位:千世帯)				(人)
昭和61年	37,544	6,826	5,401	15,525	1,908	5,757	2,127	2,362	600	115	34,468	3.22
平成元年	39,417	7,866	6,322	15,478	1,985	5,599	2,166	3,057	554	100	35,707	3.10
4	41,210	8,974	7,071	15,247	1,998	5,390	2,529	3,688	480	86	36,957	2.99
7	40,770	9,213	7,488	14,398	2,112	5,082	2,478	4,390	483	84	35,812	2.91
10	44,496	10,627	8,781	14,951	2,364	5,125	2,648	5,614	502	78	38,302	2.81
13	45,664	11,017	9,403	14,872	2,618	4,844	2,909	6,654	587	80	38,343	2.75
16	46,323	10,817	10,161	15,125	2,774	4,512	2,934	7,874	627	90	37,732	2.72
19	48,023	11,983	10,636	15,015	3,006	4,045	3,337	9,009	717	100	38,197	2.63
22	48,638	12,386	10,994	14,922	3,180	3,835	3,320	10,207	708	77	37,646	2.59
25	50,112	13,285	11,644	14,899	3,621	3,329	3,334	11,614	821	91	37,586	2.51
26	50,431	13,662	11,748	14,546	3,576	3,464	3,435	12,214	732	101	37,384	2.49
27	50,361	13,517	11,872	14,820	3,624	3,264	3,265	12,714	793	78	36,777	2.49
28	49,945	13,434	11,850	14,744	3,640	2,947	3,330	13,271	712	91	35,871	2.47

※ 資料:厚生労働省「国民生活基礎調査」。平成7年の数値は兵庫県を除く。平成28年の数値は熊本県を除く。

※ 「母子(父子)世帯数」の数値は、死別・離別・その他の理由で、現に配偶者のいない65歳未満の女(男)と20歳未満のその子のみで構成している世帯数

## 母子世帯・父子世帯の世帯数の推移

(単位:世帯)

	平成2年調査	平成7年調査	平成12年調査	平成17年調査	平成22年調査	平成27年調査
母子世帯	551,977	529,631	625,904	749,048	755,972	754,724
父子世帯	101,705	88,081	87,373	92,285	88,689	84,003

※ 国勢調査(各年10月1日現在)による。

※ 「母子(父子)世帯数」の数字は、「未婚、死別又は離別の女(男)親と、その未婚の20歳未満の子どものみからなる世帯(他の世帯員がいないもの)」の世帯数



## 所得の種類別一世帯当たり平均所得金額

(単位:万円)

	総所得	稼働所得	公的年金・ 恩給	財産所得	年金以外の 社会保障 給付金	仕送り・ 企業年金・ 個人年金・ その他の所得	世帯人員1人 当たり平均所 得金額
母子世帯	270.3	213.8	7.6	0.5	42.6	5.8	105.7
児童のいる世帯	707.8	646.9	27.0	9.7	17.4	6.7	173.3
全世帯	545.8	403.7	104.3	18.4	6.3	13.1	212.4
高齢者世帯	308.4	65.0	201.6	22.9	1.9	16.9	197.3

資料:厚生労働省「平成28年国民生活基礎調査」

(注)所得は、平成27年1年間の所得である。(熊本県を除く。)

## 平成27年における年間就労収入の分布について

(単位:%)

	100万円未満	100~200 万円未満	200~300 万円未満	300~400 万円未満	400万円以上	平均年間 就労収入
母子世帯	22.3 (28.6)	35.8 (35.4)	21.9 (20.5)	10.7 (8.7)	9.2 (6.8)	200万円 (181万円)
父子世帯	8.2 (9.5)	11.7 (12.6)	15.3 (21.5)	24.9 (18.8)	39.9 (37.7)	398万円 (360万円)

資料:厚生労働省「平成28年度全国ひとり親世帯等調査」

※( )内の数値は、平成22年における年間就労収入の分布

# 母子家庭・父子家庭の現状

	母子世帯	父子世帯
1 世帯数(推計値)	123.2万世帯	18.7万世帯
2 ひとり親世帯になった理由	離婚 79.5% 死別 8.0%	離婚 75.6% 死別 19.0%
3 就業状況	81.8%	85.4%
うち 正規の職員・従業員	44.2%	68.2%
うち 自営業	3.4%	18.2%
うち パート・アルバイト等	43.8%	6.4%
4 平均年間収入(母又は父自身の収入)	243万円	420万円
5 平均年間就労収入(母又は父自身の就労収入)	200万円	398万円
6 平均年間収入(同居親族を含む世帯全員の収入)	348万円	573万円

資料:厚生労働省「平成28年度全国ひとり親世帯等調査」

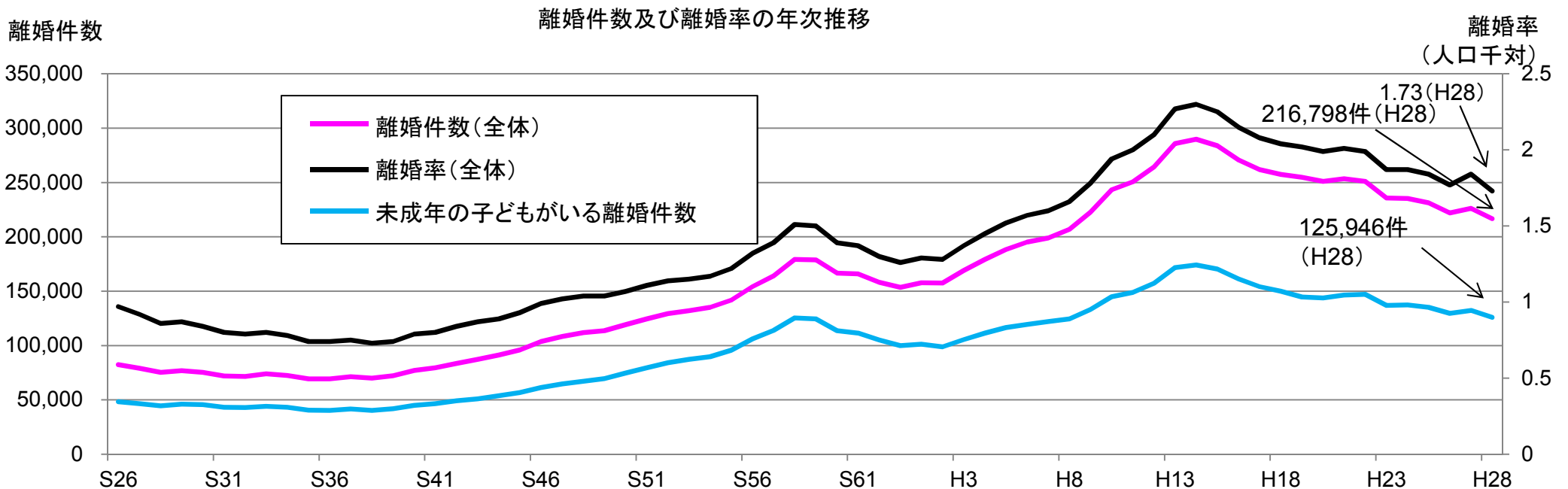
※ 上記は、母子又は父子以外の同居者がいる世帯を含めた全体の母子世帯、父子世帯の数。

※ 母子のみにより構成される母子世帯数は約75万世帯、父子のみにより構成される父子世帯数は約8万世帯。(平成27年国勢調査)

※ 「平均年間収入」及び「平均年間就労収入」は、平成27年の1年間の収入。

# 母子家庭と父子家庭の現状

- 母子のみにより構成される母子世帯数は約75万世帯、父子のみにより構成される父子世帯数は約8万世帯（平成27年国勢調査）
- 母子以外の同居者がいる世帯を含めた全体の母子世帯数は約123万世帯、父子世帯数は約19万世帯（平成28年度全国ひとり親世帯等調査による推計）
- 児童扶養手当受給者数は約100.6万人（平成28年度末時点、福祉行政報告例）
- 母子世帯になった理由は、離婚が約8割、死別は約1割、父子世帯になった理由は、離婚が約8割、死別が約2割  
 ※昭和58年では母子世帯で離婚約5割、死別約4割、父子世帯で離婚約5割、死別約4割
- 離婚件数は約21万7千件（平成28年人口動態統計（確定数））  
 従来、増加傾向にあったが、平成15年から概ね減少傾向。  
 うち、未成年の子どもがいる離婚件数は約12万6千件で、全体の58.1%となっており、傾向も全体と同様。
- 離婚率（人口千対）は1.73。アメリカ（3.1）、イギリス（2.05）、韓国（2.1）フランス（1.91）、ドイツ（2.05）より低く、イタリア（0.86）よりは高い水準。



## **2. 支援施策の体系**

# ひとり親家庭等の自立支援策の体系

- 平成14年より「就業・自立に向けた総合的な支援」へと施策を強化し、「子育て・生活支援策」、「就業支援策」、「養育費の確保策」、「経済的支援策」の4本柱により施策を推進中。
- 平成24年に「母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法」が成立
- 平成26年の法改正(※)により、支援体制の充実、就業支援施策及び子育て・生活支援施策の強化、施策の周知の強化、父子家庭への支援の拡大、児童扶養手当と公的年金等との併給制限の見直しを実施。(※母子及び父子並びに寡婦福祉法、児童扶養手当法)
- 平成28年の児童扶養手当法の改正により、第2子、第3子以降加算額の最大倍増を実施。

## 自立促進計画（地方公共団体が国の基本方針を踏まえて策定）

### 子育て・生活支援

- 母子・父子自立支援員による相談支援
- ヘルパー派遣、保育所等の優先入所
- 子どもの生活・学習支援事業等による子どもへの支援
- 母子生活支援施設の機能拡充 など

### 就業支援

- 母子・父子自立支援プログラムの策定やハローワーク等との連携による就業支援の推進
- 母子家庭等就業・自立支援センター事業の推進
- 能力開発等のための給付金の支給 など

### 養育費確保支援

- 養育費相談支援センター事業の推進
- 母子家庭等就業・自立支援センター等における養育費相談の推進
- 「養育費の手引き」やリーフレットの配布 など

### 経済的支援

- 児童扶養手当の支給
- 母子父子寡婦福祉資金の貸付  
就職のための技能習得や児童の修学など12種類の福祉資金を貸付 など

## 自立促進計画

地域の実情に応じて、計画的に母子家庭等及び寡婦の自立支援施策を実施できるよう、講じようとする施策の基本となるべき事項や、福祉サービスの提供や職業能力の向上の支援などの講ずべき具体的な措置に関する事項等母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する計画を策定する。

※ 平成26年10月1日に「母子家庭及び寡婦自立促進計画」を「自立促進計画」に改称。

### <自立促進計画の策定状況>

	都道府県	指定都市	中核市	一般市等	合計
平成23年度	46か所 (97.9%)	19か所 (100.0%)	26か所 (63.4%)	176か所 (22.4%)	267か所 (29.9%)
平成24年度	45か所 (95.7%)	20か所 (100.0%)	28か所 (68.3%)	178か所 (22.5%)	271か所 (30.2%)
平成25年度	47か所 (100.0%)	20か所 (100.0%)	28か所 (66.7%)	185か所 (23.4%)	280か所 (31.1%)
平成26年度	47か所 (100.0%)	20か所 (100.0%)	29か所 (67.4%)	180か所 (22.7%)	276か所 (30.6%)
平成27年度	47か所 (100.0%)	20か所 (100.0%)	30か所 (66.6%)	197か所 (24.9%)	294か所 (32.6%)
平成28年度	47か所 (100.0%)	20か所 (100.0%)	31か所 (64.6%)	195か所 (24.7%)	293か所 (32.4%)

資料：厚生労働省子ども家庭局調べ

(注)上段の数字はか所数、( )は都道府県、市等における実施割合

# ひとり親家庭に対する主な就業支援について(平成29年度)

## 就業相談・職業紹介等

### ハローワークにおける職業紹介等

- 就職支援ナビゲーター等による個別支援
- トライアル雇用の活用
- 公的職業訓練の受講あっせん

### マザーズハローワーク事業 (194箇所※29年度新設箇所含む。)

- 母子家庭の母等の支援機関へ出張相談、託児付きセミナーの開催
- 公的職業訓練の受講あっせん

### ハローワークに福祉人材コーナーを設置 (79箇所※29年度新設箇所含む。)

- 福祉分野(介護・医療・保育)について担当者制も活用した職業相談・職業紹介
- 同コーナーを設置していないハローワークにおいても、求人情報の提供や必要に応じて福祉人材コーナーの利用勧奨等を実施。

## 母子家庭等就業・自立支援センター事業

- 就業相談、職業紹介の実施、就業情報の提供を実施
- 就業準備に関するセミナー等の開催
- 養育費の取得率の向上を図るための特別相談を実施
- 母子家庭等就業・自立支援センターにおいて職業訓練に参加するひとり親の子どもの託児サービスを提供
- 自営型の在宅就業を希望するひとり親家庭の親が、業務を行いながら独り立ちに向けたノウハウを蓄積できるよう、在宅就業コーディネーターによる支援を実施

## 被保護者就労支援事業

- 被保護者の自立の促進を図ることを目的とし、被保護者の就労の支援に関する問題について、被保護者からの相談に応じ、必要な情報提供及び助言を行う事業を実施。

## 被保護者就労準備支援事業

- 就労意欲が低い者や基本的な生活習慣に課題を有する者など、就労に向けた課題をより多く抱える被保護者に対し、一般就労に向けた準備として、就労意欲の喚起や一般就労に従事する準備としての日常生活習慣の改善を、計画的かつ一貫して実施。

## 母子・父子自立支援プログラム策定事業

- 個々の母子家庭及び父子家庭の状況・ニーズに対応した自立支援プログラムを策定、また、必要に応じてプログラムで策定した目標を達成した後もアフターケアを実施することにより、きめ細やかな自立支援を行う。

## 職業訓練等

### 国及び都道府県が行う公共職業訓練

- 託児サービスを付加した訓練コースを実施。
- 訓練受講生のうち、自立支援プログラムの対象者に対し、ビジネスマナーや職業適性検査等の準備講習を付加した訓練コースを実施。
- 母子家庭の母等の特性に応じた訓練コースを実施。
- 短時間訓練コースやeラーニングコースを実施

## 給付金等

### 職業転換給付金 (訓練手当、職場適応訓練費)

- 母子家庭の母等になって3年以内に安定所に出頭して求職の申込みをし、安定所長の指示により職業訓練を受ける者等に支給

### 高等職業訓練促進給付金等事業

- 1年以上の養成機関に修業する間の生活費の負担軽減のための給付金を支給
  - ・支給額  
市町村民非課税世帯月額：100,000円  
// 課税世帯月額：70,500円
  - ・支給期間  
修学する期間の全期間(上限3年)

### 高等職業訓練促進資金貸付事業

- 高等職業訓練促進給付金を受給する者に対して、入学準備金(50万円)及び就職準備金(20万円)を貸付。5年間就業を継続した場合、返還免除とする。

### 自立支援教育訓練給付金事業

- 教育訓練講座修了後に受講費用の60%を支給

### 高等学校卒業程度認定試験合格支援事業

- 高卒認定試験合格のための講座修了後に受講費用の20%を支給
- 高卒認定試験に合格した場合に受講費用の40%を支給(最大、受講費用の6割を支給(上限15万円))

### 母子父子寡婦福祉貸付金

- 母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の自立を促進するため、修学資金や生活資金等を貸付け(平成26年10月1日から父子家庭を対象)

## 求職者支援制度

- 雇用保険を受給できない方々等に対する職業訓練(求職者支援訓練等)の実施
- 求職者支援訓練において、託児サービスを付加した訓練コースや短時間訓練コースを実施
- 職業訓練期間中の給付【職業訓練受講給付金】  
(受講手当月10万円、通所手当、寄宿手当)※一定の支給要件あり

## 雇用保険給付(被保険者)

### 基本手当

- 雇止めにより離職した有期労働者等について、受給資格要件の緩和(被保険者期間12月→6月)及び解雇等と同様の手厚い給付を行う
- 倒産、解雇や労働契約が更新されなかったことによる離職者について、雇用情勢が悪い地域に居住し、かつ、重点的に再就職の支援が必要であると公共職業安定所長が認めた受給資格者に対して、基本手当が60日間延長される。

### 再就職手当

- 早期に安定した職業に再就職した場合は支給残日数の60%~70%を支給  
給付額：基本手当日額×支給残日数×60%~70%

### 教育訓練給付制度

- 一般教育訓練を受講修了した場合に訓練経費の20%を支給
- 専門実践教育訓練を受講した場合に、修了する見込みで受講している方と修了した方に、6か月ごとに訓練経費の40%(平成30年1月から50%)を支給  
受講修了し、資格取得等を行い、受講修了日の翌日から1年以内に一般被保険者として雇用された場合等に、訓練経費の20%を追加支給

## 母子家庭の母等を雇用する事業主に対する支援 (助成金)

### 特定求職者雇用開発助成金(特定就職困難者コース)

- 母子家庭の母等又は父子家庭の父をハローワーク等の紹介により雇入れた事業主に対して、賃金相当額の一部を助成

### トライアル雇用助成金(一般トライアルコース)

- 母子家庭の母等又は父子家庭の父をハローワーク等の紹介により試用雇用(原則3か月)した事業主に対して月額最大5万円を支給

### キャリアアップ助成金

- 有期契約労働者、短時間労働者、派遣労働者といったいわゆる非正規雇用の労働者(正規雇用の労働者以外の無期雇用労働者を含む。)の企業内のキャリアアップを促進するため、正社員化、人材育成、処遇改善の取組を実施した事業主に対して包括的に助成
  - ①正社員化コース ②人材育成コース ③賃金規定等改定コース
  - ④健康診断制度コース ⑤賃金規定等共通化コース ⑥諸手当制度共通化コース
  - ⑦選択的適用拡大導入時処遇改善コース ⑧短時間労働者労働時間延長コース
- ※事業主が母子家庭の母等又は父子家庭の父の有期契約労働者等に対して、①の取組を実施した場合、一定額を支給額に上乗せする

### 両立支援等助成金

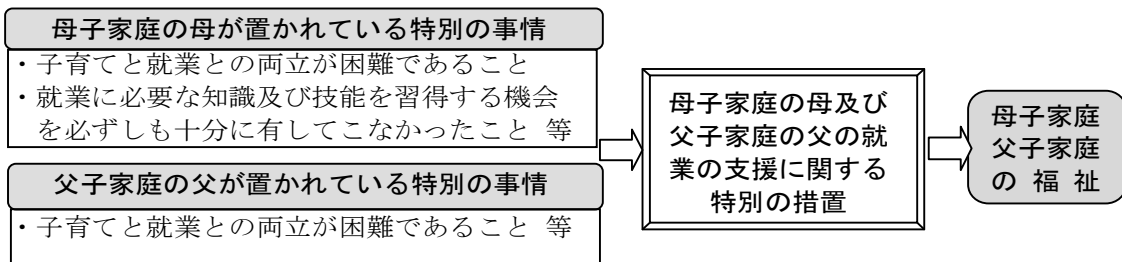
- 仕事と家庭の両立支援に取り組む事業主に対して、両立支援等助成金を支給
  - 事業所内保育施設コース
  - 出生時両立支援コース
  - 介護離職防止支援コース
  - 育児休業等支援コース
  - 再雇用者評価処遇コース

※黒地に白抜の事項が母子家庭等に係る特別対策

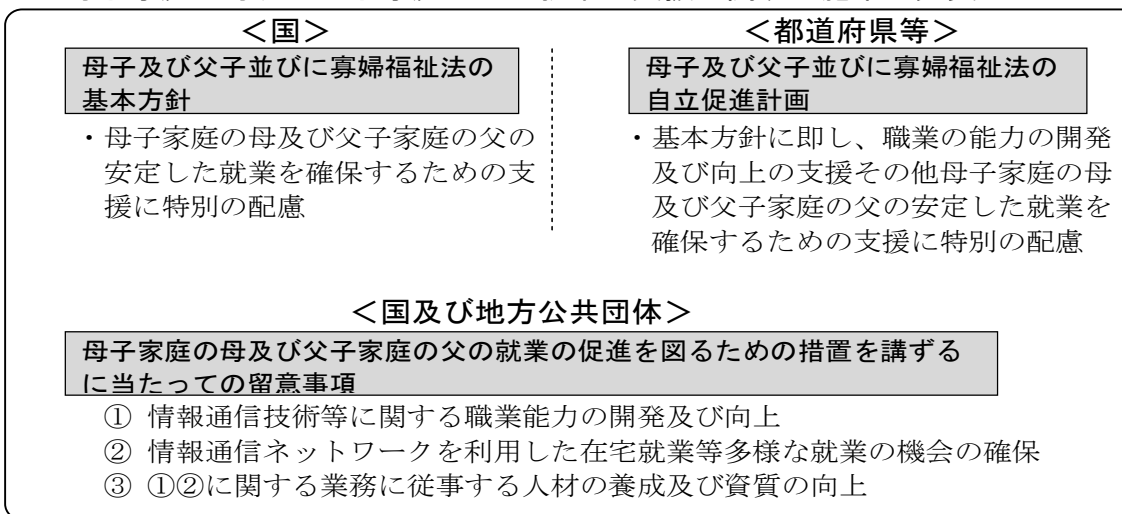
# 母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法について

成立日 平成24年9月7日  
 公布日 平成24年9月14日  
 施行日 平成25年3月1日

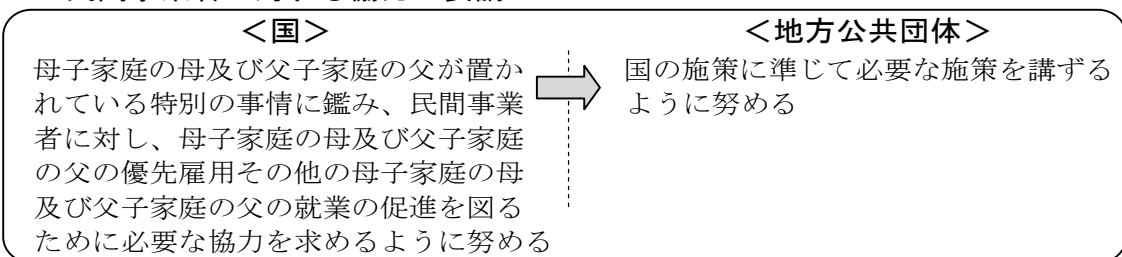
## 1. 目的



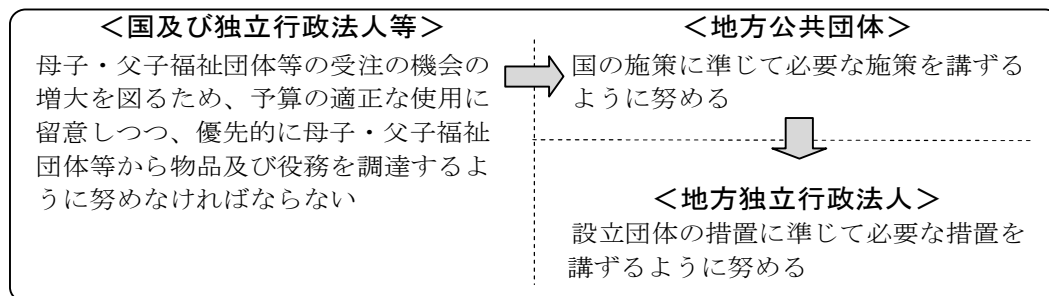
## 2. 母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する施策の充実



## 3. 民間事業者に対する協力の要請



## 4. 母子・父子福祉団体等の受注機会の増大への努力



## 5. 財政上の措置等

国は、母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の促進を図るため必要な財政上の措置等を講ずるように努めなければならない

## 6. その他

- この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する
- その他所要の規定の整備を行う



# 「すくすくサポート・プロジェクト」(すべての子どもの安心と希望の実現プロジェクト) (注)

(平成27年12月21日「子どもの貧困対策会議」決定)

- 経済的に厳しい状況に置かれたひとり親家庭や多子世帯が増加傾向にあり、自立支援の充実が課題。
- 児童虐待の相談対応件数は増加の一途。複雑・困難なケースも増加。

平成27年8月28日 ひとり親家庭・多子世帯等自立支援策及び児童虐待防止対策の「施策の方向性」をとりまとめ  
→年末を目途に財源確保も含めた政策パッケージを策定

## すくすくサポート・プロジェクト

### I ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクト

- 就業による自立に向けた支援を基本にしつつ、子育て・生活支援、学習支援などの総合的な取組を充実
- 具体的には、ひとり親家庭が孤立せず支援につながる仕組みを整えつつ、生活、学び、仕事、住まいを支援するとともに、ひとり親家庭を社会全体で応援する仕組みを構築

#### 【主な内容】

- ◇自治体の窓口のワンストップ化の推進
- ◇子どもの居場所づくりや学習支援の充実
- ◇親の資格取得の支援の充実
- ◇児童扶養手当の機能の充実 など

### II 児童虐待防止対策強化プロジェクト

- 児童虐待について、発生予防から発生時の迅速・的確な対応、自立支援まで、一連の対策を更に強化。

#### 【主な内容】

- ◇子育て世代包括支援センターの全国展開
- ◇児童相談所体制強化プラン（仮称）の策定
- ◇里親委託等の家庭的養護の推進
- ◇退所児童等のアフターケア など

平成28年通常国会において、児童扶養手当法改正法及び児童福祉法等改正法が成立。  
引き続き、「すくすくサポート・プロジェクト」に基づき、ひとり親家庭の支援策を着実に実施する。

※施策の実施に当たっては、官・民のパートナーシップを構築し民間の創意工夫を積極的に活用。

※行政が未だ実施していない事業を民間投資によって行い、行政がその成果に対する対価を支払うといった手法等の先駆的な取組も幅広く参考。

(注) 「すべての子どもの安心と希望の実現プロジェクト」の愛称を「すくすくサポート・プロジェクト」と決定(平成28年2月23日)

# I ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクト（課題と対応）

## 現状・課題

- 経済的に厳しい状況に置かれたひとり親家庭や多子世帯が増加傾向
- これらの方の自立のためには、
  - ・支援が必要な方に行政のサービスを十分に行き届けること
  - ・複数の困難な事情を抱えている方が多いため一人一人に寄り添った支援の実施
  - ・ひとりで過ごす時間が多い子供達に対し、学習支援も含めた温かい支援の実施
  - ・安定した就労による自立の実現が必要。

○昭和63年から平成28年の30年間で  
母子世帯は1.5倍、父子世帯は1.1倍  
(母子世帯84.9万世帯→123.2万世帯、  
父子世帯17.3万世帯→18.7万世帯)

○母子世帯の81.8%が就業しており、そのうち43.8%はパート、アルバイト等

○母子世帯の平均年間就労収入(母自身の就労収入)は200万円、平均年間収入(母自身の収入)は243万円

## 対応

就業による自立に向けた就業支援を基本としつつ、子育て・生活支援、学習支援などの総合的な支援を充実。

### ① 支援につながる

◆ 自治体窓口のワンストップ化の推進

### ② 生活を応援

- ◆ 子どもの居場所づくり
- ◆ 児童扶養手当の機能の充実
- ◆ 養育費の確保支援
- ◆ 母子父子寡婦福祉資金の見直し
- ◆ 多子世帯・ひとり親世帯の保育所等利用における負担軽減

### ③ 学びを応援

- ◆ 教育費負担の軽減
- ◆ 子供の学習支援の充実
- ◆ 学校をプラットフォームとした子供やその家庭が抱える問題への対応

### ④ 仕事を応援

- ◆ 就職に有利な資格の取得促進
- ◆ ひとり親家庭の親の就労支援
- ◆ ひとり親が利用しやすい能力開発施策の推進
- ◆ 非正規雇用労働者の育児休業取得促進

### ⑤ 住まいを応援

◆ ひとり親家庭等に対する住居確保の支援

### ⑥ 社会全体で応援

- ◆ 「子供の未来応援国民運動」の推進
- ◆ 子供の未来応援地域ネットワーク形成支援

平成28年通常国会において  
児童扶養手当法改正法が成立

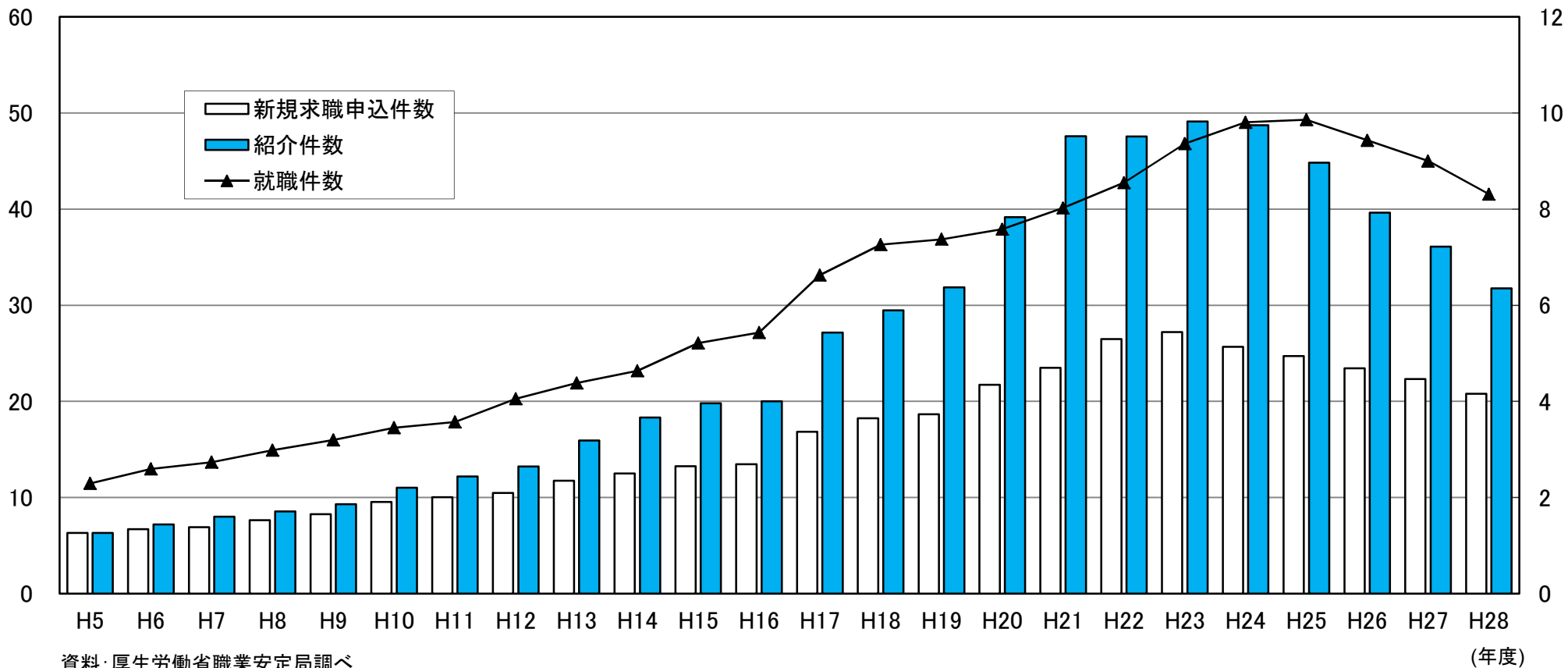
### **3. 就業支援につながる施策等**

(就業相談・就職支援)

# ハローワークによる母子家庭の母等の職業紹介状況

新規求職申込・  
紹介件数(万件)

就職件数(万件)



	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
新規求職申込み件数	264,742件	272,111件	256,719件	247,033件	234,497件	223,195件	207,820件
紹介件数	475,566件	491,240件	487,183件	448,379件	396,341件	361,077件	317,449件
就職件数	85,480件	93,613件	98,077件	98,597件	94,316件	90,018件	83,100件

資料:厚生労働省職業安定局調べ

# マザーズハローワーク事業の概要

## 概要

### マザーズハローワーク(平成18年度より設置)

- ・全国21箇所(札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、渋谷区、荒川区、立川市、横浜市、相模原市、新潟市、静岡市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、岡山市、広島市、福岡市、北九州市、熊本市)に設置。
- ・子育て女性等(※)に対する再就職支援を実施するハローワーク。
- ※子育て女性等とは、子育て中の女性のほか、子育て中の男性、子育てをする予定のある女性を含む。

### マザーズコーナー(平成19年度より設置)

- ・マザーズハローワーク未設置地域であって県庁所在地等地域の中核的な都市のハローワークに「マザーズコーナー」(173箇所)を設置。

## 支援サービスの内容

### 求職活動の準備が整い、かつ具体的な就職希望を有する子育て女性等に対する就職支援サービスの提供

#### ○ 担当者制・予約制によるきめ細かな職業相談・職業紹介等

個々の求職者の希望や状況に応じた再就職実現のための計画の策定、担当者制・予約制による職業相談・職業紹介・公的職業訓練のあっせん、再就職に資する各種セミナーの実施等総合的かつ一貫した支援の実施

#### ○ 仕事と子育てが両立しやすい求人の確保等

仕事と子育てが両立しやすい求人情報の収集・提供や、求職者の希望やニーズに適合する求人の開拓をするとともに、メール配信等により、事業所情報を提供

#### ○ 地方公共団体等との連携による保育サービス関連情報の提供

保育所、地域の子育て支援サービスに関する情報の提供や、地方公共団体の保育行政との連携による保育サービスの現状等に係る説明会の開催等

#### ○ 子ども連れで来所しやすい環境の整備

- ・キッズコーナー、ベビーチェアの設置や子ども連れでも職業相談等が行える十分な相談スペースの確保
- ・相談中の子どもの安全面へ配慮し、キッズコーナーに安全サポートスタッフを配置

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
新規求職申込み件数	208,103件	209,731件	210,508件	219,085件	220,740件	220,843件
(担当者制による就職支援対象者数)	53,645件	57,470件	62,720件	71,560件	73,918件	76,001件
就職件数	69,137件	69,413件	72,050件	76,119件	75,297件	73,776件

※マザーズハローワーク事業実績

# 母子家庭等就業・自立支援事業

※平成15年度から実施

## 事業内容

- 母子家庭の母及び父子家庭の父等に対し、就業相談から就業支援講習会、就業情報の提供等までの一貫した就業支援サービスや養育費の取り決めなどに関する専門相談など生活支援サービスを提供する事業。

都道府県・指定都市・中核市

一般市・福祉事務所設置町村

### (1) 母子家庭等就業・自立支援センター事業

#### 支援メニュー

#### 就業支援事業

- ・就業相談、助言の実施、企業の意識啓発、求人開拓の実施等

#### 就業支援講習会等事業

- ・就業準備等に関するセミナーや、資格等を取得するための就業支援講習会の開催

#### 就業情報提供事業

- ・求人情報の提供
- ・電子メール相談等

#### 養育費等支援事業

- ・生活支援の実施
- ・養育費相談の実施等

#### 在宅就業推進事業

- ・在宅就業に関するセミナーの開催や在宅就業コーディネーターによる支援等

#### 面会交流支援事業

- ・面会交流援助の実施等

#### 相談関係職員研修支援事業

- ・相談関係職員の資質向上のための研修会の開催や研修受講支援等

#### 広報啓発・広聴、ニーズ把握活動等事業

- ・地域の特性を踏まえた広報啓発活動や支援施策に係るニーズ調査の実施等

### (2) 一般市等就業・自立支援事業

- 母子家庭等就業・自立支援センター事業の8つの支援メニューの中から、地域の実情に応じ適切な支援メニューを選択して実施

※ 面会交流支援事業については、平成28年度から一般市等就業・自立支援事業のメニューに追加。

- ・「地域生活支援事業」を「養育費等支援事業」と改称し、弁護士による離婚前を含めた養育費確保のための法律相談などを実施する。（平成28年度から）
- ・「管内自治体・福祉事務所支援事業」を「相談関係職員研修支援事業」と改称。（平成28年度から）

## 母子家庭等就業・自立支援センター事業の実施状況

	都道府県	指定都市	中核市	合計
平成15年度	39か所 (83.0%)	8か所 (61.5%)	11か所 (31.4%)	58か所 (61.1%)
平成23年度	47か所 (100.0%)	19か所 (100.0%)	41か所 (100.0%)	107か所 (100.0%)
平成24年度	47か所 (100.0%)	20か所 (100.0%)	40か所 (97.6%)	107か所 (99.1%)
平成25年度	47か所 (100.0%)	20か所 (100.0%)	41か所 (97.6%)	108か所 (99.1%)
平成26年度	47か所 (100.0%)	20か所 (100.0%)	43か所 (100.0%)	110か所 (100.0%)
平成27年度	47か所 (100.0%)	20か所 (100.0%)	44か所 (97.8%)	111か所 (99.1%)
平成28年度	47か所 (100.0%)	20か所 (100.0%)	45か所 (93.8%)	112か所 (97.4%)

資料：厚生労働省子ども家庭局調べ

(注)上段の数字はか所数、( )は都道府県、市における実施割合

## 就業相談の実施状況(母子家庭等就業・自立支援センターのメニュー)

母子家庭の母等の就業相談に応じ、家庭の状況、職業能力の適性、職業訓練の必要性等を踏まえ、就業への意欲形成等について助言を行うとともに、求人情報等を提供している。

また、就業に係る巡回相談を行うとともに、地域の企業に対し、母子家庭の母等に対する理解と協力を得つつ、求人を開拓する就業促進活動を行っている。平成21年度からは、事業の対象に父子家庭を追加して実施。

	相談件数 (延べ数)	就業実績(延べ数)			
		総数	内訳		
			常勤	非常勤・パート	自営業・その他
平成15年度	14,585件	1,262件	420件	822件	20件
平成23年度	101,575件	6,366件	2,752件	3,440件	174件
平成24年度	99,085件	6,097件	2,573件	3,349件	175件
平成25年度	83,581件	5,575件	2,505件	2,957件	113件
平成26年度	77,568件	5,489件	2,767件	2,536件	186件
平成27年度	79,852件	5,523件	2,897件	2,550件	76件
平成28年度	78,848件	4,951件	2,458件	2,403件	90件

※1名の利用者が就業相談、就業支援講習会、就業情報提供事業を利用して就職した場合は、それぞれ1件として数えている。

資料:厚生労働省子ども家庭局調べ



## 就業支援講習会の実施状況(母子家庭等就業・自立支援センターのメニュー)

母子家庭の母等については、就業経験がない者、専業主婦であった期間が長く再就職に不安がある者、転職希望はあるが仕事と家庭の両立に不安を抱えている者、就業に際して必要な技能の習得やよりよい仕事に就くためのキャリアアップを望む者、起業するためのノウハウの習得を望む者など、様々なニーズがあると考えられる。

このような様々なニーズに応じて仕事に結びつく可能性の高い能力や資格を習得するための就業支援講習会を開催している。平成25年度からは、事業の対象に父子家庭を追加して実施。

	受講者数 (延べ数)	就業実績(延べ数)			
		総数	内訳		
			常勤	非常勤・パート	自営業・その他
平成15年度	15,504件	757件	216件	415件	126件
平成23年度	16,421件	1,662件	573件	955件	134件
平成24年度	17,750件	1,710件	682件	965件	63件
平成25年度	21,880件	1,392件	551件	698件	143件
平成26年度	30,400件	1,636件	600件	953件	83件
平成27年度	37,177件	1,714件	707件	903件	104件
平成28年度	32,168件	1,582件	650件	855件	77件

※1名の利用者が就業相談、就業支援講習会、就業情報提供事業を利用して就職した場合は、それぞれ1件として数えている。

資料:厚生労働省子ども家庭局調べ

## 就業情報提供事業の実施状況(母子家庭等就業・自立支援センターのメニュー)

就業支援講習会の修了者等の求職活動を支援するため、ハローワーク等の職業紹介機関と連携しつつ、母子家庭等就業支援バンクを開設し、母子家庭の母等の希望する雇用条件等を登録し、希望に応じた求人情報を登録された母子家庭の母等に適宜提供するとともに、インターネット等を活用した情報提供、電子メールによる相談、企業等への雇用を促進するための啓発活動などを行っている。平成21年度からは、事業の対象に父子家庭を追加して実施。

	情報提供件数 (延べ数)	就業実績(延べ数)			
		総数	内訳		
			常勤	非常勤・パート	自営業・その他
平成15年度	7,256件	653件	207件	415件	31件
平成23年度	102,976件	4,569件	2,045件	2,453件	71件
平成24年度	110,340件	4,534件	1,952件	2,539件	43件
平成25年度	94,217件	4,338件	2,065件	2,196件	77件
平成26年度	96,484件	4,045件	2,190件	1,807件	48件
平成27年度	102,120件	4,305件	2,395件	1,872件	38件
平成28年度	112,918件	3,496件	1,831件	1,643件	22件

※1名の利用者が就業相談、就業支援講習会、就業情報提供事業を利用して就職した場合は、それぞれ1件として数えている。

資料:厚生労働省子ども家庭局調べ

## 養育費等支援事業の実施状況(母子家庭等就業・自立支援センターのメニュー)

※平成27年度以前は「母子家庭等地域生活支援事業」として実施。

母子家庭の母等の養育費の確保のため、弁護士による離婚前・離婚後の養育費取得のための取り決めや支払の履行・強制執行に関する法律相談を実施するほか、養育費に関する専門知識を有する相談員による相談や情報提供、母子家庭の母等が養育費の取り決め等のために家庭裁判所等へ訪れる際の同行支援のほか、講習会などを実施する。また、就業支援活動に加えて生活面での支援体制を強化するため、相談指導等の生活支援を継続的に行う。

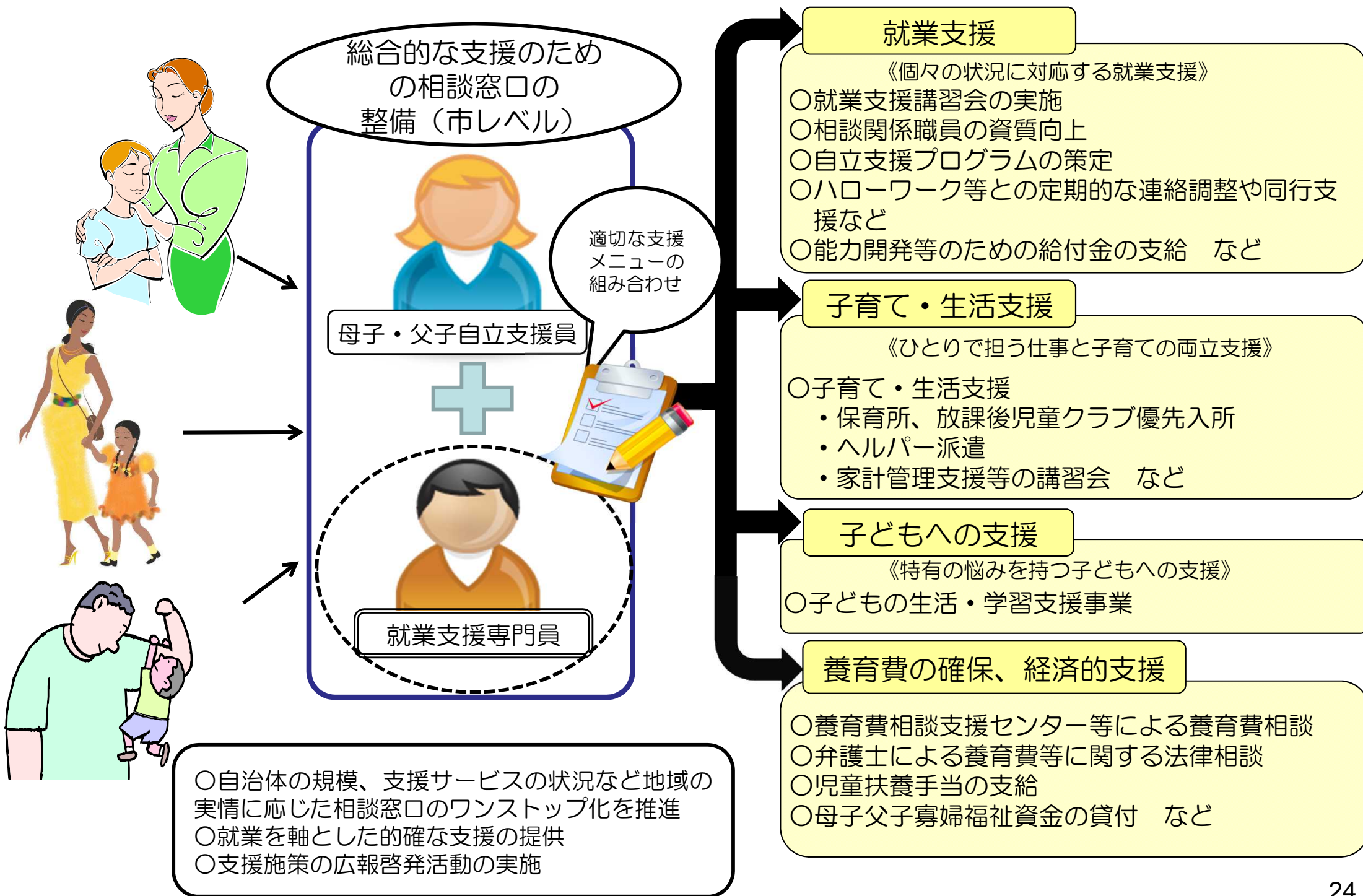
平成28年度より「養育費等支援事業」に名称変更し、弁護士による法律相談等、養育費確保のための支援を強化した。

	相談延べ件数 総数	相談内容					
		離婚前の相談	養育費関係 の相談	法律問題		子育て・生活 支援	その他
				経済的相談	その他		
平成15年度	2,585件	—	577件	678件	746件	263件	321件
平成23年度	4,481件	1,163件	1,433件	813件	960件	670件	472件
平成24年度	4,833件	1,444件	1,359件	712件	949件	695件	897件
平成25年度	4,484件	1,522件	1,303件	711件	808件	1,084件	408件
平成26年度	3,603件	1,008件	1,150件	753件	844件	918件	372件
平成27年度	3,837件	1,141件	1,124件	775件	689件	1,001件	434件
	相談延べ件数 総数	相談内容					家庭裁判所等 への同行支援 及び書類作成 支援
		離婚・親権	養育費の取り 決め方法	面会交流	支払の履行・ 強制執行	その他	
平成28年度	5,716件	1,431件	2,338件	613件	498件	2,594件	62件

※同一の者が、一度に複数の内容について相談を行った場合は、相談延べ件数総数欄に1件、該当するそれぞれの区分に1件を計上している。

資料:厚生労働省子ども家庭局調べ

# ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業



# 母子・父子自立支援員の配置

母子・父子自立支援員は、母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の抱えている問題を把握し、その解決に必要な助言及び情報提供を行うなど、自立に向けた総合的支援を行う者である。

※ 平成26年10月1日に「母子自立支援員」を「母子・父子自立支援員」に改称。

## 母子・父子自立支援員の配置状況

	母子・父子自立支援員		
	常勤	非常勤	計
平成15年度	381名	962名	1,343名
平成23年度	419名	1,182名	1,601名
平成24年度	422名	1,200名	1,622名
平成25年度	427名	1,217名	1,644名
平成26年度	416名	1,248名	1,664名
平成27年度	466名	1,244名	1,710名
平成28年度	473名	1,215名	1,688名

## 平成28年度相談件数

資料：厚生労働省子ども家庭局調べ(注)各年度末現在。

		生活 一般	再掲			児童	経済的支 援・生活 援護	再掲		その他	合計
			うち 就労	うち配偶者 等の暴力	うち養 育費			うち福祉資金	うち児童 扶養手当		
母子・ 寡婦	件数	195,327	70,531	13,508	7,736	69,520	441,498	258,171	123,716	21,171	727,516
	割合	26.8%	9.7%	1.9%	1.1%	9.6%	60.7%	35.5%	17.0%	2.9%	100.0%
父子	件数	4,896	1,147	111	213	3,387	10,135	4,368	3,897	319	18,737
	割合	26.1%	6.1%	0.6%	1.1%	18.1%	54.1%	23.3%	20.8%	1.7%	100.0%
合計	件数	200,223	71,678	13,619	7,949	72,907	451,633	262,539	127,613	21,490	746,253
	割合	26.8%	9.6%	1.8%	1.1%	9.8%	60.5%	35.2%	17.1%	2.9%	100.0%

## 就業支援専門員の配置

地方自治体の相談窓口に母子・父子自立支援員に加え、就業支援専門員を配置することにより、就業支援の専門性と体制を確保するとともに、母子・父子自立支援員のその他の専門性を高めることにより、相談支援体制の質・量の充実を図り、総合的な相談支援を実施する。

平成26年度より、都道府県、市、福祉事務所設置町村を実施主体として実施しており、平成28年度は全国27自治体で実施した。

### 就業支援専門員の配置状況

	就業支援専門員
	計
平成26年度	22名
平成27年度	36名
平成28年度	52名

資料：厚生労働省子ども家庭局調べ(注)各年度末現在。

### 相談実績

	就業相談員の 相談件数 (延べ数)
平成26年度	4,580件
平成27年度	8,456件
平成28年度	12,553件

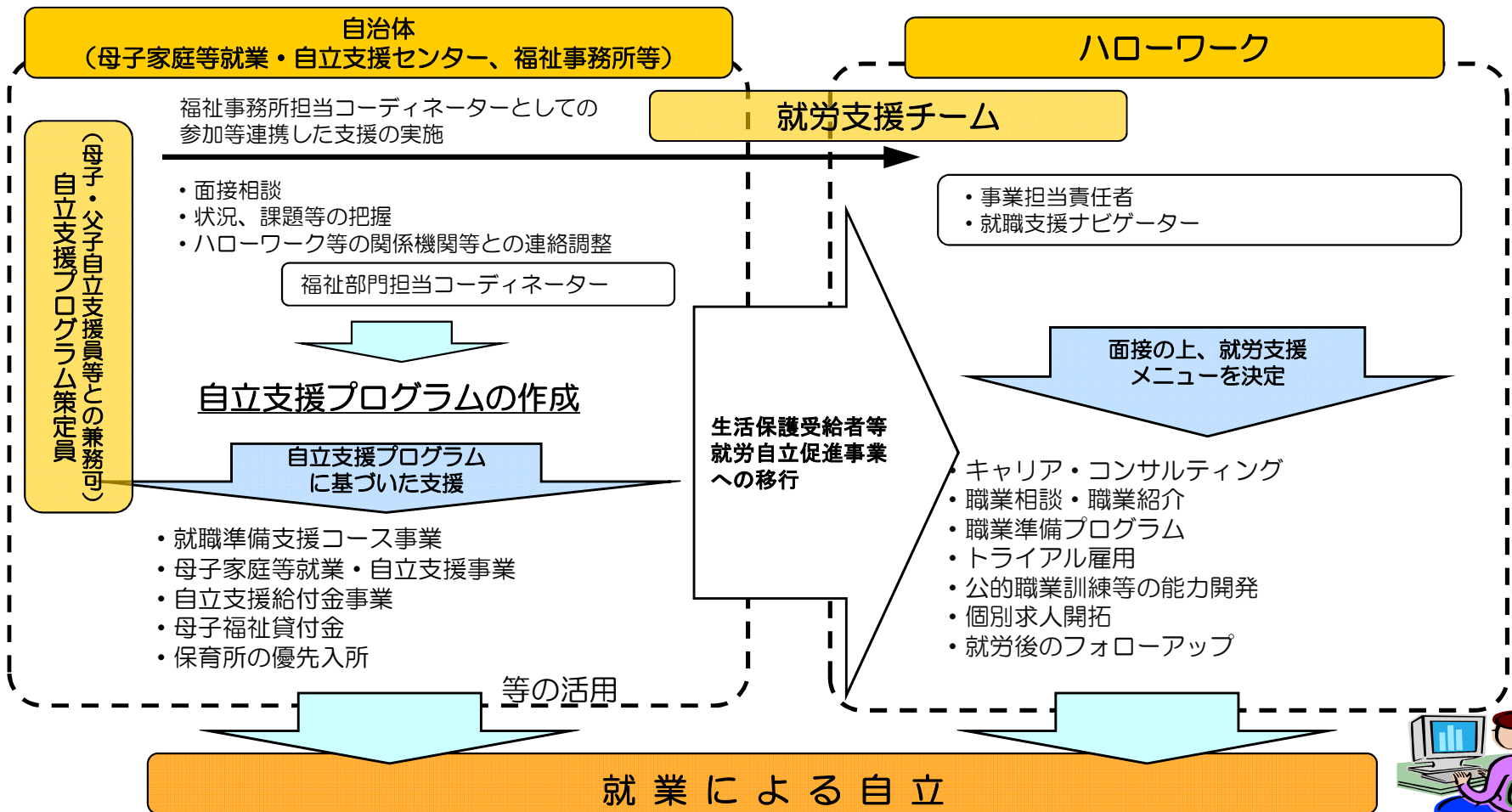
資料：厚生労働省子ども家庭局調べ

# 母子・父子自立支援プログラム策定事業

福祉事務所等に自立支援プログラム策定員を配置し、児童扶養手当受給者等に対し、個別に面接を実施し、本人の生活状況、就業への意欲、資格取得への取組等について状況把握を行い、個々のケースに応じた自立支援プログラムを策定し、自立促進を図る母子・父子自立支援プログラム策定事業を実施している。

また、母子・父子自立支援プログラムの一環としてハローワークに就労支援ナビゲーター等を配置し、ハローワークと福祉事務所等とが連携して個々の児童扶養手当受給者等の状況、ニーズ等の応じたきめ細かな就労支援を行う「生活保護受給者等就労自立促進」支援事業を実施している。

児童扶養手当受給者等



## 母子・父子自立支援プログラム策定事業の実施状況

	都道府県	指定都市	中核市	一般市等	合計
平成18年度	27か所(57.4%)	12か所(80.0%)	14か所(37.8%)	152か所(20.0%)	205か所(23.8%)
平成23年度	43か所(91.5%)	19か所(100.0%)	39か所(95.1%)	432か所(55.0%)	533か所(59.8%)
平成24年度	40か所(85.1%)	20か所(100.0%)	38か所(92.7%)	463か所(58.6%)	561か所(62.5%)
平成25年度	41か所(87.2%)	20か所(100.0%)	39か所(92.9%)	465か所(58.7%)	565か所(62.7%)
平成26年度	41か所(87.2%)	20か所(100.0%)	36か所(83.7%)	504か所(63.6%)	601か所(66.6%)
平成27年度	42か所(89.4%)	20か所(100.0%)	36か所(80.0%)	503か所(63.6%)	601か所(66.6%)
平成28年度	42か所(89.4%)	20か所(100.0%)	41か所(85.4%)	476か所(60.3%)	579か所(64.0%)

資料：厚生労働省子ども家庭局調べ

(注1) 数字はか所数、( )内は都道府県、市における実施割合。

(注2) 「一般市等」とは、市(指定都市及び中核市を除く。)、特別区及び福祉事務所設置町村のことである(以下同じ)。



## 母子・父子自立支援プログラム策定事業の実績

	自立支援計画書 策定件数	就業実績(延べ数)			
		総数	内訳		
			常勤	非常勤・パート	自営業・その他
平成23年度	7,179件	4,441件	1,714件	2,151件	576件
平成24年度	7,590件	4,462件	1,820件	2,350件	292件
平成25年度	7,175件	4,437件	1,806件	2,269件	362件
平成26年度	7,104件	4,250件	1,864件	2,112件	274件
平成27年度	7,179件	4,127件	1,923件	1,992件	212件
平成28年度	6,970件	3,658件	1,619件	1,854件	185件

資料:厚生労働省子ども家庭局調べ

## 生活保護受給者等就労自立促進事業の実施状況

	①支援対象者		②就職件数		③就職率 (②/①)	
	全体	うち児童扶養手当 受給者	全体	うち児童扶養手当 受給者	全体	うち児童扶養手当 受給者
平成23年度	45,016	9,717	24,522	6,168	54.5%	63.5%
平成24年度	63,658	15,591	39,627	10,983	62.2%	70.4%
平成25年度	88,576	22,624	54,244	14,705	61.2%	65.0%
平成26年度	108,910	29,575	69,538	19,727	63.8%	66.7%
平成27年度	121,324	34,469	79,906	23,515	65.9%	68.2%
平成28年度	123,400	35,443	81,885	23,800	66.4%	67.2%

資料:厚生労働省職業安定局調べ

※平成23、24年度は「福祉から就労」支援事業の実績である。

## **4. 就業支援に関する施策等**

(職業訓練)

# 職業訓練メニュー

(平成29年度)

## 母子家庭の母等

## 訓練受講を支援する施策

### 働いているひと

雇用保険加入者

雇用保険非加入者

(週20時間未満の短時間労働者など)

### 働いていないひと

雇用保険受給資格者(離職者など)

雇用保険受給資格者以外

(専業主婦だった者など)

#### 教育訓練給付金

厚生労働大臣が指定する講座を受講し、修了等した場合、受講費用の最大60%(平成30年1月から最大70%)を支給(上限年間48万円(平成30年1月から最大56万円))※働いていないひとも含む

#### 自立支援教育訓練給付金

地方公共団体指定の講座修了後に受講費用の60%を支給(上限20万円)※働いていないひとも含む

#### 雇用保険の基本手当

公共職業訓練等の全期間中支給  
日額: 1,976~8,025円  
※平成29年8月1日以降の適用額

#### 訓練手当(職業転換給付金)

職業訓練の全期間中支給  
日額: 3,530~4,310円  
※他に通所手当等あり。

#### 職業訓練受講給付金

求職者支援訓練等の受講期間中の受講手当(月10万円)と通所手当(通所経路に応じた所定額)を支給  
※一定の要件あり。

#### 母子家庭の母等の特別対策

##### 高等職業訓練促進給付金

1年以上養成機関で修学する場合に、修業期間の全期間(上限3年)について生活費を支給。  
月額: 100,000円  
(市町村民税非課税世帯の場合)  
<対象資格>  
都道府県等の長が地域の実情に応じて定めるもの  
(例)看護師、理学療法士、作業療法士等

##### 母子父子寡婦福祉貸付金

無利子で貸付(保証人有り)

生活資金:  
月額: 141,000円  
貸付期間: 5年以内  
償還期限: 20年以内

技能修得資金:  
月額68,000円  
貸付期間: 5年以内  
償還期限: 20年以内

## 公共職業訓練の実施

母子家庭の母等の職業能力を開発し、就職を支援するため、訓練の受講を希望し、本人の職業能力・求職条件等から受講の必要性が高い者に対し無料の公共職業訓練の受講をあっせんしている。

なお、雇用保険受給資格者以外の母子家庭の母等が公共職業安定所長の指示により公共職業訓練を受講する場合には、雇用対策法に基づき、訓練手当が支給される。

### 雇用対策法に基づく訓練手当の支給人数

(雇用保険受給資格者以外の母子家庭の母等が公共職業安定所長の指示により公共職業訓練を受講する場合)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
受給件数	677件	675件	652件	618件	582件	452件

# 自立支援教育訓練給付金事業

母子家庭の母及び父子家庭の父の主体的な能力開発の取組を支援し、自立を促進するため、雇用保険の教育訓練給付の受給資格のない母子家庭の母及び父子家庭の父が、教育訓練講座を受講し、修了した場合に、その経費の一部（受講料の6割相当額（12千円を超える場合。上限20万円））を支給する自立支援教育訓練給付事業を実施している。（平成28年度）

平成15年度から母子家庭の母を対象に事業を開始し、平成25年度からは、事業の対象に父子家庭を追加して実施している。実施主体は、地方公共団体（都道府県、市及び福祉事務所設置町村）であり、対象となる教育訓練講座は、雇用保険制度の教育訓練給付の指定講座に加え、都道府県等の長が地域の実情に応じて定めることができることになっている。

## 自立支援教育訓練給付金事業の実施状況

	都道府県	指定都市	中核市	一般市等	合計
平成15年度	35か所(74.5%)	1か所(7.7%)	6か所(17.1%)	116か所(17.6%)	158か所(21.0%)
平成23年度	47か所(100.0%)	19か所(100.0%)	41か所(100.0%)	696か所(88.7%)	803か所(90.0%)
平成24年度	47か所(100.0%)	20か所(100.0%)	41か所(100.0%)	715か所(90.5%)	823か所(91.6%)
平成25年度	47か所(100.0%)	20か所(100.0%)	42か所(100.0%)	732か所(92.4%)	841か所(93.3%)
平成26年度	47か所(100.0%)	20か所(100.0%)	43か所(100.0%)	738か所(93.1%)	848か所(93.9%)
平成27年度	47か所(100.0%)	20か所(100.0%)	45か所(100.0%)	737か所(93.2%)	849か所(94.0%)
平成28年度	47か所(100.0%)	20か所(100.0%)	48か所(100.0%)	737か所(93.4%)	852か所(94.2%)

資料：厚生労働省子ども家庭局調べ

(注)数字はか所数、( )内は、都道府県、市等における実施割合。

# 自立支援教育訓練給付金事業の実績

## <支給実績等>

	事前相談件数	受講開始件数	支給件数
平成15年度	1,569件	483件	186件
平成23年度	3,613件	1,571件	1,159件
平成24年度	3,922件	1,828件	1,234件
平成25年度	3,068件	1,253件	1,004件
平成26年度	2,660件	928件	647件
平成27年度	2,970件	936件	641件
平成28年度	3,352件	1,196件	816件

## <就業実績>

	総数			
	常勤	非常勤・パート	自営業・その他	
平成15年度	89件	27件	57件	5件
平成23年度	682件	242件	416件	24件
平成24年度	880件	280件	568件	32件
平成25年度	675件	215件	430件	30件
平成26年度	488件	186件	281件	21件
平成27年度	513件	189件	313件	11件
平成28年度	637件	244件	366件	27件

## 高等職業訓練促進給付金等事業

経済的な自立に効果的な資格の取得により、母子家庭の母及び父子家庭の父が、児童扶養手当から早期脱却することを支援するため、養成機関で1年以上修学する場合に、高等職業訓練促進給付金を支給する事業を実施している。（平成28年度）

平成15年度から母子家庭の母を対象に事業を開始し、平成25年度からは、事業の対象に父子家庭を追加して実施している。実施主体は、都道府県、市、福祉事務所設置町村であり、対象となる資格については、都道府県等の長が地域の実情に応じて定めることになっている。

### 高等職業訓練促進給付金等事業の実施状況

	都道府県	指定都市	中核市	一般市等	合計
平成15年度	29か所(61.7%)	1か所(7.7%)	6か所(17.1%)	91か所(13.8%)	127か所(16.9%)
平成23年度	47か所(100.0%)	19か所(100.0%)	40か所(97.6%)	700か所(89.2%)	806か所(90.4%)
平成24年度	47か所(100.0%)	20か所(100.0%)	41か所(100.0%)	711か所(90.0%)	819か所(91.2%)
平成25年度	47か所(100.0%)	20か所(100.0%)	42か所(100.0%)	727か所(91.8%)	836か所(92.8%)
平成26年度	47か所(100.0%)	20か所(100.0%)	43か所(100.0%)	741か所(93.4%)	851か所(94.2%)
平成27年度	47か所(100.0%)	20か所(100.0%)	45か所(100.0%)	744か所(94.1%)	856か所(94.8%)
平成28年度	47か所(100.0%)	20か所(100.0%)	48か所(100.0%)	752か所(95.3%)	867か所(95.9%)

資料：厚生労働省子ども家庭局調べ (注)数字はか所数、( )内は、都道府県、市等における実施割合。

## 高等職業訓練促進給付金等事業の実績

### <支給実績等>

	総支給件数	資格取得者件数
平成23年度	10,287件	3,016件
平成24年度	9,582件	3,821件
平成25年度	7,875件	3,212件
平成26年度	6,961件	2,804件
平成27年度	5,768件	2,256件
平成28年度	7,110件	2,475件

### <就業実績>

	総数			
	常勤	非常勤・パート	自営業・その他	
平成15年度	128件	112件	13件	3件
平成23年度	2,442件	2,129件	280件	33件
平成24年度	3,079件	2,739件	303件	37件
平成25年度	2,631件	2,369件	253件	9件
平成26年度	2,217件	2,003件	201件	13件
平成27年度	1,785件	1,561件	219件	5件
平成28年度	1,920件	1,749件	158件	13件

資料:厚生労働省子ども家庭局調べ



## 高等職業訓練促進資金貸付事業

高等職業訓練促進給付金を活用して就職に有利な資格の取得を目指すひとり親家庭の自立の促進を図るため、高等職業訓練促進資金（入学準備金50万円、就職準備金20万円）を貸し付ける事業を実施している。（H27年度補正）

### <貸付実績>

	入学準備金 貸付件数	就職準備金 貸付件数
平成28年度	787件	362件

資料：厚生労働省子ども家庭局調べ （注）平成28年度の実績に平成27年度分含む。

# ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業

高等学校を卒業していないことから希望する就業ができないことや安定した就業が難しいなどの支障が生じているため、高等学校を卒業していない（中退を含む。）ひとり親家庭の親や子どもが、高等学校を卒業した者と同等以上の学力を有すると認められる高等学校卒業程度認定試験の合格を目指す場合において、受講修了時給付金（受講費用の2割相当額（4千円を超える場合、上限10万円））及び合格時給付金（受講費用の4割相当額（上限は受講修了時給付金と合算し15万円））を支給するひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業を実施している。（平成28年度）

平成27年度から事業を開始し、実施主体は地方公共団体（都道府県、市及び福祉事務所設置町村）であり、対象となる講座は、高等学校卒業程度認定試験の合格を目指す講座とし、実施主体が適当と認められたものとしている。

## ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業の実施状況

	都道府県	指定都市	中核市	一般市等	合計
平成27年度	20か所(42.6%)	6か所(30.0%)	4か所(8.9%)	51か所(6.4%)	81か所(9.0%)
平成28年度	33か所(70.2%)	17か所(85.0%)	28か所(58.3%)	126か所(16.0%)	204か所(22.6%)

資料：厚生労働省子ども家庭局調べ （注）数字はか所数、（ ）内は、都道府県、市等における実施割合。

## <支給実績等>

	事前相談	支給件数
平成27年度	81件	6件
平成28年度	164件	28件

## **5. 就業支援に関する施策等**

(雇用・就業機会の増大)

## 特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者コース）

母子家庭の母等及び父子家庭の父の就職が特に困難な者の雇用機会の増大を図るため、これらの者をハローワーク等の紹介により、継続して雇用する労働者として雇い入れる事業主に対し、特定求職者雇用開発助成金を支給している。

### 支給額(平成28年度)

対象労働者(一般被保険者)	助成金		助成期間
	中小企業	中小企業以外	
①母子家庭の母等及び父子家庭の父 (短時間労働者除く)	60万円	50万円	1年
②母子家庭の母等及び父子家庭の父 (短時間労働者)	40万円	30万円	1年

※平成28年5月1日以降雇入れ

### 支給実績

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
支給件数	29,540件	31,509件	35,271件	37,068件	33,627件	30,951件
支給額	109億円	116億円	129億円	137億円	123億円	89.6億円

## トライアル雇用助成金（一般トライアルコース）

母子家庭の母等及び父子家庭の父は、子育てとの両立のため求職活動が制限されてしまうこと、未就職期間が長いため、就労能力への不安を有すること等により就職が困難な状況にある。このため、母子家庭の母等及び父子家庭の父がその家庭環境、適性・能力にふさわしい職業につくことができるよう、国は、求人者と求職者とが相互に理解を深めるためのトライアル雇用制度（月額最大5万円（最長3か月間）を事業主に支給）を母子家庭の母等及び父子家庭の父に対しても実施し、早期就職の促進を図っている。

### トライアル雇用開始人数（母子家庭の母等及び父子家庭の父）

平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
145人	43人	40人	44人	117人	180人

※平成25年度までは、生活保護受給者に係る実績を含む。

## たばこ事業法の許可基準の特例

製造たばこの小売販売業の許可に当たっては、母子及び父子並びに寡婦福祉法第26条及び第34条に基づき、同法第6条第4項に規定する寡婦若しくは同条第6項に規定する配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものに該当する者については、許可基準の特例として、大蔵省告示（平成10年大蔵省告示第74号）2（1）に基づいて、同告示1の距離基準を緩和した距離（距離基準に100分の80を乗じて得た距離）を適用しているところであり、平成28年度において、本特例を適用して7件の新規許可を行った。

通常の距離基準（平成10年大蔵省告示第74号）

（単位：メートル）

	繁華街(A)	繁華街(B)	市街地	住宅地(A)	住宅地(B)
指定都市	25	50	100	200	300
市制施行地	50	100	150	200	300
町村制施行地	—	—	150	200	300

（注）母子及び寡婦に対する特例は上記距離に100分の80を乗じた距離を適用する。

母子及び寡婦に対する特例を適用した新規許可状況

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
許可件数	7件	12件	16件	5件	10件	7件

資料：財務省理財局調べ

## 母子・父子福祉団体等への事業発注の推進

母子家庭の母及び父子家庭の父の就業機会の増大を図るためには、母子・父子福祉団体等ひとり親家庭の福祉の増進を主たる目的とする団体の受注機会を増大させることも有効である。

このため、国においても、地方公共団体に対し、全国会議等を通じて、母子・父子福祉団体等の事業受注の機会の増大が図られるよう、周知を図っている。

特に、地域において自立支援の中核となる「母子家庭等就業・自立支援センター」については、母子・父子福祉団体に運営委託される例が多く、平成28年度には79地方公共団体において委託されている。

また、「母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法」に基づき、母子・父子福祉団体等の受注機会の増大を図るため、予算の適正な使用に留意しつつ、優先的に母子・父子福祉団体等から物品及び役務を調達するよう努めることとしている。

### ○母子家庭等就業・自立支援センター事業について母子・父子福祉団体へ運営委託を行っている自治体数

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
自治体数	82	80	79	79	77	79

### ○母子・父子福祉団体等からの物品及び役務の調達状況

		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
国	件数	94	145	116	178
	金額 (千円)	3,495	2,227	2,539	9,535
地方 公共 団体	件数	750	648	758	409
	金額 (千円)	1,910,434	1,954,137	1,808,863	2,095,638

(注)平成25年度より調査。国には、独立行政法人又は特殊法人を含み、地方公共団体には、地方独立行政法人を含む。

## 母子家庭の母及び父子家庭の父の就業支援を図る優良企業等の表彰

母子家庭の母及び父子家庭の父の就業を推進するためには、母子家庭の母・父子家庭の父を雇用する企業側にも働きかけ、母子家庭の母及び父子家庭の父が働きやすい環境整備等の取組を促進することが有効である。

このため、平成18（2006）年度に、母子家庭の母の就業支援を図る優良企業等の表彰制度を創設し（平成24年度より父子家庭の父の就業支援を図る企業も対象）、母子家庭の母・父子家庭の父を相当数雇用している企業、母子福祉団体等に事業を発注している企業など母子家庭の母及び父子家庭の父の就業支援に積極的に取り組んでいる企業等を年1回表彰しており、平成28（2016）年度には母子家庭の母等の就業支援に積極的に取り組んでいる1社を表彰した。

### 【平成28年度表彰企業】

株式会社ヨシケイ石川（石川県金沢市）

【厚生労働省ホームページより】

ホームページアドレス: <http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000155542.html>



## 行政機関等における母子家庭の母等の雇用促進の取組

平成15年10月に厚生労働省内の母子家庭雇用促進チームによって取りまとめられた「母子家庭の雇用促進に向けた当面の取組」や、平成16年3月に母子家庭の母の就業支援に関する関係省庁連絡課長会議において申し合わされた「国の機関の非常勤職員を公募する場合に、その求人情報を母子家庭等就業・自立支援センターへ提供するとともに公益法人等に職員の求人情報を母子家庭等就業・自立支援センターへ提供することを要請するなど、母子家庭の母の就業の促進に配慮する」旨の内容に基づき、様々な機会を捉えて、国においては、国の機関の非常勤職員の求人情報を母子家庭等就業・自立支援センターへ提供するとともに、公益法人、社会福祉施設等の関係団体や地方公共団体に対し、非常勤職員等の求人情報を母子家庭等就業・自立支援センターへ提供するよう要請している。

また、平成25年3月の母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法の施行に伴い、国の各機関に対し、非常勤職員の雇い入れの際には、求人情報を近隣の母子家庭等就業・自立支援センターへ提供すること等を改めて要請している。

こうした取組みにより、平成28年度において、母子家庭等就業・自立支援センターの情報提供を通じて、国の機関には44名（1日の勤務時間が8時間で週5日勤務している者は17名、それに満たない時間数・日数で勤務している者は27名）が採用されており、地方公共団体及び関係団体には367名（1日の勤務時間が8時間で週5日勤務している者は186名、それに満たない時間数・日数で勤務している者は181名）が採用されている。

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
国の機関	63名	45名	33名	28名	33名	44名
1日8時間週5日勤務	25名	12名	19名	10名	19名	17名
上記に満たない者	38名	33名	14名	18名	14名	27名
地方公共団体及び関係団体	498名	430名	416名	308名	361名	367名
1日8時間週5日勤務	192名	131名	166名	131名	176名	186名
上記に満たない者	306名	299名	250名	177名	185名	181名

## **6. 生活支援に関する施策**

# ひとり親家庭等日常生活支援事業

母子家庭、父子家庭及び寡婦が、安心して子育てをしながら生活することができる環境を整備するため、修学や疾病などにより生活援助、保育等のサービスが必要となった際に、家庭生活支援員を派遣し、又は家庭生活支援員の居宅等において子どもの世話等を行うひとり親家庭等日常生活支援事業を実施している。

なお、平成28年度からは、未就学児のいるひとり親家庭について、就業上の理由により帰宅時間が遅くなる等の場合の定期的な利用を可能としている。

## ○実施状況

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
指定都市	18か所 (94.7%)	19か所 (95.0%)	19か所 (95.0%)	19か所 (95.0%)	20か所 (100%)	19か所 (95.0%)
中核市	25か所 (61.0%)	23か所 (56.1%)	24か所 (57.1%)	24か所 (55.8%)	25か所 (55.6%)	29か所 (60.4%)
一般市・町村	928か所 (55.0%)	926か所 (55.5%)	908か所 (54.0%)	910か所 (54.2%)	876か所 (52.3%)	868か所 (51.9%)
合計	971か所 (55.6%)	968か所 (55.4%)	951か所 (54.6%)	953か所 (54.7%)	921か所 (52.9%)	916か所 (52.6%)

## ○実績

区分	平成23年度			平成24年度			平成25年度			平成26年度			平成27年度			平成28年度		
	母子家庭・寡婦	父子家庭	合計	母子家庭・寡婦	父子家庭	合計	母子家庭・寡婦	父子家庭	合計	母子家庭・寡婦	父子家庭	合計	母子家庭・寡婦	父子家庭	合計	母子家庭・寡婦	父子家庭	合計
実件数	4,511 件	316 件	4,827 件	4,102 件	353 件	4,455 件	4,195 件	413 件	4,608 件	3,673 件	469 件	4,142 件	3,100 件	415 件	3,515 件	3,241 件	321 件	3,562 件
延べ件数	37,141 件	7,832 件	44,973 件	43,603 件	8,247 件	51,850 件	45,404 件	8,198 件	53,602 件	36,899 件	7,264 件	44,163 件	27,946 件	5,943 件	33,889 件	30,221 件	6,620 件	36,841 件

# 子育て短期支援事業

保護者の疾病その他の理由により家庭において子どもを養育することが一時的に困難となった場合等に、その子どもを児童養護施設、母子生活支援施設、乳児院、保育所、ファミリーホーム等で預かる短期入所生活援助（ショートステイ）事業、夜間養護等（トワイライトステイ）事業を実施している。

## (1)短期入所生活援助(ショートステイ)事業

保護者の疾病や仕事等の事由により子どもの養育が一時的に困難となった場合、又は育児不安や育児疲れ、慢性疾患児の看病疲れ等の身体的・精神的負担の軽減が必要な場合に、児童養護施設等で一定期間(原則7日以内:必要に応じて延長可)子どもを預かる事業。

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
実施か所数	651か所	671か所	678か所	711か所	745か所	764か所

※ 母子家庭以外の利用者も利用可能

※ 平成28年度変更交付決定ベース。その他の年度は実績値。

## (2)夜間養護等(トワイライトステイ)事業

保護者が仕事その他の理由により平日の夜間又は休日に不在となることで家庭において子どもを養育することが困難となった場合その他緊急の場合において、その子どもを児童養護施設等において保護し、生活指導、食事の提供等を行う事業。

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
実施か所数	354か所	358か所	364か所	370か所	381か所	386か所

※ 母子家庭以外の利用者も利用可能

※ 平成28年度変更交付決定ベース。その他の年度は実績値。

# ひとり親家庭等生活向上事業

ひとり親家庭等は、就業や家事等日々の生活に追われ、家計管理、子どものしつけ・育児又は自身や子どもの健康管理など様々な面において困難に直面することとなる。

また、ひとり親家庭の親の中には高等学校を卒業していないことから希望する就業ができないことや安定した就業が難しいなどの支障が生じている。このため、生活に関する悩み相談、家計管理・育児等に関する専門家による講習会の実施、高等学校卒業程度認定試験合格のための学習支援等を行うひとり親家庭等生活向上事業を実施している。

※ 平成28年度より、従来の「ひとり親家庭等相談事業」、「生活講習会等事業」及び「ひとり親家庭情報交換事業」等を再編し、「ひとり親家庭等生活支援事業」を実施している。

また、「児童訪問援助事業（ホームフレンド事業）」及び「学習支援ボランティア事業」を再編し、「子どもの生活・学習支援事業」を実施している。

## 1. ひとり親家庭等生活支援事業

### ① 相談支援事業

育児や家事、健康管理等の生活一般に係る相談に応じ、必要な助言・指導や各種支援施策の情報提供等を実施する。

### ② 家計管理・生活支援講習会等事業

家計管理、子どものしつけ・育児や養育費の取得手続き等に関する講習会の開催等を実施する。

### ③ 学習支援事業

高等学校卒業程度認定試験の合格等のためにひとり親家庭の親に対して学習支援を実施する。

### ④ 情報交換事業

ひとり親家庭が互いの悩みを打ち明けたり相談しあう場を設け、ひとり親家庭の交流や情報交換を実施する。

## 2. 子どもの生活・学習支援事業

ひとり親家庭の子どもが抱える特有の課題に対応し、貧困の連鎖を防止する観点から、放課後児童クラブ等の終了後に、ひとり親家庭の子どもに対し、児童館・公民館や民家等において、悩み相談を行いつつ、基本的な生活習慣の習得支援・学習支援、食事の提供等を行う子どもの生活・学習支援事業を実施する。

## ひとり親家庭等生活向上事業の実施状況

	指定都市	中核市	一般市・町村	合計
平成23年度	13か所 (68.4%)	14か所 (34.1%)	765か所 (45.3%)	792か所 (45.3%)
平成24年度	15か所 (75.0%)	11か所 (26.8%)	787か所 (47.2%)	813か所 (46.5%)
平成25年度	16か所 (80.0%)	14か所 (33.3%)	789か所 (47.0%)	819か所 (47.0%)
平成26年度	19か所 (95.0%)	15か所 (34.9%)	784か所 (46.7%)	818か所 (47.0%)
平成27年度	18か所 (90.0%)	18か所 (40.0%)	795か所 (47.4%)	831か所 (47.7%)
平成28年度	19か所 (95.0%)	23か所 (47.9%)	810か所 (48.4%)	852か所 (48.9%)

## ひとり親家庭等生活向上事業の実績

		平成28年度		
		母子	父子	合計
1. ひとり親家庭等生活支援事業	①相談支援事業 (相談延べ件数)	23,675件	1,071件	24,746件
	②家計管理・生活支援講習会等事業 (受講延べ件数)	11,911件	45件	11,956件
	③学習支援事業 (利用延べ件数)	11,434件	529件	11,963件
	④情報交換事業 (開催数)	396回		
2. 子どもの生活・学習支援事業 (利用延べ人数)		69,753人		

資料：厚生労働省子ども家庭局調べ

(参考)平成27年度以前のひとり親家庭等生活向上事業の実績

	平成23年度			平成24年度			平成25年度			平成26年度			平成27年度		
	母子	父子	合計	母子	父子	合計	母子	父子	合計	母子	父子	合計	母子	父子	合計
ひとり親家庭等 相談支援事業	11,548件	142件	11,690件	11,718件	159件	11,877件	15,956件	213件	16,169件	18,875件	640件	19,515件	22,690件	851件	23,541件
生活支援講習 会等事業	19,278件	61件	19,339件	17,271件	62件	17,333件	14,372件	85件	14,457件	13,437件	82件	13,519件	12,685件	238件	12,923件
児童訪問援助 事業	821件	79件	900件	676件	96件	772件	1,058件	143件	1,201件	932件	176件	1,108件	488件	116件	604件
学習支援ボラン ティア事業	—	—	—	638件	0件	638件	11,912件	545件	12,457件	32,730件	903件	33,633件	47,092件	2,257件	49,349件
ひとり親家庭情報 交換事業	495回			435回			430回			346回			366回		

平成24年度より学習支援ボランティア事業を実施

各実績は延べ件数を記載

資料:厚生労働省子ども家庭局調べ

# 母子世帯等の住居の状況

## 母子世帯等の住居の状況

	総数	持ち家	借家等					不詳
			公営住宅	公社・公団住宅	賃貸住宅	同居	その他	
母子世帯	2,060 (100.0%)	720 (35.0%)	270 (13.1%)	48 (2.3%)	681 (33.1%)	272 (13.2%)	56 (2.7%)	13 (0.6%)
父子世帯	405 (100.0%)	276 (68.1%)	30 (7.4%)	1 (0.2%)	46 (11.4%)	42 (10.4%)	8 (2.0%)	2 (0.5%)

資料：厚生労働省「平成28年度全国ひとり親世帯等調査」

※全国ひとり親世帯等調査は抽出調査であるため、世帯数は集計客体における該当世帯数。

## (参考) 普通世帯の住居の状況

(単位：千世帯)

普通世帯 (a+b+c)	主世帯 (a) 1)	持ち家	借家総数				同居世帯 (b)	住宅以外 の建物に 居住 (c)
			公営住宅	都市再生機構・ 公社の借家	民営借家	給与住宅		
			52,298.1 (100.0%)	52,102.2 (99.6%)	32,165.8 (61.7%)	1,958.6 (3.8%)		

普通世帯：住居と生計をともにしている家族などの世帯。

主世帯：1住宅に1世帯が住んでいる場合はその世帯を「主世帯」とし、1住宅に2世帯以上住んでいる場合はそのうちの主な世帯を「主世帯」とし、他の世帯を「同居世帯」とした。

1) 住宅の所有の関係「不詳」を含む。

出典：総務省統計局「住宅・土地統計調査」(平成25年)より家庭福祉課作成



# 住居の安定確保

住宅は生活の重要な基盤であり、母子家庭等が、安心して子育てと就業又は就業のための訓練との両立が可能となるよう、居住の安定確保を図り、生活面での支援体制を整備することが重要である。このため以下の措置を実施している。

## (1) 公営住宅

公営住宅は、住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸することにより、その居住の安定を図ることを目的とするものであるが、母子家庭等については、公営住宅への入居者の選考に際し、住宅に困窮する低額所得者の中でも特に住宅困窮度が高い世帯として、事業主体である地方公共団体の判断により、抽選による当選率を一般の入居希望者より有利に取り扱う等の優先入居の取扱いを行うことができることとなっている。

また、入居者の収入の算定にあたっては、非婚の母又は父についても、寡婦(寡夫)控除の対象としているところ。

## (2) 都市機構賃貸住宅

都市再生機構が管理するUR賃貸住宅においては、子育て世帯(現に同居する満20歳未満の子(「子」には孫、甥、姪等の親族を含む)を扶養している方又は妊娠している方を含む世帯)等に対し、新規募集(抽選)における倍率優遇を設定している。

また、一定の要件を満たす子育て世帯等と、これを支援する直系血族等又は現に扶養義務を負っている3親等内の親族を含む世帯が、機構が指定するUR賃貸住宅又はエリアにおいて近居する場合に、新たにUR賃貸住宅に入居する世帯の家賃を最大5年間20%(上限4万円)減額する近居割の措置、国の地域優良賃貸住宅制度を活用して、一定の要件を満たす子育て世帯等に対して、家賃を最大9年間20%(上限2.5万円)減額する措置を行う住宅等を供給している。

## (3) 民間賃貸住宅

国においては、地方公共団体・不動産関係団体・居住支援団体等が構成する居住支援協議会による、子育て世帯等の民間賃貸住宅への入居の円滑化のための取組みを支援している。

また、入居に際して連帯保証人を確保することが困難である場合であっても、居住支援協議会等による民間事業者の家賃債務保証サービスの情報提供や一般財団法人高齢者住宅財団による子育て世帯向けの家賃債務保証が実施されているところである。

# 母子生活支援施設

母子生活支援施設は、配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて、これらの者を保護するとともに、これらの者の自立の促進のためにその生活を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設である。

## 施設数及び入所世帯数

	平成15年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
施設数	287施設	265施設	269施設	256施設	250施設	248施設	238施設	234施設
入所世帯数	4,366世帯	3,808世帯	4,218世帯	3,861世帯	3,975世帯	3,844世帯	3,954世帯	3,820世帯

(注) 平成22年度末は東日本大震災の影響により福島県(郡山市及びいわき市以外)を除いて集計した値である。

資料: 厚生労働省「福祉行政報告例」(各年度末)

## 母子生活支援施設の入所理由別入所状況

(単位: 世帯)

入所理由	総数						
	夫等の暴力	住宅事情	経済的理由	入所前の家庭内環境の不適切	母親の心身の不安定	その他	
平成15年度	2,552 (100.0%)	1,106 (43.3%)	511 (20.0%)	539 (21.1%)	210 (8.2%)	82 (3.2%)	104 (4.1%)
平成22年度	2,353 (100.0%)	1,263 (53.7%)	454 (19.3%)	347 (14.7%)	159 (6.8%)	79 (3.4%)	51 (2.1%)
平成23年度	2,589 (100.0%)	1,452 (56.1%)	454 (17.5%)	373 (14.4%)	182 (7.0%)	55 (2.1%)	73 (2.8%)
平成24年度	2,526 (100.0%)	1,390 (55.0%)	463 (18.3%)	291 (11.5%)	229 (9.1%)	96 (3.8%)	57 (2.3%)
平成25年度	2,652 (100.0%)	1,442 (54.4%)	463 (17.5%)	358 (13.5%)	219 (8.3%)	77 (2.9%)	93 (3.5%)
平成26年度	2,304 (100.0%)	1,335 (57.9%)	407 (17.7%)	250 (10.9%)	162 (7.0%)	80 (3.5%)	70 (3.0%)
平成27年度	2,278 (100.0%)	1,290 (56.6%)	392 (17.2%)	257 (11.3%)	177 (7.8%)	74 (3.2%)	88 (3.9%)

資料: 厚生労働省雇用均等・児童家庭局「母子生活支援施設入退所状況調査」(H15, H22~H23)、「社会的養護の現況に関する調査」(H24~H27)

## **7. 養育費の確保策**

# 養育費相談支援センター事業

## 目指すべき方向

- |             |             |             |   |                      |
|-------------|-------------|-------------|---|----------------------|
| ○養育費の取決め率の増 | (母子家庭) 約43% | (父子家庭) 約21% | ➔ | ○ひとり親家庭の生活の安定        |
| ○養育費の受給率の増  | 約24%        | 約3%         |   | ○ひとり親家庭で育つ子どもの健やかな成長 |
- (平成28年度全国ひとり親世帯等調査)

## 養育費相談支援センター設置の趣旨

- 夜間・休日を含め利用しやすく、簡易・迅速な養育費の取り決めや確保をサポートする相談機関の確保を図る。
- 国においては、相談担当者の養成と各地の相談機関の業務支援を行う。

## 養育費の相談支援の仕組み

### 国（厚生労働省）が養育費相談支援センターに委託して実施（平成19年度創設）

#### 【委託先：（公社）家庭問題情報センター（FPIC）】

- 養育費に係る各種手続等に関する分かりやすい情報の提供  
→ホームページへの掲載、パンフレット等の作成
- 地方公共団体等において養育費相談に対応する人材の養成のための各種研修会の実施
- 母子家庭等就業・自立支援センター等に対する困難事例への支援
- 母子家庭等からの電話、メールによる相談対応
  - ・電話相談：0120-965-419（携帯電話、PHS以外）、03-3980-4108
  - ・メール相談：info@youikuhj.or.jp
  - 〔相談時間：平日（水曜日を除く）10:00～20:00  
水曜日 12:00～22:00 土・祝日 10:00～18:00〕

(参考) 平成28年度実績：・相談延べ件数：7,984件、・研修等の実施：83回

### 地方自治体（都道府県等）が直営又は委託して実施

#### 母子家庭等就業・自立支援センター

- リーフレット等による情報提供
  - 養育費の取り決めや支払いの履行・強制執行に関する相談・調整等の支援
  - 母子家庭等への講習会の開催
  - 弁護士による法律相談（平成28年度から）
- (参考) 平成28年度実績

都道府県	指定都市	中核市	合計
47か所	20か所	45か所	112か所

- ・うち養育費相談実施か所数：83か所
- 養育費専門相談員による相談延べ件数：5,716件
- 養育費専門相談員の設置：45か所、99人

・研修  
・サポート

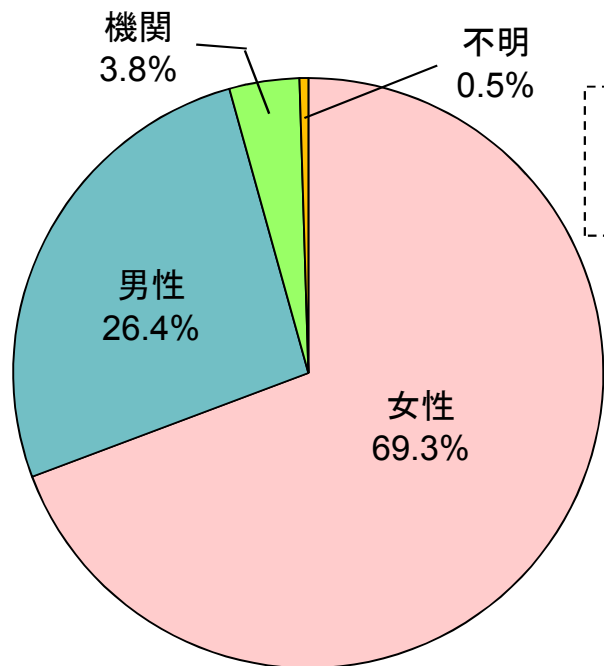
・困難事例  
の相談

# 養育費相談支援センターにおける相談実績等（平成28年度）

## 相談支援

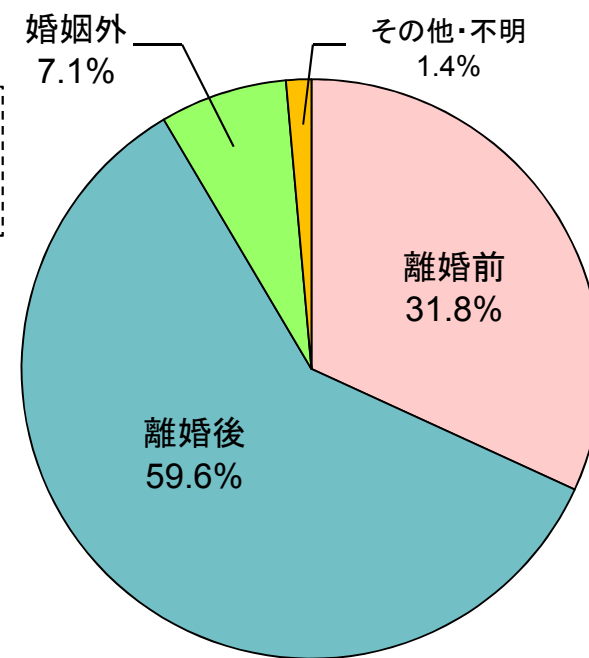
### 相談者別内訳（N = 6,592）

○女性が69.3%、男性が26.4%と女性からの相談が多くを占める。



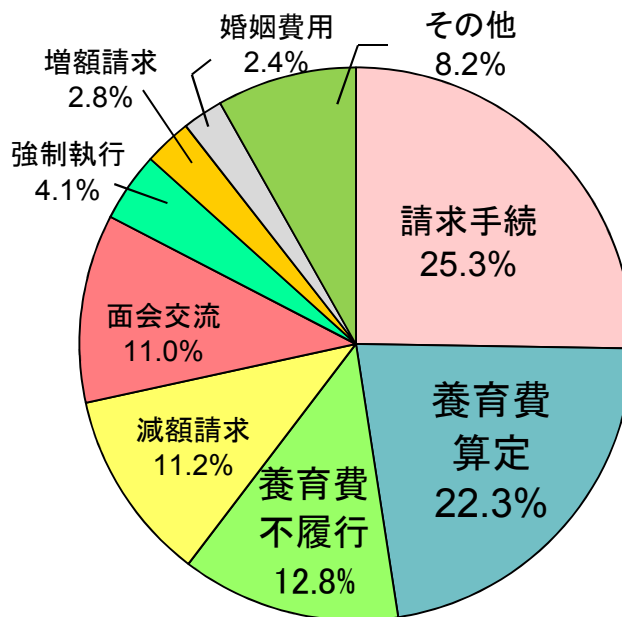
### 相談時期内訳（N = 6,592）

○離婚後が59.6%、離婚前が31.8%と離婚後の段階での相談が多くを占める。



### 相談内容内訳（N = 7,984）※複数選択有

○請求手続が25.3%と最も多く、養育費の算定が22.3%、養育費の不履行が12.8%と続いている。



## 研修実施

- 母子家庭等就業・自立支援センターの養育費専門相談員や母子・父子自立支援員を対象とした全国研修会の実施  
・ 7月、9月に開催
- 地方公共団体の行う研修に対する研修講師の派遣等：83か所

# 面会交流支援事業（「母子家庭等就業・自立支援事業」のメニュー事業の一つ）

※平成24年度から実施

## 目的

- 平成23年6月に公布された民法改正法において協議離婚で定めるべき「子の監護について必要な事項」として、親子の面会交流が明示された。
- 面会交流が子どもの健やかな育ちを確保する上で有意義であること、養育費を支払う意欲につながるものであるため、継続的な面会交流の支援を行うことにより、面会交流の円滑な実施を図る。

## 事業内容

- 事前相談、支援内容の決定、面会交流援助等を適切に実施できる面会交流支援員を配置
- 支援の対象
  - ・ 面会交流の取り決めを行っていて、父母間で合意があり、原則として児童扶養手当受給者と同等の所得水準にある、概ね15歳未満の子どもとの面会交流を希望する別居親又は子どもと別居親との面会交流を希望する同居親
- 別居親又は同居親からの申請により、両者に対し必ず事前相談を実施するとともに、支援の内容、方法、日程、実施頻度等を記載した面会交流支援計画を作成
- 支援計画に基づき、面会交流当日の子どもの引き取り、相手方への引き渡し、交流の場に付き添うなどの援助を実施



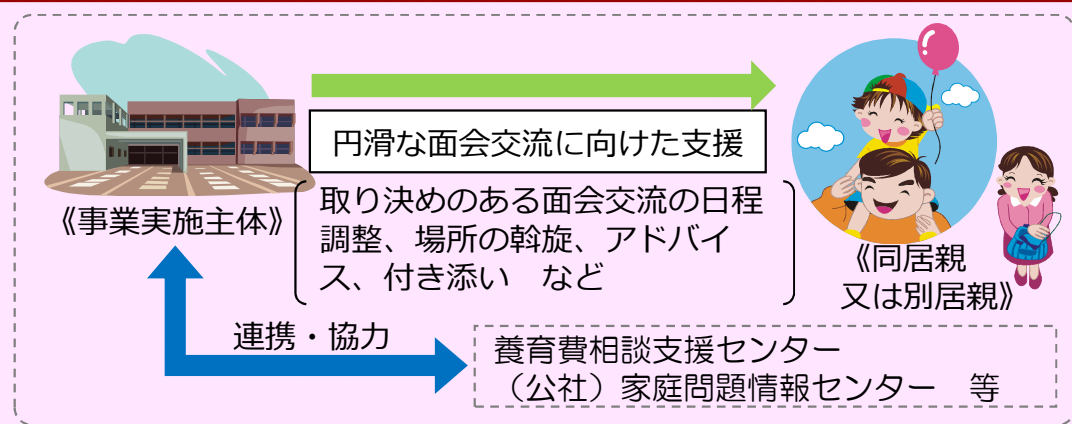
## 実施体制・実施方法

- 援助の実施頻度は原則として1月に1回まで、支援期間は最長で1年間
- 支援員は、子どもの受け渡しや付き添いの際には、子どもの心情に十分配慮した対応を行う
- 必要に応じ、可能な範囲において、交流場所の斡旋を行う
- 専門的見地からの指導・助言ができる民間団体等に再委託も可

【実施主体】 都道府県・市区・福祉事務所設置町村  
（事業の全部又は一部をNPO法人等に委託可）

【補助率】 国1/2、都道府県等1/2

【29予算額】 母子家庭等対策総合支援事業(114億円)の内数



	26年度	27年度	28年度
実施自治体数	3自治体	5自治体	8自治体（*）
相談件数	300件	602件	742件
支援実世帯数	23世帯	21世帯	55世帯

\*千葉県、東京都、熊本県、静岡市、浜松市、北九州市、高松市、明石市

## **8. 自立を促進するための経済的支援**

# 児童扶養手当制度の概要

## 1. 目的

離婚によるひとり親世帯等、父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について手当を支給し、児童の福祉の増進を図る。（平成22年8月より父子家庭も対象）

## 2. 支給対象者

18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童（障害児の場合は20歳未満）を監護する母、監護し、かつ生計を同じくする父又は養育する者（祖父母等）。

## 3. 支給要件

父母が婚姻を解消した児童、父又は母が死亡した児童、父又は母が一定程度の障害の状態にある児童、父又は母の生死が明らかでない児童などを監護等していること。

※ ただし、国内に住所を有しないとき、児童が父又は母と生計を同じくするとき、母又は父の配偶者に養育されるとき等は支給されない。  
平成26年12月より、受給者等の年金額が手当額を下回る場合は、その差額分の手当を支給。

## 4. 手当月額（平成29年4月～）

・児童1人の場合	全部支給：42,290円	一部支給：42,280円から9,980円まで
・児童2人以上の加算額〔2人目〕	全部支給：9,990円	一部支給：9,980円から5,000円まで
〔3人目以降1人につき〕	全部支給：5,990円	一部支給：5,980円から3,000円まで

## 5. 所得制限限度額（収入ベース）

- ・本人：全部支給（2人世帯）130.0万円、一部支給（2人世帯）365.0万円
- ・扶養義務者（6人世帯）：610.0万円

## 6. 受給状況

- ・平成29年3月末現在の受給者数 1,006,332人（母：943,917人、父：57,484人、養育者：4,931人）

## 7. 予算額（国庫負担分）〔29年度予算〕 1,783.9億円

## 8. 手当の支給主体及び費用負担

- ・支給主体：都道府県、市及び福祉事務所設置町村
- ・費用負担：国 1/3 都道府県、市及び福祉事務所設置町村 2/3



# 児童扶養手当受給者数の推移

## ○平成28年度末受給者数

(単位:人)

	総数	生別世帯		死別世帯	未婚世帯	父又は母が障害者世帯	父又は母による遺棄世帯	父又は母がDV保護命令を受けた世帯
		離婚	その他					
母子世帯	916,589 (100.0%)	801,072 (87.4%)	757 (0.1%)	6,585 (0.7%)	100,192 (10.9%)	4,994 (0.5%)	2,045 (0.2%)	944 (0.1%)
父子世帯	57,030 (100.0%)	50,059 (87.8%)	28 (0.05%)	4,568 (8.0%)	647 (1.1%)	1,577 (2.8%)	149 (0.3%)	2 (0.004%)
その他の世帯※	32,713							
計	1,006,332							

※その他世帯は、2人以上の児童がそれぞれ異なる支給事由に該当する場合に当該児童を父又は母が監護等する世帯及び父又は母以外の者が養育する世帯

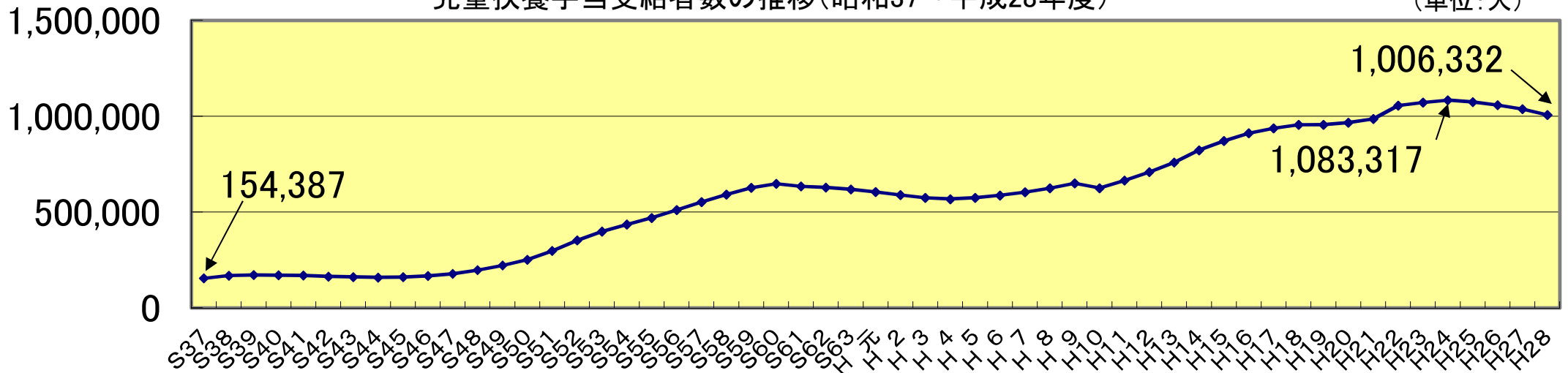
○ 先般、母子家庭の増加により、児童扶養手当の受給者数も増加していたが、平成24年度末を境に減少に転じている(平成24年度末から平成28年度末▲76,985人)。

※ 平成22年8月より、支給対象を父子家庭にも拡大

○ 平成28年度末において、全部支給者は522,438人(51.9%)、一部支給者は483,894人(48.1%)である。

児童扶養手当受給者数の推移(昭和37～平成28年度)

(単位:人)



# 児童扶養手当受給者の状況

(各月末現在)(単位:人)

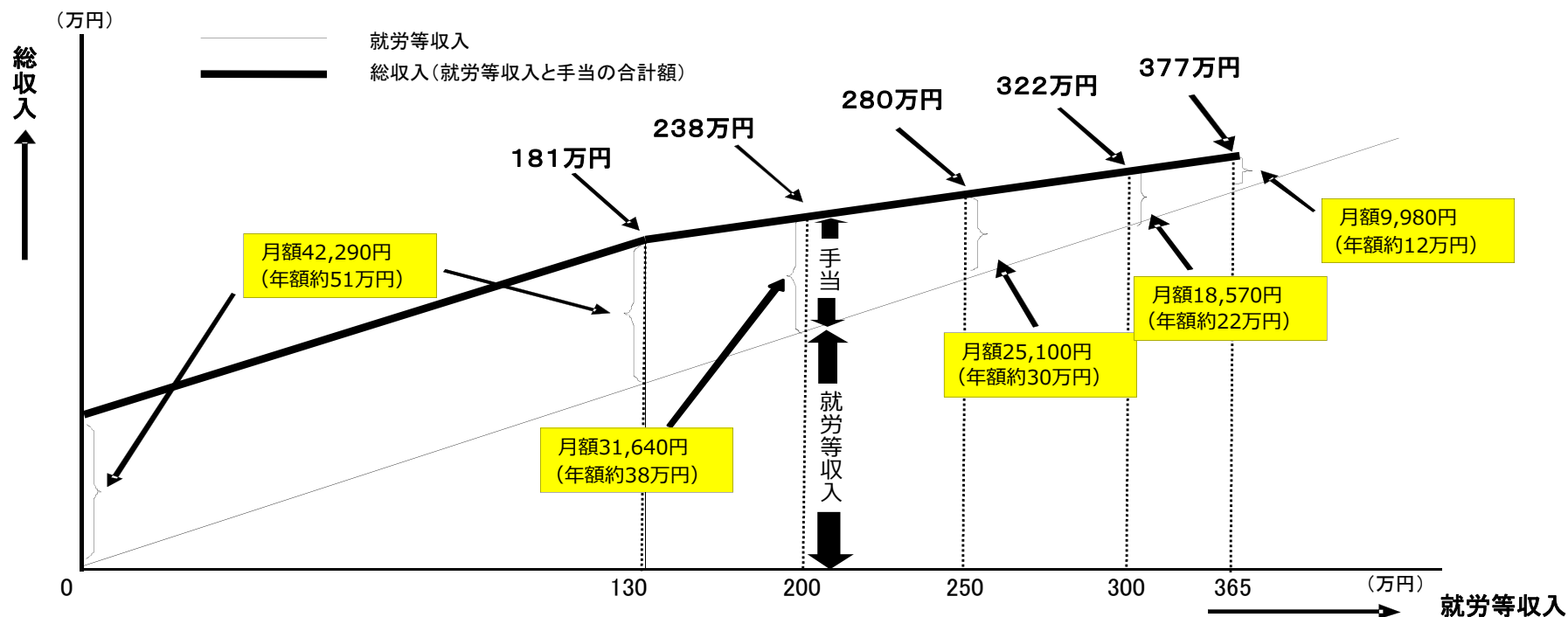
	受給者	世帯類型別															その他 の世帯	
		母子世帯								父子世帯								
		総数	生別母子世帯		死別 母子世帯	未婚の 母子世帯	障害者 世帯	遺棄 世帯	D V 世帯	総数	生別父子世帯		死別 父子世帯	未婚の 父子世帯	障害者 世帯	遺棄 世帯		D V 世帯
			離婚	その他							離婚	その他						
平成27年4月	1,058,947	962,928	848,588	947	7,298	97,545	5,206	2,497	847	63,293	55,016	36	5,806	645	1,604	186	-	32,726
5月	1,066,038	969,272	854,429	947	7,338	97,936	5,246	2,512	864	63,872	55,546	34	5,843	656	1,600	193	-	32,894
6月	1,074,126	976,559	861,090	934	7,416	98,463	5,265	2,510	881	64,417	56,024	38	5,880	669	1,610	196	-	33,150
7月	1,081,431	983,120	866,898	912	7,509	99,068	5,309	2,526	898	65,001	56,556	37	5,916	673	1,620	199	-	33,310
8月	1,085,007	986,581	869,951	890	7,539	99,451	5,341	2,503	906	65,100	56,653	35	5,899	684	1,636	193	-	33,326
9月	1,085,203	986,884	870,388	860	7,568	99,324	5,334	2,482	928	64,689	56,286	38	5,862	673	1,642	188	-	33,630
10月	1,085,212	987,201	870,607	843	7,606	99,399	5,348	2,466	932	64,121	55,796	28	5,792	674	1,641	190	-	33,890
11月	1,089,742	991,324	874,388	828	7,647	99,687	5,360	2,472	942	64,114	55,816	25	5,755	681	1,650	187	-	34,304
12月	1,092,965	994,360	877,366	826	7,666	99,714	5,387	2,455	946	64,122	55,840	31	5,745	675	1,644	187	-	34,483
平成28年1月	1,097,190	998,190	880,939	833	7,695	99,904	5,412	2,454	953	64,371	56,060	27	5,763	674	1,656	191	-	34,629
2月	1,102,798	1,003,324	885,482	839	7,745	100,377	5,446	2,450	985	64,751	56,413	28	5,773	673	1,675	189	-	34,723
3月	1,037,645	944,309	829,066	819	7,016	98,970	5,169	2,302	967	60,537	52,798	29	5,259	654	1,623	174	-	32,799
4月	1,037,716	944,661	828,980	826	6,989	99,464	5,154	2,295	953	60,548	52,850	33	5,214	661	1,616	174	-	32,507
5月	1,044,035	950,396	834,250	836	7,017	99,849	5,165	2,309	970	60,943	53,228	25	5,236	661	1,621	172	-	32,696
6月	1,050,842	956,600	839,955	834	7,050	100,277	5,189	2,316	979	61,341	53,615	25	5,241	664	1,622	174	-	32,901
7月	1,056,260	961,542	844,467	828	7,106	100,624	5,205	2,326	986	61,685	53,910	52	5,248	678	1,625	172	-	33,033
8月	1,058,474	963,681	846,249	820	7,124	100,988	5,214	2,300	986	61,659	53,914	30	5,244	670	1,633	167	1	33,134
9月	1,058,924	964,238	846,679	823	7,183	101,085	5,229	2,281	958	61,427	53,729	26	5,216	663	1,623	169	1	33,259
10月	1,058,529	964,023	846,528	810	7,207	101,030	5,235	2,257	956	61,010	53,389	24	5,153	655	1,616	172	1	33,496
11月	1,063,107	968,239	850,338	803	7,244	101,404	5,239	2,242	969	61,021	53,426	25	5,115	663	1,624	167	1	33,847
12月	1,065,647	970,648	852,745	800	7,254	101,398	5,251	2,235	965	61,077	53,505	28	5,093	660	1,622	168	1	33,922
平成29年1月	1,069,712	974,086	855,921	772	7,280	101,642	5,280	2,226	965	61,332	53,743	33	5,095	665	1,628	167	1	34,294
2月	1,074,786	978,568	860,015	765	7,344	101,937	5,307	2,240	960	61,648	54,059	27	5,102	671	1,620	167	2	34,570
3月	1,006,332	916,589	801,072	757	6,585	100,192	4,994	2,045	944	57,030	50,059	28	4,568	647	1,577	149	2	32,713

資料:厚生労働省「福祉行政報告例」

# 児童扶養手当の所得制限限度額について

児童扶養手当の額は、受給者の所得（収入から各種控除額を減じ、さらに、受給者やその児童が父又は母から養育費を受け取っている場合にはその養育費の8割相当額を加えて算出）と扶養親族等の数を勘案して決定され、また、就労等により収入が増えるにつれて児童扶養手当を加えた総収入が増えるよう定められている。

## ○平成29年度手当額の例（手当受給者と子1人の家庭の場合）



扶養親族等の数	全部支給の所得制限限度額	一部支給の所得制限限度額
0人	19万円（92万円）	192万円（311.4万円）
1人	57万円（130万円）	230万円（365万円）
2人	95万円（171.7万円）	268万円（412.5万円）
3人	133万円（227.1万円）	306万円（460万円）
4人	171万円（281.4万円）	344万円（507.5万円）
5人	209万円（335.7万円）	382万円（555万円）

※（ ）内は収入額ベース。政令上は所得額で規定されており、ここに掲げた収入額は、給与所得者を例として給与所得控除額等を加えて表示した額である。

# 母子父子寡婦福祉資金貸付金制度の概要

## 目的

- 母子父子寡婦福祉資金は、配偶者のない女子又は配偶者のない男子であって現に児童を扶養しているもの等に対し、その経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、あわせてその扶養している児童の福祉を増進することを目的としている。
- 母子及び父子並びに寡婦福祉法の規定に基づき行われている。

## 対象者

- ① 母子福祉資金：配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの（いわゆる母子家庭の母）、母子・父子福祉団体 等
- ② 父子福祉資金：配偶者のない男子で現に児童を扶養しているもの（いわゆる父子家庭の父）、母子・父子福祉団体 等  
（平成26年10月1日より）
- ③ 寡婦福祉資金：寡婦（配偶者のない女子であって、かつて配偶者のない女子として児童を扶養していたことのあるもの） 等

## 貸付金の種類

- ①事業開始資金、②事業継続資金、③修学資金、④技能習得資金、⑤修業資金、⑥就職支度資金、⑦医療介護資金、⑧生活資金、⑨住宅資金、⑩転宅資金、⑪就学支度資金、⑫結婚資金（計12種類）

## 貸付条件等

- 利 子：貸付金の種類、連帯保証人の有無によって異なるが、無利子または、年利1.0%
- 償還方法：貸付金の種類によって異なるが、一定の据え置き期間の後、3年～20年

## 実施主体等

- 【実施主体】都道府県・指定都市・中核市  
【負担割合】国2/3、都道府県・指定都市・中核市1/3  
【29予算額】36.0億円

## 貸付実績《平成28年度》

- |                               |                            |
|-------------------------------|----------------------------|
| ① 母子福祉資金：172億3,578万円（33,133件） | ※貸付金の件数・金額とも約9割が、児童の修学資金関係 |
| ② 父子福祉資金：4億8,617万円（1,086件）    |                            |
| ③ 寡婦福祉資金：3億7,950万円（570件）      |                            |

# 母子父子寡婦福祉資金貸付金の概要

(平成29年4月1日現在)

資金種類	貸付対象等		貸付限度額	貸付期間	据置期間	償還期限	利率
事業開始資金	<ul style="list-style-type: none"> <li>母子家庭の母</li> <li>父子家庭の父</li> <li>母子・父子福祉団体</li> <li>寡婦</li> </ul>	事業(例えば洋裁、軽飲食、文具販売、菓子小売業等、母子・父子福祉団体については政令で定める事業)を開始するのに必要な設備、什器、機械等の購入資金	<p>2,850,000円</p> <p>団体 4,290,000円</p>		1年	7年以内	(保証人有)無利子 (保証人無)年1.0%
事業継続資金	<ul style="list-style-type: none"> <li>母子家庭の母</li> <li>父子家庭の父</li> <li>母子・父子福祉団体</li> <li>寡婦</li> </ul>	現在営んでいる事業(母子・父子福祉団体については政令で定める事業)を継続するために必要な商品、材料等を購入する運転資金	<p>1,430,000円</p> <p>団体 1,430,000円</p>		6ヶ月	7年以内	(保証人有)無利子 (保証人無)年1.0%
修学資金	<ul style="list-style-type: none"> <li>母子家庭の母が扶養する児童</li> <li>父子家庭の父が扶養する児童</li> <li>父母のない児童</li> <li>寡婦が扶養する子</li> </ul>	高等学校、大学、高等専門学校又は専修学校に就学させるための授業料、書籍代、交通費等に必要な資金	<p>※私立の自宅外通学の場合の限度額を例示</p> <p>高校、専修学校(高等課程) 月額52,500円</p> <p>高等専門学校 月額[1～3年]52,500円 [4～5年]90,000円</p> <p>短期大学、専修学校(専門課程) 月額90,000円</p> <p>大学 月額96,000円</p> <p>専修学校(一般課程) 月額48,000円</p> <p>(注)高等学校、高等専門学校及び専修学校に就学する児童が18歳に達した日以後の最初の3月31日が終了したことにより児童扶養手当等の給付を受けることができなくなった場合、上記の額に児童扶養手当の額を加算した額。</p>	就学期間中	当該学校卒業後6ヶ月	20年以内  専修学校(一般課程)5年以内	無利子  ※親に貸付ける場合、児童を連帯借受人とする。(連帯保証人は不要)  ※児童に貸付ける場合、親等を連帯保証人とする。

資金種類	貸付対象等		貸付限度額	貸付期間	据置期間	償還期限	利率
技能習得資金	・母子家庭の母 ・父子家庭の父 ・寡婦	自ら事業を開始し又は会社等に就職するために必要な知識技能を習得するために必要な資金(例:訪問介護員(ホームヘルパー)、ワープロ、パソコン、栄養士等)	【一般】 月額 68,000円 【特別】 一括 816,000円 (12月相当) 運転免許 460,000円	知識技能を習得する期間中5年をこえない範囲内	知識技能習得後1年	20年以内	(保証人有) 無利子  (保証人無) 年1.0%
修業資金	・母子家庭の母が扶養する児童 ・父子家庭の父が扶養する児童 ・父母のない児童 ・寡婦が扶養する子	事業を開始し又は就職するために必要な知識技能を習得するために必要な資金	月額 68,000円 特別 460,000円 (注)修業施設で知識、技能習得中の児童が18歳に達した日以後の最初の3月31日が終了したことにより児童扶養手当等の給付を受けることができなくなった場合、上記の額に児童扶養手当の額を加算した額	知識技能を習得する期間中5年をこえない範囲内	知識技能習得後1年	6年以内	※修学資金と同様
就職支度資金	・母子家庭の母又は児童 ・父子家庭の父又は児童 ・父母のない児童 ・寡婦	就職するために直接必要な被服、履物等及び通勤用自動車等を購入する資金	一般 100,000円 特別 330,000円		1年	6年以内	※親に係る貸付けの場合 (保証人有) 無利子 (保証人無) 年1.0% ※児童に係る貸付けの場合修学資金と同じ
医療介護資金	・母子家庭の母又は児童(介護の場合は児童を除く) ・父子家庭の父又は児童(介護の場合は児童を除く) ・寡婦	医療又は介護(当該医療又は介護を受ける期間が1年以内の場合に限る)を受けるために必要な資金	【医療】 340,000円 特別 480,000円  【介護】 500,000円		6ヶ月	5年以内	(保証人有) 無利子 (保証人無) 年1.0%

資金種類	貸付対象等		貸付限度額	貸付期間	据置期間	償還期限	利率
生活資金	・母子家庭の母 ・父子家庭の父 ・寡婦	知識技能を習得している間、医療若しくは介護を受けている間、母子家庭又は父子家庭になって間もない(7年未満)者の生活を安定・継続する間(生活安定期間)又は失業中の生活を安定・継続するのに必要な生活補給資金	【一般】月額 103,000円 【技能】月額 141,000円  (注)生活安定期間の貸付は、配偶者のない女子又は男子となった事由の生じたときから7年を経過するまでの期間中、月額103,000円、合計240万円を限度とする。 また、生活安定期間中の養育費の取得のための裁判費用については、1,236,000円(一般分の12月相当)を限度として貸付けることができる。 (注)3月相当額の一括貸付を行うことができる。	・知識技能を習得する期間中5年以内 ・医療又は介護を受けている期間中1年以内 ・離職した日の翌日から1年以内	知識技能習得後、医療若しくは介護終了後又は生活安定期間の貸付若しくは失業中の貸付期間満了後6ヶ月	(技能習得)20年以内  (医療又は介護)5年以内  (生活安定貸付)8年以内  (失業)5年以内	(保証人有)無利子  (保証人無)年1.0%
住宅資金	・母子家庭の母 ・父子家庭の父 ・寡婦	住宅を建設し、購入し、補修し、保全し、改築し、又は増築するのに必要な資金	1,500,000円  特別 2,000,000円		6ヶ月	6年以内 特別 7年以内	(保証人有)無利子  (保証人無)年1.0%
転宅資金	・母子家庭の母 ・父子家庭の父 ・寡婦	住宅を移転するため住宅の貸借に際し必要な資金	260,000円		6ヶ月	3年以内	(保証人有)無利子 (保証人無)年1.0%
就学支度資金	・母子家庭の母が扶養する児童 ・父子家庭の父が扶養する児童 ・父母のない児童 ・寡婦が扶養する子	就学、修業するために必要な被服等の購入に必要な資金	小学校 40,600円 中学校 47,400円 国公立高校等 160,000円 修業施設 100,000円 私立高校等 420,000円 国公立大学・短大等 380,000円 私立大学・短大等 590,000円		6ヶ月	就学 20年以内  修業 5年以内	※修学資金と同様
結婚資金	・母子家庭の母 ・父子家庭の父 ・寡婦	母子家庭の母又は父子家庭の父が扶養する児童及び寡婦が扶養する20歳以上の子の婚姻に際し必要な資金	300,000円		6ヶ月	5年以内	(保証人有)無利子  (保証人無)年1.0%

## **9. 各自治体における取組状況**



母子家庭の母等の自立支援関係事業の実施状況等(平成28年度実績)

	都道府県										市等									
	自立促進計画	母子家庭等就業・自立支援センター事業	自立支援給付金事業		母子・父子自立支援プログラム策定等事業	ひとり親家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭等生活向上事業	総合的な支援のための相談窓口強化事業	ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	自立促進計画	就業・自立支援事業		自立支援給付金事業		母子・父子自立支援プログラム策定等事業	ひとり親家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭等生活向上事業	ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業	ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	
			自立支援教育訓練給付金事業	高等職業訓練促進給付金事業							母子家庭等就業・自立支援センター事業	一般市等就業・自立支援事業	自立支援教育訓練給付金事業	高等職業訓練促進給付金事業						
北海道・東北ブロック	1	北海道	◎	◎	◎	◎	◎				札幌市、旭川市、夕張市、千歳市、石狩市、帯広市、釧路市、稚内市(8/35)	札幌市、旭川市、函館市(3/3)	北見市、帯広市、釧路市、室蘭市(4/32)	札幌市、旭川市、函館市、江別市、千歳市、恵庭市、北広島市、石狩市、岩見沢市、美唄市、芦別市、赤平市、滝川市、砂川市、深川市、小樽市、室蘭市、苫小牧市、登別市、伊達市、北斗市、士別市、名寄市、富良野市、稚内市、北見市、網走市、帯広市、釧路市、根室市(30/35)	札幌市、旭川市、江別市、千歳市、恵庭市、北広島市、石狩市、岩見沢市、芦別市、赤平市、滝川市、砂川市、深川市、小樽市、室蘭市、苫小牧市、登別市、伊達市、北斗市、士別市、名寄市、富良野市、稚内市、北見市、網走市、帯広市、釧路市(28/35)	札幌市、旭川市、名寄市、砂川市、深川市(左記以外の市在住者分は道の事業対象に含め実施)(35/35)	札幌市、旭川市、函館市、江別市、千歳市、恵庭市、北広島市、石狩市、赤平市、深川市、室蘭市、名寄市、富良野市、帯広市、知内町、苫小牧市(16/179)	札幌市、旭川市、苫小牧市、天塩町、中標津町、北見市(6/179)	(0/35)	札幌市、旭川市、函館市、富良野市、帯広市(5/35)
	2	青森県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		青森市、五所川原市(2/10)	青森市(1/2)	(0/8)	青森市、弘前市、八戸市、五所川原市、十和田市、三沢市、(6/10)	青森市、弘前市、八戸市、黒石市、五所川原市、三沢市、平川市(7/10)	青森市、弘前市、三沢市(3/10)	青森市(青森市以外の市等在住者分は県の事業対象に含め実施)(40/40)	(青森市以外の市等在住者分は県の事業対象に含め実施)(39/40)	(0/10)	青森市(1/10)
	3	岩手県	◎	◎	◎	◎	◎	◎			盛岡市、大船渡市、花巻市、釜石市(4/14)	盛岡市(1/1)	(0/13)	盛岡市、宮古市、大船渡市、花巻市、北上市、久慈市、遠野市、一関市、陸前高田市、釜石市、二戸市、八幡平市、奥州市、滝沢市(14/14)	盛岡市、宮古市、大船渡市、花巻市、北上市、久慈市、一関市、陸前高田市、釜石市、二戸市、八幡平市、奥州市、滝沢市(13/14)	盛岡市、宮古市、(左記以外の市在住者分は県の事業対象に含め実施)(14/14)	(県の事業対象に含め実施)(33/33)	(0/33)	陸前高田市(1/14)	(0/14)

※(A/B)は、Aは実施している自治体数、Bは実施することが可能な自治体数

母子家庭の母等の自立支援関係事業の実施状況等(平成28年度実績)

		都道府県									市等									
		自立促進計画	母子家庭等就業・自立支援センター事業	自立支援給付金事業		母子・父子自立支援プログラム策定等事業	ひとり親家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭等生活向上事業	総合的な支援のための相談窓口強化事業	ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	自立促進計画	就業・自立支援事業		自立支援給付金事業		母子・父子自立支援プログラム策定等事業	ひとり親家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭等生活向上事業	ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業	ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業
				自立支援教育訓練給付金事業	高等職業訓練促進給付金等事業							母子家庭等就業・自立支援センター事業	一般市等就業・自立支援事業	自立支援教育訓練給付金事業	高等職業訓練促進給付金等事業					
北海道・東北ブロック	4	宮城県	◎	◎	◎	◎	◎			◎	仙台市、塩竈市、気仙沼市、名取市、角田市(5/14)	仙台市(1/1)	(0/13)	仙台市、石巻市、塩竈市、気仙沼市、名取市、角田市、多賀城市、岩沼市、登米市、栗原市、大崎市(11/14)	仙台市、石巻市、塩竈市、気仙沼市、白石市、名取市、角田市、多賀城市、岩沼市、登米市、栗原市、東松島市、大崎市、富谷市(14/14)	仙台市(1/14)	仙台市、塩竈市、名取市、柴田町(4/35)	仙台市(県内の市等在住者分は県の事業対象に含め実施)(35/35)	(0/14)	仙台市、名取市、大崎市(3/14)
	5	秋田県	◎	◎	◎	◎					秋田市、にかほ市、大館市(3/13)	秋田市(1/1)	大仙市、北秋田市、にかほ市(3/12)	秋田市、能代市、大館市、由利本荘市、湯上市、大仙市、仙北市、にかほ市、湯沢市(9/13)	秋田市、横手市、大館市、由利本荘市、湯上市、大仙市、北秋田市、仙北市(8/13)	(0/13)	大館市、湯上市、大仙市、仙北市、にかほ市(5/25)	(0/25)	(0/13)	大館市(1/13)
	6	山形県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		尾花沢市(1/13)	—	(0/13)	山形市、米沢市、鶴岡市、酒田市、寒河江市、村山市、長井市、天童市、東根市、尾花沢市、(10/13)	山形市、米沢市、鶴岡市、酒田市、新庄市、村山市、長井市、天童市、東根市、尾花沢市、南陽市(11/13)	(0/13)	(県の事業対象に含め実施)(35/35)	鶴岡市、村山市(県内の市等在住者分を県の事業対象に含め実施)(35/35)	(0/13)
7	福島県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		郡山市(1/13)	郡山市(いわき市在住者分は県の事業対象に含め実施)(2/2)	(0/11)	郡山市、いわき市、福島市、会津若松市、白河市、須賀川市、喜多方市、相馬市、二本松市、田村市、伊達市、本宮市、南相馬市(13/13)	郡山市、いわき市、福島市、会津若松市、白河市、須賀川市、喜多方市、相馬市、二本松市、田村市、伊達市、本宮市、南相馬市(13/13)	(県の事業対象に含め実施)(13/13)	(0/59)	(0/59)	(0/13)	郡山市、会津若松市、白河市、須賀川市、二本松市、南相馬市、伊達市(7/13)



母子家庭の母等の自立支援関係事業の実施状況等(平成28年度実績)

		都道府県								市等								
自立促進計画	母子家庭等就業・自立支援センター事業	自立支援給付金事業		母子・父子自立支援プログラム策定等事業	ひとり親家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭等生活向上事業	総合的な支援のための相談窓口強化事業	ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	自立促進計画	就業・自立支援事業		自立支援給付金事業		母子・父子自立支援プログラム策定等事業	ひとり親家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭等生活向上事業	ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業	ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業
		自立支援教育訓練給付金事業	高等職業訓練促進給付金事業							母子家庭等就業・自立支援センター事業	一般市等就業・自立支援事業	自立支援教育訓練給付金事業	高等職業訓練促進給付金事業					
10	群馬県	◎	◎	◎	◎	◎		◎	沼田市、館林市(2/12)	前橋市、高崎市(2/2)	(0/10)	前橋市、高崎市、桐生市、伊勢崎市、太田市、沼田市、館林市、渋川市、藤岡市、富岡市、安中市、みどり市(12/12)	前橋市、高崎市、桐生市、伊勢崎市、太田市、沼田市、館林市、渋川市、藤岡市、富岡市、安中市、みどり市(12/12)	前橋市、高崎市、桐生市、藤岡市(左記以外の市在住者については県の事業対象に含め実施)(12/12)	(0/35)	(0/35)	(0/12)	前橋市、高崎市、桐生市、伊勢崎市、沼田市、渋川市、藤岡市、安中市、みどり市(9/12)
		◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	さいたま市、川越市、熊谷市、川口市、行田市、秩父市、所沢市、加須市、本庄市、東松山市、春日部市、狭山市、羽生市、鴻巣市、深谷市、上尾市、草加市、蕨市、戸田市、入間市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、桶川市、久喜市、北本市、八潮市、富士見市、三郷市、蓮田市、坂戸市、幸手市、鶴ヶ島市、日高市、吉川市、ふじみ野市、白岡市(38/40)	さいたま市、川越市(2/3)	(0/37)	さいたま市、川越市、越谷市、熊谷市、川口市、行田市、秩父市、所沢市、飯能市、加須市、本庄市、東松山市、春日部市、狭山市、羽生市、鴻巣市、深谷市、上尾市、草加市、蕨市、戸田市、入間市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、桶川市、久喜市、北本市、八潮市、富士見市、三郷市、蓮田市、坂戸市、幸手市、鶴ヶ島市、日高市、吉川市、ふじみ野市、白岡市(40/40)	さいたま市、川越市、越谷市、熊谷市、川口市、行田市、秩父市、所沢市、飯能市、加須市、本庄市、東松山市、春日部市、狭山市、羽生市、鴻巣市、深谷市、上尾市、草加市、蕨市、戸田市、入間市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、桶川市、久喜市、北本市、八潮市、富士見市、三郷市、蓮田市、坂戸市、幸手市、鶴ヶ島市、日高市、吉川市、ふじみ野市、白岡市(40/40)	さいたま市、川越市、所沢市、戸田市、北本市(5/63)	さいたま市、川越市、上尾市、戸田市、志木市、三芳町(左記以外の市等在住者分は県の事業対象に含め実施)(63/63)	川越市(1/40)	越谷市、鴻巣市、上尾市、戸田市、志木市、富士見市、ふじみ野市(7/40)	
11	埼玉県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎										
		◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎										

母子家庭の母等の自立支援関係事業の実施状況等(平成28年度実績)

都道府県										市等									
自立促進計画	母子家庭等就業・自立支援センター事業	自立支援給付金事業		母子・父子自立支援プログラム策定等事業	ひとり親家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭等生活向上事業	総合的な支援のための相談窓口強化事業	ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	自立促進計画	就業・自立支援事業		自立支援給付金事業		母子・父子自立支援プログラム策定等事業	ひとり親家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭等生活向上事業	ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業	ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	
		自立支援教育訓練給付金事業	高等職業訓練促進給付金等事業							母子家庭等就業・自立支援センター事業	一般市等就業・自立支援事業	自立支援教育訓練給付金事業	高等職業訓練促進給付金等事業						
関東ブロック	12	千葉県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	千葉県、船橋市、柏市、松戸市、野田市、佐倉市、四街道市(7/37)	千葉県、船橋市、柏市(3/3)	野田市、浦安市、(2/34)	千葉県、船橋市、柏市、市川市、館山市、木更津市、松戸市、野田市、茂原市、成田市、佐倉市、東金市、旭市、習志野市、市原市、流山市、八千代市、我孫子市、鴨川市、鎌ヶ谷市、君津市、浦安市、四街道市、袖ヶ浦市、八街市、印西市、白井市、富里市、南房総市、匝瑳市、香取市、山武市、いすみ市、大網白里市(34/37)	千葉県、船橋市、柏市、市川市、館山市、木更津市、松戸市、野田市、茂原市、成田市、佐倉市、東金市、旭市、習志野市、勝浦市、市原市、流山市、八千代市、我孫子市、鴨川市、鎌ヶ谷市、君津市、富津市、浦安市、四街道市、袖ヶ浦市、八街市、印西市、白井市、富里市、南房総市、匝瑳市、香取市、山武市、いすみ市、大網白里市(36/37)	千葉県、船橋市、市川市、松戸市、野田市、流山市、我孫子市、浦安市(8/37)	千葉県、野田市、佐倉市、八千代市、鎌ヶ谷市、浦安市、白井市(7/54)	千葉県、船橋市、柏市、松戸市、野田市(5/54)	船橋市、松戸市(2/37)	千葉県、船橋市、柏市、松戸市、成田市、佐倉市、鎌ヶ谷市、印西市、富里市(9/37)

母子家庭の母等の自立支援関係事業の実施状況等(平成28年度実績)

都道府県										市等									
自立促進計画	母子家庭等就業・自立支援センター事業	自立支援給付金事業		母子・父子自立支援プログラム策定等事業	ひとり親家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭等生活向上事業	総合的な支援のための相談窓口強化事業	ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	自立促進計画	就業・自立支援事業		自立支援給付金事業		母子・父子自立支援プログラム策定等事業	ひとり親家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭等生活向上事業	ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業	ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	
		自立支援教育訓練給付金事業	高等職業訓練促進給付金等事業							母子家庭等就業・自立支援センター事業	一般市等就業・自立支援事業	自立支援教育訓練給付金事業	高等職業訓練促進給付金等事業						
関東ブロック	13	東京都	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	中央区、新宿区、世田谷区、渋谷区、杉並区、江戸川区、武蔵野市、八王子市、三鷹市、府中市、調布市、日野市、国分寺市、福生市、羽村市(15/49)	八王子市(1/1)	品川区、練馬区、世田谷区、江戸川区、武蔵野市、(5/48)	千代田区、中央区、港区、新宿区、文京区、台東区、墨田区、江東区、品川区、目黒区、大田区、世田谷区、渋谷区、中野区、杉並区、豊島区、北区、荒川区、板橋区、練馬区、足立区、葛飾区、江戸川区、八王子市、立川市、武蔵野市、三鷹市、青梅市、府中市、昭島市、調布市、小金井市、小平市、日野市、東村山市、国分寺市、国立市、福生市、狛江市、東大和市、清瀬市、東久留米市、武蔵村山市、多摩市、稲城市、羽村市、あきる野市、西東京市(49/49)	千代田区、中央区、港区、新宿区、文京区、台東区、墨田区、江東区、品川区、目黒区、大田区、世田谷区、渋谷区、中野区、杉並区、豊島区、北区、荒川区、板橋区、足立区、葛飾区、江戸川区、八王子市、立川市、武蔵野市、三鷹市、青梅市、府中市、昭島市、調布市、小金井市、小平市、日野市、東村山市、国分寺市、国立市、福生市、狛江市、東大和市、清瀬市、東久留米市、武蔵村山市、多摩市、稲城市、羽村市、あきる野市、西東京市(49/49)	中央区、新宿区、文京区、台東区、墨田区、品川区、目黒区、大田区、世田谷区、中野区、杉並区、豊島区、北区、荒川区、板橋区、足立区、葛飾区、江戸川区、八王子市、立川市、武蔵野市、三鷹市、青梅市、府中市、昭島市、調布市、町田市、小金井市、小平市、日野市、国分寺市、国立市、福生市、狛江市、東大和市、清瀬市、東久留米市、武蔵村山市、多摩市、稲城市、羽村市、あきる野市、西東京市(41/62)	千代田区、中央区、新宿区、品川区、目黒区、世田谷区、豊島区、板橋区、練馬区、足立区、葛飾区、江戸川区、八王子市、府中市、調布市、日野市、国立市、多摩市(18/62)	杉並区、豊島区、葛飾区、江戸川区、調布市、西東京市(6/49)	杉並区、板橋区、豊島区、荒川区、世田谷区、足立区、三鷹市、青梅市、国分寺市、羽村市、八王子市(11/49)	

母子家庭の母等の自立支援関係事業の実施状況等(平成28年度実績)

		都道府県								市等										
自立促進計画	母子家庭等就業・自立支援センター事業	自立支援給付金事業		母子・父子自立支援プログラム策定等事業	ひとり親家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭等生活向上事業	総合的な支援のための相談窓口強化事業	ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	自立促進計画	就業・自立支援事業		自立支援給付金事業		母子・父子自立支援プログラム策定等事業	ひとり親家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭等生活向上事業	ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業	ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業		
		自立支援教育訓練給付金事業	高等職業訓練促進給付金等事業							母子家庭等就業・自立支援センター事業	一般市等就業・自立支援事業	自立支援教育訓練給付金事業	高等職業訓練促進給付金等事業							
関東ブロック	14	神奈川県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	○	横浜市、川崎市、相模原市、厚木市、秦野市(5/19)	横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市(4/4)	(0/15)	横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、平塚市、鎌倉市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、逗子市、三浦市、秦野市、厚木市、大和市、伊勢原市、海老名市、座間市、南足柄市、綾瀬市(19/19)	横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、平塚市、鎌倉市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、逗子市、秦野市、厚木市、大和市、伊勢原市、海老名市、座間市、南足柄市、綾瀬市(18/19)	横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市(政令・中核市以外の県内在住者分は県の事業対象に含め実施)(19/19)	横浜市、川崎市、相模原市、平塚市、鎌倉市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、逗子市、秦野市、厚木市、伊勢原市、座間市、南足柄市(町村在住者分は県の事業対象に含め実施)(29/33)	横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市(4/33)	(0/19)	横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、藤沢市、逗子市、大和市(7/19)	
			◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	新潟市、長岡市、柏崎市(3/20)	新潟市(1/1)	(0/19)	新潟市、長岡市、三条市、柏崎市、新発田市、小千谷市、十日町市、見附市、村上市、燕市、糸魚川市、妙高市、五泉市、上越市、佐渡市、魚沼市、南魚沼市、胎内市(19/20)	新潟市、長岡市、三条市、柏崎市、新発田市、小千谷市、十日町市、見附市、村上市、燕市、糸魚川市、妙高市、五泉市、上越市、阿賀野市、佐渡市、魚沼市、南魚沼市、胎内市(19/20)	新潟市、長岡市、上越市(3/20)	新潟市(新潟市以外の市等在住者分は県の事業対象に含め実施)(30/30)	新潟市(新潟市以外の市等在住者分は県の事業対象に含め実施)(30/30)	(0/20)	三条市、上越市、南魚沼市(3/20)
			◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	(0/10)	富山市(県と共同実施)(1/1)	(0/9)	富山市、高岡市、魚津市、氷見市、滑川市、黒部市、砺波市、小矢部市、南砺市、射水市(10/10)	富山市、高岡市、魚津市、氷見市、滑川市、黒部市、砺波市、小矢部市、南砺市、射水市(10/10)	富山市、高岡市、魚津市、滑川市、黒部市、砺波市、小矢部市、南砺市、射水市(9/10)	(県の事業対象に含め実施)(15/15)	富山市(富山市以外の市等在住者分は県の事業対象に含め実施)(15/15)	(0/10)	(0/10)

母子家庭の母等の自立支援関係事業の実施状況等(平成28年度実績)

		都道府県									市等									
	自立促進計画	母子家庭等就業・自立支援センター事業	自立支援給付金事業		母子・父子自立支援プログラム策定等事業	ひとり親家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭等生活向上事業	総合的な支援のための相談窓口の強化事業	ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	自立促進計画	就業・自立支援事業		自立支援給付金事業		母子・父子自立支援プログラム策定等事業	ひとり親家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭等生活向上事業	ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業	ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	
			自立支援教育訓練給付金事業	高等職業訓練促進給付金事業							母子家庭等就業・自立支援センター事業	一般市等就業・自立支援事業	自立支援教育訓練給付金事業	高等職業訓練促進給付金等事業						
中部ブロック	17	石川県	◎	◎	◎	◎	◎		◎	金沢市、七尾市、かほく市(3/11)	金沢市(1/1)	小松市(1/10)	金沢市、七尾市、小松市、輪島市、珠洲市、加賀市、羽咋市、かほく市、白山市、能美市、野々市市(11/11)	金沢市、七尾市、小松市、輪島市、珠洲市、加賀市、羽咋市、かほく市、白山市、能美市、野々市市(11/11)	金沢市、小松市、加賀市、能美市、野々市市(5/11)	金沢市、七尾市、白山市、能美市、野々市市、中能登町(6/19)	金沢市、七尾市、小松市、羽咋市、かほく市、白山市、能美市、野々市市、川北町、津幡町、内灘町、志賀町、宝達志水町、中能登町、穴水町、能登町(16/19)	(0/11)	金沢市、小松市(2/11)	
	18	福井県	◎	◎	◎	◎	◎		◎	越前市(1/9)	—	(0/9)	福井市、敦賀市、小浜市、大野市、勝山市、鯖江市、あわら市、越前市、坂井市(9/9)	福井市、敦賀市、小浜市、大野市、勝山市、鯖江市、あわら市、越前市、坂井市(9/9)	(県の事業対象に含め実施)(9/9)	福井市、敦賀市、小浜市、大野市、鯖江市、あわら市、越前市、坂井市、南越前町、越前町(10/17)	(県内の市等在住者分は県の事業対象に含め実施)(17/17)	(0/9)	(0/9)	
	19	山梨県	◎	◎	◎	◎	◎		◎	都留市、大月市(2/13)	—	(0/13)	甲府市、富士吉田市、都留市、山梨市、大月市、韮崎市、南アルプス市、北杜市、甲斐市、笛吹市、上野原市、甲州市、中央市(13/13)	甲府市、富士吉田市、都留市、山梨市、大月市、韮崎市、南アルプス市、北杜市、甲斐市、笛吹市、上野原市、甲州市、中央市(13/13)	甲府市、富士吉田市、都留市、山梨市、大月市、南アルプス市、(6/13)	(県内市在住者分も県の事業対象に含め実施)(27/27)	(0/27)	(0/13)	都留市、笛吹市(2/13)	
	20	長野県	◎	◎	◎	◎			◎	長野市、上田市(2/19)	(長野市在住者分は県の事業対象に含め実施)(1/1)	(0/18)	長野市、松本市、上田市、岡谷市、飯田市、諏訪市、須坂市、小諸市、伊那市、中野市、大町市、飯山市、茅野市、塩尻市、佐久市、千曲市、安曇野市、東御市(18/19)	長野市、松本市、上田市、岡谷市、飯田市、諏訪市、須坂市、小諸市、伊那市、駒ヶ根市、大町市、茅野市、塩尻市、佐久市、千曲市、東御市、安曇野市(17/19)	(0/19)	松本市、上田市、須坂市、伊那市、茅野市、千曲市、安曇野市、上松町、白馬村(9/77)	長野市(長野市以外の市等在住者分は県の事業対象に含め実施)(77/77)	(0/19)	長野市、上田市、諏訪市、茅野市、佐久市(5/19)	



母子家庭の母等の自立支援関係事業の実施状況等(平成28年度実績)

		都道府県								市等									
自立促進計画	母子家庭等就業・自立支援センター事業	自立支援給付金事業		母子・父子自立支援プログラム策定等事業	ひとり親家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭等生活向上事業	総合的な支援のための相談窓口の強化事業	ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	自立促進計画	就業・自立支援事業		自立支援給付金事業		母子・父子自立支援プログラム策定等事業	ひとり親家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭等生活向上事業	ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業	ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	
		自立支援教育訓練給付金事業	高等職業訓練促進給付金事業							母子家庭等就業・自立支援センター事業	一般市等就業・自立支援事業	自立支援教育訓練給付金事業	高等職業訓練促進給付金事業						
中部ブロック	21	岐阜県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
	22	静岡県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	

母子家庭の母等の自立支援関係事業の実施状況等(平成28年度実績)

		都道府県								市等									
自立促進計画	母子家庭等就業・自立支援センター事業	自立支援給付金事業		母子・父子自立支援プログラム策定等事業	ひとり親家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭等生活向上事業	総合的な支援のための相談窓口強化事業	ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	自立促進計画	就業・自立支援事業		自立支援給付金事業		母子・父子自立支援プログラム策定等事業	ひとり親家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭等生活向上事業	ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業	ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	
		自立支援教育訓練給付金事業	高等職業訓練促進給付金等事業							母子家庭等就業・自立支援センター事業	一般市等就業・自立支援事業	自立支援教育訓練給付金事業	高等職業訓練促進給付金等事業						
中部ブロック	23	愛知県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	名古屋市、豊橋市、岡崎市、豊田市、一宮市、春日井市、豊川市、碧南市、刈谷市、安城市、蒲郡市、常滑市、東海市、知多市、高浜市、日進市、田原市、清須市、北名古屋市(19/38)	名古屋市、豊橋市、岡崎市、豊田市(4/4)	半田市(1/34)	名古屋市、豊橋市、岡崎市、豊田市、一宮市、瀬戸市、半田市、春日井市、豊川市、津島市、碧南市、刈谷市、安城市、西尾市、蒲郡市、犬山市、常滑市、江南市、小牧市、稲沢市、新城市、東海市、大府市、知多市、知立市、尾張旭市、高浜市、岩倉市、豊明市、日進市、田原市、愛西市、清須市、北名古屋市、弥富市、みよし市、あま市、長久手市(38/38)	名古屋市、豊橋市、岡崎市、豊田市、一宮市、半田市、春日井市、豊川市、津島市、碧南市、刈谷市、安城市、西尾市、蒲郡市、犬山市、常滑市、江南市、小牧市、稲沢市、東海市、新城市、大府市、知多市、知立市、尾張旭市、高浜市、岩倉市、豊明市、日進市、田原市、愛西市、清須市、北名古屋市、弥富市、みよし市、あま市、長久手市(38/38)	名古屋市、豊橋市、岡崎市、豊田市、一宮市、半田市、春日井市、豊川市、津島市、碧南市、刈谷市、安城市、西尾市、蒲郡市、犬山市、高浜市、長久手市(10/54)	名古屋市、豊橋市、西尾市、瀬戸市、半田市、安城市、蒲郡市、犬山市、高浜市、長久手市(10/54)	名古屋市、一宮市(2/38)	名古屋市、豊橋市、岡崎市、一宮市、半田市、春日井市、豊川市、安城市、犬山市、高浜市(10/38)	
	24	三重県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	鈴鹿市、津市、志摩市、伊賀市(4/15)	—	(0/15)	桑名市、いなべ市、四日市市、鈴鹿市、亀山市、津市、松阪市、伊勢市、鳥羽市、志摩市、尾鷲市、熊野市、伊賀市、名張市、多気町(15/15)	桑名市、いなべ市、四日市市、鈴鹿市、亀山市、津市、松阪市、伊勢市、鳥羽市、志摩市、尾鷲市、熊野市、伊賀市、名張市、多気町(15/15)	四日市市、鈴鹿市、津市、伊賀市、名張市(5/15)	桑名市、いなべ市、四日市市、津市、名張市、亀山市(6/29)	桑名市、いなべ市、鈴鹿市、津市、名張市(5/29)	(0/15)	(0/15)

母子家庭の母等の自立支援関係事業の実施状況等(平成28年度実績)

		都道府県									市等									
		自立促進計画	母子家庭就業・自立支援センター事業	自立支援給付金事業		母子・父子自立支援プログラム策定等事業	ひとり親家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭等生活向上事業	総合的な支援のための相談窓口強化事業	ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	自立促進計画	就業・自立支援事業		自立支援給付金事業		母子・父子自立支援プログラム策定等事業	ひとり親家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭等生活向上事業	ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業	ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業
				自立支援教育訓練給付金事業	高等職業訓練促進給付金事業							母子家庭等就業・自立支援センター事業	一般市等就業・自立支援事業	自立支援教育訓練給付金事業	高等職業訓練促進給付金事業					
近畿ブロック	25	滋賀県	◎	◎	◎	◎	◎	◎		◎	大津市、彦根市、近江八幡市、草津市、湖南市(5/13)	大津市(1/1)	(0/12)	大津市、彦根市、長浜市、近江八幡市、草津市、守山市、栗東市、甲賀市、野洲市、湖南市、高島市、東近江市、米原市(13/13)	大津市、彦根市、長浜市、近江八幡市、草津市、守山市、栗東市、甲賀市、野洲市、湖南市、高島市、東近江市、米原市(13/13)	大津市、彦根市、近江八幡市、野州市、湖南市、東近江市(左記以外の市在住者分は県の事業対象に含め実施)(13/13)	大津市(大津市以外の市等の在住者分は県の事業対象に含め実施)(19/19)	草津市、甲賀市、東近江市(3/19)	(0/13)	大津市、彦根市、長浜市、草津市、守山市、栗東市、甲賀市、湖南市、東近江市(9/13)
	26	京都府	◎	◎	◎	◎	◎	◎		◎	京都市、京丹後市(2/15)	京都市(1/1)	(0/14)	京都市、福知山市、舞鶴市、綾部市、宇治市、宮津市、亀岡市、城陽市、向日市、長岡京市、八幡市、京田辺市、京丹後市、南丹市、木津川市(15/15)	京都市、福知山市、舞鶴市、綾部市、宇治市、宮津市、亀岡市、城陽市、向日市、長岡京市、八幡市、京田辺市、京丹後市、南丹市、木津川市(15/15)	京都市、福知山市、舞鶴市、宇治市、宮津市、京丹後市(6/15)	京都市(京都市以外の市等在住者分は県の事業対象に含めて実施)(26/26)	京都市、舞鶴市、綾部市、亀岡市、長岡京市、南丹市(6/26)	(0/15)	京都市、舞鶴市、宇治市、宮津市、城陽市、向日市、京田辺市、京丹後市、木津川市(9/15)
	27	大阪府	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	○	大阪市、堺市、高槻市、東大阪市、豊中市、枚方市、岸和田市、池田市、吹田市、泉大津市、貝塚市、守口市、茨木市、八尾市、泉佐野市、富田林市、寝屋川市、河内長野市、大東市、和泉市、柏原市、羽曳野市、門真市、高石市、藤井寺市、泉南市、四條畷市、交野市、島本町(29/34)	大阪市、堺市、高槻市、東大阪市、豊中市、枚方市(6/6)	吹田市、茨木市、松原市、柏原市、交野市(5/28)	大阪市、堺市、高槻市、東大阪市、豊中市、枚方市、岸和田市、池田市、吹田市、泉大津市、貝塚市、守口市、茨木市、八尾市、泉佐野市、富田林市、寝屋川市、河内長野市、松原市、大東市、和泉市、箕面市、柏原市、羽曳野市、門真市、摂津市、高石市、藤井寺市、泉南市、四條畷市、交野市、大阪狭山市、阪南市、島本町(34/34)	大阪市、堺市、高槻市、東大阪市、豊中市、枚方市、岸和田市、池田市、吹田市、泉大津市、貝塚市、守口市、茨木市、八尾市、泉佐野市、富田林市、寝屋川市、河内長野市、松原市、大東市、和泉市、箕面市、柏原市、羽曳野市、門真市、摂津市、高石市、藤井寺市、泉南市、四條畷市、交野市、大阪狭山市、阪南市、島本町(34/34)	大阪市、堺市、高槻市、東大阪市、豊中市、枚方市、池田市、吹田市、泉大津市、貝塚市、茨木市、八尾市、富田林市、寝屋川市、河内長野市、松原市、和泉市、箕面市、柏原市、羽曳野市、門真市、摂津市、高石市、藤井寺市、泉南市、四條畷市、大阪狭山市、島本町(30/34)	大阪市、堺市、高槻市、東大阪市、豊中市、枚方市、泉大津市、貝塚市、八尾市、河内長野市、箕面市、摂津市、藤井寺市、四條畷市、泉南市、島本町(政令・中核市以外の市等在住者分は府の事業対象者に含めて実施)(43/43)	大阪市、堺市、豊中市、枚方市、貝塚市、茨木市、和泉市、箕面市(政令・中核市市以外の市等在住者分は府の事業対象者に含めて実施)(41/43)	大阪市(1/34)	大阪市、堺市、高槻市、東大阪市、枚方市、池田市、泉佐野市、富田林市、河内長野市、松原市、門真市、摂津市、高石市、藤井寺市、大阪狭山市、島本町(17/34)

母子家庭の母等の自立支援関係事業の実施状況等(平成28年度実績)

		都道府県								市等										
		自立促進計画	母子家庭等就業・自立支援センター事業	自立支援給付金事業		母子・父子自立支援プログラム策定等事業	ひとり親家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭等生活向上事業	総合的な支援のための相談強化事業	ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	自立促進計画	就業・自立支援事業		自立支援給付金事業		母子・父子自立支援プログラム策定等事業	ひとり親家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭等生活向上事業	ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業	ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業
				自立支援教育訓練給付金事業	高等職業訓練促進給付金事業							母子家庭等就業・自立支援センター事業	一般市等就業・自立支援事業	自立支援教育訓練給付金事業	高等職業訓練促進給付金事業					
近畿ブロック	28	兵庫県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	神戸市、豊岡市、加古川市、高砂市、宝塚市(5/29)	神戸市、姫路市、尼崎市、西宮市(4/4)	明石市(1/25)	神戸市、姫路市、西宮市、尼崎市、明石市、洲本市、芦屋市、伊丹市、相生市、豊岡市、加古川市、たつの市、赤穂市、西脇市、宝塚市、三木市、高砂市、川西市、小野市、三田市、加西市、篠山市、養父市、丹波市、南あわじ市、朝来市、淡路市、宍粟市、加東市(29/29)	神戸市、姫路市、西宮市、尼崎市、明石市、洲本市、芦屋市、伊丹市、相生市、豊岡市、加古川市、たつの市、赤穂市、西脇市、宝塚市、三木市、高砂市、川西市、小野市、三田市、加西市、篠山市、養父市、丹波市、南あわじ市、朝来市、淡路市、宍粟市、加東市(29/29)	神戸市、姫路市、西宮市、尼崎市、明石市、芦屋市、伊丹市、相生市、豊岡市、加古川市、三田市、朝来市(13/29)	神戸市、姫路市(政令市及び中核以外の市等在住者分は県の事業対象に含めて実施)(39/41)	神戸市(1/41)	姫路市、明石市、三田市(3/29)	神戸市、姫路市、西宮市、赤穂市、三木市、高砂市、小野市、篠山市、丹波市、淡路市、加東市(11/29)
	29	奈良県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	奈良市、桜井市、御所市、葛城市(4/13)	奈良市(1/1)	(0/12)	奈良市、大和高田市、大和郡山市、天理市、橿原市、桜井市、五條市、御所市、生駒市、香芝市、葛城市、宇陀市(12/13)	奈良市、大和高田市、大和郡山市、天理市、橿原市、桜井市、五條市、御所市、生駒市、香芝市、葛城市、宇陀市(12/13)	奈良市、大和高田市、橿原市、五條市、御所市、香芝市(左記以外の市等在住者分は県の事業対象に含め実施)(13/13)	奈良市(奈良市以外の市等在住者分は県の事業対象に含め実施)(39/39)	奈良市(県内の市等在住者分は県の事業対象に含め実施)(39/39)	(0/13)	天理市、五條市(2/13)
	30	和歌山県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	和歌山市、橋本市、有田市、御坊市、紀の川市(5/9)	和歌山市(1/1)	(0/8)	和歌山市、海南市、橋本市、有田市、御坊市、田辺市、新宮市、紀の川市、岩出市(9/9)	和歌山市、海南市、橋本市、有田市、御坊市、田辺市、新宮市、紀の川市、岩出市(9/9)	和歌山市、(和歌山市以外の市等在住者分は県の事業対象に含め実施)(9/9)	和歌山市(和歌山市以外の市等在住者分は県の事業対象に含め実施)(30/30)	和歌山市(和歌山市以外の市等在住者分は県の事業対象に含め実施)(30/30)	(0/9)	和歌山市(1/9)



母子家庭の母等の自立支援関係事業の実施状況等(平成28年度実績)

		都道府県									市等									
中国ブロック	自立促進計画	母子家庭等就業・自立支援センター事業	自立支援給付金事業		母子・父子自立支援プログラム策定等事業	ひとり親家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭等生活向上事業	総合的な支援のための相談強化事業	ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	自立促進計画	就業・自立支援事業		自立支援給付金事業		母子・父子自立支援プログラム策定等事業	ひとり親家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭等生活向上事業	ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業	ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	
			自立支援教育訓練給付金事業	高等職業訓練促進給付金等事業							母子家庭等就業・自立支援センター事業	一般市等就業・自立支援事業	自立支援教育訓練給付金事業	高等職業訓練促進給付金等事業						
中国ブロック	34	広島県	◎	◎	◎	◎ (県内の全市町村が実施)	◎				◎	◎								
	35	山口県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	○										
四国ブロック	36	徳島県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	○										
	37	香川県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎											

母子家庭の母等の自立支援関係事業の実施状況等(平成28年度実績)

		都道府県									市等										
		自立促進計画	母子家庭等就業・自立支援センター事業	自立支援給付金事業		母子・父子自立支援プログラム策定等事業	ひとり親家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭等生活向上事業	総合的な支援のための相談窓口の強化事業	ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	自立促進計画	就業・自立支援事業		自立支援給付金事業		母子・父子自立支援プログラム策定等事業	ひとり親家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭等生活向上事業	ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業	ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	
				自立支援教育訓練給付金事業	高等職業訓練促進給付金事業							母子家庭等就業・自立支援センター事業	一般市等就業・自立支援事業	自立支援教育訓練給付金事業	高等職業訓練促進給付金事業						
四国ブロック	38	愛媛県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	39	高知県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	(0/11)	高知市(1/1)	(0/10)	高知市、室戸市、安芸市、南国市、土佐市、須崎市、宿毛市、土佐清水市、四万十市、香南市、香美市(11/11)	高知市、室戸市、安芸市、南国市、土佐市、須崎市、宿毛市、土佐清水市、四万十市、香南市、香美市(11/11)	高知市(高知市以外の市等在住者分は県の事業対象に含めて実施)(11/11)	(0/34)	(0/34)	(0/11)	土佐市、土佐清水市(2/11)	
九州ブロック	40	福岡県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎

母子家庭の母等の自立支援関係事業の実施状況等(平成28年度実績)

		都道府県									市等									
自立促進計画	母子家庭等就業・自立支援センター事業	自立支援給付金事業		母子・父子自立支援プログラム策定等事業	ひとり親家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭等生活向上事業	総合的な支援のための相談窓口強化事業	ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	自立促進計画	就業・自立支援事業		自立支援給付金事業		母子・父子自立支援プログラム策定等事業	ひとり親家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭等生活向上事業	ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業	ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業		
		自立支援教育訓練給付金事業	高等職業訓練促進給付金事業							母子家庭等就業・自立支援センター事業	一般市等就業・自立支援事業	自立支援教育訓練給付金事業	高等職業訓練促進給付金事業							
九州ブロック	41	佐賀県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		
	42	長崎県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		
	43	熊本県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		
	44	大分県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		





母子家庭の母等の自立支援関係事業の実施状況等(平成28年度実績)

都道府県											市等									
自立促進計画	母子家庭等就業・自立支援センター事業	自立支援給付金事業		母子・父子自立支援プログラム策定等事業	ひとり親家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭等生活向上事業	総合的な支援のための相談窓口の強化事業	ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	自立促進計画	就業・自立支援事業		自立支援給付金事業		母子・父子自立支援プログラム策定等事業	ひとり親家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭等生活向上事業	ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業	ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業		
		自立支援教育訓練給付金事業	高等職業訓練促進給付金等事業							母子家庭等就業・自立支援センター事業	一般市等就業・自立支援事業	自立支援教育訓練給付金事業	高等職業訓練促進給付金等事業							
都道府県合	◎	47	47	47	47	42	25	30	9	33	平成28年度実施状況									
	○	0	0	0	0	0	0	3	0	7	246/857	65/68	25/789	805/857	820/857	537/857	916/1,741	852/1,741	21/857	171/857
		0	0	0	0	5	22	14	38	7	28.7%	95.6%	3.2%	93.9%	95.7%	62.7%	52.6%	48.9%	2.5%	20.0%

※◎…継続して実施、○…平成29年度以降に実施予定、空欄…未実施

<都道府県を含む実施状況>

平成28年度実施状況										
自立促進計画	就業・自立支援事業		自立支援給付金事業		母子・父子自立支援プログラム策定等事業	ひとり親家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭等生活向上事業	ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業	ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	
	母子家庭等就業・自立支援センター事業	一般市等就業・自立支援事業	自立支援教育訓練給付金事業	高等職業訓練促進給付金等事業						
	293/904	112/115	25/789	852/904	867/904	579/904	941/1,788	882/1,788	30/904	204/904
	32.4%	97.4%	3.2%	94.2%	95.9%	64.0%	52.6%	49.3%	3.3%	22.6%

# 児童扶養手当制度等の見直しについて（案）

# 児童扶養手当制度等の改善事項（案）

## ○児童扶養手当制度の改善事項

### 1. 手当の支給回数の見直し（平成28年改正法附帯決議事項／法改正事項）

現行の年3回（4月、8月、12月）から奇数月の隔月支給（年6回）とする（次期通常国会に法案を提出予定）。

※ 2019年（平成31年）の11月支給（8月分～10月分）から隔月支給に変更。

### 2. 全部支給所得制限限度額の引上げ（政令改正事項）

「全国ひとり親世帯等調査」の結果を踏まえ、全部支給所得制限限度額を収入ベースで130万円から160万円に引き上げる（扶養親族等の数が1人の場合）。

※ 2018年（平成30年）8月分から実施予定。

### 3. 公共用地取得による土地代金等にかかる特別控除（政令改正事項）

手当額の算定基礎となる所得額から、公共用地の取得に伴う土地代金や物件移転料等を控除する。

※ 2018年（平成30年）8月分から実施予定。

## ○未婚のひとり親に対する寡婦（夫）控除のみなし適用（平成28年改正法附帯決議事項）

未婚のひとり親家庭の母又は父を対象に、保育料の軽減や高等職業訓練促進給付金等の支給額の算定等において、寡婦控除又は寡夫控除のみなし適用を実施する。

※ 2018年（平成30年）の利用料の改定や所得額の算定の時期にあわせて実施予定。

# 児童扶養手当法の一部を改正する法律案に対する附帯決議（参議院） 抜粋

平成二十八年四月二十八日

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

- 児童扶養手当の支払方法については、地方公共団体における手当の支給実務の負担等を含めた状況を調査するとともに、ひとり親家庭の利便性の向上及び家計の安定を図る観点から、支給回数について隔月支給にすること等を含め、所要の措置を検討すること。また、ひとり親家庭の自立を促す観点から、ひとり親家庭の家計管理の支援を推進すること。
- ひとり親家庭は婚姻歴の有無にかかわらず経済的に厳しい状況にあることから一部の地方公共団体に取り組んでいる未婚のひとり親に対する保育料軽減等の寡婦控除のみなし適用について、その実態の把握に努め、必要に応じて適切な措置を講ずること。

# 児童扶養手当の支給回数の見直しについて(案)

児童扶養手当の支給回数について、平成31年11月支給(8月分~10月分)から、現行の年3回(4月、8月、12月)から年6回(1月、3月、5月、7月、9月、11月)に見直す。

<現在>

平成29年4月支払				8月支払				12月支払			
H28.12月	H29.1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月



<見直し案>

➡ 奇数月の支払に変更

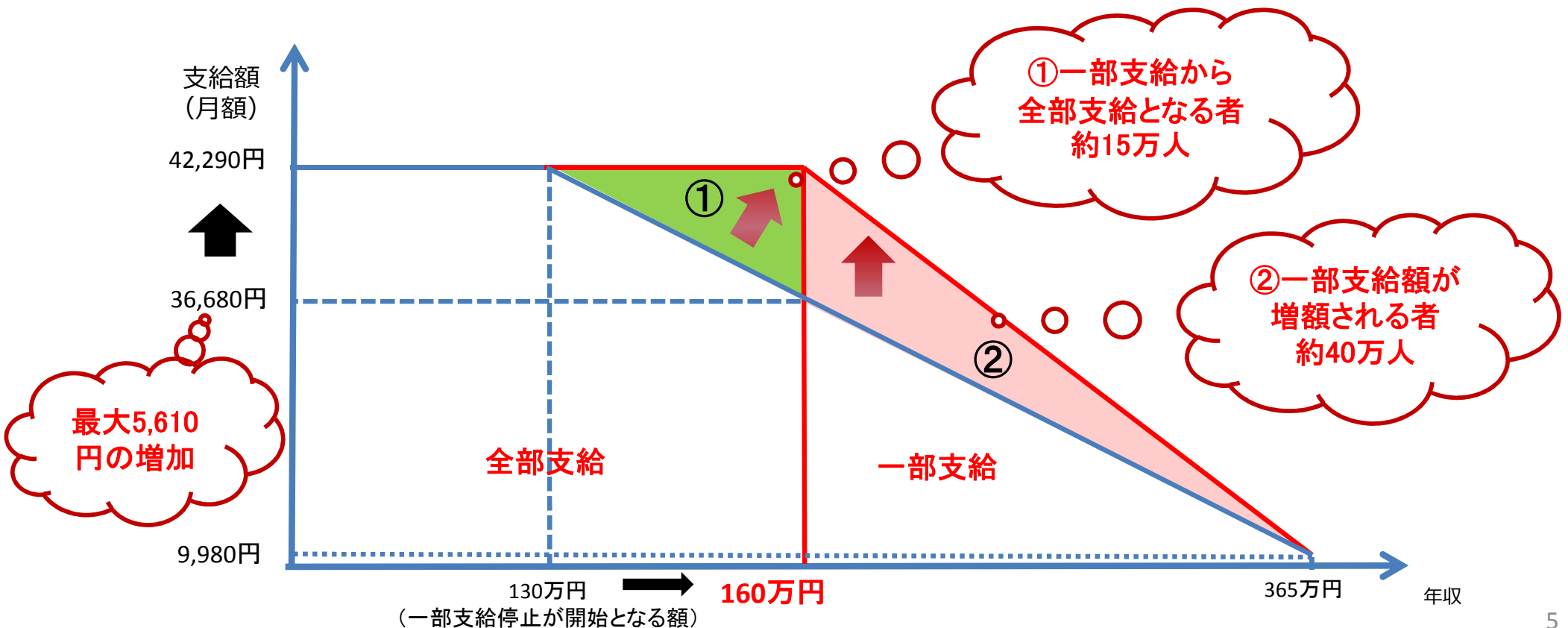
平成31年4月支払				8月支払				11月支払			平成32年1月支払		3月支払	
H30.12月	H31.1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	H32.1月	2月

# 児童扶養手当所得制限限度額の引上げについて（案）

## 概要

- 全部支給所得制限限度額を130万円から160万円（扶養親族等の数が1人の場合※）に引き上げる。
  - ※ 扶養親族等の数が2人の場合：171.7万円から215.7万円、  
扶養親族等の数が3人の場合：227.1万円から270万円
- 2018年（平成30年）8月分（12月支給）から実施予定。

（例） 所得制限限度額引上げのイメージ図



# 児童扶養手当の全部支給所得制限限度額の引上げについて（案）

## 概要

- 全部支給所得制限限度額を収入ベースで130万円から160万円（扶養親族等の数が1人の場合）に引き上げる。  
※ 一部支給及び扶養義務者等所得制限限度額は据え置き
- 2018年（平成30年）8月分（12月支給）から実施予定。

## 2018年度（平成30年度）予算（案）

国費：1,711億円（対前年度▲72.6億円） 地方：3,423億円 事業費：5,134億円

うち、所得制限限度額引き上げによる所要額（4ヶ月分）

国費：14.8億円 地方：29.7億円 事業費：44.5億円

（平年度化した場合 国費：44.5億円 地方：89.0億円 事業費：133.5億円）

### <所得制限限度額表>

扶養親族等の数	受給資格者本人						孤児等の養育者／配偶者／扶養義務者	
	全部支給				一部支給		収入ベース	所得ベース
	収入ベース	収入ベース (H30.8～)	所得ベース	所得ベース (H30.8～)	収入ベース	所得ベース		
0	920,000	1,220,000	190,000	490,000	3,114,000	1,920,000	3,725,000	2,360,000
1	1,300,000	1,600,000	570,000	870,000	3,650,000	2,300,000	4,200,000	2,740,000
2	1,717,000	2,157,000	950,000	1,250,000	4,125,000	2,680,000	4,675,000	3,120,000
3	2,271,000	2,700,000	1,330,000	1,630,000	4,600,000	3,060,000	5,150,000	3,500,000
4	2,814,000	3,243,000	1,710,000	2,010,000	5,075,000	3,440,000	5,625,000	3,880,000
5	3,357,000	3,763,000	2,090,000	2,390,000	5,550,000	3,820,000	6,100,000	4,260,000

※ 児童扶養手当の一部支給額を算出するための係数は、例年のおり2018年（平成30年）1月末の全国消費者物価指数の実績値の公表をもって情報提供を行う予定である。



# 未婚のひとり親に対する寡婦（夫）控除のみなし適用について（案）

## 概要

- 未婚のひとり親家庭の母又は父を対象に、保育料の軽減や高等職業訓練促進給付金等の支給額の算定等において、寡婦控除又は寡夫控除のみなし適用を実施する。

### 1. 子ども関係

事業等名	適用内容
子どものための教育・保育給付費負担金（※1）	利用負担額の決定
児童扶養手当（※2）	手当の支給を制限する場合の所得の額の計算方法
高等職業訓練促進給付金	給付額の決定
ひとり親家庭等日常生活支援事業	利用料の決定
児童入所施設措置費等	徴収額の決定
未熟児養育医療費給付事業	徴収額の決定
結核児童療育給付事業	徴収額の決定

（※1）内閣府予算に計上

（※2）養育者及び扶養義務者

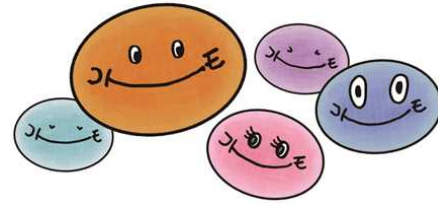
### 2. 障害関係

事業等名	適用内容
特別児童扶養手当等給付諸費	手当の支給を制限する場合の所得の額の計算方法
障害者自立支援給付費負担金（自立支援給付費）	利用者負担額の決定
障害者自立支援給付費負担金（補装具費）	利用者負担額の決定
障害児入所給付費等負担金	利用者負担額の決定
障害児入所医療費等負担金	利用者負担額の決定
障害者医療費負担金	自立支援医療の支給対象者とする市町村民税額の算定方法
	利用者負担額の決定
精神障害者措置入院費等	利用者負担額の決定

### 3. 健康関係

事業等名	適用内容
難病医療費助成制度	自己負担額の決定
小児慢性特定疾病医療費助成制度	自己負担額の決定
小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業	自己負担額の決定
肝炎治療特別促進事業	自己負担額の決定
ウイルス性肝炎患者等の重症化予防推進事業	自己負担額の決定
感染症医療費負担金	自己負担額の決定
結核医療費負担金	自己負担額の決定
訪問介護利用被爆者助成事業	適用対象者の決定
ハンセン病療養所退所者給与金	給与金月額の決定
ハンセン病療養所非入所者給与金	給与金月額の決定
特定配偶者等支援金（ハンセン）	支援金月額の決定

- 実施方法 政令又は通知等の改正により、未婚のひとり親に対する寡婦（夫）控除のみなし適用を実施。
- 実施時期 各事業等の適用内容の実施時期を予定（平成30年6月～9月）。



厚生労働省子ども家庭局  
家庭福祉課  
母子家庭等自立支援室

「すくすくサポート・プロジェクト」を着実に実施するとともに、児童扶養手当制度の充実、母子父子寡婦福祉資金貸付金の大学院進学のための資金の創設、親の資格取得支援を充実するための高等職業訓練促進給付金の准看護師から看護師への進学支援など、ひとり親家庭等への支援の充実を図る。

また、配偶者からの暴力被害者等に対して、婦人相談所等で行う相談、保護、自立支援等の取組を推進する。

これを踏まえた、平成30年度予算案の主な内容は以下のとおり。

(平成30年度予算案) (平成29年度予算額)  
3,508億円の内数 ( 3,520億円の内数)

・母子家庭等対策総合支援事業	122 億円	( 114 億円 )
・児童扶養手当	1,711 億円	( 1,784 億円 )
・母子父子寡婦福祉資金貸付金	32 億円	( 36 億円 )
・婦人保護施設措置費	23 億円	( 23 億円 )
・児童虐待・DV対策等総合支援事業 など(その他、他部局計上分を含む)	159 億円の内数	( 154 億円の内数)

# ひとり親家庭等の自立支援の推進

## 1. 支援につながる

### (1) 自治体窓口のワンストップ化の推進

#### ○ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業の実施

ひとり親家庭の相談窓口において、母子・父子自立支援員に加えて、就業支援専門員を配置することにより、子育て・生活に関する内容から就業に関する内容まで、ワンストップで個々のひとり親家庭が抱える課題に対応した寄り添い型支援を行うことができる体制を整備する。

また、児童扶養手当の現況届の提出時期（毎年8月）等に、子育て・生活、就業、養育費の確保など、ひとり親が抱える様々な問題をまとめて相談できる体制の構築を図る。

【母子家庭等対策総合支援事業：122億円の内数】

### (2) 配偶者からの暴力（DV）防止など婦人保護事業の推進（後掲・10ページ参照）

- ① 婦人相談員手当の拡充【拡充】
- ② 若年被害女性等支援モデル事業（仮称）の創設【新規】
- ③ 売春防止活動・DV対策機能強化事業の充実【拡充】
- ④ 婦人保護施設等における支援の充実【拡充】

### (3) その他

#### ① 子供の貧困対策に資する調査研究等事業の推進

今後の子供の貧困対策の推進に資するよう、子供の貧困に関する調査研究等を実施する。

【保健福祉調査委託費：87百万円】

#### ② 母子家庭等自立支援対策費

母子・父子自立支援員の全国研修会の開催等を通じて、ひとり親家庭等の自立支援を推進する。

【母子家庭等自立支援対策費：3百万円】

## 1. 支援につながる（続き）

### ③ ひとり親家庭等自立促進基盤事業の実施

母子・父子福祉団体等の民間団体が全国的・広域的に行うひとり親家庭等の自立支援に資する事業への財政支援を通じ、ひとり親家庭等の自立促進に向けた基盤整備を図る。

【ひとり親家庭等自立促進基盤事業：9百万円】

### ④ 在宅就業に関する情報提供

子育てと生計の維持という二重の負担を抱える母子家庭の母等にとって、仕事と家庭の両立を図りやすい働き方である在宅就業を推進するため、先駆的な取組事例等を収集・集約し、情報提供を行うこと等により、地方自治体等の取組の促進を図る。

【在宅就業者支援事業委託費：12百万円】

## 2. 生活を応援

### （1）児童扶養手当の支給

① 全部支給に係る所得制限限度額を収入ベースで130万円から160万円（扶養親族等の数が1人の場合）に引き上げる。

※ 2018年（平成30年）8月分から実施予定。

② 手当額の算定基礎となる所得額から、公共用地の取得に伴う土地代金や物件移転料等を控除する。

※ 2018年（平成30年）8月分から実施予定。

児童扶養手当の支給回数について、2019年（平成31年）11月支給（8月分～10月分）から、現行の年3回（4月、8月、12月）から年6回（1月、3月、5月、7月、9月、11月）に見直すため、必要な措置を講ずる。

【児童扶養手当給付費負担金等：1,711億円】

## 2. 生活を応援（続き）

### （2）母子父子寡婦福祉資金貸付金【拡充】

ひとり親家庭等の自立を促進するため、子どもの修学等に必要な資金の貸付けを行っているが、大学院への進学を希望するひとり親家庭の子どもを支援するため、新たに大学院に就学するために必要な経費の貸付けに係る資金（修学資金及び就学支度資金）を創設する。

【母子父子寡婦福祉資金貸付金：32億円】

### （3）子どもの生活・学習支援事業（居場所づくり）の実施

放課後児童クラブ等の終了後に、ひとり親家庭の子どもたちの生活習慣の習得・学習支援や食事の提供等を行うことが可能な居場所づくりを実施する。

【母子家庭等対策総合支援事業：122億円の内数】

### （4）養育費の確保等支援

#### ① 養育費相談支援センター事業

養育費相談支援センターにおいて、養育費相談に対応する人材の養成のための研修や、養育費の取り決めや面会交流の支援に関する困難事例への対応等を行うことにより、ひとり親家庭の自立の支援を図る。

【養育費確保支援事業委託費：56百万円】

#### ② 母子家庭等就業・自立支援事業の推進

母子家庭等就業・自立支援センター等において、就業相談から就業支援講習会、就業情報の提供に至るまでの一貫した就業支援サービス等を提供するとともに、養育費の取り決め等について相談・情報提供、面会交流の支援等を実施し、母子家庭等就業・自立支援事業を推進する。

また、弁護士による養育費相談を実施する。

【母子家庭等対策総合支援事業：122億円の内数】

### （5）ひとり親家庭等日常生活支援事業の実施

ひとり親家庭の親が修学や疾病、冠婚葬祭などにより、一時的に家事援助、未就学児の保育等のサービスが必要となった際に、家庭生活支援員（ヘルパー）を派遣し、又は家庭生活支援員の居宅等において支援する。

【母子家庭等対策総合支援事業：122億円の内数】

## 2. 生活を応援（続き）

### （6）未婚のひとり親家庭の母（父）に対する寡婦（夫）控除のみなし適用

未婚のひとり親家庭の母又は父を対象に、保育料の軽減や高等職業訓練促進給付金等の支給額の算定等において、寡婦控除又は寡夫控除のみなし適用を実施する。

## 3. 学びを応援

### （1）生活困窮世帯等の子どもの学習支援事業の強化【拡充】

生活困窮世帯等の子どもの支援するため、「高校生世代」に対する総合的な支援や、特に小学生がいる世帯に対する巡回支援等を実施する取組を強化する。

【子どもの学習支援事業：47億円の内数】

（母子家庭の母等以外の者の分を含め社会・援護局予算に計上。）

### （2）ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業の推進

ひとり親家庭の親及びその子どもの学び直しを支援することにより、より良い条件での就職や転職に向けた可能性を広げ、安定した雇用につなげていくため、高等学校卒業程度認定試験合格のための講座を受講する場合に、その費用の一部を支給する。

【母子家庭等対策総合支援事業：122億円の内数】

### （3）ひとり親家庭等の生活・学習支援の実施（親の学び直し支援）

ひとり親家庭の親を対象にして、ファイナンシャルプランナー等の専門家を活用した家計管理等の講習会の実施、高等学校卒業程度認定試験の合格支援などの学習支援、ひとり親家庭同士のネットワークづくり等を行う。

【母子家庭等対策総合支援事業：122億円の内数】

## 4. 仕事を応援

### (1) 就職に有利な資格の取得支援

#### ① 母子家庭等自立支援給付金事業の推進

##### ・ 高等職業訓練促進給付金の充実【拡充】

ひとり親家庭の親が、看護師等の資格を取得するため養成機関で修学する場合に、修学期間中の生活費負担を軽減するために高等職業訓練促進給付金を支給する。

また、高等職業訓練促進給付金の支給を受け、准看護師養成機関を卒業する者が、引き続き、看護師の資格を取得するために、養成機関で修学する場合には、通算3年分の給付金を支給できるよう支援を拡大する。

【母子家庭等対策総合支援事業：122億円の内数】

##### ・ 自立支援教育訓練給付金の支給

ひとり親家庭の親が、地方自治体が指定した教育訓練講座を受講し、修了した場合にその経費の一部を支給する。

【母子家庭等対策総合支援事業：122億円の内数】

#### ② 母子家庭等就業・自立支援事業【再掲】

母子家庭等就業・自立支援センター等で、就業相談から就業支援講習会、就業情報の提供に至るまでの一貫した就業支援サービス等を提供する。

【母子家庭等対策総合支援事業：122億円の内数】

## 4. 仕事を応援（続き）

### （2）ひとり親家庭の親の就労支援 ～ハローワークのひとり親全カサポートキャンペーン～

#### ○生活保護受給者等就労自立促進事業の推進

生活保護受給者及び児童扶養手当受給者を含む生活困窮者に対するより効果的な自立支援のため、ハローワークと地方自治体が一体となった就労支援を推進する。

【生活保護受給者等就労自立促進事業費等：88億円の内数】  
（母子家庭の母等以外の者の分を含め職業安定局予算に計上。）

#### ○マザーズハローワーク事業の推進【拡充】

マザーズハローワーク事業について、事業拠点の拡充（194か所→199か所）を行うとともに、ひとり親支援専門の就職支援ナビゲーターを追加配置し、関係機関と連携したひとり親への就職支援を推進する。

【マザーズハローワーク事業推進費等：35億円の内数】  
（母子家庭の母等以外の者の分を含め職業安定局予算に計上。）

#### ○トライアル雇用助成金（一般トライアルコース）の活用

求職者を、常用雇用へ移行することを目的に一定期間、試行雇用する事業主に対して助成する「トライアル雇用助成金」の活用により、母子家庭の母等の早期就職の実現や雇用機会の創出を図る。

【トライアル雇用助成金（一般トライアルコース）：24億円の内数】  
（母子家庭の母等以外の者の分を含め職業安定局予算に計上。）

#### ○特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者コース）の活用

母子家庭の母等の就職困難者をハローワーク等の紹介により、継続して雇用する労働者として雇い入れる事業主に対して助成金を支給する。

【特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者コース）：468億円の内数】  
（母子家庭の母等以外の者の分を含め職業安定局予算に計上。）

#### ○キャリアアップ助成金の活用

非正規雇用労働者の正社員化や処遇改善を実施した事業主を支援する「キャリアアップ助成金」の活用により、母子家庭の母等を含む有期契約労働者等の正規雇用等への転換等を推進する。

【キャリアアップ助成金：741億円の内数】  
（母子家庭の母等以外の者の分を含め雇用環境・均等局予算に計上。）



## 4. 仕事を応援（続き）

### （3）ひとり親家庭の親が利用しやすい職業能力開発の推進

#### ○母子家庭の母等に対する職業訓練の実施

##### ・ 託児サービスを付加した職業訓練、準備講習付き職業訓練の実施

母子家庭の母等の再就職が円滑に進むよう、公的職業訓練において、育児等による時間的制約のある方向けの短時間訓練コースの設定や、託児サービス支援の提供を推進する。

また、「母子・父子自立支援プログラム」の対象者等に対しては、母子家庭の母等の職業的自立を促すための方策として、「職業訓練」に先立ち、就職の準備段階としての「準備講習」を行う準備講習付き職業訓練を実施する。  
(母子家庭の母等以外の者の分を含め人材開発統括官予算に計上。)

##### ・ 母子家庭の母等の特性に応じた訓練コースの実施

公共職業訓練において、配偶者からの暴力（DV）被害者である母子家庭の母等の特性に応じた訓練コースを実施する。  
(母子家庭の母等以外の者の分を含め人材開発統括官予算に計上。)

##### ・ 雇用型訓練を活用する企業に対する支援等の実施

個人のキャリアアップや多様な人材の円滑な就職等を促進することを目的として、ジョブ・カード制度の推進及び雇用型訓練を活用する企業を支援するための取組等を実施する。

(母子家庭の母等以外の者の分を含め人材開発統括官予算に計上。)  
【離職者等の再就職に資する総合的な職業能力開発プログラム推進事業等：39億円の内数】

#### ○公共職業訓練におけるeラーニングコースの実施

通所の方法によっては訓練の提供が困難であると考えられる、ひとり親等の家庭的制約を抱える者及び公共職業訓練を利用できない離島・僻地等の求職者を対象として、eラーニングによる職業訓練機会の提供を行う。

【離職者等の再就職に資する総合的な職業能力開発プログラム推進事業：41百万円の内数】  
(母子家庭の母等以外の者の分を含め人材開発統括官予算に計上。)

## 4. 仕事を応援（続き）

### （4）母子・父子自立支援プログラム策定事業の実施

ハローワークや母子家庭等就業・自立支援センターと緊密に連携しつつ、個々のひとり親家庭の実情に応じた自立支援プログラムを策定する。

また、自立支援プログラムで設定した目標を達成した後も、達成後の状況を維持するとともに、更なる目標が設定できるよう、アフターケアを実施する。

【母子家庭等対策総合支援事業：122億円の内数】

## 5. 住まいを応援

### 生活困窮者に対する住居確保給付金の支給

離職等により経済的に困窮し、住居を失った又はそのおそれのある者に対して有期で家賃相当額を支給することにより、住居の確保と就労機会の確保に向けた支援を行う。

【住宅確保給付金：17億円の内数】

（母子家庭の母等以外の者の分を含め社会・援護局予算に計上。）

## 配偶者からの暴力（DV）防止など婦人保護事業の推進

### （１）婦人相談員手当の拡充【拡充】

婦人相談員による相談・支援の充実を図るため、一定の研修を修了した者について勤務実態に応じた手当額となるよう、婦人相談員手当の引き上げを図る。

【児童虐待・DV対策等総合支援事業：159億円の内数】

### （２）若年被害女性等支援モデル事業（仮称）の創設【新規】

若年被害女性等に対して、公的機関と民間の支援団体が密接に連携し、アウトリーチによる相談支援や居場所の確保等を行うモデル事業を実施する。

【児童虐待・DV対策等総合支援事業：159億円の内数】

### （３）売春防止活動・DV対策機能強化事業の充実【拡充】

#### ○婦人相談所一時保護所入所者個別対応強化事業の創設

婦人相談所一時保護所において、様々な困難な課題を抱える被害者のニーズに対応した支援の充実を図るため、個々のケースに応じたきめ細かな支援を行う必要があることから、個別対応できる職員を配置し、支援体制の強化を図る。

【児童虐待・DV対策等総合支援事業：159億円の内数】

### （４）婦人保護施設等における支援の充実【拡充】

- ・ 婦人保護施設及び婦人相談所一時保護所における同伴児童対応職員の配置を拡充することにより、同伴児童に対する支援体制の強化を図る。

※ 同伴児童対応職員の配置

（現行）最大3名まで配置可能 → 最大5名まで配置可能

- ・ 婦人保護施設において、様々な困難な課題を抱える被害者のニーズに対応した支援の充実を図るため、個々のケースに応じたきめ細かな支援を行う必要があることから、個別対応できる職員の配置に係る加算を創設する。

【婦人保護施設措置費等：23億円の内数】

### 1. 目的

離婚によるひとり親世帯等、父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について手当を支給し、児童の福祉の増進を図る。（平成22年8月より父子家庭も対象）

### 2. 支給対象者

18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童（障害児の場合は20歳未満）を監護する母、監護し、かつ生計を同じくする父又は養育する者（祖父母等）。

### 3. 支給要件

父母が婚姻を解消した児童、父又は母が死亡した児童、父又は母が一定程度の障害の状態にある児童、父又は母の生死が明らかでない児童などを監護等していること。

※ ただし、国内に住所を有しないとき、児童が父又は母と生計を同じくするとき、母又は父の配偶者に養育されるとき等は支給されない。  
平成26年12月より、受給者等の年金額が手当額を下回る場合は、その差額分の手当を支給。

### 4. 手当月額（平成30年4月からの見込み額）

・児童1人の場合	全部支給：42,500円	一部支給：42,490円から10,030円まで
・児童2人以上の加算額 [2人目]	全部支給：10,040円	一部支給：10,030円から5,020円まで
[3人目以降1人につき]	全部支給：6,020円	一部支給：6,010円から3,010円まで

### 5. 所得制限限度額（収入ベース）

- ・全部支給（2人世帯） 130万円 → 160万円（平成30年8月分から実施予定）
- ・一部支給（2人世帯） 365万円 → 据え置き

### 6. 受給状況

・平成29年3月末現在の受給者数 1,006,332人（母：943,917人、父：57,484人、養育者：4,931人）

### 7. 予算額（国庫負担分） [30年度予算案] 1,710.9億円

### 8. 手当の支給主体及び費用負担

- ・支給主体：都道府県、市及び福祉事務所設置町村
- ・費用負担：国 1/3 都道府県、市及び福祉事務所設置町村 2/3

### 1. 手当の支給回数の見直し（平成28年改正法附帯決議事項／法改正事項）

#### <内容>

現行の年3回（4月、8月、12月）から奇数月の隔月支給（年6回）とする。

※ 2019年（平成31年）の11月支給（8月分～10月分）から隔月支給に変更。

### 2. 全部支給所得制限限度額の引上げ（政令改正事項）

#### <内容>

「全国ひとり親世帯等調査」の結果を踏まえ、全部支給所得制限限度額を収入ベースで130万円から160万円に引き上げる（扶養親族等の数が1人の場合）。

※ 2018年（平成30年）8月分から実施予定。

### 3. 公共用地取得による土地代金等にかかる特別控除（政令改正事項）

#### <内容>

手当額の算定基礎となる所得額から、公共用地の取得に伴う土地代金や物件移転料等を控除する。

※ 2018年（平成30年）8月分から実施予定。

### 改正の内容

- 新たに大学院に就学するために必要な経費の貸付に係る資金（修学資金及び就学支度資金）を創設する。  
【貸付限度額（案）】 修学資金：月額132,000円（修士課程）、月額183,000円（博士課程）  
就学支度資金：590,000円

### 【目的】

- 母子父子寡婦福祉資金は、配偶者のない女子又は配偶者のない男子であって現に児童を扶養しているもの等に対し、その経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、あわせてその扶養している児童の福祉を増進することを目的としている。
- 母子及び父子並びに寡婦福祉法の規定に基づき行われている。

### 【対象者】

- ① 母子福祉資金：配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの（いわゆる母子家庭の母）、母子・父子福祉団体 等
- ② 父子福祉資金：配偶者のない男子で現に児童を扶養しているもの（いわゆる父子家庭の父）、母子・父子福祉団体 等  
（平成26年10月1日より）
- ③ 寡婦福祉資金：寡婦（配偶者のない女子であって、かつて配偶者のない女子として児童を扶養していたことのあるもの） 等

### 【貸付金の種類】

- ①事業開始資金、②事業継続資金、③修学資金、④技能習得資金、⑤修業資金、⑥就職支度資金、⑦医療介護資金、⑧生活資金、⑨住宅資金、⑩転宅資金、⑪就学支度資金、⑫結婚資金（計12種類）

### 【貸付条件等】

- 利 子：貸付金の種類、連帯保証人の有無によって異なるが、無利子または、年利1.0%
- 償還方法：貸付金の種類によって異なるが、一定の据え置き期間の後、3年～20年

### 【実施主体等】

都道府県、指定都市、中核市（国：2/3 都道府県、指定都市、中核市：1/3）

### 【貸付実績】

- ①母子福祉資金：172億3,578万円（33,133件）②父子福祉資金：4億8,617万円（1,086件）
- ③寡婦福祉資金：3億7,950万円（570件） ※貸付金の件数・金額とも約9割が、児童の修学資金関係

# 生活困窮世帯等の子どもの学習支援事業の強化【拡充】 (高校生世代)

## 3. 学びを応援

- ◇ 平成29年12月にまとめられた生活困窮者自立支援及び生活保護部会の報告書において、**高校生や高校を中退した人、中学校卒業後進学や就労していない人などの高校生世代、10代の若年層に対する支援が不足している**と指摘されている。
- ◇ このため、現行の高校生に対する中退防止のための支援を拡充し、高校中退者、中学校卒業後進学していない子どもをも対象に、単に高校の授業のフォローアップということだけでなく**学習面に加え社会面・生活面の向上のための支援を総合的に行う**ことにより、自分の将来への具体的なイメージを形成したり、就職、再就学、進学など**適切な進路が選べるような基礎づくり**を行う。
- ◇ 支援については、中学生までの学習支援と同様の基礎自治体単位の実施のほか、市域を越えた都道府県単位（広域）での実施も想定。

### 対象経費

◇ 支援員人件費等（人件費・旅費） ◇ 進路先選択相談支援関係費用（資料作成費・旅費等） ◇ その他費用（旅費、通信費等）

### 補助率

1/2

### ★生活困窮者自立支援及び生活保護部会 報告書（抜粋）

(1) 子どもの学習支援事業のあり方

- 高校生や高校中退した人、中学校卒業後進学や就労していない人などの高校生世代、10代の若年層に対する支援が不足している。学習支援だけでなく自立に向けた相談支援が必要であり、教育部門との連携はもとより、就労支援機関との連携も含めた方策を検討すべきである。

### ★新たな自殺総合大綱のあり方に関する検討会報告書（抜粋）

(2) 地域レベルの実践的な取組の更なる推進

- 生活困窮者自立支援制度における子どもの学習支援事業による生活困窮世帯の子どもを対象とした学習支援や居場所づくり等の活動や、…（中略）既存の施策を、より効果的な自殺対策の実施に資するよう、**孤立防止**や、危機介入に生かしていくべきである。

### 高校生世代（10代の若年層）に対する支援



高校の授業等のフォローアップや  
基礎的学力の習得、自己肯定感の向上 など

孤立感の解消や将来への意欲向上 など

生活習慣の定着・改善 など

- ◆ 高校の中退防止
- ◆ 高校を中退した人、中学卒業後進学や就労していない人などの自分の将来への意欲向上や具体的なイメージの形成
- ◆ 希望する進路（就職、再就学、進学）の選択のための基礎づくり



# 生活困窮世帯等の子どもの学習支援事業の強化【拡充】 (小学生)

## 3. 学びを応援

- ◇ 平成28年度に民間団体が行った調査では、事業の課題として、スタッフ、ボランティアの確保のほか、**幼少期からの早期支援の必要性が指摘されている**。また、平成29年12月にまとめられた生活困窮者自立支援及び生活保護部会の報告書においても同様の指摘があった。
- ◇ そのため、貧困の連鎖の防止の観点からも、学齢期からの支援として、**家庭の事情等により学童へ行けない、通えない子どもの家庭等に対して巡回訪問を行う**ことにより、基礎的な生活習慣や学習習慣などの習得と併せて、子どもの親への養育支援を通じて**家庭全体への支援を行う**。

### 対象経費

- ◇ 専門支援員人件費等（人件費・旅費）
- ◇ 連絡協議会開催費用（会議費、資料作成費等）
- ◇ その他費用（旅費等）

### 補助率

1/2

### ★生活困窮者自立支援及び生活保護部会 報告書（抜粋）

- (1) 子どもの学習支援事業のあり方
- 家庭で机に向かう習慣がないことが低学力につながるおそれがあることや、中学生になると支援につながるまでの関係構築が難しいといった観点から、小学生や就学前からの早期支援が必要との指摘もあった。

### 学齢期からの早期支援

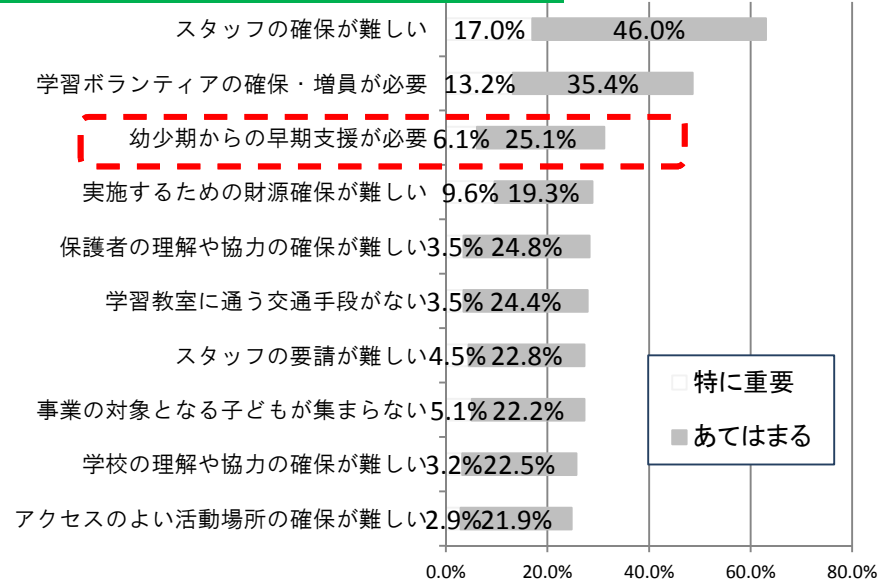
#### ○学童に行けない、通えない子ども等を対象

- 基礎的な学習習慣の習得など**
  - ・宿題を行う習慣づくりなど
- 基本的な生活習慣の習得など**
  - ・早寝早起き、プリントを親に見せるなど
- 親への養育支援など**
  - ・子育てに関する情報提供など



家庭全体を支援

### 事業実施団体の実施運営上の課題



※出典：平成28年度社会福祉推進事業「子どもの学習支援事業の効果的な異分野連携と事業の効果検証に関する調査研究事業」（特定非営利活動法人さいたまユースサポートネット）



### 改正の内容

高等職業訓練促進給付金の支給を受け、准看護師養成機関を卒業する者が、引き続き、看護師の資格を取得するために養成機関で修学する場合には、通算3年分の給付金を支給できるよう支援を拡大する。

#### 【目的】

- 母子家庭の母又は父子家庭の父の就職を容易にするために必要な資格の取得を促進するため、当該資格に係る養成訓練の受講期間について給付金を支給することにより、生活の負担の軽減を図り、資格取得を容易にすることを目的とする。

#### 【対象者】

- 養成機関において修業を開始した日以降において、次のいずれにも該当する母子家庭の母又は父子家庭の父に支給。
  - ① 児童扶養手当の支給を受けているか又は同等の所得水準にあること
  - ② 養成機関において1年以上のカリキュラムを修業し、対象資格の取得が見込まれる者であること

#### 【対象資格】

- 就職の際に有利となる資格であって、法令の定めにより養成機関において1年以上のカリキュラムを修業することが必要とされているものについて、都道府県知事等が地域の実情に応じて定める。

《対象資格の例》 看護師、准看護師、保育士、介護福祉士、理学療法士、作業療法士、調理師、製菓衛生師 等

#### 【支給内容】

- 支給対象期間：修業する全期間（上限3年）
- 支給額：月額10万円（住民税課税世帯は月額70,500円）

#### 【実施主体等】

- 実施主体：都道府県・市区・福祉事務所設置町村（国3/4、都道府県等1/4）
- 創設：平成15年度

#### 【支給実績（平成28年度）】

- 総支給件数：7,110件（全ての修学年次を合計）
- 資格取得者数：2,475人（看護師 934人、准看護師 1,161人、保育士 142人、介護福祉士 61人など）
- 就職者数：1,920人（看護師 823人、准看護師 782人、保育士 119人、介護福祉士 53人など）

### 拠点

#### マザーズハローワーク（21箇所【平成18年度より設置】）

子育て女性等（※）に対する再就職支援を実施する専門のハローワークを、東京及び政令指定都市（一部除く）に設置。

※ 子育て女性等とは、子育て中の女性のほか、子育て中の男性、子育てをする予定のある女性を含む。

#### マザーズコーナー（173箇所【平成19年度より設置】）

マザーズハローワーク未設置地域であって県庁所在地等中核的な都市のハローワークにコーナーとして設置。

### 支援サービスの内容

求職活動の準備が整い、かつ具体的な就職希望を有する子育て女性等に対する就職支援サービスの提供

#### ○ 担当者制・予約制によるきめ細かな職業相談・職業紹介等

個々の求職者の希望や状況に応じた再就職実現のための計画の策定、担当者制・予約制による職業相談・職業紹介、再就職に資する各種セミナーの実施、公的職業訓練等へのあっせん等による一貫した支援とともに、マザーズハローワークにおいて関係機関と連携しながらひとり親に対するきめ細かな相談を行う等、子育て女性等に対する網羅的・総合的な支援を実施。

#### ○ 仕事と子育てが両立しやすい求人確保等

仕事と子育てが両立しやすい求人情報の収集・提供や、求職者の希望やニーズに適合する求人の開拓をするとともに、メール配信等により、事業所情報を提供

#### ○ 地方公共団体等との連携による保育サービス関連情報の提供

保育所、地域の子育て支援サービスに関する情報の提供や、地方公共団体の保育行政との連携による保育サービスの現状等に係る説明会の開催等

#### ○ 子ども連れで来所しやすい環境の整備

キッズコーナー、ベビーチェアの設置や子ども連れでも職業相談等が行える十分な相談スペースを確保するとともに、相談中の子どもの安全面へ配慮し、キッズコーナーに安全サポートスタッフを配置

### 平成30年度の新規取組



#### ● 拠点の拡大

子育て女性等の再就職支援を一層充実させるため、支援の対象となる女性等が多数存在する地域におけるマザーズコーナーを新設(5箇所)する。

事業拠点 平成29年度 194箇所 → 平成30年度 199箇所

#### ● ひとり親に対する支援の強化

マザーズハローワーク・コーナーに就職支援ナビゲーターを増員し、母子家庭の母等のひとり親に対してプライバシーに配慮した相談や専門的な支援を実施する。また、地方公共団体やひとり親への支援を行う関係機関と連携した支援を実施する。平成29年度 26人 → 平成30年度 31人

#### ● 正社員への再就職やステップアップ支援の強化

マザーズコーナーに求人者支援員を増員し、正社員への再就職やステップアップにつながる両立しやすい求人の開拓を強化するとともに、大学等と連携し正社員就職のマッチング機能を充実させる。平成29年度 21人 → 平成30年度 31人

(児童虐待・DV対策等総合支援事業 159億円の内数)

### 施策の目的

- 女性を取り巻く様々な問題（DV被害、ストーカー被害、性暴力被害など）は、年々増大し、深刻化している。相談者と最初にコンタクトをとる婦人相談員については、**困難性のある問題を適切に対応するための高い専門性と切れ目のない継続的な相談・支援を行うことが求められている。**
- 婦人相談員手当額の引き上げを行うことにより、婦人相談員の活動強化を図る。**

### 内容

#### ◆婦人相談員手当額の引き上げ

一定の研修を修了した者について勤務実態に応じた手当額となるよう、**月額最大 191,800円**（現行月額最大149,300円）に**拡充**

#### ◆婦人相談員の質の向上を図る観点から、以下のとおり研修受講要件を課し、これを満たす者について手当額の拡充を行う。

- 以下の①又は②のいずれかに該当することを要件とする。

##### ① 国が実施する婦人相談員を対象とする研修※を受講した者

※「全国婦人相談員・心理判定員研究協議会」（研修）

##### ② 地方公共団体又は全国婦人相談員連絡協議会等の関係団体が実施する婦人相談員を対象とする研修※を受講した者

※以下の項目程度の内容を盛り込んだ研修であって地方公共団体が認めた研修とする。

- ・ 法制度、施策の理解（他制度、他施策含む）
- ・ 相談、支援スキルの習得（相談対応技術、困難ケース対応、事例検討等）
- ・ 関係機関との連携 等

\* 平成29年度末までに上記①又は②の研修を受講している者については、研修修了証や復命書等により確認できる場合、研修を受講したものとして取り扱うこととする。（過去に受講している者も対象とする取扱い）

◆実施主体 都道府県・市

◆補助率 国 1 / 2（都道府県・市 1 / 2）

# 若年被害女性等支援モデル事業（仮称）＜新規＞

婦人保護事業の推進

（児童虐待・DV対策等総合支援事業 159億円の内数）

- ◆ 困難を抱えた女性については、個々のケースに応じた細やかな支援を行うことにより早期の自立支援が可能となることから、若年被害女性等に対して、公的機関・施設と民間支援団体とが密接に連携し、アウトリーチから居場所の確保、公的機関や施設への「つなぎ」を含めたアプローチを行う仕組みを構築するためのモデル事業を新たに実施する。 **＜実施主体＞ 都道府県・市・特別区** **＜補助率＞ 国10/10**

## ＜モデル事業イメージ＞

### 都道府県・市・特別区

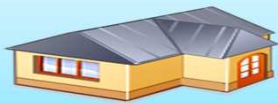


★4つのアプローチで若年（被害）女性の早期からの自立を支援

- ①アウトリーチ支援【必須】
- ②関係機関連携会議の設置等（関係機関との連携）【必須】
- ③居場所の確保【任意】
- ④自立支援【任意】

事業の全部又は一部を委託可能

### 民間団体



国

補助

## ① アウトリーチ支援

＜未然防止＞

- ◆夜間見回り・声かけ
- ◆相談窓口の開設（電話・メール・LINE）

## ③ 居場所の確保

- ◆一時的な「安心・安全な居場所」の提供、相談支援の実施

## ④ 自立支援

- ◆学校や家族との調整、就労支援など自立に向けた支援を実施

## ② 関係機関連携会議の設置等（関係機関との連携）

- ◆実施主体は、関係機関連携会議を設置し、関係機関と民間支援団体の連絡・調整を図る
- ◆身体的・心理的な状態や置かれている状況等に応じて関係機関へつなぐ（同行支援を含む）

婦人相談所

民間支援団体

児童相談所

福祉事務所

自立相談支援機関（生活困窮者制度）

警察

DVセンター

男女共同参画センター

婦人保護施設

医療機関

労働関係機関

若年被害女性等

（JKビジネス被害者等  
家出少女・AV出演強要）

